

平成28年第2回

# 香美市議会定例会会議録

平成28年 6月 6日 開 会  
平成28年 6月24日 閉 会

香 美 市 議 会

平成 2 8 年 第 2 回

香美市議会定例会会議録（第 1 号）

平成 2 8 年 6 月 6 日 月曜日

平成28年第2回香美市議会定例会会議録（第1号）

招集年月日 平成28年6月6日（月曜日）

招集の場所 香美市議会議場

会議の日時 6月6日月曜日（会期第1日） 午前 9時04分宣告

出席の議員

1番	甲 藤 邦 廣	12番	山 崎 晃 子
2番	小 松 孝	13番	山 崎 龍太郎
3番	利 根 健 二	14番	大 岸 眞 弓
4番	山 崎 眞 幹	15番	織 田 秀 幸
5番	森 田 雄 介	16番	比与森 光 俊
6番	濱 田 百合子	17番	依 光 美代子
7番	村 田 珠 美	18番	山 本 芳 男
8番	小 松 紀 夫	19番	島 岡 信 彦
9番	爲 近 初 男	20番	石 川 彰 宏
11番	門 脇 二三夫		

欠席の議員

なし

説明のため会議に出席した者の職氏名

【市長部局】

市 長	法光院 晶 一	税務収納課収納担当参事	近 藤 浩 伸
副 市 長	今 田 博 明	ふれあい交流センター所長	横 谷 勝 正
総 務 課 長	山 崎 泰 広	福祉事務所長	西 本 恭 久
企画財政課長	山 中 俊 明	産業振興課長	佐々木 寿 幸
会計管理者兼会計課長	三 谷 由香理	建設課長	井 上 雅 之
管 財 課 長	柳 本 隆 司	環境上下水道課長	安 井 幸 一
定住推進課長	中 山 繁 美	《香北支所》	
防災対策課長	岡 本 博 章	支 所 長	野 島 惠 一
市民保険課長	高 橋 由 美	《物部支所》	
健康介護支援課長	前 田 哲 夫	支 所 長	舟 谷 益 夫
税務収納課長	秋 月 建 樹		

【教育委員会部局】

教 育 長	時 久 惠 子	教育振興課長	横 山 和 彦
教 育 次 長	小 松 美 公	生涯学習振興課長	久 保 和 昭

【消防部局】

消 防 長 寺 田 潔

【その他の部局】

な し

**職務のため会議に出席した者の職氏名**

議会事務局長	和田 隆	議会事務局書記	横田 恵子
議会事務局書記	一圓 まどか	議会事務局書記	山本 絵里

**市長提出議案の題目**

- 承認第 2号 専決処分事項の承認を求めることについて  
平成27年度香美市一般会計補正予算（第8号）
- 承認第 3号 専決処分事項の承認を求めることについて  
平成27年度香美市簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）
- 承認第 4号 専決処分事項の承認を求めることについて  
平成27年度香美市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 承認第 5号 専決処分事項の承認を求めることについて  
平成27年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第4号）
- 承認第 6号 専決処分事項の承認を求めることについて  
平成27年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第4号）
- 承認第 7号 専決処分事項の承認を求めることについて  
香美市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 承認第 8号 専決処分事項の承認を求めることについて  
香美市税条例等の一部を改正する条例の制定について
- 承認第 9号 専決処分事項の承認を求めることについて  
香美市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 承認第 10号 専決処分事項の承認を求めることについて  
行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 44号 平成28年度香美市一般会計補正予算（第1号）
- 議案第 45号 平成28年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第1号）
- 議案第 46号 香美市地域公共交通事業に関する条例の一部を改正する条例の制定について

**議員提出議案の題目**

な し

**議事日程**

平成28年第2回香美市議会定例会議事日程

平成28年6月6日(月) 午前9時開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 諸般の報告

1. 議長の報告
2. 行財政改革推進特別委員会委員長の報告
3. 定住人口増加促進特別委員会委員長の報告
4. 市長の報告

(1) 繰越明許費繰越計算書の報告について

報告第 1号 繰越明許費繰越計算書(一般会計)の報告について

報告第 2号 繰越明許費繰越計算書(簡易水道事業特別会計)の報告  
について

報告第 3号 繰越明許費繰越計算書(公共下水道事業特別会計)の報  
告について

(2) 専決処分事項の報告について

報告第 4号 香美市物部支所庁舎新築工事(建築主体工事)に係る請  
負契約の一部を変更する契約の締結について

報告第 5号 損害賠償の額の決定及び和解について

報告第 6号 香美市物部支所庁舎新築工事(建築主体工事)に係る請  
負契約の一部を変更する契約の締結について

(3) 地方自治法第243条の3第2項の規定に基づく報告について

①公益財団法人 やなせたかし記念アンパンマンミュージアム振興財団

・平成27年度事業報告及び決算報告

・平成28年度事業計画及び収支予算

②株式会社 香北ふるさと公社

・平成27年度事業報告及び決算報告

・平成28年度事業計画及び収支予算

(4) 行政の報告及び提案理由の説明

日程第4 承認第 2号 専決処分事項の承認を求めることについて  
平成27年度香美市一般会計補正予算(第8号)

日程第5 承認第 3号 専決処分事項の承認を求めることについて  
平成27年度香美市簡易水道事業特別会計補正予算(第4  
号)

日程第6 承認第 4号 専決処分事項の承認を求めることについて  
平成27年度香美市公共下水道事業特別会計補正予算(第

3号)

- |       |     |     |  |
|-------|-----|-----|--|
| 日程第7  | 承認第 | 5号  | 専決処分事項の承認を求めることについて<br>平成27年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）補<br>正予算（第4号）              |
| 日程第8  | 承認第 | 6号  | 専決処分事項の承認を求めることについて<br>平成27年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）補<br>正予算（第4号）              |
| 日程第9  | 承認第 | 7号  | 専決処分事項の承認を求めることについて<br>香美市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定に<br>ついて                   |
| 日程第10 | 承認第 | 8号  | 専決処分事項の承認を求めることについて<br>香美市税条例等の一部を改正する条例の制定について                            |
| 日程第11 | 承認第 | 9号  | 専決処分事項の承認を求めることについて<br>香美市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に<br>関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第12 | 承認第 | 10号 | 専決処分事項の承認を求めることについて<br>行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例<br>の一部を改正する条例の制定について     |
| 日程第13 | 議案第 | 44号 | 平成28年度香美市一般会計補正予算（第1号）   |
| 日程第14 | 議案第 | 45号 | 平成28年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）補<br>正予算（第1号）                                     |
| 日程第15 | 議案第 | 46号 | 香美市地域公共交通事業に関する条例の一部を改正する条<br>例の制定について                                     |

#### 会議録署名議員

17番、依光美代子君、18番、山本芳男君（会期第1日目に会期を通じ指名）

## 議事の経過

(午前 9時04分 開会 開議)

○議長（石川彰宏君） おはようございます。ただいまの出席議員は19人です。定足数に達していますので、これから平成28年第2回香美市議会定例会を開催いたします。

まず、平成28年度第2回香美市議会定例会開会に当たり一言ご挨拶を申し上げます。

4月14日に発生いたしました平成28年熊本地震により、多数のとうとい人命が奪われ、犠牲になられた方々のご冥福を心からお祈り申し上げます。現在も多くの住民が避難生活を余儀なくされていると思います。被災された方々に衷心よりお見舞いを申し上げ、一日も早い復旧・復興を願うものでございます。

水無月を迎え山の木々も一段と緑を増してきました。また、中山間地域でも本年度の田植えも終わりに近づいております。議員各位には何かとご多忙のところ本議会定例会にご出席をいただきまして、まことにありがとうございます。

議会改革の中で始めた議会報告会も今回で8回目を迎えることとなりました。今回の報告会は、5月9日から15日までの間に市内12カ所で実施をし、市民の皆様129名に出席をいただき、その総括とまとめを各班で行っていただきました。今回も少しでも市民との意見交換ができ、一定議会としての役割を果たすことができたのではないかと考えております。どうもご苦労さまでございました。

次に、4月26日に松山市で開催されました四国市議会議長会に副議長と参加いたしました。また、5月31日に全国市議会議長会が東京都の東京国際フォーラムで開催され、当議会が監査委員に任命されております。また、2名の議員の方が全国表彰を受けております。ここでご報告しておきます。

今議会定例会に市長から提出されております議案は、平成28年度香美市一般会計補正予算（第1号）を含む議案3件、報告6件、承認9件であります。また、議員提出の意見書は3件が予定されております。

市長より提出されております議案については、後ほど市長より説明がありますので、議員各位におかれましては、特に議会の品位を重んじ、円滑な議事運営に格段のご協力を賜りますようお願いを申し上げまして、開会に当たり私のご挨拶といたします。

議事日程はお手元にお配りしたとおりです。

日程第1、会議録署名議員を指名いたします。

会議録署名議員は、会議規則の定めるところにより、今期定例会を通じて17番、依光美代子君、18番、山本芳男君の両君を指名します。両君にはよろしく願いいたします。

日程第2、会期の決定を議題とします。

本件については、5月30日の議会運営委員会で協議を行っていただいておりますので、委員長から報告を求めます。議会運営委員会委員長、比与森光俊君。

○議会運営委員会委員長（比与森光俊君）

おはようございます。16番、比与森で

す。

本日招集されました平成28年第2回香美市議会定例会の運営につきまして、去る5月30日に議会運営委員会を開催しましたので、協議の結果をご報告いたします。

まず、会期につきましては、お手元にお配りしました会期及び会議（審査）の予定表のとおりでございます。本日から6月24日までの19日間としました。なお、会議が順調に進んだ場合の繰り上げての閉会と会期の延長を必要とする場合につきましては、議長に一任することになりました。

開会当日、今議会に執行部から上程される議案等は、お手元にお配りしています提出議案のとおりでございます。

続きまして、会期中の会議ですが、本日は今期定例会に付議された提出議案の提案理由の説明までといたします。ただし、議案第44号は選挙管理委員会に関する予算に係る早期採決が必要であるため、本日委員会付託を省略し、本会議で採決まで行うことに決定しました。

会期2日目の7日から会期8日目の13日までは、休日及び議案精査のため休会といたします。

会期9日目の14日から会期11日目の16日までの3日間は、一般質問を予定しております。

会期12日目の17日は、議案質疑の後、各議案等は各常任委員会へ付託となります。引き続き承認第2号について連合審査会を行います。連合審査会終了後、総務常任委員会において議案審査となります。

会期13日目の18日、会期14日目の19日は、休日及び議案精査のため休会といたします。

会期15日目の20日は、教育厚生常任委員会において議案審査となります。

会期16日目の21日は、産業建設常任委員会において議案審査となります。

会期17日目の22日、18日目の23日は、議案審査整理のため休会といたしました。

会期19日目の最終日24日は、各常任委員会の付託議案の審査報告及び採決並びに追加案件がありますので、委員会の付託を省略をして本会議で採決まで行います。

また、追加案件につきましては、意見書案のほかに執行部からも追加議案、請負契約の締結について等が予定されております。

次に、一般質問の通告は、会期2日目の7日火曜日午前10時までと決定しました。一般質問の通告内容ではありますが、質問の要旨が十分にわかるように具体的に記入の上、提出をお願いいたします。

次に、請願・陳情、発議、意見書案等の議案につきまして協議を行いました。請願・陳情、発議及び決議案については、提出案件がございませんでした。意見書案第6号か

ら第8号までの意見書案につきましては、3件とも書式が整っておりますので、会派代表者会議において意見書案に対する調整を行い、提出者が署名を整えて最終日に追加案件として提案することとなりました。

その他の協議結果につきましては、お手元にお配りしました協議結果報告書のとおりでございます。議員各位の格段のご協力をお願いいたします。

以上で議会運営委員会の報告を終わります。

○議長（石川彰宏君） 議会運営委員会委員長の報告を終わります。

お諮りします。今期定例会の会期は、委員長報告のとおり本日から6月24日までの19日間にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（石川彰宏君） 異議なしと認めます。よって、会期は本日から6月24日までの19日間と決定しました。

なお、会期中の会議の予定につきましては、お手元にお配りしてあります予定表のとおりです。

#### 【会期及び会議（審査）の予定表 巻末に掲載】

日程第3、諸般の報告を行います。

初めに、議長の報告を行います。

まず、平成28年第1回議会定例会において議決されました環太平洋経済連携（TPP）協定交渉の大筋合意後の対応に対する意見書及び介護福祉士養成施策の充実・強化を求める意見書については、衆・参両議院議長及び内閣総理大臣並びに関係各大臣へそれぞれ送付いたしました。

次に、市長から地方自治法施行令第146条の規定による、報告第1号から第3号までの繰越明許費、繰越計算書の報告とあわせて地方自治法第180条の規定による専決処分事項について、報告第4号から報告第6号のとおり報告がありました。

また、地方自治法第243条の3第2項の規定により、株式会社香北ふるさと公社の平成27年度事業報告及び決算報告並びに平成28年度事業計画及び収支予算の提出がありました。公益財団法人やなせたかし記念アンパンマンミュージアム振興財団については、会期中に提出があります。

また、香美市私債権の管理に関する条例第13条の規定による、香美市の私債権放棄の報告について報告書のとおり報告がありました。

次に、監査委員から例月出納検査報告書及び定期監査の実施報告書が提出されております。

その他の報告事項につきましては、お配りしました議長報告書のとおりです。

これから、行財政改革推進特別委員会の協議の推移・進捗状況等について、委員長から報告を求めます。行財政改革推進特別委員会委員長、爲近初男君。

○行財政改革推進特別委員会委員長（爲近初男君） おはようございます。9番、爲

近初男です。

3月議会以降、4月25日に行財政改革推進特別委員会を開催しました。審査の経過及び結果について報告をいたします。

1点目、指定管理者の指定状況（児童クラブ）についての審査をしました。

本市には8つの児童クラブがあり、それぞれの運営委員会に委託をしている。開設時間、休所日等は保護者の意向により決めている。定員は施設の規模を考慮して、受け入れが可能な最大の児童数となっている。本市では申し込みのあった子どもさんについては受け入れていただきたいということで、かなり多くの人数となっている。200日以上が開設の基本となるなどの説明がありました。

質疑では、利用料に差があるが、おやつの中身が変わっているののかに対し、おやつは児童クラブごとに違っていると答弁。大宮小学校児童クラブの現状はに対して、学校の隣に新設された。高学年の子どもの受け入れもするようになり、アンケートを実施し、利用が絶対必要な子どもは受け入れる。低学年は必ず受け入れるとなっていて、人数が大きくふえたと答弁。児童クラブ各施設の整備計画はしっかりした青写真があるののかに対し、学校敷地内に建設することが国庫補助の条件となっている。学校施設内に空き教室があれば、その利用となる。楠目小の児童クラブは人数が多くなり、施設が手狭になっており、検討している。宝町集会所にある児童クラブは舟入小学校児童8割、山田小学校2割ぐらいの状況であるが、この場所は山田小学校区であり、新設するとしたら舟入小に建てることになると考えていて、保護者の意向を踏まえて決めていきたいと考えている。これ以外の施設についても、必要性のあるものについては、それぞれ建設を進めたいと考えていると答弁。空き教室があれば、専用施設でなくても構わないということだが、以前からそういう説明だったののかに対して、平成27年度から制度が変わった。国の補助基準として、空き教室があればそこを利用する。本市では現在ないということになっている。今後は空き教室が出てくれば、補助を受けて増改築し使用すると答弁。空き教室にもっと力を入れるべきではないか、児童が減っている中でなぜ空き教室がないのか、チェックした経過はあるののかに対して、さまざまな児童もふえている状況もある。調査は毎年している。空き教室は現在はないが、工夫をしてできるのであれば、その利用が望ましいと思うので対応していくと答弁。本市は指定管理体制をとり年間6,000万円を超す金額となっているが、指定管理をとっているのは、県下ではどれぐらいの自治体があるののかに対して、本市のみである。ほとんどが委託であり、高知市とごく一部が直営ですと答弁。それぞれの児童クラブにおいて、指導員等の賃金のチェックはされているののかに対し、年度末と年度初めに決算と翌年度の計画を出してもらっている。また、月々の収支報告、人数報告等をしてもらっている。賃金が1人当たり幾らかを出している。時給制、日給制、月給制と児童クラブの事情で賃金を決めていると答弁。そこが指定管理制度の盲点と思う。賃金体系の統一性が必要ではに対し、基準ラインがあるので、必ずそこを守りなさいまではしていないと答弁。指定管理制度の基本

協定書では、管理経費の説明を求めることができるとしている。指定管理であっても中身に入っていけるのだが、どういうチェックをしていくのかに対し、添付資料と事業報告書の中身を全部変え、かつちりした報告を毎月求めるようにしていると答弁。今までに改善勧告はしたのかに対し、かなりの日数、協議を重ねて、改善についての話し合いをしたと答弁。大きいお金が動いている。税金でやっているという認識をに対して、指定管理料が8割ぐらいで、2割が保護者からの利用料となっている。お金の流れを口座でチェックして、聞き取りをしていると答弁がありました。指定管理体制を存続するのであれば自治体の介入を強めていくべきである、また、公募形式も視野に入れ、検討していただきたいとの意見が出ました。

2点目、べふ峡温泉の状況を含めた観光協会の現状についての審査をしました。

香美市観光協会の平成27年度事業収益は1,040万円程度の黒字の予想である。これにより温泉の施設の改修を実施した。大きい修繕は市がしたが、こういう形で純益の中で施設の修繕を含めて、長寿命化をみずからが図っていく体制ができつつある。温泉の利用者数はバーベキュー等が伸び、前年を大きく上回る予定である。ホームページを更新して質の高いものになっている。観光協会の本部を土佐山田駅前の角地に移転をするなどの報告がありました。

質疑では、指定管理の仕組みとして、施設修繕についてはどうなっているのかに対して、30万円の線引きをして、それを超すものは市がやるとなっている、しかし、1件では少額でも10件になると30万円は超すものについては、協会がみずから修繕をし顧客満足度を上げる姿勢なので、市は反対せず、協議の上で対応していただいていると答弁。職員等の待遇改善はできたのかに対し、周辺の観光協会とは大きな差があるので、同等の水準に上げるようお願いをしている。就労意欲維持、向上の狙いもあると答弁。新たな観光戦略等を聞いているのかに対して、インフォメーション業務にアルバイトを2名雇用するので、本部職員がそこから外れ、企画のほうも一定とれるので、展開を考えている。また、旅行業の試験を受け、その免許を取得していくと聞いていると答弁。移転した本部で物販の展開はできるのかに対して、移転先は狭く、建物の改修もしくは新築が必要と考えている。観光協会より市長に、観光の拠点をとの要望書も出ている。本市の特産物を手にとって見れて、そこで買うことができる場所をつくるのは、市として大きな課題を考えていると答弁。べふ峡温泉の送迎はどうなっているのかに対し、車両があり可能です。利益優先で厳しい条件でないと迎えに行けない状況だったが、見直しをしていると答弁がありました。

本委員会としては、観光協会の役割として、本市の観光をアピールする企画に力を入れてもらいたい。また、指定管理料を含めて、今後の展開を見守っていくとの意見が出ました。

以上で報告を終わります。

○議長（石川彰宏君） 行財政改革推進特別委員会委員長の報告を終わります。

ただいまの委員長の報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

○議長（石川彰宏君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

続いて、定住人口増加促進特別委員会の協議の推移・進捗状況等について報告を求めます。定住人口増加促進特別委員会委員長、山崎眞幹君。

○定住人口増加促進特別委員会委員長（山崎眞幹君） それでは、定住人口増加促進特別委員会におきましては、4月25日に特別委員会を開催いたしましたので、審査の経過と結果について報告をさせていただきます。

まず、定住推進課の業務内容と今後の展望については、定住班の所管します移住定住対策事業、集落活動センター事業、ものづくり事業、婚活事業を実施の方向性について、また、まちづくり班の所管する姉妹都市交流、市営バス、ふるさと納税等に関連し、全般的な説明を受け、質疑・意見交換等を行いました。

次に、空き家調査の進捗状況とデータ活用方針については、空き家調査については、平成24年5月から平成27年2月までに賃貸、集合住宅、新築、建て売り等を除く住宅用家屋1万52戸の調査を完了し、平成27年度は活用されそうな空き家の追跡調査と新規の空き家調査を、また、空き家登録物件のある自治会や空き家の多い自治会の地域情報調査、自治会費でありますとか集落行事、移住者受け入れに対する意識調査等を優先的に行ってきました。また、平成28年度は地域情報未調査地区の調査と再度の全戸調査、また、既存空き家の状態のランクづけの見直し等を行い、空き家バンクの制度のさらなる活用を図りたい。また、データの活用については、空き家の所有者等の理解を得て、空き家バンクへの登録物件をふやし、移住促進に活用していきたいと考える。そして、地域情報をもとに、地元住民と移住者との間にミスマッチが起こらないように、移住定住交流業務を委託しているNPO法人いなかみと連携をし、両者のサポートを行ってきたい。空き家数等の数値データは関係機関と共有し、連携して移住促進につなげていきたいとの説明を受け、質疑、意見交換等を行いました。

最後に、提言の回答内容については、提言書にある「農業者であることを条件に」の部分は、「農業者となることを条件に」と読みかえた上で、旧の農業委員会での協議の一端として、農業経営を守り図る上で最低限必要だと思われる下限面積についての考え方や、地域で必要な共同活動でのミスマッチが起こる懸念、また、1アールでも農業者として認めた場合、農業者としての特別な権利を与えることとなり、慎重な判断が必要となる等々の説明を受け、質疑、意見交換等を行いました。

以上で定住人口増加促進特別委員会の報告を終わります。

○議長（石川彰宏君） 定住人口増加促進特別委員会委員長の報告を終わります。

ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

○議長（石川彰宏君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第4、承認第2号、専決処分事項の承認を求めることについて、平成27年度香美市一般会計補正予算（第8号）から日程第15、議案第46号、香美市地域公共交通

事業に関する条例の一部を改正する条例の制定についてまで、以上12件を一括議題とします。

行政の報告及び承認第2号から議案第46号までの提案理由の説明を求めます。市長、法光院晶一君。

○市長（法光院晶一君） おはようございます。

本日、ここに平成28年第2回香美市議会定例会を招集しましたところ、議員の皆様にはご多忙のところご出席いただきまことにありがとうございます。また、議員の皆様には、日々市民の皆様の暮らしの向上のために、地域振興のためにご尽力をいただいておりますことに対しまして、厚く御礼を申し上げます。

まず初めに、熊本地震によりまして多くの方々がお亡くなりになりました。ここに謹んで哀悼の誠を捧げ、1日も早い復興を心よりお祈り申し上げます。

さて、国政につきましてはG7が終了し、安倍首相が消費税の引き上げ再延長を表明いたしまして、一気に参議院選挙モードに包まれ、マスコミも選挙一色となっておりますところでございます。

一方、地方自治体にとりましては、地方経済、地域経済につきましては、依然として低迷した状況、先行き不透明な状況にあり、何よりも早く経済活性化の具体的な施策、効果的な方策が急がれるところでございます。市として実施しなければならない事業、市民の皆さんの切実な事業につきましては、市が要望する額に対しまして、内示額は十分なものとはいえない状況となっております。

さらに、トップランナー方式などの導入によりまして交付金の抑制が図られようとしており、地方自治体の財政運営は一層厳しくなるおそれがあります。地方消費税の引き上げの見送りは、財源を見込んでいた福祉制度の運営にも大きく影響することは避けられません。十分な財政の手当を行うことを求めるところでございます。

国においては、地方経済の活性化、地方の社会資本整備、充実、そして、安心・安全の対策、地方創生の推進にふさわしい積極的な予算措置を行うよう、関係団体と一層連携して求めてまいる所存であります。議員の皆様にもどうぞよろしくお願いをいたします。

それでは、諸般の報告並びに議案の提案及び説明をさせていただきます。

初めに、諸般の報告でございます。

管財課。

1、平成27年度の入札結果について、平成27年度に実施しました入札の件数につきましては、工事が215件、委託業務47件、物品購入47件、合計で309件でございます。契約金額につきましては、枠内の数字をご参照いただきたいと思いますというふうに思います。

2、香美市小規模工事等希望者登録制度について、平成27年度香美市小規模工事等契約希望者登録制度により発注した小規模工事の件数は46件、発注工事金額の総額は

325万1,728円でございます。

3、香美市役所西庁舎の購入について、香美市役所西庁舎として使用していましたが土地建物を所有者から鑑定評価額の5,890万円で購入いたしました。内訳は下表のとおりでございますので、ご参照ください。

4、繁藤わかふじ団地について、昨年売却しました分譲地に住宅が建築されましたので、建築及び浄化槽設置補助金を交付いたしました。

次に、市民保険課でございます。

1、保健事業実施計画（データヘルス計画）について、国保被保険者の健康増進、生活習慣病等重症化予防のための効果的な保健事業の実施、評価を行うため、健診データ等の分析に基づく香美市保健事業実施計画（データヘルス計画）を平成28年3月に策定をいたしました。

次に、定住推進課でございます。

1、移住促進について、本市への移住実績は下記の表のとおりでございます。本年度も業務委託をしているNPO法人いなかみと連携しながら、移住促進をさらに推進してまいります。平成28年度（後に「27年度」と訂正あり）は23組、県外からの移住が11組ございまして、移住人数は38人、県外からの移住者は14人となっております。

2、集落活動センター事業について、美良布・葦生野地区において、県との連携による支援により、集落活動センターの設立に向けた準備を進めております。設立されずと、香美市で初めての集落活動センターとなります。

3、ふるさと納税について、ふるさと納税の実績は下表のとおりであります。平成27年度の目標額2,000万円については、2,700万8,052円で目標額を達成しております。今後も返礼品の充実を図り、ふるさと納税のPRを進めてまいります。平成27年度につきましては、寄付件数2,398件、寄付金額は2,700万8,052円でございます。

次に、税務収納課。

1、平成28年度軽自動車税コンビニ収納用納付書のバーコード情報の誤発行事務についてでございます。

平成28年5月2日発送の軽自動車税納付書が、納付書発行を行うシステム入力誤りにより、コンビニエンスストアで行うことができない事故が発生いたしました。対象者にはおわびの文書を発送し、希望者には納付書を再発行いたしました。

次に、健康介護支援課でございます。

1、香美市立大栃診療所における入院部門の休止について、24時間体制での診療が困難となったため、入院部門を休止したい旨の申し入れが医師からありました。申し入れを受け、協議、検討を重ねた結果、平成28年4月30日をもって入院部門を休止することといたしました。

次に、企画財政課でございます。

1、平成28年度版「香美市まち・ひと・しごと創生総合戦略」について、3月30日、第5回香美市振興計画・総合戦略審議会を開催し、平成28年度版「香美市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定いたしました。

次に、福祉事務所でございます。

1、臨時福祉給付金について、年金生活者等支援臨時福祉給付金3万円の支給のため、対象者約5,300人に対して、5月9日から申請書の受付を開始しました。なお、申請書受付期限は8月31日でございます。

2、生活保護の状況について、平成27年度は前年度に比べ年度内平均では18世帯、被保護人員で19人減少しました。減少の理由は、廃止件数の約半数を占める市外転出・死亡が挙げられます。また、前年度と比較して、相談件数は39件の増加、開始件数は21件の減少でした。被保護人員、保護率及び被保護世帯の推移については、表を掲げておりますので、ご参照ください。また、生活保護の相談、申請、開始等の状況についても、同様に掲載をいたしておりますので、ご参照ください。

次に、産業振興課でございます。

1、鳥獣対策事業についてでございます。平成27年度の有害鳥獣捕獲実績は、香美猟友会を中心とした皆様方のご協力により、鹿2,164頭、イノシシ352頭、猿105頭の実績となっております。

2、林政について、木材住宅支援事業について、平成27年度実績は8件で補助金総額は749万4,000円（後に「749万5,000円」と訂正あり）でした。件数では一定の効果が見られましたが、市外工務店による申請が多く補助金の伸びはいまいちでございました。本年度より事業年度を3年から5年に延長し、同時に増改築も可能といたしましたので、より多くの方にご利用いただけます。また、4月以降は既に4件の申請をいただいております。新聞広告による一層の反響を期待しているところでございます。

3、商工観光について、高知県観光活性化ファンドによる株式会社香北ふるさと公社の民営化について、現在、経営・財務・株式内容等の調査を行っております。調査内容が細部にわたり当初予定よりも少しおくれておりますが、今夏までには方向性が示される予定です。この結果を踏まえ、指定管理施設の今後の方向性を検討していく予定です。

次に、農業委員会。

1、新農業委員と農地利用最適化推進委員について、法改正に伴う農業委員会改革は4月1日に辞令交付式と推進委員の推薦が終わり、新体制に移行しました。新しい委員・推進委員となり、農地等の利用の最適化を推進してまいるところでございます。

次に、建設課でございます。

1、土木事業について、がけくずれ住家防災対策事業は一次要望を行い、県から内示のあった6件は、現在交付申請等準備を行っております。一次要望後に申請のあった4件については、6月中旬予定の二次要望にて県に申請予定でございます。

公共土木施設災害復旧事業は、昨年度からの繰り越しが15件あり、5月末までに2件完了し、残り13件は8月末までの完了予定です。また、2月の豪雨により6件の災害が発生し、4月に国の査定を終え、現在、早期完成を目指し工事を施工中でございます。

交付金関係道路整備は、県からの内示額が少なく一部事業計画の見直しを行います。また、交付決定後には順次着手の予定です。

2、農業用施設等災害復旧事業について、昨年度からの繰り越しが10件あり、早期完成に向け現在事業を実施していますが、一部耕作時期と重なるため、完成が本年度下半期となります。

3、林道関係について、改良・開設及び災害復旧事業で、昨年度から繰り越しが6件あり、6月末までの完了予定です。また、3月から5月の各豪雨により災害が発生し、随時国の査定を行っています。

4、都市計画について、都市計画道路新町西町線について、用地等買収及びJRとの踏切拡幅電気設備詳細設計委託協定準備を進めています。また、JR踏切安全対策として、八王子踏切支障通報装置新設工事の協定を締結しました。

5、地籍調査について、本年度の調査地区は、物部町大栃・安丸の各一部、香北町谷相の一部、土佐山田町西又の一部において、全体面積約2.7平方キロメートルの調査準備を進めています。

6、県営工事について、国道195号（山田バイパス楠目～杉田間）は、起点部楠目工区の用地取得と佐野工区の概略設計を予定しています。

また、大栃橋架け替え工事については、下部工工事に着手します。

県道等の他路線についても、地域との連絡を密にし、事業のスムーズな進捗に向け、現在準備を進めております。

次に、教育振興課でございます。

1、モロッコ視察団の香美市訪問について、5月24日、モロッコでの公平で質の高い教育を実現するため、モロッコの国民教育省や各地域の方々15名が香美市を訪問しました。午前中は教育委員会の取り組みを紹介し、学力向上や予算面についての質問がありました。午後は片地小学校を訪問し、歓迎の歌や踊りで訪問団をお迎えしました。子どもたちの活発で温かい質問に、訪問団もとても喜んでおりました。その後、4年生による理科の授業を参観、研究協議に参加し、先生方と授業について交流することができました。

2、香美市子ども会議の開催について、5月14日、小中高生が香美市を元気にするための取り組みを考え、実現を目指す香美市子ども会議が香美市役所で開催されました。今回が2年目になるこの会議では、昨年つくった香美市の歌「Happy to be born in Kami」を広げるために、自分たちができることや昨年度末実施されたKYO子ども祭りについて、他にやってみたい取り組みなどが話し合われました。

当日は市内11校から児童生徒57人が参加しました。最初は戸惑った子どもたちも活発に意見を交わし、香美市のために時間いっぱい議論することができました。具体的な活動や計画については、今後実行委員会で協議していきます。実施内容については、随時ホームページでお知らせしていきます。

次に、生涯学習振興課でございます。

1、図書館及び美術館収蔵庫建設用地検討委員会について、5月12日、教育長に建設用地候補の選定結果の報告がありました。今後この報告を踏まえ、図書館等建設用地の取得に向けて所要手続に入ります。

2、伝統文化伝承事業について、合併10周年記念事業として、5月29日に香美異界談義を開催いたしました。内容は、日本民俗学の権威で国際日本文化研究センター所長の小松和彦氏、小説家の京極夏彦氏の基調講演を受けてシンポジウムを実施しました。当日は著名人の出演と相まって593名の聴講者がありました。

次に、環境上下水道課でございます。

1、平成27年度ごみ分別収集実施状況についてでございます。

総収集量が7,687トンとなり、前年度から178トンの減量となりました。詳細につきましては、表に掲げてございますのでご参照ください。

次に、消防課でございます。

1、平成28年1月1日から4月30日までの火災、救急及び救助出動件数について、昨年同期と比較して火災件数は5件、救急出動は52件、救助出動は4件の増となっております。火災件数、救急出動件数、救助出動件数につきまして、詳しく表に掲げてございますのでご参照ください。

2、香美市消防団の活動について、4月10日に土佐山田方面隊、4月17日に物部方面隊がそれぞれ春季訓練を実施しました。また、5月29日には香北方面隊の団員が第5回物部川こども祭において、消防車の展示、煙体験及び消火器の取り扱いなどの指導を行いました。

次に、議案の提案及び説明に移らせていただきます。

報告第1号は、繰越明許費繰越計算書（一般会計）の報告でございます。

報告第2号は、繰越明許費繰越計算書（簡易水道事業特別会計）の報告でございます。

報告第3号は、繰越明許費繰越計算書（公共下水道事業特別会計）の報告でございます。

報告第4号から報告第6号は、専決処分事項の報告です。

報告第4号は、香美市物部支所庁舎新築工事（建築主体工事）に係る請負契約の一部を変更する契約の締結です。

報告第5号は、損害賠償の額の決定及び和解です。

報告第6号は、香美市物部支所庁舎新築工事（建築主体工事）に係る請負契約の一部を変更する契約の締結です。

承認第2号から承認第10号は、専決処分事項の承認を求めるものであります。

承認第2号は、平成27年度香美市一般会計補正予算（第8号）であり、地方譲与税、地方交付税（特別交付税）の国庫金、地方消費税交付金等の各種交付金及び市債の額が確定したこと等により、平成28年3月31日付で専決処分いたしました。

承認第3号は、平成27年度香美市簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）です。

承認第4号は、平成27年度香美市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）です。

承認第5号は、平成27年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第4号）です。

承認第6号は、平成27年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第4号）です。

承認第7号は、香美市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定です。

承認第8号は、香美市税条例等の一部を改正する条例の制定です。

承認第9号は、香美市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定です。

承認第10号は、行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正する条例の制定です。

議案第44号は、平成28年度香美市一般会計補正予算（第1号）であり、本案は中学校施設整備工事、新図書館建設費、災害復旧費、熊本地震義援金の追加のほか、債務負担行為及び地方債の補正を行うものです。

議案第45号は、平成28年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第1号）です。

議案第46号は、香美市地域公共交通事業に関する条例の一部を改正する条例の制定です。

以上、報告6件、承認9件、議案3件の議案の提案及び説明を終わりますが、議案の詳細につきましては、お手元の議案細部説明書をご参照ください。

議員の皆様方におかれましては十分なるご審議と適切なるご決定を賜りますようよろしくお願い申し上げます。私からのご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（石川彰宏君） 市長より訂正がございます。

○市長（法光院晶一君） 私が誤って報告をしたようでございますので、訂正をさせていただきます。

3ページのほうの定住推進課の表の中を読み上げる際に、平成27年度のところを28年度と私申し上げたようでございますので、「27年度」と訂正をさせていただきます。

次に、5ページのところでございますが、産業振興課の2の林政についてのところ、1行目の補助金総額のところを「749万5,000円」と読むべきところを749万

4,000円と申し上げたようでございますので、お手元の数字のとおりでございますので訂正をさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（石川彰宏君）　これで市長の行政報告及び提案理由の説明を終わります。

これから、報告第1号、繰越明許費繰越計算書（一般会計）の報告についてから報告第6号、専決処分事項の報告について、香美市物部支所庁舎新築工事（建築主体工事）に係る請負契約の一部を変更する契約の締結についてまで質疑を行います。質疑はありませんか。

○議長（石川彰宏君）　13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君）　報告第4号と報告の第6号に関連してお尋ねします。

報告の第4号は3月25日専決、報告の第6号が5月18日専決ということで同じ物部支所の庁舎の新築工事の関係で建築主体工事であります。各内容について減額があったり増額があったりでこの金額が出てるんですが。私が聞きたいのはこの期間ですわね、3月25日に専決しておいてまた5月にと、期間的には2カ月足らずの間のことになるということは余り例を見ないような感じもするんですが、ここら辺の事情についてご説明お願いします。

○議長（石川彰宏君）　物部支所長、舟谷益夫君。

○物部支所長（舟谷益夫君）　お答えいたします。

まず、平成28年3月25日付で行った専決処分につきましては、平成27年度分の支払いをするために3月31日付で出来高検査をする必要があります。そのために、事前に変更内容について変更契約をしたということです。

それから、期間を開けずに平成28年5月18日に専決処分をしたことにつきましては、建築工事におきまして平成27年度の繰越分を支払うために出来高検査をする必要があります。そのため事前に変更契約をしました。また、平成28年度前払いをする条件として、繰越分を完了させていく必要がありますので専決処分したわけです。

以上です。

○議長（石川彰宏君）　13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君）　それでは、年度をまたぐときにはこういうことは起き得るという認識でよろしいのかお尋ねします。

○議長（石川彰宏君）　物部支所長、舟谷益夫君。

○物部支所長（舟谷益夫君）　契約の内容が平成27年度分、平成28年度分、個々に契約しております。その関係で、平成27年度末の清算をするためにどうしても事前に内容変更をして、検査をして平成27年度分の出来高金額を支払うということです。

以上です。

○議長（石川彰宏君）　ほかに質疑はありませんか。

17番、依光美代子君。

○17番（依光美代子君）　報告第1号でお尋ねをいたします。

細部説明書のほうの1ページに、下から6行目に大栃小学校児童クラブ新築事業ということで繰越理由が書かれてますが、入札の時期を4月に変更するというように書かれています。4月に行われたのか、行われてなければどのような状況かの説明を求めます。

○議長（石川彰宏君） 教育振興課長、横山和彦君。

○教育振興課長（横山和彦君） お答えいたします。

4月にはまだ入札ができておりません。詳細につきましては、また確認して後ほどお知らせしたいと思います。

○議長（石川彰宏君） 管財課長、柳本隆司君。

○管財課長（柳本隆司君） お答えいたします。

6月19日（後日、「6月9日」と訂正あり）に入札の予定でございます。

以上でございます。

○議長（石川彰宏君） ほかに質疑はありませんか。

13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 報告第2号でお尋ねします。

ちょっと教えてもらいたい部分もありますが、この「軽装盤」という文字があります。ちょっと軽装盤というのはこの字でいいのか、何なのか。もともとその製作納期が5カ月必要であるということ書いてましたが、こういうこと予測できなかったのか。その2点、お尋ねします。

○議長（石川彰宏君） 環境上下水道課長、安井幸一君。

○環境上下水道課長（安井幸一君） お答えいたします。

1点目の軽装という名称、申しわけございません。記載間違いであります。その軽装の「軽」というのは計算の「計」が正解です。いわゆる電気施設を総称して呼んでおります。

それと、製作に長期の日数を要したということですが、当初予定してました機械の一部につきまして特注品が必要ということが判明し、5カ月という日数を要したということとあります。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 当初の予定のものより特注品が必要となったということは、特注品というのはどういうものなのか、再度の説明を求めます。

○議長（石川彰宏君） 環境上下水道課長、安井幸一君。

○環境上下水道課長（安井幸一君） この電気計装のシステムの中には、細部の細かい部品が必要となってきます。その中の一部につきまして、既に既存の施設で使われております基盤、いわゆる特注品であります。それがどうしても従来の既成の分と整合性が必要であるということから、それが特殊になってくるわけです。いわゆるメーカー

が以前のメーカーの既存品を使わないといけないということになって、新しいメーカーが入れないということから、それが特注品に一部なってきたということでもあります。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） となりますと、当初に予定した金額より大幅に上がるという可能性についてはどうでしょうか。

○議長（石川彰宏君） 環境上下水道課長、安井幸一君。

○環境上下水道課長（安井幸一君） お答えいたします。

特注品であります。製品そのものにつきましては従来よりもコストが下がっておりますので、大幅に単価が上がるということにはなっておりません。

以上です。

○議長（石川彰宏君） ほかに質疑はありませんか。

14番、大岸眞弓君。

○14番（大岸眞弓君） 先ほどの報告第1号の関連でお伺いしますが、その大栃小の児童クラブの入札不調で6月19日に再度ということなんですが、4月に入札できなかったその理由というは、やはりここに書かれている理由と同じ理由でしょうか。労務者の手配、調整が困難であったということによるものでしょうか。

○議長（石川彰宏君） 教育振興課長、横山和彦君。

○教育振興課長（横山和彦君） 昨年からの施設工事につきましては、入札不調が続いております。このたびもなかなか入札に至らなかった、同様な事情によるものとなっております。

○議長（石川彰宏君） 14番、大岸眞弓君。

○14番（大岸眞弓君） いや、4月にできなかったその理由ですが、労務者の手配調整等が困難であるということでしょうか。その19日には大丈夫かということを知りたいわけですけど。

○議長（石川彰宏君） 教育振興課長、横山和彦君。

○教育振興課長（横山和彦君） 単価構成とか設計内容の見直し等もありましたので、4月に本来入札ということで繰越理由を書いておりますけれども6月になったということで、6月には入札が完了すると見通しはつけております。

以上です。

○議長（石川彰宏君） ほかに質疑はありませんか。

17番、依光美代子君。

○17番（依光美代子君） 依光です。

報告第5号のことですが、この件についてこの事件が発生したのは平成25年11月27日ですが、今回これ報告となりました。この過程について、もう少し詳しく説明をお願いいたします。なぜこのように時間がかかったとかその状況。

- 議長（石川彰宏君） 総務課長、山崎泰広君。
- 総務課長（山崎泰広君） けがの状況が大きかったことから、その経過を見ながらの示談を進めておったので、一定の見通しがつくまでは示談ができないということで時間を要することになりました。
- 以上です。
- 議長（石川彰宏君） ほかに質疑はありませんか。
- 17番、依光美代子君。
- 17番（依光美代子君） 状況を見ながらということですが、これ5指が全て切断されたということでしょうか。それに対して、そしたら相手方の賠償額が少ないんじゃないかというようなこともちょっと気になるんですが、その辺、保険か何か別で。これ上乘せ分とかそういうのでしょうか。その辺もご説明をお願いします。
- 議長（石川彰宏君） 総務課長、山崎泰広君。
- 総務課長（山崎泰広君） お答えします。
- 先ほども申しましたように、けがの状況を見ながら示談を進めてましたので、現在5指がつながっております、特に異常が見られないということから示談が成立したということから、金額を算定したものだと思います。
- 金額につきましては前払いの形を一部としておりまして、総合計が今回計上しておる金額でございます。
- 以上です。
- 議長（石川彰宏君） ほかに質疑はありませんか。
- 5番、森田雄介君。
- 5番（森田雄介君） 5番、森田です。報告第1号でお聞きをいたします。
- 今、同僚議員からも幾つかの質問ありましたが、全体的に繰越明許で計上されてる数自体も非常に多い中で、これらの工事のめどが今立っているのか、もしめどが立たなければこの繰越明許はどうなっていくのか、お答えをお願いいたします。
- 議長（石川彰宏君） 休憩します。
- （午前10時11分 休憩）
- （午前10時11分 再開）
- 議長（石川彰宏君） 正場に復します。
- 5番、森田雄介君。
- 5番（森田雄介君） 繰越明許費という仕組みを考えたときに、明許が実際に決まったものが年度内に完成しなくて次年度に繰り越しをされてるというふうに理解をしておりますが、実際に繰り越しをされてそれでもまだ方向が、めどが立たないということになった場合には、これはどうなるものなのかこれをお願いいたします。
- 議長（石川彰宏君） 建設課長、井上雅之君。
- 建設課長（井上雅之君） うちだけの事業ではありませんので、他課にまたがる事

業、他省庁にまたがる事業という形になりますが、通常工事の場合、初年度に工事ができない理由がありそれを解決し、次年度の年度内で片づけるというふうな形をとります。それでも片づかない場合は、事故繰越、特別な場合の事情にある繰越で3年目の工事が、内容にはよりますが一部可能です。そういう形で、大概の場合はただ今の事業、うちの場合で言いますと、2年目で仕上げる繰越になる理由を精査し、処理をし、次の事業へ進んでおるから上げております。

以上です。

○議長（石川彰宏君） ほかに質疑はありませんか。

○議長（石川彰宏君） 質疑なしと認めます。

以上で報告に対する質疑を終わります。

なお、公益財団法人やなせたかし記念アンパンマンミュージアム振興財団及び株式会社香北ふるさと公社の平成26年度（後に「平成27年度」と訂正あり）事業報告及び決算報告並びに平成27年度（後に「平成28年度」と訂正あり）事業計画及び収支予算については、別途に機会を持つことといたします。

お諮りします。先ほど議会運営委員会委員長から報告がありましたが、議案第44号につきましては、本日他の案件と分離し、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（石川彰宏君） 異議なしと認めます。

暫時休憩いたします。

（午前10時14分 休憩）

（午前10時30分 再開）

○議長（石川彰宏君） 正場に復します。

訂正をお願いいたします。私が、公益財団法人やなせたかし記念アンパンマンミュージアム振興財団及び株式会社香北ふるさと公社の平成26年度と申しましたが、これは「平成27年度」の事業報告及び決算報告、並びに平成27年度事業計画と申しましたが、これは「平成28年度」の事業計画及び収支予算です。訂正いたします。

これから、日程第13、議案第44号、平成28年度香美市一般会計補正予算（第1号）を議題とします。

まず、執行部から提案理由の補足説明を求めます。企画財政課長、山中俊明君。

○企画財政課長（山中俊明君） 議案第44号、平成28年度香美市一般会計補正予算（第1号）について説明いたします。

平成28年度香美市一般会計補正予算（第1号）

平成28年度香美市の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5億1,134万1,000円を追加

し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ181億6,734万1,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(債務負担行為の補正)

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

(地方債の補正)

第3条 地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

平成28年6月6日提出、香美市長 法光院晶一

今回の補正予算は、中学校施設整備工事、新図書館建設費、災害復旧費、熊本地震義援金の追加のほか、債務負担行為、地方債の補正を行うものです。

なお、第1表、歳入歳出予算補正、3ページから9ページまでと、歳入歳出補正予算事項別明細書、12ページから14ページまでと、次に、款項目節の内訳、15ページから36ページにつきましては、議案細部説明書の中で概要をお示ししておりますので省略させていただきます。

次に、10ページの第2表、債務負担行為補正につきましては、1事業追加し2,004万2,000円を増額しています。

また、11ページの第3表、地方債補正につきましては、4事業変更し、限度額を23億7,792万8,000円としました。また、起債の方法、利率、償還の方法につきましては、補正前と同じでございます。

なお、本年度の一般会計に係る市債の内訳資料につきましては、議案細部説明書の別紙資料にお示ししているとおりでございます。

以上で補足説明を終わります。

ご審議よろしくお願いいたします。

○議長（石川彰宏君） 説明が終わりました。

本案について質疑を行います。本案の質疑は歳入一括、歳出一括として行います。

まず、歳入の質疑を一括して行います。質疑はありませんか。

13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 債務負担行為補正は歳入で聞いていいかどうか悩んでましたが、よろしいでしょうか。債務負担行為補正については、歳入で聞いてよかったですかね。よろしいようですので聞きます。

10ページのデマンドバス山田運行委託業務、平成28年度から平成30年度まで2,004万2,000円ということでありまして、これは秋からということになると思いますが、この金額の詳細についてお尋ねします。

○議長（石川彰宏君） 定住推進課長、中山繁美君。

○定住推進課長（中山繁美君） 2,004万2,000円の詳細についてお答えいたします。

まず、平成28年度が10月1日から半年間ということで410万7,000円、平成29年度が798万4,000円、平成30年度が795万1,000円で、合計で2,004万2,000円という内訳になっております。

以上です。

○議長（石川彰宏君） ほかに質疑はありませんか。

17番、依光美代子君。

○17番（依光美代子君） 15ページの14款、国庫支出金の7節の地方創生推進交付金というのがあります。説明書のほうにも「物部川DMO協議会補助金にかかる地方創生推進交付金の追加」ということで書かれてますが、この内容についてはまた出のほうで質問しますが、この補助率というのはどれぐらい、パーセントどれぐらいでしょうか。

○議長（石川彰宏君） 産業振興課長、佐々木寿幸君。

○産業振興課長（佐々木寿幸君） お答えいたします。

14の2の1の7、7節ですよ。高知県の観光活性化ファンドによります物部川流域のDMO協議会が実施する事業への補助金でございます、2分の1でございます。

以上でございます。

○議長（石川彰宏君） ほかに質疑はありませんか。

○議長（石川彰宏君） 質疑なしと認めます。これで歳入の質疑を終わります。

続きまして、歳出の質疑を一括して行います。質疑はありませんか。

5番、森田雄介君。

○5番（森田雄介君） そしたら、23ページ、3款、民生費のほうでお聞きをいたします。

社会福祉総務費の23節、返還金とあります。細部説明書によりますと臨時福祉給付金事業の返還金というふうに書いておったわけなんですけれども、これ平成27年度の臨時福祉給付金事業の詳細が決定したということですので、実際に予算上は対象になる人の人数を上げておったものと思います。そして、何人に渡らなかったのかこの67万3,000円が返還金となったのかお聞きをいたします。

あわせて、26節の寄附金のほうで、熊本地震の義援金ということで100万円上がっております。これもちなみにこの基準があるのかどうか。そして、もしあれでしたら、東北のときは幾らであったのかをお聞きをいたします。

○議長（石川彰宏君） 福祉事務所長、西本恭久君。

○福祉事務所長（西本恭久君） お答えいたします。

まず返還金なんです、平成27年度臨時福祉給付金の支給対象者が8,408名（後日、「8,395人」と訂正あり）でした。それで、実際支給した人数が6,893人ということになっております。昨年度は1人当たり6,000円の支給でした。

また、26節の寄附金につきましては、この額100万円というのは、平成22年の

東日本大震災のときの見舞金の額と同額を計上しております。

以上です。

○議長（石川彰宏君） ほかに質疑はありませんか。

14番、大岸眞弓君。

○14番（大岸眞弓君） 同じ23ページでお聞きをします。

その民生費の中の9節の普通旅費5,000円、金額は小さいですが5,000円計上されておりますが、細部説明書によりますと私用車を公用車として使用する職員の旅費ということなのですが、公務に自分の車を使用するというのはどういう場合でしょうか。それからまた、もし何かありましたときの事故対応、保険等はどのようなふうになりますでしょうか。

○議長（石川彰宏君） 福祉事務所長、西本恭久君。

○福祉事務所長（西本恭久君） お答えいたします。

4月の異動によりまして、福祉事務所のほうに車椅子を使用する職員が配置されたので、その職員のための改造した公用車がございませんので、その職員の通勤用の自動車を出張のときに使用するためにこの旅費を組んでおります。

また、もし事故があった場合につきましては、香美市職員の私有車の公務使用に関する規程の8条にありますように、「市が損害賠償責任を負うもの」とされておりますので、もしもの場合は市のほうからということになりますが、ただし、当然職員の私有車の保険をまず使うということにされておりますので、その後保険の等級が上がる等のこともございますので、今後これについては検討課題と考えております。

以上です。

○議長（石川彰宏君） ほかに質疑はありませんか。

17番、依光美代子君。

○17番（依光美代子君） 24ページの児童福祉総務費の部分です。15節の工事請負費で70万5,000円出てます。細部説明書によると、「黒土児童遊園の廃止に伴う」ということで、この廃止になる過程とかどういう議論の結果こういうことになったのかを説明をお願いします。

○議長（石川彰宏君） 教育振興課長、横山和彦君。

○教育振興課長（横山和彦君） 施設については、現在遊具とかの設置基準が変わっております、ちょっと危険なものについて撤去するというところでございます（後に「削除をお願いします」と発言あり）。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 福祉事務所長、西本恭久君。

○福祉事務所長（西本恭久君） 依光議員の質問にお答えいたします。

黒土児童遊園は福祉事務所の所管でして、遊園地ができたのが昭和53年でして、それから37年が経過して遊具等も経年劣化しておりますし、また、トイレが非水洗で不

衛生ということもあり、隣に黒土公園ができた関係もありましてほとんど利用されてない状況でしたので、設立当時にその公園の維持管理等について、また目的を変える場合には地元の自治会に協議をするということとされておりましたので、昨年12月に地元自治会のほうに協議を投げかけまして、年明けの1月に廃止の承諾を得ましたので、その後県のほうに廃止届を出し、2月の17日に県から廃止の受理の通知が来ております。

それで、今回撤去の費用を計上させていただきましたので、撤去し更地にして、その後どうするかを協議の上、普通財産として管理していきたいと考えておりますし、その時点で香美市児童遊園の設置及び管理に関する条例の一部の改正を提案したいと思っております。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 教育振興課長、横山和彦君。

○教育振興課長（横山和彦君） 先ほどの依光議員の質問に対しまして、保育所のほうの施設と勘違いしてお答えしました。申しわけございません。削除でお願いいたします。

○議長（石川彰宏君） ほかに質疑はありませんか。

12番、山崎晃子君。

○12番（山崎晃子君） 12番、山崎です。

その24ページでお伺いいたします。

3款の民生費ですけれども、1目、児童福祉総務費の報償費の中の保育園問題調査委員会委員というのと、それから保育園費のほうにも、報償費で保育所保育相談員の謝金ということで予算が組まれてますけれども、これについての立ち上げの経過と中身についてお聞きをいたします。

○議長（石川彰宏君） 教育振興課長、横山和彦君。

○教育振興課長（横山和彦君） お答えいたします。

まず、保育園問題調査委員会につきましては、昨年度末にあけぼの保育園で登園できない子どもが出ました。そのことにつきまして、どのような経過があったのか事実確認のために調査委員会を立ち上げておりますので、その方たちへの謝金ということでございます。

それともう1つ、保育所保育相談員謝金につきましては、保育の運営でありますとか管理に詳しい先生をお願いいたしまして、今特にあけぼの保育園を中心に保育士の相談とかに乗っていただけるように入っております。後は全保育園にも広げていきたいとは考えておりますが、その方の謝金ということでございます。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 12番、山崎晃子君。

○12番（山崎晃子君） その保育園の相談員の方、これは今までなかったと、今年からという認識でよろしいでしょうか。今までそういう方がおいでたということはなか

ったのかお聞きいたします。

○議長（石川彰宏君） 教育振興課長、横山和彦君。

○教育振興課長（横山和彦君） 今年度からの導入となっております。

以上です。

○議長（石川彰宏君） ほかに質疑はありませんか。

14番、大岸眞弓君。

○14番（大岸眞弓君） 21ページでお伺いします。

2款の総務費の中の7節の賃金、臨時職員賃金、154万円計上されておりますが、細部説明書によりますと、マイナンバー関連の事務が増大しての対応ということですが、以前監査委員から選挙管理委員会の職員さんの過剰な残業が指摘をされたことがございますが、そういう状態にないのか。また、そのための臨時職員さんの配置かと思うんですが、そうするとマイナンバーの事務、セキュリティーのほうは万全にちゃんとやられているのかどうか、その点お聞きします。

○議長（石川彰宏君） 市民保険課長、高橋由美君。

○市民保険課長（高橋由美君） お答えします。

今回組み替えさせていただきましたのは、当初のときにも臨時職員の賃金を計上してございますが、こちらのほう繁忙期の4月、5月、それから翌年の1月から3月というふうな形で計上させていただいておりまして、マイナンバー業務の日中交付等もございまして、その間の繁忙ということでマイナンバー対応ということで、実質は職員のほうが全部対応しております。マイナンバーに対応する職員の不足分として当初報酬で計上させていただいておりました非常勤の職員というのが、12カ月雇用ができということがいいと思って当初は計上しておりましたが、やはり16日勤務の職員であるということで、なかなか日中の業務にマイナンバーの交付に手がとられまして、16日勤務ではとても間に合わないということで、今回臨時職員のほうに組み替えをさせていただきました。

ご心配の過剰な残業という部分につきましては、基本的に遅くまでの残業とかいうことはございませんし、代休処理でやれるものについては代休取得をさせているところで

○議長（石川彰宏君） セキュリティー。

○市民保険課長（高橋由美君） 済みません。セキュリティーはということでご質問がございました。

先ほどのマイナンバーのほうにつきましては、交付に関しては臨時職員で対応はしておりません。マイナンバーのほうは常時見ろうと思ったら見れる、住民票のほうにもついておりますので、そのところは臨時職員に権限を与えておりますが、セキュリティーというか交付に関しての部分には、臨時職員は対応しておりません。

○議長（石川彰宏君） ほかに質疑はありませんか。

17番、依光美代子君。

○17番（依光美代子君） 28ページの4目、観光費の中の19節の負担金、補助及び交付金のところの、先ほど歳入で質問しました物部川DMO協議会ですが、いつごろから協議会を始めるのか。そして、これは物部川流域の観光ということでやられるということを以前に説明をちらっと受けたことでしたが、その詳細についてと。それと、この補助金の負担割合が銀行、各市が加わってますよね。その負担割合についても説明をお願いいたします。

○議長（石川彰宏君） 産業振興課長、佐々木寿幸君。

○産業振興課長（佐々木寿幸君） お答えいたします。

この高知県観光活性化ファンドによります物部川流域のDMO協議会でございますけれども、今月設立準備会を行いまして、夏には設立がされる予定でございます。

今回のこの補助金につきましては、3市おのおのが100万円ずつで合計300万円というふうな形になっておりますけれども、これの中身につきましては観光ツールの作成やイベント等に使用するというふうな事業計画でございます。

まだ具体的なものに関しましては、DMO協議会が設立されましてから事業に関しての検討を始めていくというふうな状況でございます。

以上でございます。

○議長（石川彰宏君） ほかに質疑はありませんか。

13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 28ページで土木総務費の職員給料1,443万9,000円、機構改革に伴って建設課も大変かとも思いますけれども、実際のところ26ページの農業総務費の給料等は林業もそうなのか、減額ということで。ここら辺のところでは実際1つ聞きたいのは、この香北・物部の支所も踏まえて建設課の管理下になりますよね、実際ね。そういう部分で人員配置を再度きれいに事業の分やっていくので、本庁の部分がどうで、香北・物部支所がどうということを確認したいのと。それから、実際この部分で流れ出してからまだ4月、5月経過したところですが、事務的にはきれいにやっているのかなという部分の心配を兼ねてお伺いします。

○議長（石川彰宏君） 建設課長、井上雅之君。

○建設課長（井上雅之君） お答えいたします。

事務の流れからいくと、やっぱりまだちょっと戸惑いはあります。ただ、決まった以上やるしかない。それで問題が起これば、また人事のほうの担当課とは協議はしていかなければならないとは思いますが、決まった以上突き進むだけです。

中身に関しましても、やはり支所の独自性もあって、そこら辺での戸惑いのものもありますし、職員配置がやっぱりふえたということと、なかなか目が届かないということもあります、やはりそれも含めてでやるしかないという形です。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 具体的に聞きたかったのは、本庁が2名ふえましたかね。そこら辺のところの人数的な部分を聞きたかったんですが。実際、私が本質的に聞きたいのは、住民要望とは、やっぱり課長は道のことについては非常に、特に道だけじゃないですけど、さまざまな部分でやっていかんといかんという自負があるかと思いますが、やっぱり要望が積み重なって積み重なって、住民に迷惑かけるような、要望に対して対応できないような状況にならないようには、もちろん頑張ってると思いますが、そこら辺のことについては、今懸念される点はないのか、再度お尋ねします。

○議長（石川彰宏君） 建設課長、井上雅之君。

○建設課長（井上雅之君） お答えいたします。

現地対応につきましては、職員のほうがやっぱり行きますので、その分に関しましては現在のところは何とかなっておるといえるのか、間に合ってちょっとおくれることはあっても、職員対応はできておるといえます。

ただし、住民要望に対してどこまでできるのか、過大な要望に対して応えられない部分もありますし、ない袖は振れないとっていいのかわかりませんが、予算の範囲内という形があって、予算が足らんということはこの場で言っているのかわかりませんが、やはり足りない部分は多々ありますが、その中で十分協議し、最大限の効果が出るような形で今までもやってきたつもりですし、今後もやっていかなければならないと思っております。

以上です。

○議長（石川彰宏君） ほかに質疑はありませんか。

6番、濱田百合子君。

○6番（濱田百合子君） 6番、濱田です。

30ページで伺います。土木費の中の2目のがけくずれ住家防災対策費です。この工事のことについて伺いたいと思います。

細部説明書26ページの中には、災害箇所4カ所の追加等による工事ということですが、この地域ですが、個人の家だと思えるんですけども、その地域がどこなのか、山田・香北・物部あると思えるんですけども。それと、これになった災害の根拠ですね、いつの、どの災害によるものでこういうことになったのかということ。それと、諸般の報告でもありましたけども、6月中旬に県に申請予定ということの報告がありました。今後の経過で、実際工事が着工される時期についてはいつごろを見通してますでしょうか。

○議長（石川彰宏君） 建設課長、井上雅之君。

○建設課長（井上雅之君） お答えいたします。

今回の補正対応させている4件につきましては、香北地区2件、物部地区2件の計4件になります。

それと、災害対象になる豪雨ですが、やはり2月から4月の豪雨、がけくずれ住家防災対策事業になりますので、災害だけではなく予防的なものも対象ということになりますのでどの雨ということはありません、その期間の雨ということで申請をしております。

あとそれと、がけくずれ住家防災対策事業の県のヒアリングが年に5回から6回あります。その中で季節ごとの的なものがある、最終年度の分が次年度の頭にできる工事となっております。それに間に合わなかった分が今回4件の追加となっております。6月の中旬にヒアリング、県のほうからまだ日は決まっておられませんと言うてきております。その中で、市としましてはヒアリング後速やかに内示をいただき、交付申請、交付決定、その後の工事の発注準備にかかりたいと思っておりますが、今のところの例年の通常の前定で行きますと、工事のほうは8月に入れたら早いほうかなというふうな形で、できる限りの早急な対応をとりたいと思っております。

以上です。

○議長（石川彰宏君） ほかに質疑はありませんか。

5番、森田雄介君。

○5番（森田雄介君） 5番、森田です。

1ページ戻って、29ページをお伺いをいたします。

土木費の3目、道路新設改良費で13節、委託料と15節の工事請負費、ともに細部説明書を見ますと、国の補助額が確定をして、要望額に対して交付決定額が大きく減額をしたということからこのような軒並みの減額というふうになっております。

まず、この減額になった各道路、これ減額になったせいでどのような影響が出るのか、まず率直にお伺いをしたいと思います。

○議長（石川彰宏君） 建設課長、井上雅之君。

○建設課長（井上雅之君） 先ほどの質問もありましたが、地域からの要望の中で道路新設改良という形でやっておりますが、やはり計画年度、起債とか財源のときに起債、全ての計画を立ててやっておりますが、それがやはり1年1年延びていくような形になります。交付金自体が国のほうからの割り当てが60%程度という形になりますので、正味半分程度ということになれば、やっぱり1年で計画しちゅうものが2年間と、多少の地域地域での揺り動かしはありますが、そういう形にならざるを得ないと思っております。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 5番、森田雄介君。

○5番（森田雄介君） 5番、森田です。

そうしますと、もう地域の生活にも非常に影響が長引くというところだと思うんですけども、これは本市に限った話ではなくて、各地方全てが抱える状態じゃないかなと思います。それでありましたら、国に対して他市とも一緒になって、要望等そういった手段はないのかお聞きをしたいと思います。

○議長（石川彰宏君） 建設課長、井上雅之君。

○建設課長（井上雅之君） 当市は市長のほうが会員になっておりますが、高知県市町村道整備促進協議会、市長のほうが副会長をやっております。それで、市長のほうには申しわけありませんが、年に何回も東京のほうへ陳情、それも日帰りとかいう形で行っておりますし、またあわせまして、国土交通省四国地方整備局、それと県土木部に随時各協議会もありますので、そちらのほうを通じて要望活動を行っています。

今後もその強い要望を市町村が連携し、国からの予算をどのようにとってくるという言い方がいいのかな、何でもかんでもとりあえずもらいたいつもりで、事業の要望をやっているかなければならないと思っております。

以上です。

○議長（石川彰宏君） ほかに質疑はありませんか。

13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 33ページの教育費、中学校費の中で工事請負費、施設整備設計監理委託料と施設整備工事というふうで委託料と工事請負費が組まれているわけですが、実際このスケジュール的なものですよ、武道館及びプール。今後のスケジュールをお尋ねしたいのが1点と。

次の34ページ、図書館費の中の不動産鑑定手数料と用地測量業務委託ということで予算組みされて、市長の諸般の報告でもあったところですが、ここはまだ用地等については明言できないという状況なのか、場所等については明言できないのかお尋ねします。

○議長（石川彰宏君） 教育振興課長、横山和彦君。

○教育振興課長（横山和彦君） 中学校の施設整備工事の件につきましてお答えいたします。

現在、設計等を進めておりますが、平成28年度事業につきましては12月発注予定で、12月にはすぐに着工する予定となっております。

○議長（石川彰宏君） 生涯学習振興課長、久保和昭君。

○生涯学習振興課長（久保和昭君） 諸般の報告でご報告いたしましたとおり、現在は候補地ということで、この経費を使いまして今後建設位置の内定に向けて進んでいく金額で、土地の決定につきましては事業認可を受けないと図書館用地として認定されないということで、現在のところ報告には至っておりません。

それと、きょうお昼から、ちょっと順番が逆になりましたけどご説明を申し上げたいと思いますので、よろしく申し上げます。

以上です。

○議長（石川彰宏君） ほかに質疑はありませんか。

16番、比与森光俊君。

○16番（比与森光俊君） この中学校の武道館とプールですけど、完成はいつの予定で発注されるのか。

○議長（石川彰宏君） 教育振興課長、横山和彦君。

○教育振興課長（横山和彦君） お答えいたします。

工事の完了につきましては、平成30年の3月を予定しております。

以上です。

○議長（石川彰宏君） ほかに質疑はありませんか。

16番、比与森光俊君。

○16番（比与森光俊君） 平成30年の3月が全ての完了とありますが、プールは1階ですね。建物だけで工事中でも来年の夏に生徒さんがプールは使えるような状態で、あれはサッカー場の関係があって全ての工事完了が平成30年3月とありますが、武道館とプールの建物自体の完成はもっと早いんじゃないかと思いますが。

○議長（石川彰宏君） 教育振興課長、横山和彦君。

○教育振興課長（横山和彦君） スケジュールにつきましては、先ほど申し上げましたとおり平成28年の12月を予定しております、3カ年の工事となっておりますけれども、平成27年度繰越、平成28年度、平成29年度ということで、全ての工事完了は平成30年3月ですが、一部使用が可能になるのかならないのか、時期的なものはどうなのか。そこまでのスケジュールは詳しくは見ておりませんが、全ての工事が完了するのは平成30年3月ということで、全ての施設が使えるのは平成30年の4月からということになります。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 16番、比与森光俊君。

○16番（比与森光俊君） 答弁はいいですけど、プールと武道館が手前のほうにできて、その後今の武道館を壊してサッカー場が整備されると思うのですが、それが平成30年の3月やと思うのですが、プールと武道館は完成すれば、使用可能と思います。また後でお聞きしたいと思いますので、調べておいてください。

○議長（石川彰宏君） ほかに質疑はありませんか。

○議長（石川彰宏君） ほかに質疑がないようですので、これで歳出の質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

○議長（石川彰宏君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第44号を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（石川彰宏君） 全員起立であります。よって、議案第44号は、原案のとおり可決されました。

これで、本日の日程は全て終了しましたが、ここで去る4月26日、松山市で開催されました第78回四国市議会議長会定期総会において6名の方が表彰されました。

また、去る５月３１日、東京で開催されました第９２回全国市議会議長会定期総会において２名の方が表彰されましたのでご報告いたします。

事務局長よりご報告お願いいたします。

○議会事務局長（和田 隆君） 第７８回四国市議会議長会定期総会において表彰されました方々をご紹介します。

議員在職歴１６年以上の特別表彰を山本芳男議員、議員在職歴１２年以上の特別表彰を小松紀夫議員、また、議員在職歴８年以上の一般表彰を門脇二三夫議員、爲近初男議員、山崎眞幹議員、利根健二議員がそれぞれ受賞されました。

続きまして、第９２回全国市議会議長会定期総会において表彰されました方々をご紹介します。

議員在職歴１０年以上の一般表彰で、故千頭洋一議員、山崎晃子議員がそれぞれ受賞されました。また、石川彰宏議長に建設運輸委員会委員としての会務運営に対する功績により、感謝状が授与されています。

受賞されました議員の皆様、大変おめでとうございます。

以上です。

（拍手）

○議長（石川彰宏君） 以上で四国市議会議長会表彰者及び全国市議会議長会表彰者の報告を終わります。

受賞された皆様におかれましては、今後ますますのご活躍を祈念申し上げます。

本日はこれで散会いたします。

次の会議は６月１４日火曜日の午前９時から開会いたします。

（午前１１時１１分 散会）

地方自治法第123条第2項の規定による署名者

議 長

署名議員

署名議員

平成 2 8 年 第 2 回

香美市議会定例会会議録（第 2 号）

平成 2 8 年 6 月 1 4 日 火曜日

平成28年第2回香美市議会定例会会議録（第2号）

招集年月日 平成28年6月6日（月曜日）

招集の場所 香美市議会議場

会議の日時 6月14日火曜日（会期第9日） 午前 9時00分宣告

出席の議員

1番	甲 藤 邦 廣	12番	山 崎 晃 子
2番	小 松 孝	13番	山 崎 龍太郎
3番	利 根 健 二	14番	大 岸 眞 弓
4番	山 崎 眞 幹	15番	織 田 秀 幸
5番	森 田 雄 介	16番	比与森 光 俊
6番	濱 田 百合子	17番	依 光 美代子
7番	村 田 珠 美	18番	山 本 芳 男
8番	小 松 紀 夫	19番	島 岡 信 彦
9番	爲 近 初 男	20番	石 川 彰 宏
11番	門 脇 二三夫		

欠席の議員

なし

説明のため会議に出席した者の職氏名

【市長部局】

市 長	法光院 晶 一	税務収納課収納担当参事	近 藤 浩 伸
副 市 長	今 田 博 明	ふれあい交流センター所長	横 谷 勝 正
総務課長兼選挙管理委員会書記長	山 崎 泰 広	福祉事務所長	西 本 恭 久
企画財政課長	山 中 俊 明	産業振興課長	佐々木 寿 幸
会計管理者兼会計課長	三 谷 由香理	建設課長	井 上 雅 之
管財課長	柳 本 隆 司	環境上下水道課長	安 井 幸 一
定住推進課長	中 山 繁 美	《香北支所》	
防災対策課長	岡 本 博 章	支 所 長	野 島 恵 一
市民保険課長	高 橋 由 美	《物部支所》	
健康介護支援課長	前 田 哲 夫	支 所 長	舟 谷 益 夫
税務収納課長	秋 月 建 樹		

【教育委員会部局】

教 育 長	時 久 恵 子	教育振興課長	横 山 和 彦
教 育 次 長	小 松 美 公	生涯学習振興課長	久 保 和 昭

【消防局】

消 防 長	寺 田 潔
-------	-------

【その他の部局】

な し

**職務のため会議に出席した者の職氏名**

議会事務局長	和田 隆	議会事務局書記	横田 恵子
議会事務局書記	一圓 まどか	議会事務局書記	山本 絵里

**市長提出議案の題目**

な し

**議員提出議案の題目**

な し

**議事日程**

平成28年第2回香美市議会定例会議事日程

(会期第9日目 日程第2号)

平成28年6月14日(火) 午前9時開議

日程第1 一般質問

- ① 16番 比与森 光 俊
- ② 13番 山 崎 龍太郎
- ③ 4番 山 崎 眞 幹
- ④ 15番 織 田 秀 幸
- ⑤ 3番 利 根 健 二
- ⑥ 12番 山 崎 晃 子
- ⑦ 2番 小 松 孝
- ⑧ 6番 濱 田 百合子
- ⑨ 11番 門 脇 二三夫
- ⑩ 8番 小 松 紀 夫
- ⑪ 5番 森 田 雄 介
- ⑫ 14番 大 岸 眞 弓

**会議録署名議員**

17番、依光美代子君、18番、山本芳男君(会期第1日目に会期を通じ指名)

## 議事の経過

(午前 9時00分 開議)

○議長（石川彰宏君） おはようございます。ただいまの出席議員は19人です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

執行部から発言の申し出がっておりますので、これを許します。管財課長、柳本隆司君。

○管財課長（柳本隆司君） おはようございます。答弁の訂正をさせていただきます。

先日、依光美代子議員から、大栃小学校児童クラブ新築工事の入札予定日の質問があった際に、6月19日入札とお答えしましたが、「6月9日」の間違いでしたので訂正させていただきます。

なお、6月9日の入札で落札者が決定いたしましたので、あわせて報告いたします。

○議長（石川彰宏君） 管財課長から答弁の訂正の申し出がありました。

お諮りします。ただいま申し出のありましたとおり、答弁の訂正を許可することにご異議ございませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（石川彰宏君） 異議なしと認めます。したがって、管財課長からの答弁訂正の申し出を許可することに決定しました。

本日の議事日程はお手元にお配りしたとおりです。

日程第1、一般質問を行います。通告順に従いまして順次質問を許します。

16番、比与森光俊君。

○16番（比与森光俊君） おはようございます。久々の1番バッターで、わかりやすいように質問したいと思いますのでよろしくお願いします。16番、比与森です。通告に従い一般質問を行います。

初めに、幼稚園就園奨励費補助金についてお尋ねいたします。

文部科学省では、幼稚園就園奨励費補助金に対し、「幼児期の教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであり、すべての子供に質の高い幼児教育を保障するため、幼児教育の無償化に段階的に取り組む。このため、低所得世帯の保護者負担の軽減を図るとともに、市町村に対する補助を拡充し、超過負担の解消を行うことにより、すべての園児に等しく支援が行われるよう環境整備を図る。」と記されています。

以上を述べまして、①に、幼稚園就園奨励費補助金制度に対しどのような認識か、見解をお尋ねいたします。

○議長（石川彰宏君） 教育振興課長、横山和彦君。

○教育振興課長（横山和彦君） おはようございます。幼稚園就園奨励費補助金について、お答えいたします。

幼稚園就園奨励費補助金につきましては、ご質問にもありましたとおり、保護者の所得状況等に応じて経済的負担の軽減を図り、就学前の幼児教育の振興を図るものとして

重要な制度であると認識しております。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 16番、比与森光俊君。

○16番（比与森光俊君） どういう認識かお伺いしまして、②に移ります。

②です。補助金額についてお尋ねいたします。

文部科学省では、階層区分、第1階層、生活保護世帯が対象ですが、補助金額は30万8,000円。そして、第2階層、これは市町村民税等の非課税世帯ですが、そういう方の対象で27万2,000円が示されています。そして、第3階層は11万5,200円、第4階層が6万2,200円が示されているところがございます。

以上を述べまして、本市の生活保護世帯への幼稚園就園奨励費補助金額をお伺いいたします。そして、市民税非課税世帯への補助金額、そして、園児に小学1年生から3年生の兄または妹がいる場合の第2子、第3子への補助金額、兄または姉がいない場合の第1子、第2子、第3子への補助金額をそれぞれお尋ねいたします。

○議長（石川彰宏君） 教育振興課長、横山和彦君。

○教育振興課長（横山和彦君） お答えいたします。

まず、生活保護世帯への補助金の限度額は、兄弟がいるいないにかかわらず15万4,000円、第1子から第3子、全て15万4,000円となっております。

次に、市民税非課税世帯及び市民税均等割のみ課税世帯の補助金の限度額につきましては、第1子が13万6,000円、第2子が14万5,000円、第3子が15万4,000円となっております。

次に、園児に小学校1年ないし3年生の兄または姉がいる場合ですが、第1階層につきましては、生活保護世帯ですので第2子、第3子とも同額の15万4,000円です。第2階層につきましては、第2子が14万5,000円、第3子が15万4,000円、第3階層につきましては、第2子が10万5,500円、第3子が15万4,000円、第4階層は、第2子が9万2,500円、第3子が15万4,000円、第1、第4階層以外につきましては、第2子が7万7,000円、第3子が15万4,000円となっております。

なお、園児に小学校1年ないし3年生の兄または姉がいない場合、従来の条件ですけれども、こちらにつきましては、第1階層につきましては、先ほどと同額、生活保護世帯ですので15万4,000円で、第2階層は、第1子が13万6,000円、第2子が14万5,000円、第3子が15万4,000円、第3階層につきましては、第1子が5万7,600円、第2子が10万5,500円、第3子が15万4,000円、第4階層は、第1子が3万1,100円、第2子が9万2,500円、第3子が15万4,000円、次に、第1、第4階層以外は第2子が7万7,000円、第3子が15万4,000円となっております。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 16番、比与森光俊君。

○16番（比与森光俊君） 比与森です。

それぞれ金額をお聞きしましたが、初めにも述べましたように、生活保護世帯では30万8,000円、第2階層、市町村民税非課税世帯で27万2,000円ですけど、金額が大きく違う、この辺は金額を決めるときに国から指示とか指導、そういうものはないのでしょうか、お尋ねします。

○議長（石川彰宏君） 教育振興課長、横山和彦君。

○教育振興課長（横山和彦君） この金額につきましては、市町村ばらばらとなっております。香美市の場合は2分の1となっております、それといたしますのも、国の基準からしますと国の補助金が3分の1以内となっておりますところなんです、実質は7分の2程度で、市の持ち出しが大きいということで、香美市の場合は2分の1としております。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 16番、比与森光俊君。

○16番（比与森光俊君） お隣の香南市はこの制度はありませんので南国市ですけど、南国市の場合は国と同じように生活保護世帯、香美市が15万4,000円に対して30万8,000円、市町村民税非課税世帯の場合は、これはいろいろ種類がありますが、ずっと一通り見てみますと、全て香美市の場合は南国市の半分です。

それで、インターネットでほかの市の、県外を含めて公表している、自分が見た限り2つ、3つの市ですけど、その全ての市が香美市の倍の金額が示されている。それは、国の文部科学省のホームページにある金額と同額の金額になってます。

この南国市の金額がちょうど香美市が半分ということで、これを受けている保護者の方が、なぜ香美市は低いのかという声をお聞きしました。子育ての支援からも、これぐらい金額が違っていると、やはり市に対して不満も出てこようかと思えますけど、その辺の見解をお尋ねいたします。

○議長（石川彰宏君） 教育振興課長、横山和彦君。

○教育振興課長（横山和彦君） ご質問にもありましたように、隣の香南市の場合はこの制度がないということもありますが、南国市の場合は、幼稚園が認定こども園に移行しておるということで、南国市外の幼稚園へ通わせている子どものみが対象になっておるようです。例えば、高知市へ通勤するので、途中の高知市の幼稚園に預けるとか、そういった形がほとんどのようですので、そういったこともあるんじゃないかとは思いますが、香美市の場合も、先ほど申しましたように補助率が大変低いものですから2分の1で抑えております。

ただ、これから国の動向、補助率が上がってくるとか、市の持ち出しが減ってくるという場合につきましては、またその動向も見ながら保護者負担の軽減も考えていきたいと考えております。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 16番、比与森光俊君。

○16番（比与森光俊君） ③に移ります。

初めにも述べましたとおり、幼児期の教育は大切だと考えております。保護者の負担を軽減する子育て支援の面からも国が制定してます金額、普通の状態に、これが普通の状態と私は思うわけですが、改善すべきではないかと思うところです。今後の対応をお尋ねいたします。

そして、もしすぐ今手元で対象児童数がわかれば、これ通告にないのでわからないかもしれませんが、お尋ねいたします。

○議長（石川彰宏君） 教育振興課長、横山和彦君。

○教育振興課長（横山和彦君） お答えいたします。

その補助率につきましては、先ほども申しましたように保護者の負担の軽減という点では大変重要なことだと思っておりますので、他市町村の状況とか国の動向も見きわめながら、考えていきたいと思っております。

それと、香美市の対象の人数ということですがけれども、土佐山田幼稚園、平成27年度ですけど43人、第2土佐山田幼稚園が50人で計93人。なお、補助金の交付額につきましては、685万6,100円となっております。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 16番、比与森光俊君。

○16番（比与森光俊君） 他市の動向も見ながらという前向きととってえいのかというところですけど。六百数十万円ということで、この金額が結局倍になるということだと思いますけど、ぜひ前向きに、他市と比較しても香美市に住む保護者の方々からそういう不満が出ないような今後の対応を望みまして、2項目めの質問に移ります。

コミュニティ・スクールに関して質問いたします。

コミュニティ・スクールにつきましては、昨年6月定例会にて一般質問させていただきました。ちょうど1年が経過し、進捗状況をお聞きするところでございます。教育長からは、コミュニティ・スクールはとてもよい中身なので、早く全校が取り組めるようになればいいとの答弁をいただきました。その後、教育厚生常任委員会では、教育委員会のアドバイスもいただき、昨年10月に先進的な取り組みをされている京都市立御池中学校、そして、御所南小学校を視察させていただきました。種々の高いハードルはあろうかと思いますが、視察することにより1日も早い体制づくりをより一層強く思った次第でございます。御池中学校、そして、御所南小学校のすばらしい点は、教育長も十分に理解、承知していると思っておりますので、ここで述べることは差し控えますが、本市の取り組みへの進捗状況を順次お尋ねいたします。

①に、大栃小中学校です。

昨年4月から2年間の研究を経過した後、来年、平成29年度4月からコミュニテ

ィ・スクールとして指定したいとのことでしたが、現状と課題、そして、今後の対応についてお尋ねいたします。

○議長（石川彰宏君） 教育長、時久恵子君。

○教育長（時久恵子君） 比与森議員の大柘小中学校の協議の状況について、お答えいたします。

大柘小中学校は、来年4月のコミュニティ・スクール指定に向けて準備を進めており、現在49名の学校支援地域本部の方々が行事、環境、学習、安全という4つの部会に分かれて学校を支える体制をつくっています。来年、このようなリーフレットですけれども（資料を示しながら説明）、ここに地域とともにある大柘小中学校をつくるため、物部コミュニティ・スクールが平成29年度より組織されますというこのリーフレットをつくりまして、これを配布しながら地域の方々への広報も進めているところです。

○議長（石川彰宏君） 16番、比与森光俊君。

○16番（比与森光俊君） 大柘小中学校につきましては、小中連携でというお話でしたけど、そういう形で進んでいるというふうに理解してよろしいですか。

（教育長、時久恵子君、自席にてうなずく）

○16番（比与森光俊君） 1つ自分が去年質問しました中で危惧していたのが、学校の人事面に対して、評価委員会が意見を述べられるところもあるし、それは項目の中に入れてないところもあるようですが、香美市の場合、大柘小中学校については人事面に対してどういう取り扱いにするのか、決まっていればお願いします。

○議長（石川彰宏君） 教育長、時久恵子君。

○教育長（時久恵子君） お答えいたします。

人事面に関しましては、県外等では大変そこが議論になっている場合もあるようです。けれども、この人事面というのは一人一人についてどうかというようなことよりも、学校として先生の体制を整えていただきたいというような要望のことが大きいみたいで、余りそこのところは課題になるような議論にはなっておりません。また今後そういうことが出れば、一緒に考えていきたいと思っています。

○議長（石川彰宏君） 16番、比与森光俊君。

○16番（比与森光俊君） ②です。大宮小学校と香北中学校についてお尋ねいたします。

この2校は小中連携で進めてもよいのではないかとの発言もございました。現在どのような段階にあるのかお尋ねいたします。また、コミュニティ・スクール指定の目標を何年度に定めているのか、あわせてお尋ねいたします。

○議長（石川彰宏君） 教育長、時久恵子君。

○教育長（時久恵子君） 香北中・大宮小学校の状況についてお答えいたします。

大宮小・香北中学校は合同で組織しようと、本年度から2年間、国の指定を受け研究を進めています。片地小や大柘小中学校の実践を参考にし、地域の特性を生かしながら、

平成30年度の設置に向けて取り組んでいるところです。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 16番、比与森光俊君。

○16番（比与森光俊君） 大宮小学校ですけど、本当に香美市の先進的なコミュニティ・スクールの模範となるような自分も気がするわけですので、ぜひすばらしい体制づくりを香北中学校とともに進めていただきたいというふうに願うところです。

③、片地小学校についてお尋ねいたします。

片地小学校では、今年度からコミュニティ・スクールの指定に向け、昨年度はプレスタートとして学校運営協議会の試行が行われたようにお聞きしました。現在の状況、そして、今後の対応をお尋ねいたします。

○議長（石川彰宏君） 教育長、時久恵子君。

○教育長（時久恵子君） 片地小学校の状況についてお答えいたします。

片地小学校は2年間の研究を終えまして、本年度4月にコミュニティ・スクールを指定することができました。片地小学校のコミュニティ・スクールは、平成26年度から毎年このようなリーフレット（資料を示しながら説明）、少し形を変えながら毎年リーフレットを出しておりまして、コミュニティ・スクール片地家ということで取り組みを地域に広報しながら行っています。支える学校支援地域本部のほうも、しっかり組織ができておりまして、非常にいい状態で今進んでいるところです。全体のモデルとなる取り組みです。

○議長（石川彰宏君） 16番、比与森光俊君。

○16番（比与森光俊君） わかりました。

次④、山田小学校についてお尋ねいたします。

山田小学校では、主体的に研究を進めてくださっているとの昨年答弁をいただきましたが、4月に人事異動がありまして教頭先生が主導的立場であったように思います。引き継ぎはされていると思いますが、どういう状況になるのかお尋ねいたします。

○議長（石川彰宏君） 教育長、時久恵子君。

○教育長（時久恵子君） 山田小学校の状況についてお答えいたします。

山田小学校は、これまでも自主的にコミュニティ・スクールの研究を少ししてくれていました。本年度、香美市教育委員会の研究指定校として研究に取り組むようになっていきます。平成28年度は、設置に向けた準備委員会の開催やそれに伴う組織づくり、県内外への研修等、平成30年度スタートに向けた準備を進めているところです。

地域のことに大変詳しい教頭先生の異動があったということもありまして、新しい教頭先生も含め、学校全体で地域の方々の組織をどのようにつくるかというところを今、教育委員会とも話をしながら進めているところです。まずは、一番最初にお話がありました、御所南小学校が、多分山田小学校はモデルにしやすい学校なので、一度そこを視察をしてきてはどうかということをご提案をしているところです。

○議長（石川彰宏君） 16番、比与森光俊君。

○16番（比与森光俊君） よくわかりました。御所南小学校は山田小学校と規模は違いますけど、似た環境にあるのかなと自分も思います。

次、⑤です。土佐山田町内の鏡野中学校、香長小学校、舟入小学校、そして、楠目小学校についてお尋ねいたします。

昨年質問の際に、この4校については特に具体的な内容の話はございませんでした。教育長は、平成31年度末に5校以上でコミュニティ・スクールの指定をしたいという考えを示されました。鏡野中学校、香長小学校、舟入小学校、楠目小学校の取り組みも非常に大切ではないかと思うところです。特に、鏡野中学校は規模も大きいことから、なかなか困難な部分もあろうかと思いますが、現状についてお尋ねいたします。

○議長（石川彰宏君） 教育長、時久恵子君。

○教育長（時久恵子君） それでは、4校のことについてお答えいたします。

本年度、香長小学校と楠目小学校は、大栃小中学校や大宮小学校、香北中学校と同じく、国の研究指定を受け準備を進めています。また、舟入小学校は山田小学校とともに、香美市の研究指定を受けて研究を始めました。どの学校も平成30年度スタートに向けて取り組みを進めています。

ただ、鏡野中学校は全体の中で一番規模も大きく、地域が非常に広域になりますので、若干ここだけは取り組みの工夫が必要なところがありますので、できれば平成30年度スタートにはしたいのですけれど、少し研究に時間がかかることも考えられます。

鏡野中学校につきましては、昨年度、地域の方々が集まって発足した鏡野の子どもを育む会という組織ができていますので、この鏡野の子どもを育む会をもとにしながら、発足に向けた準備を進めていきたいと考えているところです。

○議長（石川彰宏君） 16番、比与森光俊君。

○16番（比与森光俊君） わかりました。コミュニティ・スクールについての質問を終わります。

3項目めの人権についてお尋ねいたします。

過日閉会しました通常国会では、5月24日に不当な差別的言動は許されないと定義されているヘイトスピーチ対策法が成立いたしました。この件につきましては、香美市議会でも昨年6月定例会におきまして、法整備を含む強化策を求める意見書を提出していた経緯もあり、今回の成立は非常に良かったというふうに思っております。

また、通常国会では、自民、民進、公明の3党が5月19日に部落差別の解消の推進に関する法律案を議員立法で共同提出しております。この法案共同提出に先立ち私も公明党では、同和対策事業の根拠となってきた地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（地対財特法）により、被差別部落の物理的な環境改善が進んだ一方で、この地対財特法が2002年（平成14年）に期限切れを迎え、近年のインターネット上での差別が問題になっていることから、差別解消の根拠となる理念法が必

要ではないかとの意見から、部落差別解消推進基本法検討プロジェクトチームを設置して進めているところでございます。

私自身、平成21年に三重県で開催されました第61回全国人権・同和教育研究大会から、毎年全国大会に参加をさせていただいておりますが、自分自身の日常生活では考えられないような信じがたい活動報告を耳にすることがございます。

また、タイトルの全国人権・同和教育研究大会の同和の文字が2文字が消去された期間がございました。二、三年であったように記憶しています。そのときは同和問題は徐々にではあってもよい方向に向かっているのではという思いでしたが、再びもとのタイトルに戻り現在に至っております。インターネットなど違った形での差別が増加しているようです。今回提出されました法案では、国や地方自治体に差別解消に向けた施策を講じ、教育や啓発活動の充実を図るように求めています。

香美市にありましては、人権教育、そして、啓発活動は適切に行われていると理解していますが、以前にもありましたようなトイレでの差別的落書きや差別発言などの事例が発生してしましたら、具体的にお聞きしたいと思います。そして、このたび提出されました部落差別の解消の推進に関する法律案に対する見解をお尋ねいたします。

○議長（石川彰宏君） 教育長、時久恵子君。

○教育長（時久恵子君） 比与森議員さんの人権の質問の中で、自民、民進、公明3党による部落差別の解消の推進に関する法律案の共同提出の部分を中心にお答えいたします。

ご指摘の部落差別の解消の推進に関する法律案は、6月1日、衆議院本会議にて継続審査になっています。この法律案は、先ほど述べられましたように、部落差別の存在を認め、相談体制の確立、教育・啓発の必要性、全国調査の実施等を柱としたものだと認識しております。今後、国の動向に注視していこうと考えているところです。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 16番、比与森光俊君。

○16番（比与森光俊君） 初めにも述べましたように、本市においては、人権教育は企業も含めて適切に、その運動というかそういう教育はされていると思います。注視しながら進めていくということですが、本市にあって現状に対する見解、今のままでこういう形で進めていくのかというような、もし問題点があればお聞きしたいと思います。

○議長（石川彰宏君） ふれあい交流センター所長、横谷勝正君。

○ふれあい交流センター所長（横谷勝正君） 比与森議員さんの人権に対します教育や啓発の充実を図る中での啓発の充実を図ることについて、ふれあい交流センターからお答えします。

全ての国民に基本的人権の享有を保障している日本国憲法の理念などから、同和問題の解決に果たす行政と教育の役割は極めて重要であると考えております。

本市は、合併前の旧町村時代より、心の差別を解消するための意識啓発、生活実態の

格差を是正するための住宅や道路などの生活環境改善をする事業など、同和問題を解決するためにさまざまな教育、啓発事業を実施し、一定の成果を上げてきた経緯があります。

今回の法案は、現在も部落差別が存在しているとし、インターネットなどでの情報化が進む中で部落差別が新たな状況にあるとして、部落差別のない社会実現のために、国と地方公共団体の責務を定めているほか、相談体制の充実、教育と啓発、実態調査などを柱にしたものと認識しております。

ふれあい交流センターといたしましては、地域社会全体の中で福祉の向上や人権啓発の住民交流の拠点となるコミュニティセンターとして、生活上の各種相談や人権課題の解決のための各種事業を総合的に行っています。

同和問題は、人権問題の重要な柱として早期の解決を目指して就労、教育など、残された課題の解決に向けてこれまで展開してきた取り組みの成果、手法の評価や各種研究の成果を踏まえ、現行制度を的確に運用して取り組みを推進してまいりたいと考えております。

- 議長（石川彰宏君） 16番、比与森光俊君。
- 16番（比与森光俊君） 以上で質問を終わります。
- 議長（石川彰宏君） 比与森光俊君の質問が終わりました。

次に、13番、山崎龍太郎君。

- 13番（山崎龍太郎君） 13番、山崎龍太郎です。通告に従い順次質問を行います。一問一答方式であります。

最初に、18歳選挙権に関連してお尋ねしてまいります。

2015年6月の公職選挙法改正で、満20歳以上だった選挙権年齢が満18歳以上に引き下げられ、本年6月から施行されたところでもあります。そのような中、愛媛県の公立高校59校では、県教委の主導のもと、生徒の政治活動に事前届け出を義務づける校則改正を行いました。背景には、文部科学省が示した「高等学校等における政治的教養の教育と高等学校等の生徒による政治的活動等について（通知）」に関するQ&Aの中で、構外での政治活動に参加する場合、学校への届け出制の導入を禁止しない方針を示していることがございます。このことは、今後愛媛県と同様の事例が出てくることも危惧されるところです。

そこで、お尋ねします。

高校生の政治活動の自由は、憲法や子どもの権利条約のもとで最大限保障されるべきものです。集会やデモ、宣伝、署名などは憲法が保障する集会結社、表現の自由に基づき自由にできるものであります。国連の子ども権利委員会は、表現の自由、思想良心の自由、集会結社の自由の完全な実施を確保するため、学校内外で生徒が行う活動を規制する法律、規則、集会への参加に親の同意を要求する点を見直すよう勧告もしております。愛媛県の公立高校が構外での政治活動を届け出制にしたことは、学校に「いつ、ど

こで、何に」と伝えることが強要され、生徒の内心の自由が根本から脅かされることとなります。

以上述べて、一定主権者教育にも前向きに取り組んでいる本市における、この届け出制に対しての見解を求めます。

○議長（石川彰宏君） 総務課長兼選挙管理委員会書記長、山崎泰広君。

○総務課長兼選挙管理委員会書記長（山崎泰広君） それでは、山崎龍太郎議員の18歳選挙権に関して、高校生の政治活動「届け出制」導入に対しての見解をという質問にお答えいたします。

議員ご指摘のように、主権者教育を推進していく動きがある中、届け出制にすることは、生徒の安全確保等が目的とはいえ、本来、政治活動を届け出制にすることで制限してしまう可能性もあることから、慎重に検討する必要があると考えております。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 選挙管理委員会の見解はお伺いしましたが、高等学校のことですので県教委の所管ですが、教育委員会、教育長はどのようなご見解をお持ちなのか、お尋ねします。

○議長（石川彰宏君） 教育長、時久恵子君。

○教育長（時久恵子君） お答えをいたします。

政治参加を促す18歳選挙権の趣旨からいって、生徒が政治活動を積極的に進めたり、自分の考えを表明したりする権利を妨げられるようなことになってはならないと考えています。

一方、生徒の安全面には配慮が必要で、生徒が違法または暴力的活動等に巻き込まれないように支援することは、必要だとは思っています。

生徒の政治活動に対する主体的な取り組みを重視するというのを第一に考えたいと思います。今後、状況を見守っていきたいと考えています。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 「選挙権年齢を引き下げておいて政治活動をするなって意味がわかりません。」これは高校生の率直な声であります。若者の声として、18歳選挙権が実施されることによって、政治に関心を持たせるための場が必要になってくると思います。大切なのは、いろんな人がいろんな意見を交わしながら学び考える、その場を保障することではないでしょうかという若者の声もございます。私は、政府は届け出制を容認しない、その立場に立つように見解を速やかに改めるべきと考えますが、お尋ねします。

○議長（石川彰宏君） 総務課長兼選挙管理委員会書記長、山崎泰広君。

○総務課長兼選挙管理委員会書記長（山崎泰広君） 18歳選挙権に引き下げられる

ということは、議員ご指摘のように、政治活動も積極的に参加していく立場をとっているということを理解しております。

ただ、一方で国が懸念している部分もあります。それは、届け出制をなぜするかということについては、幾つかの懸念材料があるということで、設置者のほうにその判断を求めているところがあります。

懸念材料としましては、選挙運動に18歳に満たないものを動員した場合とか、違法なデモを繰り返して、今後も同様の活動を続けることを公言している団体の主催するデモに参加をする場合であるとか、人の生命、身体、財産、名誉、自由に関する害悪の告知を行うような集会に参加する場合等の懸念があるということで、設置者である学校にその辺の判断を委ねておるというところがございます。ちなみに、学校教育法は設置者管理主義をとっております。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 懸念材料をるる述べられました。ちょっとトーンダウンしたような2回目のご答弁だったようにも受け取れますけれども。私は、この届け出制は、18歳選挙制にした以上はやっぱり国としてはそのことを見越して18歳選挙権にしているわけですので、やはり改めるべきという見解を述べて次に移ります。

7月10日、投開票予定の参議院議員通常選挙には、18歳選挙権年齢が適用されません。公職選挙法が改正されてから、本市における選挙、投票に関する啓発等について、取り組みを伺ってまいります。

①であります。

広報香美6月号には、新たに選挙人名簿に登録される方として、「①に18歳以上の方で、6月21日から3カ月前（3月21日以前）に転入届出をし、引き続き香美市に住所を有している方。②3月21日以前から、引き続き住所を香美市に有し、18歳になった方（平成10年7月11日以前に生まれた方）。③として、18歳以上の方で、住民票が作成された日から引き続き3カ月以上香美市の住民基本台帳に記録されていた方で、香美市に住所を有しなくなった日から4カ月を経過しない方（3月11日以後の転出者）。」というふうに書かれております。新たに有権者となられたこの若者層へのこの間の啓発活動についてお尋ねします。

○議長（石川彰宏君） 総務課長兼選挙管理委員会書記長、山崎泰広君。

○総務課長兼選挙管理委員会書記長（山崎泰広君） 啓発につきましては、平成26年度、平成27年度と山田高校で選挙の出前授業を実施していますので、今後も出前授業を開催していき、将来の有権者を対象に模擬投票等を実施していく予定でございます。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 1点伺いますけれども、先ほど広報の③で述べました1

8歳以上の方で、住民票が作成された日から、転出された方ですわね、この方々は法改正がなされて、実際のところは香美市にはいないけど向こうに住所を移したので、香美市ではけど投票できるということになられたかと思いますが、この方々に今回の選挙に関して周知とか、啓発はどのようなになっているのかお尋ねします。

○議長（石川彰宏君） 総務課長兼選挙管理委員会書記長、山崎泰広君。

○総務課長兼選挙管理委員会書記長（山崎泰広君） 全体としましては、新聞、報道機関等でその辺の周知をしているものと認識しております。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 全体としてはそうですが、実際はもう移られているから、こちらの選管から入場券を送って、県外におられてもこちらで投票できますよという啓発はなされるとは思いますが、実際それはそういう動きで選挙を行ってくれと、なかなかけど学生であれば帰って来れないという状況もあろうかと思いますが、対策は講じているようにも漏れ聞いてはおりますが。実際、先ほど出前講座や模擬投票ということで、それ以外には、同僚議員の以前の質問で、これは工科大への、この広報にも載っていますけど、期日前投票のあれを構えるとか、これは選挙の実務のほうになってくるかと思いますが、そういうこともやられていますが、そのほかはもう何かやられてることはないんですか。

○議長（石川彰宏君） 総務課長兼選挙管理委員会書記長、山崎泰広君。

○総務課長兼選挙管理委員会書記長（山崎泰広君） 後段の質問のほうにもありますけれども、山田高校の3年生とか、高知工科大学生に配布するチラシを作成して配布をするとかいうことを今後考えております。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 平成26年度、27年度にやったことはそれで、今後はそういうことということで、後の質問につなげていきたいと思っております。

次に移ります。

本市公式ホームページでは、学生の選挙権について、香美市を離れて県外の大学等へ修学のため下宿や寮などに居住する学生が選挙時に投票するためには、下宿等の所在地の市町村に住民登録をして、当該市町村の選挙人名簿に登録されることが必要です。もし居住地の市町村に転入届け出をせず、香美市に住民票を残しているため、入場券がお手元に届いたとしても香美市で投票することはできません。また、修学地の市町村でも投票ができません。このように、居住地への住民登録を促しております。お隣南国市で、同様のケースで学生が投票できなかったということで、議会質問もございました。

このことを考えるとき、高知工科大学生の多くが居住する本市において、香美市への住所登録はどのような状況か心配もされるところであります。明推協がインターネット

で調査したところ、住民票を移している学生は全国的には26.4%であったという結果も出ております。このことも踏まえて現状認識をお尋ねするものです。

○議長（石川彰宏君） 総務課長兼選挙管理委員会書記長、山崎泰広君。

○総務課長兼選挙管理委員会書記長（山崎泰広君） 高知工科大学生の住民登録状況につきましては把握できておりません。ただ、大学側との話によりますと、約半数が住民登録をしているのではないかというふうに聞いております。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 本市の選挙人名簿に登録されていないので妙にかかわれない的な発言だったというふうにも捉えますけれども。実際にこれ、調査、改善の必要性はあると思うんです、現実、約半数がという部分ですが。先ほど言ったように、学生へのインターネット調査では26.4%と、これ全国的な事例と。だから、逆に言えば先ほど前段に述べたことで言うと、4分の3の方々は投票の権利すらないということになりますよね、実際。今の居住地で、香美市でも、もともとの居住地でも投票できないと。だから、その学生だけで言ったときに、それが正確な数字。逆に言えば、香美市の工科大生の50%が住民票を移しているということになれば、50%のあとの人は実際のところは投票すらできないということになります。ゆゆしき問題だと思いますが、その点で調査、改善の必要性、私の聞き取りでは、転入届けをしてない方も結構いるということでも聞き取りました。

みすみす投票できない環境にみずからを置くべきではないと考えます。是正の方向に向けた対策を伺います。

○議長（石川彰宏君） 総務課長兼選挙管理委員会書記長、山崎泰広君。

○総務課長兼選挙管理委員会書記長（山崎泰広君） 選挙制度の性格からして、議員ご指摘のようだと私も思っております。ただ、この対策についてはなかなか難しいところがあります。当面は大学側に学生に向けての呼びかけをしていただくような働きかけをしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 私もほかの法律的なくくりがあったらいけませんので、慎重に事を運ばんといかんと思います。少なくとも、これ以前もそんな話があったと思うんです、やはり住民登録してもらおうということが。ただ、このことは必ずやっばり今後の選挙のこともありますし、もう今から参議院選挙云々と言うても間に合いませんけれども、大切な点でありますので、ぜひくれぐれも工科大のほうとその話を詰めていただきたいというふうにお願いしますが、再度の確認をお願いします。

○議長（石川彰宏君） 総務課長兼選挙管理委員会書記長、山崎泰広君。

○総務課長兼選挙管理委員会書記長（山崎泰広君） 大学に働きかけを努めていき

いというふうに思います。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） それでは、次に移ります。

この間の選挙において、軒並みの投票率の下落の方向に一定の対策もとられているところでしょうが。参議院選に向けてとあわせて長期的な啓発に関して、戦略等をお持ちなのかお尋ねします。

○議長（石川彰宏君） 総務課長兼選挙管理委員会書記長、山崎泰広君。

○総務課長兼選挙管理委員会書記長（山崎泰広君） 長期的な展望と申されますとなかなかそこまでの対策には至っておりませんが、当面、参議院選挙に対する啓発活動につきましての答えをさせていただきたいというふうに思います。

まずは、選挙公報に同封するチラシの作成、それから、先ほど述べましたが、山田高校の3年生及び高知工科大学学生に配布するチラシの作成、今回から大学生と明るい選挙推進協議会と合同で選挙物資の配布、選挙啓発活動を行う、それと、高知工科大学構内への期日前投票所の新設等を予定しております。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） さまざま取り組みを若干ずつでも参議院選挙に向けて進めていくということでもありますが。やはり一定選挙になったら垂れ幕、いついつ参議院選挙ということでも出たりもしますが、もっと数をふやすとかあっちこちに垂らすとか、垂れ幕に創意工夫を加えるとか、市独自のそういうようなものがないものなのか。それとあわせて、庁舎とか支所に、これがどうなのかちょっと検討してもらいたいがですが、各政党や候補者、それを公平なレベルで資料とかパンフ等を置いて、来庁者、若い層も踏まえて、工科大にもそういうものを置いて目にしてもらおうとかいう、そういうテクニックは使えないのかお尋ねします。

○議長（石川彰宏君） 総務課長兼選挙管理委員会書記長、山崎泰広君。

○総務課長兼選挙管理委員会書記長（山崎泰広君） 先ほど議員がご案内したような点につきましては、一定選挙公報でその役割は果たせるのかなというふうに思っております。懸垂幕につきましては本庁舎に掲げる予定をしておりますが、懸垂幕というのは非常に風にあおられて音が出るとかいうことで、苦情が出た経過もありますので、そのあたりは慎重に検討していかなければならないというふうに思っております。できるだけ投票率を上げたいというのは選管の考え方でもありますので、新たなそういった啓発のことのご提案がありましたらまたお聞きして、今後検討していきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 確かに風にあおられるという部分もありますけど、短期間ですので、あそこに自衛隊のあれがありますけど、あれをちょっと外しておいてあそこに置くとかいう、それも一つの発想というふうに思いますが、ちょっと検討しませんか、いかがでしょうか。

○議長（石川彰宏君） 総務課長兼選挙管理委員会書記長、山崎泰広君。

○総務課長兼選挙管理委員会書記長（山崎泰広君） ご提案いただきましたので検討したいと思いますが、実現に至るかどうかはちょっと不透明でございます。以上です。

○議長（石川彰宏君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） では、1項目めはこの程度にとどめまして、次の項目に移ります。臨時福祉給付金事業についてであります。

本年度は臨時福祉給付金事業として三本立てで給付が行われます。1つには、低所得者に対し、消費税引き上げの影響を緩和するために前年度に引き続き支給するところで、平成28年度市県民税非課税の方が対象で、金額は3,000円であります。2つには、この対象者のうち、障害・遺族基礎年金受給者に3万円を給付するものです。そして、3つに、国の平成27年度補正予算で決定された年金生活者等支援臨時給付金事業があり、平成27年度の給付対象者で、平成28年度中に65歳以上となる方が対象となっております。給付金は3万円であります。

①で伺います。

本事業は、平成26年度1万円の方と、加算されて1万5,000円支給された方がございます。平成27年度は6,000円の支給額でありました。両年度における本市の対象者及び給付状況の人数及び金額をお示してください。

また、さまざまな問い合わせ等があったとも思われます。事務のほうも混乱したのではないかと考えますが、その点をあわせてお尋ねします。

○議長（石川彰宏君） 福祉事務所長、西本恭久君。

○福祉事務所長（西本恭久君） 山崎龍太郎議員の臨時福祉給付金事業について、①の質問にお答えいたします。

金額につきましては、議員が述べられたとおりなので省略させていただきます。

平成26年度は、対象者数8,673人、給付者7,789人、うち加算金対象者が5,301人でした。給付金総額は1億439万5,000円です。うち加算金分が2,650万5,000円でした。

平成27年度の対象者数ですが、議会初日の森田議員のご質問で「8,408人」と申し上げましたが、正しくは「8,395人」でした。申しわけございませんでした。対象者数8,395人に対しまして給付者6,893人で、給付金額は4,135万8,000円でした。

なお、問い合わせ件数は集計しておりませんが、早期に開始した市町村がございまし

たので、香美市の事業開始はいつかという問い合わせが何件かあっております。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 日にち等の確認という問い合わせがあったと。支給に対して出る人、出ん人ありますわね。そういう部分でトラブルめいたことはなかったのかお尋ねします。

○議長（石川彰宏君） 福祉事務所長、西本恭久君。

○福祉事務所長（西本恭久君） おっしゃられたように、隣には来ているのにどうして自分のところに来ていないかというような問い合わせは何件かありましたが、それに対しては、給付の要件を十分に説明しましてトラブルには至っておりません。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） ちょっと①で最後に聞いておきたいのは、この事業を行うことで、今も継続して行っているわけですけど、大体非課税世帯の状況等については、概略を把握できたんでしょうか。その点をお尋ねしておきます。

○議長（石川彰宏君） 福祉事務所長、西本恭久君。

○福祉事務所長（西本恭久君） お答えいたします。

今回の事業の対象者の方、全てが生活の困窮者とは言えないと思いますが、少なくとも数字の上では、市の約3割に当たる方が住民税非課税の困窮者とみなされます。生活保護受給者を除いての数字ですので、生活困窮者自立支援法でいうところの生活保護に至る前の段階というのが多いということは実感しております。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） そのような状況確認ができたということで、先ほどの数字に基づいて次に移ってまいりますけれども。

給付ができないケースについてまた対策は行ったかということでありますが、実際、平成26年度で支給漏れというかできなかつた方が884人ですか、差し引きしたら、ほんで、平成27年度が8,395人引く6,893人で1,502人ということで、結構な数の人が給付ができてない。これが当初の予算立てと比べて、受給権がありながらというふうには全てないかもしれませんが、あわせて初年度、額的にも多かったので884人ということで、27年度が1,500人、まあ倍ですわね、実際。これ900人ぐらいの方が2年目は減っていると。このことも踏まえてどういう状況なのかなということをお尋ねします。

○議長（石川彰宏君） 福祉事務所長、西本恭久君。

○福祉事務所長（西本恭久君） 申請書を送付した方のうち、本人が非課税でも被扶養者として扶養されている方が住民税課税の場合は対象となりません。市内の方につい

ては把握しておりましたが、市外の親族に扶養される方の数については把握しておりませんので、この方が申請してこなかったケースだと考えております。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） その1点、初年度はそういうことも、県外家族の扶養に入っていると、さまざまな部分で非適格者がおられたということはわかりますが、その数字は具体的に聞いてないのでいいんですが。初年度884人、次年度が1,502人ということで、倍受け取った方が少ないということです。この状況については分析はできてますか？

○議長（石川彰宏君） 福祉事務所長、西本恭久君。

○福祉事務所長（西本恭久君） 給付金の申請を促すためにはいろいろと広報活動もしてまいりました結果ですので、2年目が少ないというのは先ほど申し上げた理由と、あとは金額が少なかったからではないかと考えております。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） その推測は当たっている部分もあるかもしれませんが。確かに1万円や1万5,000円と6,000円というんだって、物部の方が支所まで行くにも、タクシー使ったらそれぐらいの金が必要となるのもうやめちょこうという方がおられたかもしれません。これは推測の範囲ですので、これ以上のことは言いませんけれども。

それでは、次に移ってまいります。

年金生活者等支援臨時福祉給付金は8月31日までの申請で締め切りであります。現在の申請状況は対象者5,300人に対して何人なのかお尋ねします。また、未申請者への再度の周知はいかにお考えなのか、お尋ねします。

○議長（石川彰宏君） 福祉事務所長、西本恭久君。

○福祉事務所長（西本恭久君） 対象見込み者数は5,307名で、昨日現在で4,123人の方が申請されております。また、周知につきましては、当初は税務課の非課税通知に給付金関連文書を同封して送付しましたが、課税情報については、地方税法の規定により守秘義務が課されていますので、給付金支給に関する事務について、本人の同意を得ずに課税情報を用いることはできないとされていますので、今後、税務課本来の業務としての通知をする予定がありませんので、福祉事務所から未申請者に対する個別通知は行いません。

なお、広報8月号には再度、申請を促す記事を載せる予定をしております。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 平成26年度、27年度に比べたら1,200人弱とい

うことで、あと少しの方には受け取ってもらいたいというふうに私は思うのですけれども。実際、再度の申請はしないと、広報での再度の啓発ということになるということですが。実際問題、ちょっと先ほど言われたことがわからないんですが、福祉事務所として再度のこれ送って来ましたわね（資料を示しながら説明）。こういう目立つ色でいいと思うんですけれども、これを再度またできないのか。私はあわせて、これちょっと気のきいたのがありましたので、「締め切りまでにご提出いただきたい書類を同封しております」というふうなこういう（資料を示しながら説明）書き方です。それから、電話等の問い合わせも受け付けますみたいなことを中に入れて、やはり独居の世帯等の方でなかなか頼る人もいないときには、ずっとせっかくの100%の補助金ですが、受け取ってない方もおられると思うんです、結局は。その方にやっぱり行政として、いかに親切に対応できるか、できる手段を模索するかということは大変な視点と思いますが、そういうことを踏まえて再度お尋ねします。

○議長（石川彰宏君） 福祉事務所長、西本恭久君。

○福祉事務所長（西本恭久君） 封筒につきましては、こちらから出している封筒も前後ろに期日を載せていますが、議員のおっしゃった封筒につきましてはちょっと検討させていただきたいと思います。

また、個別周知につきましては、先ほども申しましたように、どうしても税法上の問題があって、福祉事務所のほうが本人の課税の分を知り得ないという前提で申請書を出しておりますので、こちらから個別に出すことはできません。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） ということは、今後こういうことがあればこういうことは考えるけれども、今回の8月31日の締め切りの分については、法律的な制約があってできないという認識でいいのか、再度伺います。

○議長（石川彰宏君） 福祉事務所長、西本恭久君。

○福祉事務所長（西本恭久君） おっしゃるとおりです。なお、秋の給付金につきましては、今度は平成28年度の税ですので、そのときは税の案内の文書と一緒に送付する予定をしております。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） そのように取り計らいをよろしくお願いします。なかなか秋の分が3,000円と、その中で障害遺族の基礎の受給者が3万円と、そういうことになっていきますのでどうなのかなというのはありますけど、やはりせっかくのお金ですので、市民に行き届くようにご配慮をよろしく願いして、次に移ります。

私どもは、低所得者ほど負担の重い消費税増税は行うべきではないとの立場であります。高齢者に煩わしい申請をさせるとか、所管課に新たな事務負担を強いるとか、私は

年金生活者に給付を行うなら、年金を引き下げずに上げたらいいいということ、それが国の政治の役割というふうに考えております。

しかしながら、本事務を行うことで市も今後に生かすべき点があるとも考えます。先ほど低所得者の状況等についてもお示しをいただきましたが、福祉事務所においても、今後の施策等にも生かせる点があるかと思いますが、見解を伺います。

○議長（石川彰宏君） 福祉事務所長、西本恭久君。

○福祉事務所長（西本恭久君） お答えいたします。

本事業につきましては、当然、市単独ですることは不可能です。現時点では、生活困窮者自立支援法により、社会福祉協議会内に設置した生活相談センター香美や生活保護などの既存の施策を活用して、相談業務の充実を図るなど貧困対策に取り組んでいきたいと考えております。

また、ハローワーク香美出張所と結んだ、生活保護受給者等就労自立促進事業に関する協定書に基づきまして、就労による経済的自立及び早期再就職の実現を図ってまいります。

貧困につきましては、世代を越え負の連鎖が続いているということは認識しております。その場しのぎの打開策ではなく、長期の展望に立った施策が必要と考えておりますので、生活困窮者が抱える課題をアセスメントし、ニーズを把握することで香美市における課題の解消を図っていききたいと考えております。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） きれいなご答弁でしたが、現状の枠内でやっているということですが。私はやはり今回のさまざま高齢者等、低所得者等と所管課が絡んだ中で、先ほども所長の中で総括めいたことも言われてましたけれども、実際この状況を生活保護の予備軍的な方もおられるという中で、やっぱり実態を取りまとめて、もう少し生活困窮者の支援事業であっても、もっと福祉事務所としてやるべきこと、もっと強力で連携を深めるとかということも必要というふうに考えますが、その点を福祉事務所として、この事業をただやって、事務が終わって安心するのではなくて、今後の低所得者対策に生かしていくということの再度の答弁を求めます。

○議長（石川彰宏君） 福祉事務所長、西本恭久君。

○福祉事務所長（西本恭久君） 現在やっている事業のアセスメントはしていくべきだと考えておりますので、その結果を生かしまして、就労支援だけでなく、やっぱり家庭環境の改善等も図っていく必要があると考えておりますので、以降する方向で進めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 次の質問に移ります。上水道の耐震工事についてであり

ます。

水道事業で耐震対策など受益者負担になじまない分野は、総務省が地方公営企業への繰出基準を明示し、一般会計からの繰り出しの2分の1は、国が水道管路耐震化事業に対する出資債、充当率100%で元利償還金の50%の交付税措置を行うという財政措置をしているところであります。

そこで伺います。

1点目に、本市において耐震化も行っているところでありますが、送水管線二重化事業、管路耐震化、耐震性非常用貯水槽の設置、緊急遮断弁の設置、基幹構造物の耐震化などが4分の1から2分の1の一般会計からの繰り出しを行える対象事業となっているところです。現在まで制度利用されたのか、その点についてお尋ねします。

○議長（石川彰宏君） 環境上下水道課長、安井幸一君。

○環境上下水道課長（安井幸一君） 山崎龍太郎議員のご質問にお答えいたします。

本市においては、来年度から耐震化の具体的な計画に着手するため、制度利用までには至っていません。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 制度利用には至っていないと、来年度からということですが、利用できない環境にあったのか、利用しようと思ったらできたのか、どちらなんでしょうか。

○議長（石川彰宏君） 環境上下水道課長、安井幸一君。

○環境上下水道課長（安井幸一君） お答えいたします。

上水道事業におきましては、さまざまな課題がありまして、現在、新水源の工事に着手をしたところであります。また、簡易水道事業におきましては、民間委託の懸案事業がございまして、残念ながら耐震化の検討につきましては、来年度からという状況になっております。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） ほかのほうが優先しちよって、この上水道については来年度からということだとどめておきたいと思いますが、実際これに対しては、やはり行うには計画みたいなものが要るのでしょうか。来年度から具体的な計画を練るということで、今までは計画自体もなかったのかということをお伺いします。

○議長（石川彰宏君） 環境上下水道課長、安井幸一君。

○環境上下水道課長（安井幸一君） お答えいたします。

平成20年3月に香美市におきまして、水道ビジョンを作成しております。その中には、耐震化につきまして、計画的な事業を推進することと明記をされております。そのため、来年度より着手する災害時緊急給水拠点整備計画の中で、施設及び送配水管等の

耐震化について取り組んでいく考えです。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） それでは、次に移ります。

本市上水道においては、戸板島の先ほど言われたような新水源事業を展開するところでもあります。そのことも踏まえ、今後の耐震対策推進に利用することに、私は企業会計を考えるとときにも財政的にも大きなメリットがあると考えます。今までのことは抜きにして、今後この制度を十二分に利用するということが大切で、先ほど来の答弁で来年度からということと言われてましたが、これについての見解を伺います。

○議長（石川彰宏君） 環境上下水道課長、安井幸一君。

○環境上下水道課長（安井幸一君） ②のご質問にお答えいたします。

地方公営企業は、企業性の発揮と公共の福祉の増進を基本原則とするものであり、その経営に要する経費は、経営に伴う収入をもって充てる独立採算制が原則とされています。しかしながら、公営企業法上、その性質上企業の経営に伴う収入をもって充てるのが適当でない経費については、一般会計が負担するものとされております。そのため、この経費負担区分ルールについては、毎年度、総務副大臣から各地方公共団体に通知がされているところです。本来、繰入金で補填する財源が水道料金に転嫁されてはなりませんので、今後、上層部及び関係課と具体的な協議を重ねていきたいと考えています。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 課長の答弁はよくわかりましたが、上層部と相談するという、財政当局に聞かんといかんのかもしれませんが。先ほど言われたように、実際、独立採算が基本であると、けど耐震対策なんかは、実際のところは水道料金なんかに反映してはいけないということで、国がやっているということは条文に利用してはならないということであるときに、受益者である上水道の利用者からいったら、今後人口ビジョンからいっても給水人口は減少していく、そういう中で料金改定がやむなしという時期が来るかもしれませんが。しかし、原価自体はあらゆる有利な施策を取り入れて、そのことを先延ばしすることが市民目線に立った行政運営というふうにも考えることです。今回の提案も、耐震対策を進めていく上での大事なポイントであります。検討することですので、財政当局の考えはどうなのかということをお願いしたいと思います。

○議長（石川彰宏君） 企画財政課長、山中俊明君。

○企画財政課長（山中俊明君） 山崎龍太郎議員の質問にお答えします。

事業を実施する上で最も大切なことは、やはり財源の確保ということになりますので、その中でも特定財源がある場合は、それを確保していくということが大切なことであるというふうに考えておりますので、あらゆる制度を活用して特定財源を確保していくと、

そういう方向で考えていかないといけないと考えております。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 実際、水道料金の改定を先送りさせるためにも、実際のところは、この特定財源である国の出資債なども利用する方向で検討されるという認識でよろしいのか、再度確認します。

○議長（石川彰宏君） 企画財政課長、山中俊明君。

○企画財政課長（山中俊明君） お答えします。

この制度について、また環境上下水道課のほうとも十分検討していきたいと考えております。

○議長（石川彰宏君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 以上で私の質問を終わります。

○議長（石川彰宏君） 山崎龍太郎君の質問が終わりました。

暫時休憩します。

（午前10時24分 休憩）

（午前10時35分 再開）

○議長（石川彰宏君） 正場に復します。

休憩前に引き続き会議を行います。

次に、4番、山崎眞幹君。

○4番（山崎眞幹君） 4番、市民クラブの山崎眞幹でございます。議長の許可をいただきましたので、通告に従いまして順次お尋ねをしたいと思います。

まず、G k H（グロス香美市ハピネス）香美市で暮らす幸せ感をめぐってということでございます。

民間の研究機関であります日本創成会議・人口減少問題検討分科会が出した日本の将来人口の推計が1つのきっかけとなりまして、国勢レベルの克服するべき課題として急浮上した感があります自治体の人口動向の問題につきましても、その規模が環境保全や住民福祉の向上を図る観点からはもとより、地域の存続も左右する地域経営上の要諦であることから、本市でも国の方針に沿って、その現状分析と将来展望を示した香美市人口ビジョンと香美市まち・ひと・しごと創生総合戦略が策定されました。

香美市人口ビジョンでは、目指す人口目標を短期目標2020年、2万5,900人、中期目標2040年、2万1,700人、長期目標2060年、1万9,400人とそれぞれ定めまして、目標達成のための3つの視点として、まず最初に、移住・定住に関する希望を実現する。そして、2番目として、若い世代の結婚・子育て等に関する希望を実現する。3番目、地域の担い手を確保し、時代に合った地域の担い手を確保し、時代に合った地域づくりを進めるが示され、香美市まち・ひと・しごと総合戦略では、目標に沿った施策が実施されておりますけれども、私はそれ以外にもさまざまな現場で課題

に取り組みながら、G k H（グロス香美市ハピネス）香美市で暮らす幸せ感や香美市の好感度の向上を目指す姿勢も、香美市人口ビジョンの目標達成に向けて必要ではないかというふうに考えております。

それで最初なんですけれども、このG k Hにつきましては、昨年6月議会でも同様の表題で、そのときは職員個々の当事者意識と職務についてのスキルアップ、そして高知工科大学があることのアドバンテージの生かし方に関連してお尋ねしたところでございます。

今回は合併10周年記念事業、そして子ども・子育て支援、情報発信等に関連して同様のお尋ねをしたいと思います。

まず最初に、1点目です。合併10周年記念事業に関連してでございます。

暫定版でいただきました、この香美市10周年記念事業実施計画によりますと、合併記念10周年事業は市が主催する継続事業を冠事業とした13の市主催継続事業、市が主催する2つの市主催新規事業、そして、実行委員会が主催する6つの実行委員会主催事業、そして実行委員会が市の魅力を効果的に発信し、市全体の一体感の醸成と地域の活性化を図るためのイベントなどを自主的に実施する団体を助成する11の実行委員会助成事業と、みずからが主催したり参加して楽しむことができる32もの多様な催事が予定されております。域内で多様な催事があるということは、住んでいてよかった、楽しい、うれしい、楽しそうというふうな幸せ感、そして幸せそうだなという、私の言いますG k Hの向上への貢献が大いに期待されることから質問するものでございます。

まず、最初の質問でございます。

実施計画の（5）ですけれども、広報啓発事業におきましては、「市ホームページ及び広報紙において、記念事業のPRを行う。」とされております。確かに広報では、3月号でこの特集が生まれ、そして4月号では、3月5日の記念式典の様子が掲載されておりましたが、ホームページ上ではその都度新着情報等で紹介のみで、例えば、私が質問をつくる前に6月5日に何か載ってるのかなと思って見たときには、「世界で1枚のフラフ原画作品募集」ということで、これが10周年記念事業実行委員会事務局ということで新規事業として載っておりました。

これは載っているんですけども、10周年事業に特化した全体を見渡すことができるものをPRするというか、発信するような取り組みはされていないというふうに思われます。やはりG k Hの向上や、そして記念事業実施の趣旨からも、この趣旨、先ほど言いましたように市の魅力を効果的に発信し、市全体の一体感の醸成と地域の活性化を図るというふうなことがその趣旨だと思いますけれども。

ホームページ上で事業の全体像を見渡すことができる取り組みが望まれるわけでございますけれども、そのことにつきまして見解をお尋ねしたいと思います。

○議長（石川彰宏君） 企画財政課長、山中俊明君。

○企画財政課長（山中俊明君） 山崎眞幹議員の質問にお答えします。

現在、市のホームページでは、合併10周年記念事業の見出しで、記念式典及びオープニングセレモニー並びに市主催の冠事業15事業を掲載しています。また、香美市合併10周年記念事業助成金の見出しで、実行委員会が助成する市の魅力を効果的に発信し、市全体の一体感の醸成と地域の活性化を図るためのイベントなどを自主的に実施する団体等が行う記念事業11事業を掲載しています。ご指摘の10周年記念事業に特化した取り組み、ホームページ上で事業の全体像が見渡せる取り組みについては、関係課とも協議し検討したいと思います。

以上でございます。

○議長（石川彰宏君） 4番、山崎眞幹君。

○4番（山崎眞幹君） 載ってました？載ってる？

（企画財政課長、山中俊明君、自席にてうなずく）

○4番（山崎眞幹君） 私の言う意味では載ってないかもしれません。気がつかなかったので申しわけないなと思って、非常にわかりづらいなということなんですよね。検討していただくということなんで、これはそれで置きまして、次の②に移ります。

そして、素晴らしい事業がたくさん行われているわけですよね。例えば、市の主催事業であります、この間、高知工科大学の講堂で行われました香美異界談義「文化の溜まるまち」という仮称で実際は行われて、香美異界談義ということで小松和彦先生、京極夏彦先生が来られ、いざなぎ流に関連したお話、そして、この件についてはすごく関心が高くて、ある意味全国からそのお話を聞きに来られたというふうな素晴らしい催しだったんですけれども。それでも、そういう催しがあったときに、たしか高知新聞ではきのうきょうと「いざなぎ流シンポから」ということで、そのときの記事（資料を示しながら説明）が掲載されております。

本市が主催してやるわけですから、そういう成果についてもやはりホームページ上に掲載をしていくとか、これに関連してですけれども、著作権等で制限があるものは難しいのかと思いますけれども、たしかその当時、その当日も映像を撮られたりしてるような場面もあったと思うんですよね。構わない範囲でそういうような関連するものをやはり皆様に、時たまそこに行けなくて、そういうものを見たり聞いたりできなかった方にも、何とか後でも視聴できるということで、ディスプレイじゃなくてもホームページ上にそういう動画を残すとか、いろんな取り組みができると思うんですけれども。そういう取り組みもどうかなというふうな意味でございます。

先ほど、ちょっと記念事業の趣旨のところでは広報のところへ行ってしまうけれども、記念事業の趣旨としては、「輝き・安らぎ・賑わいをみんなで築くまちづくり」を实践する機運を醸成し、市と市民の協働により活気あるまちづくりに取り組むためとされております。

そういう趣旨からも、やはりできるだけそういうふうな情報発信に努めたほうが、せっかくの機会を生かせるのではないかなというふうに思いますので、その点についての

見解をお伺いしたいと思います。

○議長（石川彰宏君） 企画財政課長、山中俊明君。

○企画財政課長（山中俊明君） お答えします。

合併10周年事業の結果については、広報、ホームページにおいて記事等掲載していきたいと考えています。なお、ご質問の各庁舎等のディスプレイ等での紹介については、できる限り実施できる方向で検討したいと思います。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 4番、山崎眞幹君。

○4番（山崎眞幹君） それでは、次に移ります。

この記念事業実施計画の10周年記念事業、市主催継続事業の13番目に記載されております市民憲章碑設置です。これも随分、私にしたら随分先延ばしにされたというか、効果的なタイミングを狙ったのかなということもありますので、今後どのように取り組みをされるのか、今後の予定を。そして、その設置において、やはり眼目としては先ほど言いましたように機運を醸成して、そして、協働により活気あるまちづくりに取り組むという大きなテーマがありますので、そのテーマに向けて、前私が提案させていただいたのは、その市民憲章を作成するときに委員さんもおりました。まだその手前に提案させていただいたのは、その市民憲章を啓発するための何か具体的な事業をやりませんかということも提案させていただきましたけれども、そのような活用法も含めて見解をお尋ねしたいと思います。

○議長（石川彰宏君） 企画財政課長、山中俊明君。

○企画財政課長（山中俊明君） お答えします。

ご質問の市民憲章碑設置については、香美市合併10周年記念事業の1つとして、本年度中に設置するように計画しています。具体的には、庁内において8月に検討会を設置し、設置場所や材質など検討し、10月ごろに設置工事を発注、完成後2月までに除幕式を行う予定としております。市民憲章碑の完成により、より多くの市民の皆様により市民憲章を知っていただく機会になり、また、認識していただく機会がふえることにより、市民の皆様の自主的なまちづくり活動のきっかけになればと考えております。

今後も市民憲章碑はもとより、広報やホームページ等を通して、市民憲章が身近なものとなるよう努めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（石川彰宏君） 4番、山崎眞幹君。

○4番（山崎眞幹君） 8月に庁内で検討会を開催するということでしたけれども、私いつもこの話をして余りいい顔をされたことがないんですけれども、やはりそこに、これから市民憲章があつてその碑を設立しますので、場所とか材質とかそういうことについても、市民の皆さんの意見を聞くとか、あと自分自身が憲章の委員会におつたんで言いにくいんですけれども、そういう関係者も呼んで、どうしましょうかというご相談

をするということが協働のスタートかなというように思いますが。そういうことは現在、まだ8月ですからまだ少し先なんで考えておられるのか、ちょっとその件を確認したいと思います。

○議長（石川彰宏君） 企画財政課長、山中俊明君。

○企画財政課長（山中俊明君） お答えします。

現在のところはそういったことは考えておりません。庁内での検討会ということを考えております。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 4番、山崎眞幹君。

○4番（山崎眞幹君） 提案させていただきましたので、もし可能であるならば、ぜひそういうことも検討していただいて、せっかくのある意味一大イベントだと思うんですよね。だから、市民憲章を市民の皆さんの腹にこうすんと落ちるような形で除幕式ができるような形のものに、ちょっと工夫をしていただいたらなというふうに思います。答弁はいいですけど、ぜひよろしくお願いをしたいと思います。

それでは、2点目に移りたいと思います。

2点目です。子ども・子育て支援の充実ということでございます。

これも、子ども・子育て支援の充実もG k Hにとって欠かせない要素だと考えております。先ほど同僚議員の質問の中でも、幼稚園就園奨励費補助金の話も出ました。そういうことも含めて、やはりその地域の好感度というのは、人口ビジョンの目標達成に向けても、そして、やはり自治体経営上最も重視するべきものの1つであるというふうに考えております。

まず、1番目に関係して、保育園問題調査委員会をめぐってです。

保育園問題調査委員会をめぐりましては、開会初日に今回の委員会が持たれる契機となった一端が示されました。これまでの施策の多くは、多様化する保育ニーズを初め、現場の課題や問題の多くは保育園運営の外側にあって、限られた財源であったり人員のもとでそれらをどう受けとめ、どう対処するのかという視点で行われてきたものであったと思われませんが、今回は受け入れを対処する場合も、保育士不足以外に保育士の資質であったり、管理体制のあり方、また保育内容等にも課題や問題があるのではないかと、観点から、委員会の立ち上げや相談員の配置がされるのではないかと、極めて希望的に推測をいたします。

もしそうであるならば、行政とかかわりを持つことになったきっかけが私自身保護者会の会長になったことから、平成6年の保育所改革検討委員会から保育問題にかかわり微力を尽くしてきたものの一人として、さまざまな議論やアンケートの中で指摘され続けてきた、受け入れる側についての要望や指摘に対し、行政も重たい腰をやっと少し上げようとしているのかなというふうな考えを持つものでございます。

また、そのような方向性を持って行われる、いま一段の保育改革はG k Hの向上に、

また人口ビジョンの目標達成に向けても大いに貢献すると確信することから、順次お尋ねをしたいと思います。

まず①です。保育園問題調査委員会の所管する調査内容をお尋ねします。

○議長（石川彰宏君） 教育次長、小松美公君。

○教育次長（小松美公君） 山崎眞幹議員のご質問にお答えします。

まず、保育園問題調査委員会の調査内容ですが、あけぼの保育園内において、児童が登園できなくなっていた事件の原因究明や再発防止策に関する調査審議し、その結果を香美市教育委員会に報告してもらうこととさせていただきます。

○議長（石川彰宏君） 4番、山崎眞幹君。

○4番（山崎眞幹君） 問題はあけぼの保育園に特化したその問題についての原因究明と再発防止ということで、ちょっと自分のイメージと違ったのですが、それはそれとして。

じゃあ、2番に移ります。②です。

保育園問題調査委員会の設置期間と開催回数をお尋ねします。予算があそこで上がったんでもう開催されたのか、これから開催されるのかちょっとわからんがですけども。②、設置期間と開催回数をお願いいたします。

○議長（石川彰宏君） 教育次長、小松美公君。

○教育次長（小松美公君） この委員会の設置期間ですが、香美市立あけぼの保育園問題調査委員会設置要綱は平成28年3月4日からの施行で、第1回目の委員会は4月10日に開催しまして、委員会の終了は所掌事務が完了するまでであります。開催日数も決まってはいませんが、現在まで4回の委員会を行っていきまして、今後も関係者等への聞き取りを行っていきますので、開催回数はまだかかりそうです。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 4番、山崎眞幹君。

○4番（山崎眞幹君） 現在まで4回、まだわからないと。わかりました。

それでは、3番目に移ります。

この調査委員会の委員の構成についてお尋ねをしたいと思います。

○議長（石川彰宏君） 教育次長、小松美公君。

○教育次長（小松美公君） この委員会の委員構成ですが、弁護士2人、幼児教育の専門家、これは大学の准教授です。臨床心理士、小児科医の5人の構成であります。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 4番、山崎眞幹君。

○4番（山崎眞幹君） ということは、ある意味完全ないわゆる第三者委員会みたいな形でやっておられるということですね。わかりました。

次に移ります。④です。

保育所保育相談員が同様にその設置について予算計上されておりました。この方の業

務内容についてお尋ねをしたいと思います。

○議長（石川彰宏君） 教育次長、小松美公君。

○教育次長（小松美公君） 保育所保育相談員には、当初あけぼの保育園に登園できなくなっていた園児が登園してきた際に、担任の保育士について、その園児へのかかわり方や接し方などの助言、指導等を主に行ってもらいました。また、園児が登園するころから昼寝が終わるころまで保育園内を見てもらい、保育士の保護者へのかかわり方や保育内容等について気づいたことを指摘や助言をしてもらったり、保育の基本的なことも含め、子どものために努力を惜しまない保育のあり方なども話してもらっています。以上です。

○議長（石川彰宏君） 4番、山崎眞幹君。

○4番（山崎眞幹君） ちょっと⑤と重なると思いますが、ということは、④で行きますけれども、この方は例えば幼児保育の専門家であるとか、そういう勉強なり資格なりをお持ちの方なのかをちょっとお尋ねしたいと思います。

○議長（石川彰宏君） 教育次長、小松美公君。

○教育次長（小松美公君） 前のひまわり保育園の園長で、香美市子ども子育て会議の委員でもございます。この方をお願いしております。

○議長（石川彰宏君） 4番、山崎眞幹君。

○4番（山崎眞幹君） それでは、⑤に移ります。④と重なると思うんですけども。保育所保育相談員の配置についてお尋ねしたいと思います。

○議長（石川彰宏君） 教育次長、小松美公君。

○教育次長（小松美公君） 現在は1名の保育所保育相談員が、週1回あけぼの保育園に保育指導に入っています。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 4番、山崎眞幹君。

○4番（山崎眞幹君） わかりました。それでは、⑥に移ります。ちょっと私の想像したものと違うわけですけども、それが何かのきっかけになればいいというふうに思います。

⑥の質問ですけども、こういう調査委員会、そして、相談員を導入した後のあけぼの保育園の問題ですから、あけぼのに特化してもいいですけども。そのあけぼの保育園がある意味理想的な形になれば、それが香美市全体の保育園に波及していけばいいというふうにも思いますので、導入した後の目指す保育の姿をお願いいたします。

○議長（石川彰宏君） 教育次長、小松美公君。

○教育次長（小松美公君） 保育所保育相談員は現在あけぼの保育園に入っていますが、今後ほかの保育園にも順次入ってもらい保育指導を続けていくとともに、あけぼの保育園問題調査委員会から再発防止策を含めた報告が出てきますので、この報告に基づきまして、改善すべきところは見直していきたいと考えています。

以上です。

- 議長（石川彰宏君） 4番、山崎眞幹君。
- 4番（山崎眞幹君） そういうことをして、ちょっと理念的な話になるんですけども、どういう保育を目指すのかということをお聞きしたいんですよね、お願いします。
- 議長（石川彰宏君） 教育次長、小松美公君。
- 教育次長（小松美公君） 毎年、香美市の教育という中で、就学前教育についての方針とか重点目標というものを示していきまして、各保育園ごとにもまた保育目標を立てています。ここで言ってます目指す保育というところはまだ調査報告は出てきていませんので、これは現状のままで、次の質問とも関連をしてきますが、調査報告が出てきましたら、保育園運営協議会の中で、今後の目指す保育の姿なども協議をしていけたらと思っています。
- 議長（石川彰宏君） 4番、山崎眞幹君。
- 4番（山崎眞幹君） ちょっと僕、手元に教育振興基本計画等をきょうは持っていないのであれですけども、もうちょっと大きな目標ですよ。多分、就学前教育の目標みたいところで、どういう子どもを育てるかみたいところで構んと思うがですけど。やっぱり軸足がしっかりあって、こういう子ども像ということがあって、初めて保育であったり、教育であったりが始まっているというふうに私自身は認識をしているので、そのどこかに何かそごがあって、いろんな問題が多分起こってきてるんじゃないかと。帰納と演繹といいますか、大きな目標からいろんな施策がおりてって、その施策の中で何か不都合なことがあっていくと、じゃあどの段階で問題が起こってるのかというのは、やっぱり上向けて順番にチェックをしていくというふうなことになると思います。そんなに難しい問題じゃないんですけど、そういうものがどうなのかということで、ちょっと今手元に持っていないので、こうじゃないですかということはお示しできませんけども、今ごらんになっているところに何かありますか？

じゃあ、教育長。

- 議長（石川彰宏君） 教育長、時久恵子君。
- 教育長（時久恵子君） 保育の方向性についてお話をさせていただきます。

香美市は子どもたちの育ちの指標15年の計画というのをつくってございまして、これまた後でちょっとお話もさせていただくことにしますが、その中で、就学前の子どもたちの保育・教育はとても大事だと大きく位置づけをしております。なぜかという、小中学校でもキャリア教育とか、また工科大までつなげた教育とかいう道筋の中で考えているんですけども、この保育園の時代の小学校に入学するまでの成長というのは、生まれてから本当に小学校教育が受けられるぐらいまでの成長の期間に、とても大きな段階があって大きく成長していきます。そこの成長の度合いが、あと小学校、中学校、それ以後の教育、また人間として成長していくときにとっても大事な素地の部分ですので、ここには力をどうしても入れなくてははいけません。

一番の目標、すごく簡潔に言いますと自立を目指した子どもの成長です。いろんなことがありますけれど、子どもたちがたくさんいろんなことを試しながら、自分を見つけていく。そして自分のできることをふやしていくという成長過程の中で、この保育・教育が自立を目指したものでないといけないというのは、もうこれは確実なところでは、その自立を目指した教育というのは非常に難しい面もありまして、どちらかというところ、今子どもたちに手を差し伸べ過ぎる傾向があるところを、子どもが自分で試しながら成長するということを支援するという方向でいかないといけないので、そこに向けては、保育園の先生方のそういう考え方と日々の実践ということはもちろんですけども、保護者の方々と本当に連携するというか本当にきっちり結びついて、園でも家庭でも同じ方向で子どもを育てていかないと、この自立ということが果たせません。そのひずみが多々ありまして、これ小中学校も同じなんですけれども、子どもがみずからどれぐらいできるようになっていくかというところは教育の一番大きな課題でして、そこを何とか子どもがみずから成長していくというところを支援していきたいと思っているところです。

子どもにはその力があるので、あるということを前提に支援をするという、それが保育はそれもととても大きいですけど、小中も全部含めて15年間の成長の道筋、指標の中にはそれを書き切っているところです。

それで今回の問題は、その家庭と子どもたちをしっかりと見抜いていなかったというか、子どもたちの心とか保護者の心をしっかりと捉えて、そこと良い連携の中でできていなかった部分がある、そこに課題があるというところの調査です。これはこれだというような1つのことではなくて、多々絡まって就学前の保育・教育のあり方そのものが問われているところがありますので、それについて調査はどうであったかという、事実ということはもちろんそうですけれども、保育のあり方について専門の方も入っていただいていますので、そこに対してきっちりとした方向性も示していただこうということで調査をお願いしているということです。

以上でございます。

○議長（石川彰宏君） 4番、山崎眞幹君。

○4番（山崎眞幹君） ありがとうございます。極めて簡潔に自立を目指した子どもの成長ということで、それを成長を育むというか、そういう保育の姿を目指しているというふうなことだったと思います。

それでは、次の質問です。⑦に移ります。

この件につきましては、3月の一般質問の中でも我が会派の同僚であります甲藤議員のほうから一定触れられておりまして、この香美市保育園運営委員会につきましては、平成23年度までを目標に、保育園を子育て支援の中核施設と位置づけ、そして夢と希望にあふれる若者が定住し、安心と喜びを持って子育てに当たることができるよう、香美市全域の子育て世代が誰でも利用できるサービスについて、その事業内容や事業の進

め方を定めた香美市すこやか子育てプランの中で位置づけられた委員会でございました。

その委員会の設置要綱なんですけれども、その第2条の所掌事務におきましては、委員会は香美市の保育園運営について必要な事項を審議し、意見を述べるものとするところのようにされておきまして、そして、関連する実施計画の中では、保育サービスの充実の中の保育ニーズの把握と、そして、事業推進に関する取り組みの中のニーズに合った保育サービスの提供と柔軟な見直しということに関連して設置されたものでございました。

第1回目の委員会は、平成19年1月31日に開催されまして、すこやか子育てプランの進捗状況について、そしてアンケート調査について、その他について審議がされ、平成24年4月に「すこやか子育てプランの精神や方向性を引き継ぎ、保護者が必要とするサービスの提供や国の子ども・子育て支援法への対応等、新たな保育サービスの制度設計に必要な基本理念と今後の保育の方向性について示したもの」とされる香美市すこやか子育て指針と、これに引き継がれるまで計5回の委員会が開催されました。もっとあったかもしれません。私自身がそれに参加した会が5回でした。

その後、新たな保育サービスの制度設計に必要な基本理念と今後の保育の方向性は子ども・子育て支援事業計画や香美市教育振興基本計画へとバトンが渡されております。

3月議会の甲藤議員の答弁におきましては、保育園運営委員会は現在は開催されていない。しかし、子ども・子育て会議の協議中に保育運営も含まれているので、そこでというふうな答弁があったというように思いますけれども、子ども・子育て会議につきましては、私もちょっと条例でありますとか資料を読み込んだんですけれども、やはりその中に分科会があって、保育の話だけやったら別なんですけれども、ある意味総論の中で、各論の調査審議にはやはり少し無理があると思うので、そして、また政策のもっと小っちゃなレベルでいろんな検証をするほうが、政策に対する効果的なPDCAの側面もあると思いますので、そんな意味を含めて円滑な保育園運営に向けては、保護者会連合会、そして保育士、行政等が参加し協議する学校運営協議会、先ほど前の比与森議員さんが言っていましたけれども、学校はコミュニティー・スクールということで、学校運営協議会というより団体を置いてその中で、学校と地域をつなぐということで、学校運営するようになっていきます。

それと同じようにやはり、その保育園版のような保育園運営協議会を設置して、いわゆる保育ニーズの把握ですね。そして、ニーズに合った保育サービスの提供と柔軟な見直しに取り組むことができるようになれば、GKHの向上に、またひいてはそれが向上することによって、人口ビジョンの目標達成に向けても大いに貢献するものではないかと考えます。このことについて、ぜひ積極的に取り組みをしてほしいと私自身は思っているんですけれども、見解をお尋ねしたいと思います。

○議長（石川彰宏君） 教育次長、小松美公君。

○教育次長（小松美公君） 学校運営協議会の保育園版のような保育園運営協議会を

設置すればというご意見だと思いますが、現在は各保育園ごとの保育園運営協議会の設置までは考えてなくって、現在あります香美市保育園運営委員会設置要綱を少し一部改正しまして、この運営委員会で保育園運営についての必要な事項などを協議していきたいと考えています。

○議長（石川彰宏君） 4番、山崎眞幹君。

○4番（山崎眞幹君） 大変前向きなご答弁であったというふうに私は評価します。

その前回の保育園運営委員会は平成19年の1月31日、そして19年の2月26日、19年の3月26日、それからぐっとあきまして、平成24年の1月25日、24年の2月27日、これは、すこやか子育てプランの終了によって、その次にどうするかということ急遽検討しなければいけないという事情があって急に開かれたんだと思いますけれども、そのときに開かれました。その中でアンケート、各保育園にアンケートを毎年度出しますね、そういう内容についても、実は平成19年の段階ではみんなで検討したということがあります。

だから、学校運営協議会のようにとりあえず置かなくても私自身もいいと思うんです。全体のやっぱり香美市の保育っていうのは1つの流れを持って、次の質問にもかかわってくるんですけれども行われている。そして、今目指す目標が自立を目指した子どもの成長という大きな目標も同じものが多分立てられると思うので、全体の中で取り組まなければいけない課題、どこも同じような課題が出てくると思うので、それは構んと思うんです。

ただ、その中にやっぱり保護者を入れ、そして現場の保育士を入れ、そして行政を入れ、その中で協議をするということが本当に大事なことだというふうに思いますので、ぜひそれをお願いしたいと思いますし、もうだから前回の会のことを下敷きにやっていただくというのであれば、前回の実施計画の中の保育ニーズの把握であったり、そして、ニーズに合った保育サービスの提供と柔軟な見直しについての詳細もそれに載っていますので、またぜひそれを参考にやっていただけたらというふうに思います。

それでは、次に移ります。（2）です。

このことが本市の大きなG k Hに貢献する可能性もあり、今、教育長からもそれに向けてのある種の豊富が語られたんだと思うんですけれども。1つの自治体の中に保育・幼稚園から大学までであることが本市の特徴であるわけですから、このことを生かして保育園から継続的に取り組んでいる、また取り組もうとしている教育的な取り組みがあればお尋ねをしたいと思います。

○議長（石川彰宏君） 教育次長、小松美公君。

○教育次長（小松美公君） お答えします。

全ての校種が本市にあることを生かし、一貫教育、学園都市を目指して取り組んでいます。本年度は特に保育園と小学校、中学校などの校種間の接続に力を入れて取り組んでいるところです。教育委員会では、就学前から中学校卒業までの15年間の発達段階

に応じ、つけたい力を育ちの指標として1枚にまとめました。各校がその指標を自校の実態と照らし合わせるなどして取り組んでいます。

また、保育園と小学校の段差を少なくするために、本年度、小学校教員による職場体験学習の機会を持つようにしました。保育園と小学校では運動会や昔遊び、植物の栽培、音楽交流など、園児と児童の交流も多くなってきています。

小中学生が、週に一度理科実験を行いながら理科の楽しさなどを探求する理科クラブにも、山田高校生や工科大生が指導に当たってくれています。また、冬に行うプレゼンフェアでも、香美市内の全ての小中学校や山田高校、工科大学の児童生徒や学生が、同じ場でプレゼン力を競っています。保育園、小学校、中学校の園児・児童生徒の交流も多くなり、また、大学生や高校生も一緒になった教育活動が活発に進んできています。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 4番、山崎眞幹君。

○4番（山崎眞幹君） その特徴を生かした取り組みをぜひお願いしたいと思います。

先ほど少し教育長も言われましたけれども、やはり子どもが、赤ん坊が香美市に生まれるということは、まず世界の中で日本、高知県、香美市、それぞれ香美市の文化の中でいわゆる人としてのスタートを切るわけですから、そのスタートの段階が15歳までだったらそこまでやっぱり大きな影響力を持つというしっかりとした意識を持ってとか、そういう観点から基礎は幼保にあるということ肝に銘じて、自立を目指した子どもの成長に向けた見守りとか取り組みを継続しながら、取り組んでいただけたらなというふうに思います。とりあえず、保育園運営委員会というものが再開されることを楽しみに待っております。

次に、（3）に移ります。総合案内でございます。

これ訪れて本当に来てよかったという、かわいいとは言いませんけれども、何か来たらにこにこついてしまうというふうな気持ちのよい庁舎と案内対応というのは、やっぱりG k Hの向上には欠かせない。私は本当に首を長くして、まだかまだかというふうに待っておりますけれども。この委託に関連いたしまして、現状と今後の予定をお尋ねしたいと思います。

○議長（石川彰宏君） 総務課長、山崎泰広君。

○総務課長（山崎泰広君） 山崎眞幹議員の総合案内についてのご質問にお答えします。

総合案内につきましては、今年度、当初予算に委託料が計上されておりました。現在、仕様書及び設計書を策定しております。今後につきましては、7月下旬から8月上旬の間に入札を行い、9月ごろからの業務委託を目指しております。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 4番、山崎眞幹君。

○4番（山崎眞幹君） 予定ですから、その仕様にうまくはまらないとか、業務委

託ができんちゅうようなことは、まさかないでしょうね。

○議長（石川彰宏君） 総務課長、山崎泰広君。

○総務課長（山崎泰広君） 確かに予定ですので、このスケジュールに狂いが生じる可能性はないとは言えません。

県内の動向もちよっと調べてみました。近隣市町村といいますか高知県に11市ありますが、総合案内を外部委託しているのは高知市のみということでございます。ということは高知市はやっておるといことなので、それを受ける業者さんというのはいらぬではないかというふうに思いますが、そこを受ける業者さんがどのぐらいいるか、それから、うちの指名の登録業者さんなのかどうかということも含めて、入札を1回やってみんことにはわからないと。現在、仕様でくくるような感じで、今、仕様を十分に審議をしております、あらかたの部分の仕様書はでき上がってききましたので、今後は設計書のほうに移っていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 4番、山崎眞幹君。

○4番（山崎眞幹君） 高知市しかないということで、2番目ということはいいいすよね。ぜひ取り組んでほしいです。ナンバープレートも2番目でしたけど、それもだんだん広がっておりますので、ぜひ高知市に次いで、高知市だけにその中核を担わせないで、香美市もばんと胸を張って、違う話ですけどやっていただきたいと思ひます。

（4）に移ります。情報発信です。

これはやっぱり、そこに暮らす幸せ感の例えは理由だとか、地域を外から見た、あの地域っていいねっていうその好感度の理由は、それぞれの置かれている社会的状況であったり、暮らしに対する考え方の違いがあつて、当然一様ではありません。本市に対して好感度を持つことが、例えば学校が近いとか保育園が近いとか、先ほどもいろいろなお話がありましたけど、その社会保障が充実しているとか、そして例えば、津波の被害がないとか空港に近いとか、自然が豊かやとかイベントが多い、子育て支援が充実してる、人が親切、友達が多い、やなせたかし記念館があると、そんないろいろな理由があつて、本当に誰もがそれぞれに違う、その人にとってのスイートスポットがあるわけです、G k Hに関しては。

だから、それとまた同時に、きょうも実は、高知新聞でジャストタイミングの記事が出たなと思つたんですけど、「高知でミニマリストに」とブロガーの人が、ミニマリストって身の回りの物を極力減らして暮らす人のことをミニマリストっていうらしいんですけども、その人がスマホをフル活用してるという話がありました。そこなんですけれども、今、情報端末を介した情報取得や情報発信は日常的でして、情報端末を使った教育もこれから行われていくんじゃないかと、教育への情報端末の導入も目前の状態です。ということは、そういうものを使った積極的で多様な情報発信と情報公開は、G k H向上や移住促進の面からも欠かせないというふうに考えております。

今回はそれについて詳しくお尋ねをしておりますけれども、自治体の総合的な情報戦略というものは、災害対策上も含めてこれから本当に特に重要でして、将来的には、例えば真庭市が行ってございました情報総合計画のような香美市情報化計画等を作成して、課題や目標を整理して計画的に進めるべきものであるというふうに考えておりますけれども、当面はやはり市の情報系の入り口でありますホームページのより一層の内容充実を図るためにも、そこにスキルを持った専任の職員の配置というものが切に望まれるというふうに私は思っております。

これからの情報系に対してどのように積極的に対応してるかということは、本当にGkHの向上には欠かせない要素であるというふうに本当に考えておりますので、その点についてお尋ねをしたいと思います。

○議長（石川彰宏君） 総務課長、山崎泰広君。

○総務課長（山崎泰広君） それでは、情報発信のご質問にお答えいたします。

本市の公式ホームページガイドラインでは、ホームページ運営の目的を市公式ホームページを通じて、市政情報の提供や情報公開及び市民参加の行政を一層推進するものとともに、市民ニーズに対応したサービスの充実を図るなどとしております。そうしたことからスピード感のある情報提供が可能で、より多くの情報量を掲載できるホームページの内容を充実していくべきであると認識をしております。

内容を充実させていくためには、議員提案の専任の職員配置も効果的な方法だとは思いますが、コスト面や内容が多岐にわたることから、各課担当者のスキルの向上を図っていくことが現実的な対応だと考えております。今後は担当者の研修会等を検討したいと思っております。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 4番、山崎眞幹君。

○4番（山崎眞幹君） そのやり方もずっと今までやってきたやり方やないかと。スピード感が大事だというふうに思いますし、決断力が大事だというふうに思います。これから先の情報系なくして地域は成り立っていかないということを考えれば、例えば真庭市なんかは、全校に光ケーブルをやって、もう何年も前ですけどタブレット端末を置いて、それでさまざまな行政情報、防災情報も含めて、それを中心にまちづくりをやっていくというふうなことを四、五年前にやっております。先ほどの人口ビジョンの話につながるわけですが、そこにやはりその人口ビジョンを維持するためには、その地域がいろんな人にとって住みやすい、楽しい、そこに行って住んでみたいというふうなものでなければ、なかなか競争っていったらあんまり好きじゃないんですけれども、生き残っていけないんじゃないかというふうに思いますし、やはり好きじゃないことも立場上その立場にいる方は、その地域の将来の姿をどういうふうに描くかということの中で、政策の優先順位をしっかりと決めてやっていただきたいなというふうに願うところ です。

その中で情報を、先ほどの子ども子育てもそうですけれども、情報系の整備については本当に喫緊、優先順位の物すごい高いことだと思いますので、一定言っていることは理解していただいたと思いますけれども。なおその点についてぜひ、担当者のスキルアップも大事ですけれども、それを総合的に香美市としてじゃあ情報をどう使っていくのかということ、これから先、やっぱり物すごく大事なことだと思いますので、そのように取り組んでいただければと思いますけれども、再度答弁をお願いします。

○議長（石川彰宏君） 総務課長、山崎泰広君。

○総務課長（山崎泰広君） 私が先ほど、担当者のスキルをなぜ上げるべきだというふうに言ったかということについて触れたいと思います。

行政情報は非常に多岐にわたることと、誤った情報を流すと混乱を招くということもあります。だから1人の専任よりも、各課の政策とか事業の内容に精通した職員がそういう情報を発信していくところが、スピード感もあり充実感もあるのではないかと考えたところでございます。情報化社会となっておりますので、できるだけ職員のスキルを上げ、有利な情報が提供できるように努めていきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 4番、山崎眞幹君。

○4番（山崎眞幹君） 課長の言われることもわかるがですよ。ただ、わかる前提がありまして、その課に情報担当の専門がいるかどうかという話なんです。そうじゃないと今の状況では、職員定数の問題からも兼任をしてることが現実だと思います。それで、兼任でじゃあそれができるのかということについて私はちょっと疑問があるので、あえて専任ということをおっしゃっていただきました。あと行ってたら切りがないんですけど、ネットってブラックボックスだから、その仕組みがどうなってるのかコストがどうだということについても、なかなか相手の言いなりというか、香美市の予算を見ても、その関連の予算って膨大ですよ。そういうこともありますので、これはちょっと大き過ぎるかもしれませんけど、ある意味チェックをできるというふうなことも含めて、やはりもうちょっと柔軟に考えていただいたらどうかなというふうに思いますので。なお、それは答弁は別に求めませんがそういうこともありますので、これは今後、喫緊にちょっと考えていくほうがいいのかと、香美市のG k Hの向上に向けては思っております。よろしくお願いをしたいと思います。

それでは、次の設問に移ります。

REVIC（地域経済活性化支援機構）にかかわる事業についてお尋ねしたいと思います。

(1) ですが、香北ふるさと公社の民営化に向けた進捗状況を問うということですが、この件に関しては、3月議会でもお尋ねいたしまして、そして、今議会初日の諸般の報告でも一定の報告をいただきました。その後、短い期間でございすけれども、何か進捗等があればお尋ねをしたいと思います。なお、この件に関しては、同僚議員が詳

しく説明を求めておりますので、かなり詳しい質問、説明等についてはそちらに譲りたいと思うんですけれども、何か進捗等があればお尋ねをしたいと思います。

○議長（石川彰宏君） 産業振興課長、佐々木寿幸君。

○産業振興課長（佐々木寿幸君） まず、留年生といたしまして、今まで以上に懇切丁寧な答弁に努めたいと思いますので、皆様方よろしくお願ひいたします。

活性化ファンドのほうから、今年の1月8日に株式会社香北ふるさと公社の民営化につきましての提案がされたわけでございます。それからもう既に5カ月がたったわけでございますけれども、諸般の報告で報告させていただいたとおりでございます。この夏ぐらいには一定の方向性が示されるのではないかとということで、現在進行中ということでございます。

以上でございます。

○議長（石川彰宏君） 4番、山崎眞幹君。

○4番（山崎眞幹君） とても簡潔丁寧なご説明をいただきましてありがとうございました。それでいいと思います。詳しいことは、また同僚議員がお聞きすると思いますので。

ただ1つ、私が3月議会でお尋ねをした趣旨といいますのは、民営化がどうのこうのということでは本当はなくて、やなせたかし記念館のあるまちづくりの視点から、ピースフルセレネをどのように利活用するのかということでございまして、REVICのてこ入れ方針が、やなせたかし記念館の存在とリンクしたものであるならば、観光客が減少している原因が、そして、全国の5つの施設にあるアンパンマンこどもミュージアムやショッピングモールがやなせたかし記念館にないということであるならば、ピースフルセレネを環境整備の一環として、株式会社ACM（アンパンマンチルドレンミュージアム）と協議し、少なくともジャムおじさんのパン工場がそこにあるような、ショッピングモールにすることで観光客の増加を図って、アンパンマンの原画や詩とメルヘンの世界や、たたかうアンパンマン像や、やなせ先生ご夫妻の墓所を初め、世界中でここにしかない、やなせ先生の足跡、作品を五感で味わってもらうようにしなければ、やなせ先生の作品を預かり、功績を顕彰する役割を期待された自治体として申しわけが立たないのではないかとこのものでして、民営化の有無は別といたしまして、利活用の方針で進捗等があれば、これについてもお尋ねをしたいと思います。

○議長（石川彰宏君） 産業振興課長、佐々木寿幸君。

○産業振興課長（佐々木寿幸君） お答えいたします。

まず、やはり民営化によりまして、さまざまな方向性が生まれてくるということでございます。山崎議員がおっしゃられたような方向性も含めまして、現在検討がなされているというふうにご判断をいただければと思います。

詳しくは最終日に提出させていただきます補正予算で、若干さわりが出てくるかと思っておりますので、ご期待いただければと思います。

以上でございます。

○議長（石川彰宏君） 4番、山崎眞幹君。

○4番（山崎眞幹君） 大いに期待をして、この点はこの程度にしたいと思います。  
期待をしておりますので、よろしくお願ひします。

続いて、物部川DMO協議会に関連して問うですけれども、仮称ということですが、物部川DMOについても初日の本会議で一定の説明をいただきましたが、なお順次お尋ねをしたいと思います。

協議会、これDMOってようわからんですけれども、協議会の正式名称があればお尋ねをしたいと思います。

○議長（石川彰宏君） 産業振興課長、佐々木寿幸君。

○産業振興課長（佐々木寿幸君） 物部川流域のこのDMOにつきまして、活性化の協議会というふうな形で捉えているところでございますけれども。まず、今月末ぐらいから7月初めにかけて、まだ準備会というふうな形での段階でございますけれども、そこが発足していくということでございまして、現時点ではまだ正式名称等は決まっておらないところでございます。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 4番、山崎眞幹君。

○4番（山崎眞幹君） これ何か頭文字で言われるとこれ一体何やろうと、何かそれがすごく気になるんですよ。仮称でもDMOとこうあるわけですが、もし課長わかれば、僕それがすごくもやもやするんです。例えば、ACMだったらアンパンマンこどもミュージアムですよね。そういうあれがあるんで、それをちょっとお尋ねしたいなと思ったのと、簡単な質問なんですけど、もし今お手持ちの資料でそれがおわかりになるようでしたら答弁をお願いしたいんですけど、わからなければ結構でございます。

○議長（石川彰宏君） 産業振興課長、佐々木寿幸君。

○産業振興課長（佐々木寿幸君） 済みません。DMCのほうは持ってきてたんですが、DMOのほうは持ってきていないので申しわけありません。

○議長（石川彰宏君） 4番、山崎眞幹君。

○4番（山崎眞幹君） 余り重要な問題じゃないんで、次に移りたいと思います。

協議会の業務内容については、これは地方創生の推進交付金を国からいただいて、そして3市でそれを100万円ずつということで、3市というのは県を除いて南国市、香南市、香美市じゃないかというふうに思いますけれども。それで内容については、例えば観光ツールの作成であるとか、イベント等と初日にご答弁をいただいたと思いますけれども。なお、もう少し詳しい業務内容がわかるようでしたら、まだ準備会もこれからというふうなお話しですけれども、ちょっと手前に一定お聞かせいただければというふうに思いますので、よろしくお願ひします。

○議長（石川彰宏君） 産業振興課長、佐々木寿幸君。

○産業振興課長（佐々木寿幸君） お答えいたします。

DMOによりまして、この具体的な業務内容というものの検討につきましては、発足後ということになりますけれども、流域観光に関する情報の共有であるとか、広域観光連携等を組み立てていくというふうな部分が、業務内容になるものと考えておるところでございます。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 4番、山崎眞幹君。

○4番（山崎眞幹君） まあ、もう少ししたら詳しくわかると思いますので、それを待ちたいと思います。

次に移ります。協議会へのREVICのかかわり方をお尋ねしたいと思います。

議案の細部説明書だったと思うんですけれども、今回のDMOについて参加を予定しているのが、REVIC、四国銀行、そして観光事業者、高知県、南国市、香南市、香美市等という記載だったと思います。REVIC、四国銀行がそこにあるということは、先ほど言われましたように、これは高知県の観光活性化ファンドの本体ですから、それと高知県はその協議をしてまして、その今協定みたいなもの結んでいるわけですけれども、REVICのかかわり方として基本的にはお金、資金を投入することと、そして、ここにありますが、「事業者に対して成長マナーを提供するほか、観光のノウハウ・マーケティング・経営マネジメント等の専門スキルを提供するために」というふうなことが、これは四国銀行のニュースリリースですけれども、「高知県観光活性化ファンド」設立しましたということで、日付が2015年の10月26日に出されたニュースリリースにそのような形で書かれております。

その協議会のようなものに、REVICはお金でかかわるのか、そういうふうなさまざまな専門的なスキルを提供することでかかわるのか、それともその両方なのか、その辺について少しわかっていればお尋ねをしたいと思います。

○議長（石川彰宏君） 産業振興課長、佐々木寿幸君。

○産業振興課長（佐々木寿幸君） お答えいたします。

REVICのかかわり方ということでございますけれども、先ほどご質問の中にありましたように、高知県観光活性化ファンドということで、四国銀行、REVIC、またそれに高知県というふうな形でファンドが組み立てられておりますけれども、その中でDMOという協議会が発足、ここは地域を決めて、物部川流域のDMOという形で、まずこれは協議会でございます。

実際、先ほどお話ししましたように、情報共有であるとか広域観光の連携等を現実的に事務として行うところはDMC、カンパニーのほうでございます。DMOの協議会をまず今月末から来月頭にかけての準備会からまず組み立てていきまして、実質の活動舞台であるDMCを組み立てていくと。REVICのほうのかかわり方というのは当然、活動の中心的存在であるというような形で考えておるところでございます。

当然融資等につきましては、このファンドが3億円ということで枠を現在こしらえておりますので、その部分につきましては、当然、四国銀行のほうもファンド側の一員でございますので、そちらも含めてさまざまな投融資を行っていくというふうな考えでよろしいかと思えます。

以上でございます。

○議長（石川彰宏君） 4番、山崎眞幹君。

○4番（山崎眞幹君） ということは、今、DMOの中心になるのが場合によってはその活性化のファンドであると思うんですけど、DMOにお金を入れて、DMCにスキルを提供するようなイメージですか。

○議長（石川彰宏君） 産業振興課長、佐々木寿幸君。

○産業振興課長（佐々木寿幸君） 現在のイメージ的な部分では示されているイメージ、財源の分担でございますけれども、一番最初の計画ではDMC、カンパニーのほう、先ほどお話ししました、そこが主体となりながら県、市からの補助金等を主な財源といたしました事業、活動を想定しているところでございます。

これの収益事業等もございますので、こちらが軌道に乗るにつれて、公的財源の負担を減らしていく。また、将来的には自立して、自走していくDMOの協議会、DMC、カンパニーというところを目指していくというふうな形でございます。

以上でございます。

○議長（石川彰宏君） 4番、山崎眞幹君。

○4番（山崎眞幹君） ちょっと丁寧な説明をいただいたと思うんですけども、私の頭ではなかなか理解に苦しむような、なお、これまだ立ち上げてないということなんで、立ち上げてないんですね。ちょっと時間の経過を見たいというふうに思います。また立ち上がってよいよ動き出すようであるならば、詳しいよりわかりやすい説明をいただければというふうに思います。

協議会の中でREVICのかかわりはお尋ねしましたけれども、ここに予定されておりますREVIC、四国銀行、高知県はわかるんですけども、観光事業者であったり、香美市等のところですよ、そこは、観光事業者は例えばそれぞれの各市の観光協会であったり、そういうものが多分予定されているのかな。もしかすれば、香北ふるさと公社が民営化されれば、その香北ふるさと公社もその中に入るのかなとかいろいろ考えるわけですけども。そこら辺のことについてももしおかわりであるようでしたら、お尋ねをしたいと思います。

○議長（石川彰宏君） 産業振興課長、佐々木寿幸君。

○産業振興課長（佐々木寿幸君） 私の持っているイメージっていいですか、向こうから示された資料に基づきまして私が持っているイメージなんですけど、DMOというのはあくまで協議会なので、こちらは例えば観光協会であるとか、それから、各市、自治体であるとか、そういうふうな形で実際の事業はそこではしない。構想を持ったり、い

ろんな方向性を検討したりとかっていうふうな形の部分がDMOと、その下で現実的にここをじゃあこうやってやりましょうとか、アンパンマンミュージアムの周辺はこうやってやりましょうとか、そこにはやっぱり香北ふるさと公社の民営化も必要ですねとかいうふうな現実的に動いていくところ、そこがDMC、カンパニーのほうである。そういうふうな形でちょっと捉えていただければ、大まかな辺がわかるかなと考えているところでございます。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 4番、山崎眞幹君。

○4番（山崎眞幹君） 何となくわかりました。流域の活性化のモデル事業を県が高知県観光活性化ファンドと一緒にやるという中で、モデル事業の推進母体がDMCになるというふうなイメージですかね。もしかしたら違いますか。

○議長（石川彰宏君） 産業振興課長、佐々木寿幸君。

○産業振興課長（佐々木寿幸君） そこはちょっと複雑なところがございまして、県の補助金はDMOじゃないとだめだっていうところがございまして、その辺のまだ整理、うちのほうはDMOは組み立ってないですので、その辺につきましては、やはり県の補助事業がDMOじゃないとだめですと、それを受けておいてDMCが現実的には動きまますよというふうな感じでこう捉えていただければ、県の補助金と一緒にしますと、直接DMCがもらったらいじゃないかということは、県のほうとしてはだめですという判断になっておるところでございます。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 4番、山崎眞幹君。

○4番（山崎眞幹君） なお、もう少し整理できてから、またお尋ねする機会があればお尋ねしたいと思います。

それでは、最後の質問に移ります。

高知県観光活性化ファンドの設立のニュースリリースでは、ファンドがてこ入れを目指す物部川流域に点在する複数の目玉観光施設の1つとして、その時点ですけれども、説明を受けましたのが、アンパンマンミュージアム、西島園芸団地、そして、この龍河洞なんですね。今その新しい動きの中で、DMO、DMCということがあります。そして、流域観光ですから、じゃあほかに観光施設がないのかなというふうに周りの状況はどうかなということのを少し調べてみると、今、香南市のほうでスペインのお城みたいな三宝山を生かした、そこを活用する周遊活性化計画みたいなやつが取りまとめられておまして、その中の資料にすごくわかりやすいものがありました。それで見ますと、例えば、流域にはアンパンマンミュージアムがあり、龍河洞があり、のいち動物公園があり、絵金蔵があり、ヤ・シィパークがあり、アクトランドがあり、そして西島園芸団地があり、黒潮温泉があると。その中でのエリア周遊の仕組みですとか情報発信についても、二次交通整備でありますとか、そういうところで香南市はある意味その課題につい

ては、先進的にやるかやらんかは別ですけれども取り組んで、さまざまな分析をされています。

それはそれとして、香美市はやっぱり自分の持っているそういう資源に対して、最大限にこれを活用する方式を、いかに流域で周遊をつくろうと、まずファーストチョイスとしてはそこが大事だというふうに思いますので、龍河洞に対するてこ入れっていうのは本当に待ち望んでいるわけですけれども。龍河洞に関して、REVICとの協議等があればということですが、もしかしたらこれREVICじゃなくって、これから先はDMO、DMCになるのかなという気もしますけれども、この件についてお尋ねをしたいと思います。

○議長（石川彰宏君） 産業振興課長、佐々木寿幸君。

○産業振興課長（佐々木寿幸君） お答えします。

このファンドが投融資をできるところっていうのは、民間の企業であるとか、もしくはその地域の協議会のようなところであるとかっていうふうな限定がございまして、例えば龍河洞は公益財団法人、アンパンマンミュージアムも公益財団法人、こちらにはファンドは投融資できないという規定になっておると。物部川流域で現実的に具体的に言いますと、先ほどお話のありましたように例えば西島園芸団地であるとか、アクトランドであるとか、そういうふうに公益財団法人でない株式会社経営であるとか、そういうふうなところじゃないと、ファンドのほうからの投融資はできないという規定になっておるといってございまして。

そこで、龍河洞につきましては、龍河洞保存会が公益財団法人でございまして、こちらに関しての直接の投融資はできないという中で、エリア、龍河洞を1つのエリアと考えまして、駐車場を含めた鍛造団地等も含めた1つのエリアとして、エリアの協議会のようなものを立ち上げれば、こちらに対して投融資が可能であるというふうな、これは他県で行ってきたREVICの取り組み事例を参考にしたものでございまして、既に龍河洞エリアの一体での活性化という案をREVICのほうからつくっていただきまして、現在、龍河洞のほうに示していただきまして、これをたたき台といたしまして、現在検討が始まったところでございまして。

以上でございまして。

○議長（石川彰宏君） 4番、山崎真幹君。

○4番（山崎真幹君） その公益財団法人についてはお金は入れられないという話はお聞きをしております、何か知恵がないかなというふうに思っております、REVICはさすがに知恵を出していただいているということですね。まあそれは期待をしております。本当に、やっぱり私たちは香美市ですから、流域は流域で大事ですけども、絶対ほかにはないすばらしい資産を磨き上げるということについては、もう事あるごとに考えもしなければいけないし、それに対してはやっていかなければいけないというふうに思います。本当にこれ三宝山の観光施設の入れ込み客数等ということで、三宝山の活

性化、再開発みたいなので調査した資料を見ると、これ平成27年なんですけれども、アンパンマンミュージアムが13万9,607人です。龍河洞が11万781人、そして、何とのいち動物公園がこの地域では一番多くて、16万3,451人です。そして、アクランドもそんなに人が行くんやろうかと思ってましたけど、これ9万3,140人、西島園芸団地は13万6,489人というふうな結果が出ています。ぜひこの機会を生かして、居残り担当として力をフルパワー出して頑張っていたきたいというように思いまして、そのことを申し述べまして、ちょうど時間となりましたので質問を終わりたいと思います。

ありがとうございました。

○議長（石川彰宏君） 山崎眞幹君の質問が終わりました。

暫時休憩いたします。

（午前11時55分 休憩）

（午後 1時00分 再開）

○議長（石川彰宏君） 正場に復します。

休憩前に引き続き会議を行います。

次に、15番、織田秀幸君。

○15番（織田秀幸君） 15番、公明党の織田でございます。議長のお許しをいただきましたので、一問一答方式でお伺いをいたします。

まず初めに、このたびの熊本・大分での地震で亡くなられたご遺族の皆様を初め、被災された多くの皆様に対しまして、心からお悔やみとお見舞いを申し上げ、質問に入らせていただきます。

本日はちょうど、この熊本・大分の震災発生から2カ月目になります。2カ月前の4月14日でございますが9時26分、夜の熊本県を巨大地震が襲ったわけでありまして、震度7が直撃した益城町では、この地震で9人がお亡くなりになりました。ほとんどが倒壊家屋の下敷きになったことによる圧死であったり、窒息死であったわけでありまして。被災地の皆さんは、まさか熊本でこんな地震が起きるとは想像もしていなかったとこのこういった証言が大半を占めていたように報道ではありました。余震は続いていたが、終息への余震だと誰もが思っていた。しかしながら、この2日後、未明の16日午前1時25分、阪神・淡路大震災と同じマグニチュード7.3の悲劇を目の当たりにしたわけでございます。同じ場所で震度7を2回記録したのは、観測史上初めてであったとこのようにも伺っております。

被災地住民は一部が破損したり、また傾いたりした家に避難所から戻ったため、この2日間間に、2度目の本震で死者は40人、そして行方不明1人と、前震の死者9人を大きく上回ったわけでございます。この熊本地震は発生確率が低かったのに加え、前震、そして本震という二重、三重の想定外が被害拡大につながった、このようにも報道されております。

今回の熊本地震を受け、高知県の尾崎知事ですが、5月25日、繰り返す大きな揺れに備えることを今以上に掘り下げると、このようにも言われております。これは南海トラフ地震対策への新たな方針でもあるわけでございます。

そこで、南海トラフ地震にちょっと触れておきますが、南海トラフ地震は熊本地震の本震規模を超えるマグニチュード8クラスと、そういったことも想定されているわけでございます。熊本県で最大震度7の地震を観測した。この地震の特徴は震源の深さが10キロメートルほどと大変浅く、そして大きな余震も多く、揺れが局地的だったことがうかがえるわけでございます。

そしてまた、さきの5月24日、海上保安庁は巨大地震と大津波が想定されている南海トラフの震源域で、地震を起こすひずみが四国や東海の沖合いなどで特にたまっていることが明らかになったと言われております。東海・東南海・南海、3連動、4連動という予想をしてマックス値、そういったものを想定した場合には、政府は最悪で死者33万人の被害想定を発表しており、今後さらに巨大地震に向け、より詳しい被害予測や対策が必要であると、そのようにも発表されております。

30年以内に60から70%ということで、だんだんだんだん確率は上がってきておるわけなんですけど、フィリピンプレート、ユーラシアいうんですか、あのひずみがだんだんだんだんたまってきておると、そういった実測を海上保安庁が発表したわけで、毎年年間数センチぐらいずつ、だんだんだんだん食い込んでいっておる、そのひずみが大きくなってきておる。これはいずれにしても時間の問題で、必ずばんとこうはじけるいうんですかね。大津波を想定した大地震、そういったものが日増しに発生確率が上がってくる、そういった香美市の現実を踏まえて、熊本地震や南海トラフ地震の被害予測といったものを想定して、次の点をお伺いいたします。

①でございます。

国は国土強靱化アクションプランで住宅や多数の者が利用する建築物の耐震化率、これを2020年までに95%とする、そういった目標を定めておりますが、本市の住宅耐震化率と耐震改修が必要と思われる戸数をお伺いいたします。

○議長（石川彰宏君） 防災対策課長、岡本博章君。

○防災対策課長（岡本博章君） 織田議員のご質問にお答えします。

香美市の住宅耐震化率につきましては、平成25年の住宅・土地統計調査によりますと、住宅総数1万2,030戸に対して、耐震性のある住宅は6,630戸となっており、約55%と推計されます。また、耐震改修が必要な戸数につきましては、住宅総数から耐震性のある住宅数を差し引いた5,400戸と推計しております。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 15番、織田秀幸君。

○15番（織田秀幸君） これは、今、課長の答弁では平成25年の調査ということで55%、思っていたよりちょっと数字が低いなという感じがしておりますが。

改修が必要な家屋、そういったものは5,400戸、これはかなりまだ数字的には減ってんではないかとそんなにも思っておりますが。熊本地震といったものも教訓にしたら、耐震化率向上はもちろんのこと、耐震に向け加速化というんですか、そういった取り組みが必要であるとそのように思いますので、どのように取り組んでいくのか、その点をお伺いいたします。

○議長（石川彰宏君） 防災対策課長、岡本博章君。

○防災対策課長（岡本博章君） お答えします。

香美市といたしましては、住宅の耐震化に関する広報は継続して行ってきたところですが、補助制度を知らない方がまだ多くおられると思いますので、耐震化の重要性について引き続き広報等で周知を図ります。

また、戸別訪問の実施に向けた取り組みを行い、耐震化率の向上を図りたいと考えております。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 15番、織田秀幸君。

○15番（織田秀幸君） 戸別訪問といったことも含めて、耐震化率の向上に頑張っていくと、そのように答弁がありました。

それでは、②に移ります。

自治会が管理運営している集会所、公民館など耐震改修工事の進捗状況ということで、これは私も一般質問等で取り上げさせていただきました。そして、今年度からまた代理受領とか、そういった形でいろいろ集会所の耐震化とか、また個人の家屋のそういう補助に対する手厚い対応、これは防災対策課長もしっかりと取り組んでいただいております。ということが重々わかるわけでございますので、なおさらまた頑張っていただきたいと思いますが、この進捗状況についてお伺いいたします。

○議長（石川彰宏君） 防災対策課長、岡本博章君。

○防災対策課長（岡本博章君） お答えします。

昨年度から実施している地域集会所耐震化促進事業につきましては、現時点で43カ所中14カ所、33%が完了しております。

なお、残り29カ所につきましては、10月末までに事業完了を図る計画で取り組んでいるところでございます。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 15番、織田秀幸君。

○15番（織田秀幸君） 現在14カ所、33%が完了しておりますよと。残りについては10月末、遅くとも今年中には完了するんじゃないかという思いでございますが。

これ確かに当初取り上げたときに、自治会の負担はゼロではないかということで答弁をいただいておりますが、持ち出しがあったのかどうか、そういったことも含めてちょっとお伺いをいたします。

○議長（石川彰宏君） 防災対策課長、岡本博章君。

○防災対策課長（岡本博章君） お答えします。

1つの地域集会所におきまして、施設の老朽化に伴い屋根の軽量化を含めた全体的な耐震改修が必要となり、補助金の限度額を超えたことから自治会の負担が発生しております。しかしながら、その他の地域集会所におきましては限度額の範囲内で実施されており、自治会の負担はないと認識しております。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 15番、織田秀幸君。

○15番（織田秀幸君） ほとんどというか、屋根を張りかえた分がちょっと負担となったということで、わかりました。

それでは、③に移らせていただきます。

教育委員会が管理運営する地区公民館の耐震改修計画をお伺いするわけですが、これは地域の議会報告会、そういったものを通じて、いろんな住民との話のやりとりの中で、うちの公民館は教育委員会所管ということで、なかなか古うて後回しになっとんじやないんかという声があった関係で、ちょっと取り上げさせていただきましたが、この状況、また計画をお伺いいたします。

○議長（石川彰宏君） 生涯学習振興課長、久保和昭君。

○生涯学習振興課長（久保和昭君） 現在の教育委員会は、中央公民館を中心に12館の地区公民館で公民館事業を展開しまして、生涯学習、社会教育の振興を図っています。

お配りしました資料をお願いいたします。一覧表の建物名をごらんください。

地区公民館は、市の施設、地区集会所、老人憩の家などに公民館事業を実施するために併設したもので、平たく言えば、間借りをして公民館事業を実施しているところでございます。

お尋ねの耐震改修の計画でございますが、ごらんとおり耐震対策ができていない地区公民館は3館あります。その中で、6、岩村地区公民館、7、楠目地区公民館につきましては、健康介護支援課と現在協議中ということでございます。

また、残る11、暁霞地区公民館につきましては、木造建築で建設年が昭和26年と古く、長期、約65年間経過しているということと、基礎地盤の支持力に問題があるということで耐震工事の対象にならないことから、現在検討中ということでございます。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 15番、織田秀幸君。

○15番（織田秀幸君） 課長、一覧表をいただきましてありがとうございます。私も条例集でこれちょっと見たら、ああこんなにもあったんかと思ったぐらいでございます。

おおむねできているわけなんですけど、この6番、7番、岩村と楠目、楠目は私も古い

いうんは、前々から当地域でございますので知っておりましたが、健康介護支援課と協議をしていうんか、それは協議をしていただいて、要は早くいうんですか、そういう対応いうんか、それが望まれるんじゃないかと思います。これ楠目なんかやったら中村の1、2、3ぐらいが使うと思うんですけど、ここかなり高齢者の方は集まったりして、結構、使用頻度が高いもんがあると思います。それで、これ協議・検討する、それは答弁はもうわかりますが、これはいつまでにするとかいうそういうことも含めて早急にいうんか、そういうことをちょっと、質問者としてお願いしたいわけなんですけど、その答弁を。

○議長（石川彰宏君） 生涯学習振興課長、久保和昭君。

○生涯学習振興課長（久保和昭君） 生涯学習振興課が先ほども説明しましたとおり、地区公民館事業を間借りして実施していることもございまして、何と申しますか健康介護支援課のほうにはできるだけ早くということしか申し上げれないと思いますが、健康介護支援課の老人憩の家としての方策につきましては、健康介護支援課のほうから答弁させていただきます。

○議長（石川彰宏君） 健康介護支援課長、前田哲夫君。

○健康介護支援課長（前田哲夫君） 織田議員の質問にお答えしたいと思います。

平成28年1月に、耐震診断ではありませんが設計士に見てもらってます。その結果、まずは岩村地区老人憩の家、ここは地震の避難所としての指定ではなく、風水害の避難所としています。ここは耐震診断はされてませんが、鉄筋構造であり頑丈ということですので。

今おっしゃってる楠目地区老人憩の家につきましては、ここも地震の避難所ではなく風水害の避難所として指定しています。ここは木造と鉄骨との混構造になっている可能性が非常に高く、混構造の場合、特殊な構造になっているため耐震診断の評定する委員が四国にいないためできていません。風水害指定の避難所には、補助制度がないので大きな公費を投資することが厳しいため、住民の方には風水害と地震の避難所を使い分けて避難をしてもらいたいと思います。

専門家の意見も踏まえて協議した結果、2施設とも耐震診断は必要ないんじゃないかなろうかという判断になりました。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 15番、織田秀幸君。

○15番（織田秀幸君） 岩村・楠目地区老人憩の家は耐震改修、そういった必要はないと、安全であると、そういう捉え方で構んわけですか。

○議長（石川彰宏君） 健康介護支援課長、前田哲夫君。

○健康介護支援課長（前田哲夫君） お答えします。

まだ安全とは言い切ってませんが頑丈だということと、あと香美市としては、個人の住宅の耐震化に力を入れており、集会所よりは個人住宅を守る取り組みを優先していま

す。そのため楠目地区老人憩の家が改修となった場合には、建てかえとなったら今現在、約5,000万円近くが必要になるということと、岩村地区老人憩の家に対しましては、2,100万円かかる見込みとなっております。

以上です。

(15番、織田秀幸君、自席から「何ぼ」と発言する)

○健康介護支援課長(前田哲夫君) 2,100万円です。

○議長(石川彰宏君) 15番、織田秀幸君。

○15番(織田秀幸君) なかなか鉄骨構造とかそういういろいろ条件があるということで、新しくやりかえるいうたら当然そら費用負担そういったものがあります。それで、私が言いたいのは、地域のさまざまな地区で管理運営の集会所・公民館が全部耐震化が済んだわけですね。それとやっぱり、足並みをそろえるいうんか、そういったことも必要ではないかいうことで取り上げさせていただいたわけなんです。

この11番の暁霞地区公民館はどうする言われたですかね、ちょっともう一遍お聞きします。

○議長(石川彰宏君) 生涯学習振興課長、久保和昭君。

○生涯学習振興課長(久保和昭君) お答えいたします。

先般の議員報告会の中でもご質問がありました。そのときに当課としましてお答えをさせていただきました。ちょっとこのお答えの文を読ませていただきます。

「ご指摘の暁霞地区公民館は、昭和26年に建築された元暁霞小学校講堂で、耐震改修には該当しないと考えます。旧香北町時代には公民館が4館ありましたが、現在、在所と猪野々は地区集会施設に建て替えられ、美良布は基幹集落センターに併設しての2館となりました。今後は、市の補助金を利用して五百蔵地区集会施設の新築整備を検討するとともに、併せて暁霞地区公民館を併設することのご検討をお願いします。」というお答えを返したところでございます。

以上です。

○議長(石川彰宏君) 15番、織田秀幸君。

○15番(織田秀幸君) この暁霞地区の公民館はもう使わないいう、そういうことですか。もう使わないようにする、使用しないようにする、そういう判断ですかね。

○議長(石川彰宏君) 生涯学習振興課長、久保和昭君。

○生涯学習振興課長(久保和昭君) 耐震工事には該当しませんので現状のまま行くと、で集会施設としての五百蔵地区のこともありますので、それは地元のほうと検討をしたいということです。

○議長(石川彰宏君) 15番、織田秀幸君。

○15番(織田秀幸君) 現状どおり使うのであれば、何とか対応せんかったら万が一いう、そういったことも想定されますんで、それは昭和26年、かなり古い建物ですけど、これは以前からこの古い建物があるということは耳にした私も経緯があったわけ

ですが。しっかりともう診断するまでもいかん思いますけど、使わないのであればまた代替のそういったものを使うてくださいますとか、明確なまた、これが地域で維持管理、そういった建物ではないということをまた認識していただいて、行政対応でそこらの分別いったもんをしっかりとつけていただかんかったら、地域の人なんかやっぱりこう不安いうんか、そういうもんが払拭されないのではないかと思いますので、その点よろしくお願いをいたします。

次、移らせていただきます。

④でございます。

災害発生後の仮設住宅建設や廃棄物の集積など、災害対策の土地利用計画についてはどのように検討されているのか、その点お伺いをいたします。

○議長（石川彰宏君） 防災対策課長、岡本博章君。

○防災対策課長（岡本博章君） お答えします。

仮設住宅や廃棄物集積場などの土地利用につきましては、本年度策定予定の応急期機能配置計画において、設置場所等を決定したいと考えております。

この計画書の策定は、南海トラフ地震等の発生時に必要となる活動拠点などの用地や各施設の配置と、利用競合の調整などを事前に行うことが目的であり、高知県及び関係部署と協議、検討を行い、計画書を策定します。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 15番、織田秀幸君。

○15番（織田秀幸君） 県や関係部署としっかりとまた協議、検討をするということでございますので、また早目の対応いうんをお願いしたいと思います。

それでは⑤、熊本地震、この地震での教訓を生かし、ソフト対策の充実を図る上で、女性また高齢者、子ども、障害者などの視点を重視した被災者支援体制、熊本の地震で多くの方が運動場いうんか広場でテントで寝泊まりとか、そしてまた車中泊、そういったことも余り聞きなれてなかった、そういった光景等も報道等で我々も知ったわけでございますが、被災者の支援体制はどのような計画かお伺いいたします。

○議長（石川彰宏君） 防災対策課長、岡本博章君。

○防災対策課長（岡本博章君） お答えします。

災害時において女性、高齢者、子どもの視点に立ったソフト対策等の支援体制を整備していくことは重要であると考えます。そこで、香美市におきましては、避難所におけるプライバシー対策として、更衣室や授乳室として活用するためにプライベートテントを計画的に整備しており、平成28年度末には155張りを確保する予定です。

また、子ども用のおむつ約3万枚、大人用の尿取りパット1万560枚、女性の方のために生理用品1万1,000枚を既に備蓄しております。さらに、アレルギー対応としまして、キノコ御飯などを1万4,650食を確保しております。

次に、障害者の方が速やかに避難行動をとるためには、各地域における自主防災組織

等との連携が重要であると考えますので、今後、避難行動要支援者名簿を活用した実践的な避難訓練の実施に向けて、関係部局と協議、検討を行いたいと考えております。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 15番、織田秀幸君。

○15番（織田秀幸君） 行政の対応として、細やかな対応をしっかりとできているのではないかとそのように思っています。確かに災害時、各地域の自主防災組織、そういった共助、そういったものが大変重要になってくるわけですが、いかんせん地域でも町内会とか自主防災組織へ加盟されてない方も大勢おるわけですが、当然マンションとかそういうアパート住まいの方なんかといった、そういった人もおいでになるわけですが、なかなか地域で安全・安心に向けた防災力アップという、そういった人なんかの把握いうんはなかなかしづらいうんかできないいう、そういう状況がありますが、この未加入のそういった人なんかの中で要支援者、そういった人も当然いるのではないかと、そういったちょっと心配材料、懸念があるわけですが、そういった把握に対して、行政はどのような指導、助言、そういったものをしていただけるのか、その点についてお伺いいたします。

○議長（石川彰宏君） 防災対策課長、岡本博章君。

○防災対策課長（岡本博章君） お答えします。

未加入世帯などの要支援者に対する支援のあり方については、今後、地域の民生委員や社会福祉協議会など関係者のご協力をいただきながら要支援者の把握に努めるとともに、避難行動等がスムーズに実施できるよう関係部局と協議、検討を行い、防災体制の強化を図りたいと考えております。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 15番、織田秀幸君。

○15番（織田秀幸君） わかりました。行政、そして地域がともに、車のまさに両輪じゃないですけど連携をとりながらいうことで、私のコンセンサスじゃないですが、地域でできることは地域でみんながしっかりとやっていこうというそういう思い、そういったことは常々発信をさせていただいておるところでございます。

この防災について最後に、これ未通告ではございますが、市長、北海道から帰られて大変お疲れのところではないかと思いますが、これ今まちづくり、そして防災、そういったものは喫緊の課題であるということで全国が取り組んでおられます。それで、私は熊本地震、今までに想定してなかったような、そういったこともたくさん学んだいう、そういうもんがあったのではないかと思いますが、今回の九州の熊本・大分の地震を通して、市長が取り上げるのであれば、どういったことを教訓として取り上げるのか、その点を1点またお伺いしたいと思いますが、大変お疲れのところだと思いますけど、その点よろしくお伺いいたします。

○議長（石川彰宏君） 市長、法光院晶一君。

○市長（法光院晶一君） 市の防災に関するお尋ねでございますけれども、このたびの熊本の地震、本当に本震が先なのか余震が先なのか、そういう我々が今までに経験したことのないような、また益城町では本当に、耐震をしたような住宅が壊れているということで、我々の今までの常識が通じない状況があったというふうに思います。そういう中で実際に行政がどれだけのことができるのか、対策が打っていただけるのかということが非常に大事になってきます。そういう点で今回の地震などを通じまして、私たちがやっぱり現場にどういうことが起こるのか、何が必要なのかということをしつかりと理解をしておくことが大事だというふうに思います。そういう点から防災対策を中心に、次の災害があったときには派遣をする、行くということを前提にして、防災そして関係のある部が、複数以上で出かけると。そして、応援をしてもって何を私たちが学びとらなきゃならないかということをやってまいりたいというふうに思っております。

そして今、議員の質問でございました要支援者の問題でありますけれども、2万7,000の自治体の中でどれだけの方が要支援となるのか、3,000人、4,000人という数字がもし出てきたときに、これを本当に厳しい状況になった中でやれるのかという問題が、現実に出てまいるといふふうに思います。そういう点で私たちができることは何なのかということであれば、やはり身近な人たちが応援をいただかなきゃならない。そして、みずからも台風の接近を理解したときには、やはり避難をするという、みずからも逃げるといふこと、いち早く逃げるといふことを応援をしていきたいというふうに思っております。

本年から3年間かかって防災行政無線整備をしております。香美市には「安心だ。安心だ」という声がありまして、香美市におったら安全だと、土佐山田にいたら安全だというふうな思いを持たれてる方も多ございますけれども、河川のそばは浸水する可能性もございます。間もなく国のほうがそういう浸水域を具体的に示してまいりますので、それに基づいて市のほうではハザードマップをつくって、この危険地域には集まっただけ、あるいは出かけて行って、徹底して今我々が避難をしようとするのはどういう段階か、みずからが動けるような取り組みをしたい。そして、そういう厳しいところにつきましては、個別に受信をできるようなものも整備をしていきたいというふうに思っています。できることは全てやる。そして、できないことについては地域、また個人にお願いをしていかなきゃならないというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（石川彰宏君） 15番、織田秀幸君。

○15番（織田秀幸君） ありがとうございます。現在、市長として防災に対する本当に捉え方、また取り組み方、そういったものをお伺いさせていただきました。

これ自然災害、地震等を踏まえて、これはどこまで住民に寄り添うことができるか、これは自然災害の宿命として100%いふんですか、そういうことはなかなか難しいと思いますけど、また行政も、また地域もしつかりと100%寄り添えるようにいふ、

そういう思いでまた取り組んでいただきたいし、地域もまたしっかりとそういう対応をしていきたい思いますので、よろしく願いをいたします。

それでは、2点目に入らせていただきます。

これは通告の原文では、私がちょっと「アイランドリーグ」を「アイアンドリーグ」とか「安芸・高知野球場」、これ事務局のほうで修正をしていただいておりますが、「安芸市営球場、高知市営球場」に直していただいておりますので、その点冒頭に、ちょっと修正があったということを申し述べておきます。

この土佐山田スタジアム、これは使用時間が4月から9月までは午前8時半から午後6時まで、10月から翌年の3月までは8時半から午後5時まで、当然、冬場というのは使用時間が短くなるわけでございます。昨年度の月別の使用日数、使用料金、課長が一覧表でまとめていただいて、これ見たらもう質問せいで構えばあととなりますが。

これインターネット、ホームページで配信で見させていただいたら、もうほとんどこの予約が入っているわけです。6月、7月、8月の予約状況いうんがずっとこう入っております。思うたよりたくさん使われているなど。そして、この一覧表の中に、12月の免除団体ということで使用料金がゼロになっております。使用する競技の品目、どういいう競技が多いのか、このゼロの団体はどんな団体か、その点についてお伺いをいたします。

○議長（石川彰宏君） 生涯学習振興課長、久保和昭君。

○生涯学習振興課長（久保和昭君） お答えいたします。

平成27年度の土佐山田スタジアムの利用の状況は、皆様方にお配りしたとおりでございます。

それで、申しわけございません。質問事項について「②」と書いてあるのを「①」に訂正をお願いします。上の端の段です。

それで、利用種目につきましては、野球が約7割、グラウンド・ゴルフが約2割、そのほか約1割がレクリエーションなどとなっております。

12月の免除団体につきましては、免除規則に合った団体と思われませんが、具体的にはつかんでおりません。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 15番、織田秀幸君。

○15番（織田秀幸君） 免除団体ということでお金をとってないんですかね。これ使用料金もインターネット等でずっと載っております。大体、高校生以下が8時半から12時までが2,160円とか、その他の人は4,320円と。それで、これ料金とった場合は10倍やいう、値段設定がそのようになっております。スコアボード1時間210円、放送設備1時間320円、これシャワー室等もあったわけで無料であると、そのように載っております。これは雨が降ったりした場合はもう中止ということで、条例にはそのように書かれておりますが、自分が思っていたより多く使われていると。これ平成2

7年度土佐山田スタジアムの利用状況調書ということで一覧もろうた中で、これ月別の平均したら12.7ぐらいということで、大体1カ月の半数ぐらいが使われておるということで、かなり利用度、そういったものがあるなあいう感じを受けました。

そしたら、②のほうへ移りたいと思いますが。

以前はアイランドリーグということで、これは公式戦があった場合には遊園地、そういったものも閉園というかそういうことで、何でかないうそういう思いがあったわけなんです。どういう状況かわかりませんが、このネットでは、このリーグ戦の予定が入ってなかったわけですが、どんな理由で入っていないのか、今後も入らんのか、そこらのことをちょっとお伺いいたします。

○議長（石川彰宏君） 生涯学習振興課長、久保和昭君。

○生涯学習振興課長（久保和昭君） 試合の日程調整がつかなかったという理由でございます。以前からずっと毎年1回は必ず来ていただいております。今年に限りまして、試合の日程の調整がつかなかったという理由でございます。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 15番、織田秀幸君。

○15番（織田秀幸君） 今年は日程が合わなかったということで、今後はまた試合があるいうんか、そういうことが読みとれるわけなんです。またぜひとも、試合ができるような方向でお願いしたい思います。

それでは③、最後の問題でございますが。

この土佐山田スタジアムは、規模的には安芸市営球場、また高知市営球場より実際広いわけですが、公式戦にも使えると。しかしながら、夜間照明、ナイター設備がないため、あれだけの施設がありながら使用価値が損なわれているのではないかと、こういった声はたくさんあるわけでございます。

課長もご存じのように、土佐山田町の少年野球とか、また鏡野中学なんかでも野球人口かなりおりますし、成績もかなり県下でも上位、そういう野球少年はたくさんいるわけでございます。そういう中で山田高校に野球部がないいう、そういうような点もあつたりして、鏡野中学でともに汗を流したメンバー、そういったもんも散り散り、高校の時点でばらばらになつたりするわけですが。そういったことも含めて、やはり目玉であるこのスタジアムに夜間照明いうんですか、そういったものが必要ではないかと思うわけですが。これ、今回私がなぜ取り上げたかいうたら、高知工科大学で専用の球場ができましたわね、あれは田畑の真ん中へまあ言うたらできたわけなんです。当然、私は照明はつくいうそういう認識はなかったわけなんですけど、あそこは明々と照明がついて、近隣の人なんかもこう話聞いたら、虫がずんずん吸い取られてあそこへ虫が集まって、照明消したときにそこら周辺全部虫が群がるいうんですか、そういう悪の連鎖みたいなんが当然、農家の皆さんにはあるわけなんですけど。あれ虫をどどん吸い取るいうんか、虫が吸い込まれていきよるいうことで、ちょっと高知工科大学の担当の人ときよ

う話ししようと思ったら、ちょうどすれ違いうんかあれで話が聞けんかったわけなんです。そういったことで、ぜひともあのスタジアムに夜間照明、ナイター設備、そういったものを検討していただきたいなとそんなように思うわけですが、そのことについて見解をお願いします。

○議長（石川彰宏君） 生涯学習振興課長、久保和昭君。

○生涯学習振興課長（久保和昭君） 建設当時に秦山公園建設特別委員会や夜間照明等の影響がある周囲の住民との間において、夜間照明について、臨時的なものも含めて設置しないとの確約をもって建設した経緯がございます。

また今後、球場人工芝の耐用年数の到来による人工芝張替工事費に約2億2,000万円が必要となることや、議員提案の高知市と同等のナイター設備費は約3億7,000万円が必要となります。このことを踏まえて周囲住民が安心して生活を送れる生活圏の理解と承諾や、高額な設備費と維持管理費を費やしてナイター野球を開催することで、にぎわい、市の活性化を図ることについて市民の理解が得られるかどうかは疑問視するところでございます。今後ご意見としまして機会があれば、検討させていただきます。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 15番、織田秀幸君。

○15番（織田秀幸君） 人工芝張りかえに2億2,000万円とか照明設備に3億7,000万円とか、これ高知工科大学のグラウンド、そういったものは今LED照明とか言うて、2億円、3億円いうお金はどう算出したんかわからんですけど、そういったことも含めて、これはもうお金がかかりますきだめですよ、地域の合意が得られないからだめですよ、そんなことを言うておれば、なかなか野球人口、盛り上がりとかそういったものもやはりそげるいうですかね。私が最初も言いましたけど、これだけの設備がありながら夜間の使用ができない。これは大変まあ言うたらもったいないとそんなに思うわけですが。一長一短にああするこうするいうことは立場上言えない、そんなことはわかりますけど。やはり照明をつけることによって、多くの人に使っただけのいう、またそういう照明設備を望むそういった声もたくさんあるということも、またご理解のほういただきたいと思います。本当にあれだけの設備がありながら夜間一切使えないと、冬場になったらもう5時で閉めると、もったいない話ですよ、実際にこれ。そして、もう1つのネックとして地域のコンセンサス、合意が得られないいうそういったこともちらっと話があったんじゃないかと思います。当初の段階で照明はつけないう、これは土佐山田町時代の小野さんの町長の時代やったと思いますが。この活性化のために、確かにそらどんな事業をしても中には反対する人なんかも当然おります、いろいろ。あれもいかん、これもいかん言いよったんでは、一切何らこう開けてきませんので。また、どうやったら地域住民の合意が得られるのか、またどういう補助金で予算を確保するか、そういったこともしっかりとまた検討していただいて、何とかフル活用できるような、そういった土佐山田スタジアムにしていきたいとそんなに思っておりますんで、

その点よろしくお願いたします。

以上で私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（石川彰宏君） 織田秀幸君の質問が終わりました。

次に、3番、利根健二君。

○3番（利根健二君） 3番、市民クラブ、利根健二です。通告に従いまして一問一答で順次質問をしていきたいと思ひます。

まず、香美市中央公民館をもっと便利にというようなタイトルで質問をしております。最初の公民館南東の新しくできた駐車場に、車椅子マークの駐車スペースを設置できないかという質問です。

この車椅子のマークというのは、調べてみると全ての障害者が利用できる建築物、施設を意味しているようです。駐車場においては、身体障害者、知的障害者、精神障害者、発達障害者を含む全ての障害者、そして高齢者、妊産婦、けが人などの移動及び施設利用の利便性や安全性の向上のために設置されたスペースをあらわしているらしいです。

まず、スライドをごらんになってください。（スクリーンを示しながら説明）

これが公民館北側の現在の車椅子マークの駐車場でございます。現在は、この国道沿いに1車分だけが設置されています。ご存じと思いますが、普通乗用車を駐車すると、ここは歩道にはみ出してしまうような状況で、これは利用者にとっても道を通行する人にとっても非常に危険であります。

続きまして、これが公民館の東側です。ここも狭いので真っすぐに普通車を駐車することはできません。奥のほうに見えるのが、全部斜めにとめている車です。真っすぐとめてるのは、あれは市役所の軽自動車ですね。あれが普通自動車になると、ちょっと飛び出してしまう可能性があるというようなスペースです。

そして、これが南側にできた新しい駐車場です。この南東に駐車場ができたので、車椅子マークの駐車スペースの設置が可能になったのではないかと思います。

そして、これが南東の公民館の建物への入り口です。以前は、ここはコンパネでできた仮設のスロープをその都度かける必要がありましたが、現在はこのようにちゃんとしたコンクリートのスロープができ上がっておりますので、車椅子の方や足元の弱ってる方などには、ここから楽に出入りできるようになっております。あとは、先ほどのスライドにありました南東にある駐車場に車線のラインを引いて、そして指定マークを入れるのみで割とこう簡単にハードルは低いような感じはいたしますが、いかがでしょうか。

ちなみに、これが南国市にある民間のお店の駐車場ですね。車専用と、あと1つ、2つあります。

あと香美市役所の本庁ですね。車椅子マークが2つとプラスワンエリアというのが2台。これがプラスワンエリアっていうやつです、車椅子マーク。

これがこうちあったかパーキング駐車場の印ですね。

こんな感じでできそうな気がいたしますがいかがでしょうか、お伺いをいたします。

○議長（石川彰宏君） 生涯学習振興課長、久保和昭君。

○生涯学習振興課長（久保和昭君） 今、議員さんがお示しのところ全て検討しました。現在、公民館東側の公用車駐車スペース部分を障害者用駐車スペースとしまして、ご利用いただくよう調整中でございます。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 3番、利根健二君。

○3番（利根健二君） 東側ということは、ここですね（スクリーンを示しながら説明）。どういうレイアウトを考えておられるのかわかりませんが、現在でも軽自動車が頭いっぱい、障害者の車椅子の乗って来られるような大きな車になると、多分車道へはみ出すんじゃないかと。少なくともこっちの白い歩道というか白線のどこまで来てしまいそうな気がしますけども、そういったこともちょっと検討したのでしょうか。実はあそこにエアコンの室外機があって、その手前ぎりぎりのところは、もうちょっと奥まで入れるようにはなっておりますけども、そういったことも含めまして検討されているのかどうか、お願いをいたします。

○議長（石川彰宏君） 生涯学習振興課長、久保和昭君。

○生涯学習振興課長（久保和昭君） もちろん検討して現在、の調整中というふうに認識しております。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 3番、利根健二君。

○3番（利根健二君） そしたら、ちょっと2点ありますけども、駐車場を構えるということは入り口も、先ほど言いましたようにスロープは、かなり楽に車椅子の方が行くようになってますけども、あのドアが手前に引くようになってまして、現実的に車椅子の方があれを利用しようとする、車椅子に乗って手前へ、傾斜の後ろへ向けて引くという、なかなか高度な技が要るようになりますが。実はあそこの、ちょっと見にくいですがインターホンがあります留守用の職員呼ぶように、その位置を下げ、職員さんと呼んで介助してもらおうとか、ドアの形状を変えようとか。あと、あそこ職員専用のシールがありますけども、そういった張りかえも含めてちょっとそういった作業もありますので、とにかく実際に車椅子で来た方に対して、入り口も含めて検討ができないかということをお伺いをいたします。

○議長（石川彰宏君） 生涯学習振興課長、久保和昭君。

○生涯学習振興課長（久保和昭君） 現在検討しておるが正面玄関も検討しておりますので、議員さんのご意見も参考にさせていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 3番、利根健二君。

○3番（利根健二君） わかりました。東側になった場合は正面玄関を利用ということですかね。写真が行ったり来たりであれながですけども、東を使うとなれば（スクリ

ーンを示しながら説明) 結構ここ狭いし、車の結構通行も多いし、信号を回り込んでの入り口になりますので、かなり危険なので、できれば自分が先ほど言ったようなところを直すような方向で検討をお願いしたいと思います。それはお願いになります。

あと駐車は1台でしょうか、スペースは。

○議長(石川彰宏君) 生涯学習振興課長、久保和昭君。

○生涯学習振興課長(久保和昭君) 以前、正面にありました1台の代替という、場所を変えるということで現在検討しておりますので、決まったわけではございません。南側の国道側の駐車場の移転という考え方でやっておりますが、今後、台数については検討の余地はあるというふうに考えております。

以上です。

○議長(石川彰宏君) 3番、利根健二君。

○3番(利根健二君) 検討の余地があるということで、実はこの香美市の駐車場を見ていただいてもわかるし、民間のところでわかりますけども、お年寄りや妊産婦や体の弱っている方に配慮した優先スペースというのがあります。先ほど言いましたプラスワンスペースっていうらしいですが、ここのエリアは、言うたら車椅子の昇降用の1.5倍のスペースが実は必要のない優先できるようなシステムです。県のほうでもかなりの台数があるように伺っております。公民館の方と話ししても全体の駐車場の台数のスペースは減らしたくないというようなこともありましたけども、こういったプラスワンエリアも2つぐらいできるんじゃないかと思います。先ほど見せたように車椅子マークでは誤解が、ちょっと結構最近、車椅子やない病気の方やいろんな方が駐車して口論になったりとか言われます。

これがあつたかパーキングのマークで(スクリーンを示しながら説明)香美市の庁舎にも結構ありますけども、プラスワンのエリアのスペースもぜひ公民館にも構えていただいて、この上のスペースですね、体の弱い方や配慮されなければいけない方が利用できるようなことも考えていただきたいですが、いかがでしょうか。

○議長(石川彰宏君) 生涯学習振興課長、久保和昭君。

○生涯学習振興課長(久保和昭君) 現状が限られたスペースでありますので、現地が許す限りご期待にお応えしたいというふうに思います。

以上です。

○議長(石川彰宏君) 3番、利根健二君。

○3番(利根健二君) それでは、ぜひよろしく願いをいたします。

続きまして、②のほうの通告にまいります。

大ホールの空調機の温度設定がちゃんとできるように改修するべきではないかという質問です。

大ホールのクーラー、特に本当に夏というかこの時期、大ホールのクーラーの温度が最高温度の設定をしてもちょっと寒過ぎて、たびたび苦情が出てきておりますというか、

自分がおるときだけでもかなりの。これは数年前よりずっと言われ続けてきておりまして、主催者や職員の方は多分、自分以外でも何とかしてくださいってかなり言われてると思います。そのたびに何度か行ったことありますけど、使用している空調機の性質上なかなか温度調整が難しいということ、たびたびこれについては聞いておりますけども、だからといって絶対無理というようなことはないんじゃないかと思ひまして質問をいたします。改善はできないでしょうか。

○議長（石川彰宏君） 生涯学習振興課長、久保和昭君。

○生涯学習振興課長（久保和昭君） 現在の空調機エアコンは、建設当時、昭和55年に設置された、設定温度の空気を送るだけの室内温度に合わせることでできない空調機です。このため利用者の皆様方には大変ご不便をおかけしております。この状態を改善するには、空調機本体を全て取りかえる必要がございます。多額の設備工事費と長期休館が必要となります。いずれにしましても、今後必要な改修工事と考えますので、財政実施計画を立てて慎重に検討する必要がありますので、今後の課題として取り扱いをさせていただきます。よって、実施のめどが立っていませんので、いましばらくの現在の空調機エアコンでのご利用をよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 3番、利根健二君。

○3番（利根健二君） 会場から舞台に向かって左側にサーモスタットのようなものが見えますが、それで温度調整ができるようには見えますけども、現実的にそれを30度以上にしても全然冷えないと、サーモスタット自体は働いてるんでしょうか。おわかりでしたらお願いをいたします。

○議長（石川彰宏君） 生涯学習振興課長、久保和昭君。

○生涯学習振興課長（久保和昭君） 現地確認してお答えしたいと思います。今のところわかりません。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 3番、利根健二君。

○3番（利根健二君） ぜひ確認をして、業者さんに何人か自分も知り合いがエアコン関係はおりまして聞いてみると、サーモスタットというかあれ、結局オンオフするしもなく難しいという、先ほど言われたようにもう全部とめるか全部動かすかで、温度調整はできないというような話も聞いております。実際、それサーモスタットやったらもう完全に、自動的に切ったり入れたり断続的にするような感じの管理の仕方になると思いますので、それでも実際、今、舞台の奥まで行って、一々全部切って、また動かしてみたいなことを繰り返している団体もおりますので、ぜひご検討をよろしくお願いいたします。

続きまして、③です。ワイレスマイクの増設をしてはどうかという提案型の質問でございます。

質疑応答のある会合におきましては、客席にマイクを移動する必要があります。現在2本のみ運用で、かなり不便な状況と思われま。さきの香美市自主防災組織連絡協議会では、公民館の既存のシステムと持ち込みのワイヤレスアンプと併用して説明を行っていましたが、持ち込みアンプのほうの音が参加者の後ろのほうの席へは届いておりませんでした。自分も一番後ろのほうにいましたので。話の流れが何となくわかっていたので何とかわかるというような形でしたけども、実際には単語が全部きれいに届いてないような状態です。さきもそうやった、その前の行政連絡会でも課長席で使っている有線マイクの受け渡しが、結構スムーズでなかったような気がしております。これは主催者のためにも、また参加者のためにもぜひワイヤレスマイクを使って、進行とかがスムーズにいくようにするべきやと思いますけども、いかがでしょうかお尋ねいたします。

○議長（石川彰宏君） 生涯学習振興課長、久保和昭君。

○生涯学習振興課長（久保和昭君） 現在、中央公民館のマイク設備を使用して実施する事業につきましては、苦情もなく現在の設備で賄っていると認識しております。今後、議員指摘の件も踏まえまして、既存のマイク設備で不足する事業が多くなった段階で、ワイヤレスマイクの増設の判断をしたいと考えております。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 3番、利根健二君。

○3番（利根健二君） 要望が多くなったらというのはどういう意味なのか微妙なかですけども、先ほど説明をさせていただきましたように、自主防災の連絡協議会では現状足りない。自分が関係しているところでは幾つかはもうないので、自分が実行委員会に入ったりそういった部分では、商工会の総会とか何かも自分が持ち込んだりとか。現実的には設備で足りないけど業者を雇うにはお金がないというような事業は結構ありますので、そういった声が現実的には上がらず、何とかなくなってしまっているというような現状もあることをちょっとご認識をいただいて、またご検討のほうよろしくお願いをいたします。

続きまして、④です。照明の機器の改修をしてはどうかという質問でございます。

何かお金のかかる話ばかりで非常に申しわけないですが、これもたびたび提案をしていることですが、ステージ照明としては余りにも旧式でお粗末な機材であります。

先ほども言いましたように、合唱団とかビューティ&コキーズさんの定期演奏会などでは市役所の方のご協力もいただきながらやっておりますが、それなりの照明になっております。また、紫苑流さんなんかの舞踊関係の発表会では結構、言っているのか高い金額を出して業者さんを雇っているような現状であります。

昨年の中トグリーンブレスさんの演奏会、課長もたしかおられましたね、素晴らしい照明でしたけども。この場合でも実はライトの数が足りなくて、本番中、歌ってる途中でリーダーの方の息子さんがですけども、本番中ガシャガシャガシャっとライト

の当たりの位置を変えたりとか、非常に苦しくって苦しくって何とかやりくりしゅうという状況が、自分がお客さんでおりながら見えてしまいました。合唱団とかコキーズさんなんかは、自分が照明するわけでもないですけども、機器の説明なんかさせてもらったりしております。

そういった現実がありますので、基本的なところだけでも改修したらいかがでしょうかということをございます。耐震改修や倉庫部分の改修、映像を2階から3階へ送る設備、スクリーンと順次予算もかけて利便性の向上は図っておりますが、舞台の基本的な部分の設備が開館設立当時から本格的な改修が行われておりません。

ここで1つ写真を、これです（スクリーンを示しながら説明）。

これはもともとある照明操作盤です。これは何と舞台に背を向けて調整をするようになっております。もちろん台本を置くところもないですし、全く舞台の進行も見ないで調節をする必要があります。まあ言うたら、野球でいえばバッターがキャッチャーのほうを向いてバットを振りゆうみみたいな、もうそんな感じで全く、役に立ちゅうがですけど非常に使いづらい現状があります。それで、この白いのが（スクリーンを示しながら説明）今の操作盤ではチャンネルが足らなくなって追加された操作盤です、この白いのが。で、その後ろが多分、合併する前後にまた足らなくなった黒の操作盤です。まあ言うたら基本的な改修をせずに足らなくなったら継ぎ足しをして、ほんでまた足らなくなったら継ぎ足しをしていくといった結果がこういうような結果になっております。後ろ向きと合わせて前に2台、合計3台を舞台を見ずに操作をするという、非常に使いづらい状況になっております。こういった状況ですので、当然、照明業者さんとの互換性もなく、先ほど言った踊りの発表会のように外注した場合も、互換性があれば若干持ち込みも減りますけども、結構高い金額を毎年使って発表会をやってるような状況があります。公民館のホールの延命を図るんやったらここはぜひ押さえておきたいポイントですが、いかがでしょうかお伺いをいたします。

○議長（石川彰宏君） 生涯学習振興課長、久保和昭君。

○生涯学習振興課長（久保和昭君） 議員指摘のとおり、ステージ照明につきましては、現在の設備を増設や変更することにより、照明設備と音響設備を一元的に操作ができる設備機器に改善することが最良であり、また、照明機器につきましてもLED対応とかできる機器に変更することが適切な対応と考えます。

しかしながら、今後計画するに当たりましては、多額の経費が必要となることから、稼働の頻度、経費のバランスなど現状をしっかりと見きわめた上で、慎重に検討していく必要があると考えております。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 3番、利根健二君。

○3番（利根健二君） もちろん費用対効果もどうしてもある程度は考える必要があると思います。けど、その頻度を図るためにもバランスを図るためにも、1回見積もり

をとって計画をしてみないと、どれぐらいお金かかるかもわからんし、頭からお金かかるからだめだよっていうお話ではないと思いますが。そういった、まずどういったことをしたらどれぐらいかかるかなという、ちょっとプランニングをする会を開きませんかというような提案はいかがでしょうか。

○議長（石川彰宏君） 生涯学習振興課長、久保和昭君。

○生涯学習振興課長（久保和昭君） 各種委員会を考えるも結構なんですけど、具体的に公民館運営審議会もございますので、その辺で運営審議会にも諮り、検討させていただきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 3番、利根健二君。

○3番（利根健二君） 自分が言ってるのは、その審議会にかける前にどれぐらいの予算かかるかというのを出さないと、審議会にかけることすらできないんじゃないかというようなことを今言っております。正式な審議委員会とか委員会とかというそういう話じゃなくって、利用者が何人かあってこんなやつを欲しいなというような非公式なやつをやって、その数字をもって初めて審議会にかかるんじゃないでしょうか、お伺いいたします。

○議長（石川彰宏君） 生涯学習振興課長、久保和昭君。

○生涯学習振興課長（久保和昭君） まあそのとおりなんですけど、審議委員会は大事な委員会でございます。中央公民館も担当者が何人かおりますので、担当者と協議してまた検討したいというふうには考えております。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 3番、利根健二君。

○3番（利根健二君） ぜひ、まず見積もりをとるとか、そこの一歩から始めていただきたいと思います。決して審議会を飛ばせとかいう、のけろとかそういう話じゃないので、そこへ出す前にひとつ、審議するための材料を何人かで考えませんか、職員の方で、そういう提案です。

そしたら、時間もあれですので、大きい2問目の質問に行きます。

防火水槽の役割を商店街の側溝に持たせてはどうかという質問です。

土佐山田町は風が強い日も多く、ひとたび火災が発生すると大火になることが懸念されます。過去にも幾度となく火災が発生し、犠牲になった方もおられます。特に旧道沿いの商店街周辺は民家も密集し、非常に懸念される地域であります。このエリアは、距離が長い割に防火水槽も少なく、消火栓も水路の系統が1系統なのかようわかりません、非常に少ないと聞いております。複数の消防車が取水すると水圧が下がってしまうとも聞いておまして、これも分団の方に聞きますと、近くで2台が限界かなとかいうような、そんな話を私自身は伺っております。

高知県の作成した高知県地震火災対策指針に基づき指定された地震火災対策を重点的

に推進する地区にも、このエリアが指定されたことはたびたびのいろいろな例とかで挙がってますので、ご存じのことと思います。これは地震において、一旦火災が発生すると、もう手がつけられなくなる可能性があるという地域でございます。

一部の防災会では地区で募金活動等を行いまして、街角消火器の設置をもう行っているところもございます。しかし、消火器は火災発生初期には効果があるものの、火が大きくなってからは、なかなか消化には難しいと聞いております。延焼を防ぐためにも大量の水の確保が必要ではないでしょうか。特に地震が発生したときなどは断水も考えられ、手の届くところにある水路は貴重な水となると考えられます。

自分も以前、小島の防災会ができたころ一緒に、ちょっとイベントも兼ねてバケツリレーをやったことがあります。バケツリレーができる、火元へかけられる条件として水の取り口が低いこと、だあっとこう低いとこまで行ってくむとかそういうんじゃないくて、ある程度近くに水面があるということ。あとリレーの距離ができるだけ短いということですね。これはネットとかでもかなり多く言われていることです。

そこで、問題を解決する方法としまして、商店街側溝の水路利用は考えられないでしょうか。商店街の側溝のうち南側の側溝はほとんど水が流れておりません。北側の若干大きなほうの水路は、少しですが常時水が流れております。その水量をもう少しふやすことができないでしょうか。

また、東から流れてきた水の3分の2以上が土佐山田駅前通りの南北の県道の下の暗渠のほうの水路に落とされておりまして、ここから下のほうはほとんど水路がありません。ここの水路の落とし口を改良すれば、もっと商店街の側溝に水が流れるようになると思いますがいかがでしょうか、お伺いたします。

○議長（石川彰宏君） 環境上下水道課長、安井幸一君。

○環境上下水道課長（安井幸一君） 利根健二議員のご質問につきまして、初めに下水道の立場からお答えをさせていただきます。

まず、水量の増加についてですが、この水は農業用水の余り水を家庭から側溝内へ、流れ込む雑排水の希釈用として暫定処置として活用しているものです。そのため水量調整を行うことができません。また、農業用水の余り水であるため、安定水量の確保は困難と考えます。

また、本来道路側溝とは、国土交通省の構内舗装・排水設計基準の中で、道路側溝そのものが設計当時の地域の降雨量を考慮した設計で設置されることとなっており、商店街通りの市道側溝は、他の通水を考慮した設計となっていません。また、年々増加する集中豪雨等により時間雨量の最大値が更新されていく中で、既存道路側溝への今以上の放流は、結果的に雨水計画に影響を及ぼし、新たな浸水区域を発生させる懸念があります。

以上のことから、消防水利への活用は困難と考えます。

次に、上水道の対場からお答えさせていただきます。

消火栓は基準に基づき計画配置されているところではありますが、初期消火用に消火栓をふやすことは可能と考えております。今後、上水道緊急給水拠点計画の中で検討させていただきたいと考えていますので、ご協力をよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 3番、利根健二君。

○3番（利根健二君） ちょっと1点、初期消火用の消火栓の追加が可能というような答弁いただけたと思いますけど、これは別系統で追加が可能というのか、単純に同水路の系統で消火栓の数をふやすという意味なのか、ちょっとわからなかったのをお願いいたします。

○議長（石川彰宏君） 環境上下水道課長、安井幸一君。

○環境上下水道課長（安井幸一君） お答えいたします。

来年度計画をします上水道緊急給水拠点計画は、別系統で計画をする予定です。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 3番、利根健二君。

○3番（利根健二君） 別系統ということは、今まで2台か3台目を行ったら水圧が下がっていかんとかそういうがとまた別に、漠然とした話ししたら4台大丈夫になるのか、そういう話ですかね。

あと、どうしても普通の上水道と一緒になんで、こっちで燃えよってやっぱり自分とこに火の粉飛んできよっても、水道を使うたら水圧が下がるき、自分んくの家へ水かけるがも何かちょっと控えてくれみたいなことを言われたという話も聞きますけども。そういうことはある程度解消されるというように捉えていいのでしょうか。

○議長（石川彰宏君） 環境上下水道課長、安井幸一君。

○環境上下水道課長（安井幸一君） そのとおりです。

○議長（石川彰宏君） 3番、利根健二君。

○3番（利根健二君） 農業用水、利水とか全体の話になるので、またいろいろ調整をしてもらわんといかんところもあると思います。防災と利水とかのすり合わせはなかなか1つのところでは無理やと思いますので、これは自分ももうちょっとまた勉強させていただきます。

そしたら、②のほうに移ります。過去に何度か質問しましたが、側溝改修の順番です。

木製床版の老朽化による危険性は、数回にわたり一般質問で取り上げさせていただいております。これも分団の方に聞いた話ですが、せっかく水が流れていても現在の木製床版では持ち上げられないと。もう既に改修が終わっているところの側溝の小さいほうのグレーチング、交差点付近にある大きいやつじゃない普通小さいほうの金属製のグレーチングやったら、消防の方が来てぽっと持ち上げられるかなみたいな感じの話をいただいております。防災の面からも木製床版の改修を優先させることはできませんでしょうか。道の北側の側溝を先行改修ということでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（石川彰宏君） 建設課長、井上雅之君。

○建設課長（井上雅之君） 利根議員のご質問にお答えいたします。

市道商店街通り、東町・西本町商店街木製床版部につきましては、腐食等による劣化が見られるようになり、現在、職員による点検を行い、職員及び業者による修繕を行っています。このことにつきましては、平成26年10月議会に利根議員より質問をいただいております。

その後の対応ということになりますが、昨年度、交付金及び起債等事業により測量設計業務を完了しています。それで、本年度は現在、先行改修区間の残工事部分の西本町4・5丁目部及び東本町・西本町商店街木製床版部の一部を修繕計画するようしております。ただ国からの交付金の減額により、東本町・西本町商店街木製床版部が次年度以降となりました。

今後の計画ですが、早期完成に向け予算確保は当然これからも行いますし、また、新設側溝につきましては、今まで同様、維持管理用としてのグレーチングは当然設置します。また、あわせて劣化の激しいところ、今まで以上に出てくると思っておりますが、その部分につきましては、修繕をまた行っていかなければならないと思っております。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 3番、利根健二君。

○3番（利根健二君） 本来やったら、この前からずっと何回か質問させてもらいゆうがは、西本町の4丁目とか5丁目より緊急性が、木製床版のほうが老朽化が進んきゆう。優先順位を上げて同時にやってっていう話やなくて、優先順位を上げてっていうような質問をずっとしておりまして、たまたま今回また消防の方といろいろ話す中で、この木製床版ちょっとよう上げんねっていう話になったので、あえてまたここへ持ってきたということです。

あと次年度か次々年度ぐらいにはいくのかな今の、期待をそこら辺は持っておきまして、維持管理用に部分的に、言われるように全体をグレーチングというか新しい側溝にするというのは枠からかえんといかんですけど、木製床版を仮に消火栓用に、消火栓というか防火水槽に利用できるように、グレーチングが部分的に入ってる場所ありますよね、木製床版のところでね。そういったことをちょっとずつ間抜いてでも、慌ててやったらどうかという気がします。

もちろん、今言いよったように駅から西側については、先ほども説明いただいたとおり、そこまで流れる水量は確保できないということで、それは今一旦諦めときますけども。少のうても駅前通りまでは、10センチぐらいは水は流れてますので、消防車は木の板持ってますよね。板を持ってトンと置いたら、こればあのやつでももうちょっとたったらばあっと水位が上がってきますので、それをとれるぐらいにぼこぼこぼこっとグレーチングに間抜いて、今もやってるとこもあるようですので、緊急的にやったらどうかと思いますけどもいかがでしょうか。

○議長（石川彰宏君） 建設課長、井上雅之君。

○建設課長（井上雅之君） 今後の計画の中で修繕をしてやるのか、うちは新たにやりたいということでの予算要望をしてという形、どちらにとるかという話になろうかと思えます。新たに修繕かけるとなれば、現行予算の中の数少ない修繕費の中で、地域要望がどっさりどっさりある中の分が片づいていってないのに、そちらをやるのかどうするのか順番的なものが迷うところと、消防からいまだにその話も何もないのに、先うちのほうからするっていうのも何かということがありますので、今後、消防サイド、防火水利、利用者サイドとの協議はしていかなければならないとは思っています。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 3番、利根健二君。

○3番（利根健二君） 水利サイドとの話し合いは、もうしなくてえい方向での今提案です。水利のほうは今、あくまでもだから東本町の話に変わってますので、東本町は水流れてますので、そこのお話です。ほんでももちろん、それは優先順位を決めるのは自分ではないから、どうですかという話を今しゆうがです。防災とかいろんなバランスが行政ってあるじゃないですか、その中でそこへグレーチングを、そのエリアに3枚とか入れるのがそんなに難しい予算なのかを考えてくださいっていう話です。どうぞ。

○議長（石川彰宏君） 建設課長、井上雅之君。

○建設課長（井上雅之君） やるのなら新しいものにしたい、えいものにしたいと思う気持ちはあります。その中で、今後考えていかなければならないことかなと考えます。以上です。

○議長（石川彰宏君） 3番、利根健二君。

○3番（利根健二君） これは余り長うなって成果が出ないやりとりになるかもしれませんので、とりあえずここで質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（石川彰宏君） 利根健二君の質問が終わりました。

暫時休憩いたします。

（午後 2時34分 休憩）

（午後 2時45分 再開）

○議長（石川彰宏君） 正場に復します。

休憩前に引き続き会議を行います。

次に、12番、山崎晃子君。

○12番（山崎晃子君） 12番、くらしと福祉を守る会の山崎晃子です。私は住民の皆さんの声を大切にし、その思いを真っすぐ届けられるよう丁寧な質問に努力いたします。市長並びに関係担当者から率直で誠実な答弁をいただきますよう求めまして、通告に従い質問いたします。

本日の質問は、大栃診療所に関して、介護に関して、防災に関しての3項目を一問一

答でお伺いいたします。

初めに、大柵診療所に関してお伺いいたします。

香美市立大柵診療所は、旧物部村の村立診療所として設立され、香美市となってからも物部地域の医療のかなめとして住民の健康を守るための医療を提供しています。物部町には、歯科診療所を除いてほかに医療機関はなく、身近な医療機関として多くの市民の方に利用されています。そのような大切な医療機関である大柵診療所が、医師の高齢化などの理由によって、やむなく入院受け入れを4月末で休止するという知らせがありました。予期せぬ事態に住民の方々からは数多くの不安の声が寄せられました。その声のほとんどが、このまま診療所がなくなってしまうのではないかと不安の声でした。

それらの声の一部を簡潔にご紹介します。

70歳代の女性の方からは、「もしものときには入院できるだろうと安心していましたが、入院を受け付けなくなったと聞いて、このまま診療所がなくなってしまうのではないかととても不安です」という声を聞きました。また、80歳代の女性は、「膝が痛くて診療所にかかっているが、もし診療所がなくなると、香北や山田までバスを乗り継いで行くことになる。この膝の状態ではとても行けそうにない、どうしたものか」と言っておられました。そして、80歳代の男性からは、「昔から風邪を引いたときや腹痛のときなどにはすぐに診療所に行き、農作業中に手をけがしたときや蜂に刺されたとき、蛇にかまれたときも大柵診療所で助けてもらった。何かあったら診療所に駆け込んだ。こんな大切な診療所を絶対に閉鎖しないように、全力で取り組んでいただきたい」と話していました。

これ以外にも不安の声を多く聞いていますが、長くなりますのでこの程度にとどめたいと思います。

ご紹介させていただいた声だけでも、大柵診療所が地域の方々にとってどれだけ大切な存在になっているかがおわかりだと思います。本日、診療所の問題を質問に取り上げさせていただきましたのは、住民の不安の声をしっかり受けとめていただき、診療所を地域医療のかなめとして守り抜いていただきたいとの願いによるものです。

さて、ここで徳島県那賀町の取り組みをご紹介します。

那賀町は、本市と同じように山間地域を多く抱えた地域です。医療機関に関する課題も多く、それらの克服のために地域医療の充実、医師確保対策などに積極的に取り組んでおられます。

先日、同僚議員とともに那賀町を訪問し、お話をお伺いしてきました。

那賀町は平成17年3月に合併して誕生した町で、本市と隣接している地域でもあり、鳥獣被害対策などでは連携して取り組んでいるところです。現在の那賀町には、公立の医療機関として1カ所の町立病院と4カ所の診療所があると聞きました。その全てが町の直営で運営されているそうです。現在に至るまでには、医師不足により診療所の休止や入院部門の廃止、診療日数の減少など、住民の思いとは反対に規模の縮小を余儀なく

されてきたとのことでした。このことから、医師の確保や医療施設の環境整備に力を注ぎ、可能な限りの手だてを講じ、住民が24時間、安心・安全な生活ができるように地域医療の充実に取り組んできたとのことでした。

例えば県立病院や大学病院、赤十字病院、海部病院などの医療機関への協力依頼に奔走し、医師募集のドクターバンク事業への登録も行ったと聞きました。このドクターバンク事業では1名の医師を確保することができ、現在も勤務していただいているとのことでした。また、市のホームページや広報紙などでも医師の募集を実施し、新聞や地域医療という雑誌への募集広告の掲載も行っているそうです。

そして、県内外で勤務する那賀町出身の医師に的を絞って、直接交渉に出向いたり、医師同士のつながりなどで紹介していただくなどの手だても講じているそうです。医師確保に向けての取り組みは、プロジェクトチームを組み、担当者だけでなく町長、副町長が医師との交渉に出向くなど、町が一丸となって取り組んでこられたとのことでした。担当の方は、医師を迎え入れる環境づくりが大事であると話しておられました。医師に那賀町に移り住んでもらうことを考えて、那賀町のよさをアピールすることが大切であり、特に医師のご家族に那賀町を理解してもらうことが大事だと話しておられました。そのための対策として、募集時に那賀町のよさを知っていただくための視察ツアーを実施したり、また女性医師もふえてきていることもあって、保育サポートの体制整備、ほかに住宅支援などにも取り組まれたそうです。どこの自治体でも医師を確保することが困難な状況にある中で、那賀町では試行錯誤しながらも積極的に取り組んでおられることをお聞きし、大変勉強になりました。

そこで、お伺いいたします。

大柝診療所の件に関し、県と連携した協議はできているのでしょうか。

○議長（石川彰宏君） 健康介護支援課長、前田哲夫君。

○健康介護支援課長（前田哲夫君） 山崎晃子議員の県と連携した協議はできてるかの質問にお答えします。

香美市立大柝診療所の指定管理者である医療法人 社団杏林からの入院部門の休止に関する申し入れを受け、庁内はもちろんのこと、高知県健康政策部医師確保・育成支援課、中央東福祉保健所と今後の対策について協議を行いました。

入院部門の休止については、医師の高齢化に伴う24時間体制の限界、入院患者数が年々減少傾向にあるなどの現状を踏まえ、やむを得ないとの結論に達し、4月末日をもって休止しています。外来診療については引き続き行い、入院の必要な患者さんに対しては、適切に他院に紹介する流れとなっております。

また、香美市立大柝診療所は地域に密着した診療所であり、なくてはならない診療所です。医師の高齢化が心配される中、行政として診療所を存続すべく、指定管理期間が終了する平成29年度末までに新たな医師を確保しなければなりません。このため、高知県、中央東福祉保健所、香美郡医師会の関係機関との連携を深め取り組んでいます。

今後においてもさらに県や医師会との協議を行い、医師確保に全力で努めていきます。  
以上です。

○議長（石川彰宏君） 12番、山崎晃子君。

○12番（山崎晃子君） 全力で取り組んでいただけるというお話をお聞きしました。  
県も地域医療に関しての認識は同じことだと思います。それで、ひょっと何か県のほうで、この地域医療に関しての認識というかそういう何か構想とかありましたらお聞きしたいですが。

○議長（石川彰宏君） 健康介護支援課長、前田哲夫君。

○健康介護支援課長（前田哲夫君） まだ調整中でありまして、また医師会との話し合いもまたしないといけないと思っておりますので、また今後、香美郡医師会と話ししまして、取り組んでいきたいと思っております。

○議長（石川彰宏君） 12番、山崎晃子君。

○12番（山崎晃子君） それでは、次の質問に移ります。

この大柵診療所の問題解決のためには、なかなか厳しい課題もあるでしょうが、那賀町のような積極的な取り組みや、その他の先進自治体の事例なども参考にされ、地域医療充実のために可能な限りの手だてを講じていただきたい、大柵診療所を存続させるための取り組みを行っていただきたいと思っております。地域医療に関する見解及び今後の取り組みの具体策などについて、お聞かせいただければと思っております。

○議長（石川彰宏君） 健康介護支援課長、前田哲夫君。

○健康介護支援課長（前田哲夫君） 適切な医療サービスを提供していくに当たり、地域の皆さんが引き続き安心して身近な地元の診療所で治療を受け、住みなれた地域でいつまでも健康で自立した生活を送ることができるよう、地域医療に従事していただける医師を確保しなければなりません。

しかし、全国的に医師不足が大きな問題になっており、高知県内医師は、県中央部に8割以上が集中しています。高齢化が進行していく中、地域の皆さんの健康管理や医療サービス充実、医師の確保は大きな課題です。このため僻地診療所の位置づけされている香美市立大柵診療所が、地域の皆さんに安定した切れ目のない医療サービスを提供し、地域医療を維持していくことができるよう、香美市としても那賀町を含めた各自治体の先進事例を参考に、高知県、中央東福祉保健所、香美郡医師会等の関係機関との連携を密にし、市としても一丸となって取り組んでいきたいと考えております。

○議長（石川彰宏君） 12番、山崎晃子君。

○12番（山崎晃子君） 先ほどの質問でも紹介しましたがけれども、那賀町ではプロジェクトチームを組んで対応されたということをお聞きしたんですけれども、市長、副市長を含めて、本市もプロジェクトチームを組織するなど万全の態勢で対応するべきではないかと思っております。一丸となってというお言葉がありましたので、そういうことだとは思いますが、再度のご見解をお願いいたします。

○議長（石川彰宏君） 健康介護支援課長、前田哲夫君。

○健康介護支援課長（前田哲夫君） もちろん市長、副市長を交えて、そして香美郡医師会の医師を含めて検討したいと思っています。

ただ、会ということではなく、個々的に話をさせてもらっている経過はあります。以上です。

○議長（石川彰宏君） 12番、山崎晃子君。

○12番（山崎晃子君） 今後ということになるかと思えますけれども、ぜひそういうプロジェクトをつくって対応していただければと思います。私自身がお聞きした不安の声に対しては、きょうの答弁をもとに市のしっかりしたお考えをお伝えし、住民の不安解消のために努めながら、今後の取り組みを見守っていきたいと思います。

それでは、次の質問に移ります。介護に関してお伺いいたします。

2000年に介護の社会化をうたってスタートした介護保険制度は、3年ごとの見直しを繰り返しながら15年が経過しました。そして、団塊世代の方が75歳以上になる2025年に向けて、地域包括ケアシステムの構築に取り組むことになっています。これは介護が必要な状態になっても、住みなれた地域で安心してその人らしい生活を継続できるよう、そのニーズや変化に応じて介護や医療、住まいや生活支援などの必要なサービスが継続的かつ包括的に提供される仕組みです。

国は施設介護から在宅介護の推進へと方針を打ち出しましたが、在宅介護をするためにはしっかりと受け皿がないととてもできるものではありません。また地域によっては、高い介護保険料を支払っても必要なサービスが利用できないということもあります。

そこで、質問に入りますが、在宅介護に関する声や課題などを紹介しながら、在宅介護を支えるためという観点から質問をさせていただきます。

①です。訪問診療や訪問看護の充実を望む声を多く聞きます。

高齢の方は、その日の体調や気象状況などによって、急に熱を出したり元気がなくなったりと、急激に体調の変化が起こることがあります。救急車を呼ぶほどではないにしても、家庭の事情などにより自家用車などで連れていくには困難な場合もあります。そんなとき24時間対応で気軽に往診してくれるお医者さんがいたらどんなに安心かという、訪問診療に関する声を多く聞きます。

また、定期的な観察や処置などに関して、看護師さんなどの専門家が定期的に自宅に来ていただき、対応をしてもらえたら安心なのだがという訪問看護に関する声も聞きます。在宅介護は、いつぐあいが悪くなるかわからないという不安を抱えながらの介護です。私自身、両親を自宅で介護していますので、在宅で高齢者の介護をしている人の不安や悩みの声がよく理解できます。在宅介護をされている方々からは、訪問診療や訪問看護への不満や充実させてほしいという声が多いわけですが、本市の場合は現状の訪問診療、訪問看護の体制で十分という認識なのでしょうか、見解をお聞かせください。

○議長（石川彰宏君） 健康介護支援課長、前田哲夫君。

○健康介護支援課長（前田哲夫君） 山崎晃子議員の訪問診療や訪問看護の充実を望む声が多い。現体制で十分という認識かというご質問にお答えします。

訪問診療は、在宅療養している方で、通院が困難な患者の診療や、ターミナルケアが必要なときに医師が定期的に訪問して診療を行う大切な医療制度です。今年、土佐山田町に新たに訪問診療を行う病院ができ、往診も積極的に受け入れてくれていると聞いています。これで香美市内に6カ所の医療機関になり、往診地域の制限はあると思いますが、少しずつ充実してきているのではないかと思います。

訪問看護は、主治医の指示により在宅療養の患者を訪問して行う看護活動です。市内には看護ステーションはありませんが、近隣市町村から物部町までも訪問していると聞いております。遠方のサービス確保については、中山間地域介護サービス確保事業も功を奏していると思われ、訪問看護のサービス提供は一定できているとは思いますが、日程や時間などの制約はあると思います。また、訪問看護師の不足という声も聞いています。ご質問にあるように、現体制では十分という認識はしていません。

しかしながら、在宅で療養されている方もいますので、訪問診療、訪問看護は必要不可欠なサービスと言えます。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 12番、山崎晃子君。

○12番（山崎晃子君） 訪問診療してくれるところが徐々にふえているということで大変安心をしました。やっぱり医療と介護は切り離しができない状態で在宅介護をしておりますので、今後も引き続いて充実のために尽力していただきたいということを申し上げまして、次の質問に移ります。

②です。

訪問介護の生活援助は利用しにくいとの声を聞きます。具体的には生活援助の提供時間が短縮されたことやサービス提供時間の間隔の問題、介護者と同居している場合のサービス提供の問題などで、サービス計画が立てにくいというような内容です。

訪問介護の生活援助は家事代行ではありません。訪問介護を研究している大学教授によれば、ヘルパーによる生活援助は生命活動への援助であり、憲法第25条による基本的人権を保障するもの。利用者の自宅で生活全体を視野に入れた援助を続け、失われた日常生活を取り戻す過程を通じて、利用者みずからが生活設計に取り組むことを可能にする専門性のある援助だと語っています。このように在宅生活を継続するためには、生活援助サービスはとても大切な支援であると思います。

国では、今後、要介護1・2の生活援助を原則自己負担にすることなどが検討されているようですが、このようなことが導入された場合、サービス利用が抑制され、在宅生活の継続にも影響が出るのではないのでしょうか。見解をお聞かせください。

○議長（石川彰宏君） 健康介護支援課長、前田哲夫君。

○健康介護支援課長（前田哲夫君） お答えします。

要支援者の家事援助が、現在既に地域支援事業になっています。国で定めた訪問介護とあわせて緩和されたサービスとして、生活援助を住民主体で行うこともできるようになっています。ただ、現時点では緩和型サービスではなく、今までどおりのサービスの継続となっております。

現在、ヘルパー自体の人材確保が難しい中、生活援助で構わない範囲を緩和した人材で確保していかなければ、要介護者数の増加に伴い、身体介護を行うヘルパーが足りないという事態にもなりかねません。今後生活援助に使われるよう、一般の方を対象に一定の研修を受けることを条件に、人材の確保をしていく準備の必要があると思っています。

今後、国では要介護1・2の生活援助を原則自己負担にすることを検討されているようですが、国の動向を見ながら、サービス低下にならないように考えていきたいと思っています。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 12番、山崎晃子君。

○12番（山崎晃子君） 国が生活援助の要介護1・2を原則自己負担にするっていう案が出てますけれども、今までの経過を見ても、国のほうでは訪問介護による生活援助っていうのはもう地域支援事業に全部移行して、身体介護の部分のみが介護保険に残っていくというような方向性を感じるわけですが、それでも先ほど言いましたように生活援助の大切さ、家事代行ではありません。例えば掃除とか買い物とか調理とかっていうことに関しても、ヘルパーさんが専門の目で見ると、この人の生活をどういう生活状態なのかっていうことと、それから、あるいは認知症の初期であったりという方を見抜いていってその人の生活を支えていくということで、今後ますますひとり暮らしもふえてくるということも懸念されているわけですので、すごく大事な専門性のある援助だというふうに私は思っているわけですが、そのあたり課長は先ほど緩和型のヘルパーを養成してっていうことも言われてたんですが、そういうことが可能なのか。どういうふうに専門性っていうものを、ただ家事の代行ということではないっていう部分はどういうふうにされていくのか、その点お聞きをいたします。

○議長（石川彰宏君） 健康介護支援課長、前田哲夫君。

○健康介護支援課長（前田哲夫君） 確かにヘルパーの経験がなければできない分があります。今回、研修を10月ごろに予定しています。高知県老人クラブ連合会に依頼して、老人クラブの会員を中心に、一般でも参加していただくことも可能です。生活支援・介護予防担い手研修を10月ごろに3日間の予定で、介護支援や生活支援の担い手になることができるように研修を予定しています。内容としては、介護制度やサービスのサポートの基本なこと、認知症や障害者の理解など、介護に関する研修を行うことになっております。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 12番、山崎晃子君。

○12番（山崎晃子君） そしたら、その方々が研修を受けた後どこかに登録をして、そこから派遣をするという形になっていくんでしょうか。もう少し詳しくお聞きいたします。

○議長（石川彰宏君） 健康介護支援課長、前田哲夫君。

○健康介護支援課長（前田哲夫君） この研修に参加していただいて、緩和した人材としてどこかの施設に登録していただくということになるかと思えます。そして、生活援助をしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 12番、山崎晃子君。

○12番（山崎晃子君） それがいいのかどうかというのはちょっと私もわかりませんが、先ほども言うたように専門性のある援助ということ、それから先ほど課長はサービスの低下がないようにしていくってことを言われましたので、そのあたりは十分認識をしていただきたいということを申し上げまして、次の質問に移ります。

③です。

国は在宅介護を積極的に推進していますが、現実には大変厳しい状況で在宅介護をしている方がおいでます。例えば介護のために仕事をやめざるを得なかった方がおいでます。

また、生活を支えるために働かなければいけないが、介護に要する時間が長いことから、フルタイムでの仕事は困難でパートで働いている。そのため収入が大きく減少し、生活苦に追い込まれたというケースもあるようです。

また、なれない介護で介護鬱状態になってしまい、仕事に行けなくなったというケースもあるようです。家族が協力して介護ができる場合はいいのですが、私などは、たった1人で複数の介護をしなければいけないというケースもあります。これは精神的にも身体的にも疲れ果てるものです。着がえや食事、おむつ交換など常時介護が必要な状況で、掃除や洗濯、通院などの生活支援にも手をとられ、自分のことは何もできないという状況の方もおられます。

また、認知症などで介護が重度になると多くの時間を介護に費やすことになり、身体介護だけでなく生活全般を支援するのですから、細々とした手助けが必要であり、実際に介護をした人でないと在宅介護の大変さはわからないと思います。

私は大変な思い、苦しい思いをしながら必死で介護をしている方をたくさん見てきました。そのような困難を抱えながら必死で在宅介護をしている家庭の方々に対し、ささやかな支援として在宅介護手当の創設を検討してはいかがでしょうか、見解をお聞かせください。

○議長（石川彰宏君） 健康介護支援課長、前田哲夫君。

○健康介護支援課長（前田哲夫君） お答えします。

住みなれた地域でいつまでも安心して暮らせるために住まい、医療、介護予防、生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築に国は力を入れています。現在、在宅で介護をしている家族の支援として、介護用品の支給を介護度4・5の人の非課税世帯の方に月5,000円を限度として、平成27年度は29人の方に94万8,585円分を支給しています。今後も介護の支援として介護用品の支給を継続する方向でいますので、在宅介護手当につきましては現在のところ考えていません。

香美市では在宅介護を支援してくために、平成24年度より介護者の会も立ち上がり、月に1回リフレッシュも兼ねた集いを行い、勉強会や外出、茶話会などを行っています。今後も地域包括支援センターを中核として介護、保険、医療、福祉、そのほかの専門機関や民生委員、児童委員などと協力し、地域で支え合い安心できる仕組みを工夫しながら進めていきたいと思えます。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 12番、山崎晃子君。

○12番（山崎晃子君） 介護用品の補助、おむつ代の補助、上限10万円でしたかね、それがあって大変助かっているというお話は聞いています。

ただ、先ほども述べましたように介護に手をとられて仕事をやめなければならないというような、あるいは仕事を減さなければならないというようなこともありますし、それから、今後そういった介護離職もかなりふえてきているということもありますので、家族の所得保障のためにも、こういった制度があると本当に助かると思うのですけれども、介護用品の補助に一定額を上乗せするとか、そういった在宅介護を支えるということで今後の、今は考えてないと思えますがそう言われましたので、在宅介護を支えるという観点から今後検討課題にはできないか、再度お聞きをいたします。

○議長（石川彰宏君） 健康介護支援課長、前田哲夫君。

○健康介護支援課長（前田哲夫君） 先ほど言いましたように、介護用品の支給を継続するということもあり、在宅介護手当のほうは今のところは考えていません。

ただ先ほど言ったように、在宅療養者並びに家族、誰もが住みなれた自宅で安心して生活できるために、1つの課題として考えていきたいと思えます。

○議長（石川彰宏君） 12番、山崎晃子君。

○12番（山崎晃子君） 1つの課題として考えていただけるということでしたので、次の質問に移ります。④です。

本県には中山間地域介護サービス確保対策事業費補助金が設けられています。この事業は、遠隔地に介護サービスを提供する事業所に対し、移動時間に応じた経費の一部を補助する制度で、県と市町村で半分ずつ補助しているものです。山間地域へのサービス提供は、都市部に比べ移動に時間をとられたり、ガソリン代等のコストがかかるなどして採算がとれないため、サービス提供事業所の確保が問題になっていました。サービス

提供事業所からは、この制度の導入は大変ありがたいという声を聞いています。

しかし、本市の山間地域は道幅が狭く、未舗装のところも多くあります。また、冬場には路面が凍結するところもあります。そうした危険な場所への送迎は、単に距離だけではない送迎の困難さがあるとも聞いています。このような本市の地理的条件などの実情を考慮して、市独自の加算を実施することなどは不可能なのでしょうか。見解をお聞かせください。

○議長（石川彰宏君） 健康介護支援課長、前田哲夫君。

○健康介護支援課長（前田哲夫君） お答えします。

中山間地域介護サービス確保対策事業は、住みなれた中山間地域で安心して暮らしていけるように中山間でも介護が受けられる有効的な事業であり、現在も行っていきます。

また、県の事業で行っている特別地域加算は、香美市の対象地域内であれば、距離にかかわらず15%を加算しています。遠隔地では最大35%の加算となっており、特別地域加算と合わせると約50%の加算となる事業所もあります。今のところ現状を維持していきたいと考えております。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 12番、山崎晃子君。

○12番（山崎晃子君） 特別地域加算、これは訪問介護のみの特別地域加算というのではないですか。ちょっと私の記憶では、特別地域加算というのは訪問介護には15%はつきますけれども、それ以外の通所介護ではそれはつかなくて、中山間地域介護サービス確保対策事業の中だと思っただけですけれども。そして、最大50%ということでは言われました。20分から60分が15%だったかと思っただけですけれども、その50%つくというところは、なかなか数としては少ないのではないかと思います。ひょっとそのあたりわかればお聞きをいたします。

○議長（石川彰宏君） 健康介護支援課長、前田哲夫君。

○健康介護支援課長（前田哲夫君） お答えします。

訪問介護、訪問入浴介護、訪問介護予防地域密着型通所介護等を対象としております。

あと、50%というところは、確かに1時間以上のところは余りないかもしれませんが、合わせて30%というところは現在あると思います。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 12番、山崎晃子君。

○12番（山崎晃子君） そしたら、ちょっと整理をしますと、訪問介護のみが特別地域加算15%がついて、それ以外に中山間地域介護サービス確保対策事業が20分から60分で15%、60分以上が35%ということですかね。

それで、通所介護の場合にはこの特別地域加算はつかないで、中山間地域介護サービス確保対策事業費っていうものであるというふうに理解をしておりますが、それでよろしいでしょうか。

(健康介護支援課長、前田哲夫君、自席にてうなずく)

○12番(山崎晃子君) それで、これ基本報酬単価に対してということですので、予防のほうにもつきますけれども基本報酬が低いので、やっぱり補助金も少なくなるといふことかと思えますけれども。香美市は山間地抱えてまして、そういう急峻で不利な条件下にありますので、こうした実情をまた把握していただいて、事業所のほうにも聞き取りなどをしていただいて対策を講じていただける、支援が必要なところはそのことを検討していただければと思えますが、その点についてお聞きいたします。

○議長(石川彰宏君) 健康介護支援課長、前田哲夫君。

○健康介護支援課長(前田哲夫君) 確かに事業所との状況を一度確認して、把握をしていきたいと思っております。

以上です。

○議長(石川彰宏君) 12番、山崎晃子君。

○12番(山崎晃子君) それでは、次の質問に移ります。防災に関してお伺いいたします。

初めに、4月14日に熊本県の内陸部を震源とする震度7の地震が発生し、甚大な被害をもたらしました。この場をおかりいたしまして、被災された皆様に心からのお見舞いを申し上げます。地震発生から2カ月になりますが、今も多くの方々が避難生活を余儀なくされており、1日も早い復旧・復興をと願うものです。

災害はいつ起こるかわからず、このようなニュースを聞くたびに不安が大きくなります。気象予報の精度が増し、大雨や台風などの予測は、あらかじめほぼ正確に情報を得ることができるようになり、事前に避難することも可能になってはいますが、地震だけは事前の予測が困難な状況です。ある日突然、時間帯に関係なく発生するため事前の避難ができません。改めて地震の恐ろしさを痛感します。このため私たちは、いっどこで地震が発生するかわからないということをいつも意識しておく必要があります。

災害が発生したときには、まず自分の身は自分で守るという備えがとても大切になります。そして、地域での助け合い、支え合いも欠かせません。お隣同士協力して避難や支援をすることが、住民の命を守ることにつながるものと思います。そして、こういう場合に力を発揮するのが、地域を知り尽くした方々で組織している自主防災組織ではないでしょうか。

先日、この自主防災組織の活動に関して、地元紙に気になる記事が掲載されておりました。それは、熊本地震では自主防が機能しなかったという内容でした。熊本県益城町の自主防の会長は今後の課題として、大規模災害にも動じず即応するための踏み込んだ訓練と若手の参加を挙げておりました。

また、岩手県大船渡市の自主防で隊長を務めた方は、本番を想定した日常活動が不可欠と強調しています。支援が必要なひとり暮らしの高齢者の家を地図にして共有し、避難や消火、負傷者救出などの演習を積み、大震災当時は組織のメンバーがすぐに対象者

の居場所を調べ、次々と避難させたそうです。専門家は形だけの組織に陥らないよう、組織のかなめとなって動かすリーダーの育成や構成者が日ごろから意思疎通を密にする必要性を訴えています。そして、訓練を積んだ組織がある地域とそうでない地域では、災害時の被害に決定的な違いが出ると警鐘を鳴らしていました。

そこで、お伺いたします。

本市の自主防は、本年5月28日現在で、土佐山田町が112組織で組織率が95.3%、香北町が32組織、組織率が97.8%、物部町が27組織、85.6%で、全体では171組織で組織率は94.7%となっています。組織率は飛躍的に向上しましたが、全組織で本番を想定した準備は万全の状態なのでしょうか。

いざという時のために、準備が必要不可欠であるということは言うまでもありませんが、それぞれの自主防は構成メンバーや地域が置かれた地形的条件や年齢的要件等の状況によって、対応方法に異なりがあるのではないのでしょうか。

本番を想定した準備といっても、細かい点でいえば課題はたくさんあると思います。例えば防災備品で鍋や釜を配備すれば、それに付随して薪などの燃料、米などの食材、水、食器などの常備が必要となりますし、停電時に発電機を動かすにはガソリンや混合燃料などの配備が必要となります。しかし、ガソリンなどの可燃物の保管に関しては、消防法の関係もあるのではないのでしょうか。

救助や支援に際しては、要援護者に関する日ごろからの情報共有が必要です。そして、安否確認や救出のための人的な体制や救急連絡の体制を確立しておかなければいけません。また、災害時の避難ルートや避難場所を常日ごろから確認しておくことが重要です。そのような細かい点に至るまで各自主防で取り決め、構成員に配付しておくことなどの手だてが必要なのではないのでしょうか。

各地の自主防は、地域を知り尽くした方々で構成されていますから、細部についてはその組織にお任せすることが一番よい方法であると思います。しかし、ある自主防のリーダーによれば、市や県の支援により組織を立ち上げ、防災倉庫や防災備品なども配備し、防災訓練や講習なども実施しているが、本番を想定した細かな決め事や準備となると、構成委員にどのような手順でどのような内容を提案したらよいのか、具体的に進める手順がわからないという声もお聞きしました。

このような課題をお持ちの自主防のリーダーに対して、まずこれだけは決めておいたほうがよいということなど、細かい点について市からの助言やアドバイス、それに伴うマニュアルなどを作成して配付するなど、市として適切な支援に積極的にかかわることが必要ではないのでしょうか。担当課長には、愛媛県が作成している初めてのリーダーのための自主防災組織活動マニュアルというものを事前にお渡ししていますので、目を通していただいたと思いますが、その内容等への感想等も含めて、本番を想定した準備事項などのマニュアルの作成及び自主防への支援等に関して、見解をお聞かせください。

○議長（石川彰宏君） 防災対策課長、岡本博章君。

○防災対策課長（岡本博章君） 山崎晃子議員のご質問にお答えします。

大規模災害発生時には市職員も被災者となり、指定避難所への職員派遣が困難となる場合が考えられます。このため避難所運営は自主防災組織等を中心に実施していただく必要が生じるため、避難所の立ち上げから避難者への対応等をまとめた避難所運営マニュアルを作成する必要があります。事前にいただきました愛媛県のマニュアルにつきましては、被害想定から平常時の防災活動、地震発生時の活動など細かく記載されており、よくつくられていると思います。資料提供、ありがとうございました。

今後、作成に当たってはこのマニュアル等を参考に、また自主防災会等のご意見等を反映させた、香美市版の避難所運営マニュアルを作成したいと考えております。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 12番、山崎晃子君。

○12番（山崎晃子君） 香美市版のマニュアル、地域ごとに違うと思いますので、地域ごとのマニュアルを作成するという事をお聞きいたしまして、安心いたしました。できるだけ早く取りかかっていたいただければと思います。

それでは、②の質問に移ります。

市が指定する避難所や各地の集会所、公会堂などのように一時避難所となるところに、毛布や布団などの寝具類などの常備が必要ではないでしょうか。また、けがをされた方に対する応急的処置のために、救急箱などの配備も必要ではないでしょうか。自主坊によってはこれらを準備するための予算がないところもあると聞きますが、これらの配備の必要性についてどのようにお考えでしょうか。

○議長（石川彰宏君） 防災対策課長、岡本博章君。

○防災対策課長（岡本博章君） お答えします。

災害時に孤立が予想される地区の指定避難所を中心に、毛布、医薬品及び食料等の分散備蓄につきまして検討したいと考えております。

また、集会所等においては収納場所の確保や管理体制等の確認が必要であるため、該当地区の自治会、防災会に対してアンケート調査を行い、地域の意向、状況を確認した上で備蓄に取り組むたいと考えております。

なお、内閣府所管の中央防災会議におきましては、最低3日分、推奨1週間分の食料等を各家庭において備蓄することが必要であることを示しており、香美市では長期間の孤立や避難生活に備え、1週間分の備蓄を推奨していますので、積極的に取り組んでいただき、自分の身は自分で守る意識を高めていただきたいと思います。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 12番、山崎晃子君。

○12番（山崎晃子君） アンケートを実施して検討していただけたということをお聞きしましたので、私の質問は以上で終わりです。

○議長（石川彰宏君） 山崎晃子君の質問が終わりました。

次に、2番、小松 孝君。

○2番（小松 孝君） 2番、小松 孝でございます。議長の許可をいただきましたので、通告に沿って一問一答方式にて質問します。

質問事項の1点目、深刻な中山間地域のごみ出しについてお伺いいたします。

先日、土佐山田町中後入の住民から相談がありました。住民は独居の高齢女性で、相談の内容はごみ出しに関することとございました。この女性宅の周辺道路は道路幅が極めて狭く、ごみ収集車が入ることができません。そのため1キロメートル近く離れた県道日ノ御子土佐山田線沿いにあるごみステーションに持っていかなければならないとのこと。ところが、この高齢女性は車の免許を持っておりません。これまでは車を所有している近所の方をお願いして、遠く離れたごみステーションに持って行ってもらっていたそうですが、この近所の方がお亡くなりになり、ごみ出しに大変苦慮しているとのこととございます。

以下の点についてお伺いします。

①、道幅の広い立派な道路が完成している平野部の住民にはわからないであろう、中山間地域に住む住民の状況を行政としてどのように認識しているかお伺いします。

○議長（石川彰宏君） 環境上下水道課長、安井幸一君。

○環境上下水道課長（安井幸一君） 小松 孝議員のご質問にお答えいたします。

ここ数年の間に、中山間地域にお住いの方から数件同様の相談があり、随時対応させていただいております。また、3月議会においても同様のご質問があり、ごみ出しに苦慮されている方がおられることは十分認識をしております。

○議長（石川彰宏君） 2番、小松 孝君。

○2番（小松 孝君） 今、その地域の方もいろいろ言われとるということですが、これをなるべく早く対策をしていただきたいと思います。

それでは②、次に移ります。

本市は、530平方キロメートルという広大な面積を有しています。平野部もあれば中山間地域もあります。しかし、本市内のどのような場所に住んでいても、一定同等の行政サービスを受ける権利が市民にはあるはずとございます。公平な行政サービスに対する市長の見解をお伺いします。

○議長（石川彰宏君） 市長、法光院晶一君。

○市長（法光院晶一君） 小松議員のご質問にお答えしたいと思います。

市民である以上は同じ権利を有しておるわけでありますので、その点で行政としてはその権利が生かされるように配慮をしていくべきだというふうに考えておるところでございます。困難な中に暮らしておられる方がたくさんおられますが、住民の皆さんも知恵を絞られ、行政のほうも知恵を絞って、お互いに汗をかいていくということが行政の基本だというふうに考えております。

○議長（石川彰宏君） 2番、小松 孝君。

○2番（小松 孝君） 市長じきじきに、みんなで協力していくという行政の立場をはっきりと言っていたいただきましたので、ありがとうございます。

次の質問です。

このごみ出しに関する高齢女性の悩みは、同様の悩みを持っている方が少なからずいると思います。さらに数年後には、これ以上深刻な状況が訪れると考えられます。対応策の必要はないでしょうか、お伺いします。

○議長（石川彰宏君） 環境上下水道課長、安井幸一君。

○環境上下水道課長（安井幸一君） ご質問にお答えいたします。

現在、土佐山田町の中山間地域においては、地域の実情に応じたごみの収集を実施しております。今後も自治会との連携を図りつつ、中山間地域の実情に応じた取り組みを展開していきたいと考えております。

○議長（石川彰宏君） 2番、小松 孝君。

○2番（小松 孝君） 次の質問です。

ごみ収集車が入れないなど理由で、ごみ出しが困難な高齢者が多く住む中山間地域にごみステーションの中継施設を設置し、シルバー人材センター等に委託し、軽貨物自動車でごみをステーションまで搬送するようなサービスを提言したいと思います。見解をお願いします。

○議長（石川彰宏君） 環境上下水道課長、安井幸一君。

○環境上下水道課長（安井幸一君） 貴重なご提言をいただきありがとうございます。先ほども答弁させていただきましたが、自治会と協議しながら対応してまいりたいと考えております。また、ごみ出しに限らず地域で生活を営む方はいろんな場面で隣近所の助け合いが必要とも考えております。このことは中山間地域に限らず市街地においても高齢化が進んでいることから、今後、関係課との連携も図りながら、地域の方と自治会などの協力もいただき、行政サービスの向上に努めてまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（石川彰宏君） 2番、小松 孝君。

○2番（小松 孝君） これからこういうことが非常に多くなると思いますので、今言われているようになるだけ早く対応を、少しのうちからやっていただきたいと思いません。

次の質問に移ります。

私は、昨年12月の定例会におきまして、市道入野佐岡線につきまして質問しました。入野佐岡線の改良は平成7年に合意した高知県、土佐山田町、地区総代による確認書に明記された事項に基づいたものであります。確認書には、町道大平線の改良工事を早急に大法寺まで延長し、現在、改良工事を進めているが、今後とも現計画区間については、平成9年度の完成を目指し、積極的に推進すると明記されています。20年以上経過し

た現在も未改良である現実については、歴代首長の怠慢であり、その責任を問われてし  
かるべきと考えます。

以下の点についてお伺いします。

- 議長（石川彰宏君） 暫時休憩いたします。  
（午後 3時45分 休憩）  
（午後 3時46分 再開）
- 議長（石川彰宏君） 正場に復します。  
2番、小松 孝君。
- 2番（小松 孝君） 本定例会の平成28年度補正予算に、入野佐岡線の設計委託  
料約2,900万円が減額されて計上されていた…。
- 議長（石川彰宏君） ちょっと休憩にします。  
（午後 3時46分 休憩）  
（午後 3時46分 再開）
- 議長（石川彰宏君） 正場に復します。  
2番、小松 孝君。
- 2番（小松 孝君） 平成28年度当初予算に入野佐岡線のJR立体交差を含む設  
計委託料が5,000万円計上され、ようやく動き始めたと胸をなでおろした。本来確  
認書に従ったら平成9年度の完成の予定であったが、完成は何年度になるか。今後のス  
ケジュールをよろしくお願いします。
- 議長（石川彰宏君） 建設課長、井上雅之君。
- 建設課長（井上雅之君） 小松 孝議員の入野佐岡線の今後のスケジュールについ  
てお答えいたします。
- 本年度より実施いたします市道入野佐岡線改良工事についてですが、振興計画書及び  
起債計画書では平成28年度から5カ年計画、最終年度は平成32年度となっています。  
ただし、現状の予算ベース及び工法等による工期の問題もあり、完成まで5年以上の期  
間が必要と考えています。
- 現況予算ベースでいくと、やっぱり10年程度になります。また盛土工法等が主体と  
なれば、転圧等時間を考慮し、それ以上の期間が必要ではないかと思われま。本年度  
の設計委託により工法等の比較も行い、経費及び工期の検討を行います。今後、国から  
の追加補正や主要工事部の予算集中配分も視野に入れ、早期の完成を目指したいと思  
います。
- 以上です。
- 議長（石川彰宏君） 2番、小松 孝君。
- 2番（小松 孝君） これから5年ということではありますが、今年の予算書では削  
除されてますでしょう。それで…。
- 議長（石川彰宏君） ちょっと休憩にします。

(午後 3時49分 休憩)

(午後 3時49分 再開)

○議長(石川彰宏君) 正場に復します。

2番、小松 孝君。

○2番(小松 孝君) 本定例会の平成28年度補正予算に入野佐岡線の設計委託料2,900万円の減額補正が計上されていた。理由は、補助額が確定し、要望額に対して交付決定額が大きく減額したことから、各市道の事業内容及び事業費を精査した結果の減額とのことだが、これまでの経緯を考えると、起債を使ってでも重点的に予算を計上するべきと考えるが、見解をお願いします。

○議長(石川彰宏君) ちょっと休憩にします。

(午後 3時51分 休憩)

(午後 3時51分 再開)

○議長(石川彰宏君) 正場に復します。

建設課長、井上雅之君。

○建設課長(井上雅之君) 予算処置について、お答えいたします。

担当課としましては、国からの交付金減額分事業費については、当然起債等何らかの事業による追加割り当てを財政サイドに協議、交渉は行っています、常に行っております。ただ、起債等についても国からのシーリング(限度額)もあり、要望どおりの回答は得られませんでした。事業費もかさむことから、国からの交付金は絶対条件となるため、今以上国・県に対して、強い要望をしなくてはならないと考えています。

今後、予算獲得、確保も含め、スムーズな事業実施に向け、議員の皆様のお力もおかりし、命の道を守っていかねばならないと思いますので、どうかよろしく願いいたします。

以上です。

○議長(石川彰宏君) 2番、小松 孝君。

○2番(小松 孝君) この減額ですが、国からの補助がないということはわかります、予算が組めないということはわかりますが、20年たってもまだ予算が組めれないことはまだ現状から、現市長もおられるけど、これ以後まだ25年ということでしょう。もうみんななくなりますよ、世の中に。25年先言うたら、あと25年、10年。なぜこれを率先してやってくれないんですか。

次に移ります。

市内全域から道路の新設や改良の要望はたくさんあると思いますが、それらの要望に対する優先順位の設定について、そのプロセスと基準についてお伺いいたします。

○議長(石川彰宏君) 暫時時間を延長します。

建設課長、井上雅之君。

○建設課長(井上雅之君) 要望についてということでの答えを申し上げます。

少子高齢化社会の進展や市民ニーズが多種多様化する中で、市民の皆様が安全で安心して暮らせるまちづくりが重要となります。このような中で、道路事業を中心に数多くの要望があります。要望箇所については、現地における調査や地元自治会との調整を行い、より効果的な道路事業の推進を努めていますが、地域からの要望手法もさまざまであり、市からの回答も予算等の関係もあり対応がおくれ、地域の皆様方には大変ご迷惑をかけているのが実情です。

今後、担当課において、統一した優先順位判定フローを作成し、効果的で効率的な透明性の高い道路補修整備を進め、あわせて予算確保するための基礎資料とし、計画にスピード感を持ち、今以上地域との連携を密とし、事業を進めなければならないと考えています。

しかし現状では、今までにたまりにたまっております要望に対しての対応も早急に考えなければならないため、今まで以上の財政サイドとの協議、交渉を行いたいと考えています。

以上です。よろしく申し上げます。

○議長（石川彰宏君） 2番、小松 孝君。

○2番（小松 孝君） たくさんおるといことはわかりますが、なぜ20年前から町長、県、地区で約束したことを守れないということは、10年たったら守ったってほしいわ、どんなことでも。今度25年言うたら市長かわりますよ1回は。次期やられると思いますが。がんばってください。

最後になりますが、市長にお伺いします。

高知県副知事、土佐山田町長、地区総代で交わした確認書に期限つきで明記された事項と、きのうきょう出された要望との優先順位をどのように考えているか。入野佐岡線を重点的に進めるべきと考えるが見解をお伺いします。

○議長（石川彰宏君） 暫時休憩いたします。

（午後 3時56分 休憩）

（午後 3時56分 再開）

○議長（石川彰宏君） 正場に復します。

市長、法光院晶一君。

○市長（法光院晶一君） 小松議員の市道改良に関してのお尋ねについてお答えしたいと思います。

市道の改良が大変進まないという現状についてご指摘がありました。本議会の初日にも補正予算をご審議をいただきましたけれども、たくさんの路線が三角ということになって減額をいたしました。約6割ぐらいの交付金しかつかないという状況になってまいりました。国のほうでは6兆1,000万円というぐらいで、前年度に比べて1.01%ということで、道路事業等については予算を確保しているわけでありましてけれども。ご承知のように笹子トンネルの落盤がありまして、たくさんの方がお亡くなりになりました。

た。そうしたことからトンネル、あるいは橋などの点検をしっかりとやらなきゃならないということで、お金が4割ぐらいはそちらのほうに行っているという状況であります。

そういう厳しい中で、この20年余り置いてきたんじゃないかと言われているわけですが、その道をいよいよ設計にこぎつけてやろうというふうな取り組みになってきておるわけでありますので、そこをさらに厳しくなった中でも取り組んでおりますので、ぜひご理解をいただきたいというふうに思っております。

入野佐岡線については、ご承知のようにJRとの交差ということがありまして、非常に難しい改良工事であります。そのために構造物を入れるとなると、想像もつかない金がかかるだろうということで、少しでも金額が下がるような形の設計をぜひお願いしたいというふうに思っております。そのためには、ほかの事業などとも兼ね合わせながら、その工事を進捗させていきたいというふうに思っております。

県とも協議をしながら、この入野佐岡線のほうに必要な土を回していただく、そういうようなこともぜひお願いをしながら、私も一生懸命汗をかいてまいりますので、しっかりと任期のある間は頑張っておりますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（石川彰宏君） 2番、小松 孝君。

○2番（小松 孝君） 市長、ありがとうございます。あと5年と言わずになるだけ早く、皆さんいなくなるから。

これで質問を終わります。どうもありがとうございました。

○議長（石川彰宏君） 小松 孝君の質問が終わりました。

お諮りします。本日の会議はこの程度にとどめ延会にしたいと思ひます。これにご異議ありませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（石川彰宏君） 異議なしと認めます。よって、本日の会議は延会にすることに決定しました。本日の会議はこれで延会します。

次の本会議は6月15日午前9時から開会します。

（午後 4時00分 延会）

地方自治法第123条第2項の規定による署名者

議 長

署名議員

署名議員

平成 2 8 年 第 2 回

香美市議会定例会会議録（第 3 号）

平成 2 8 年 6 月 1 5 日 水曜日

平成28年第2回香美市議会定例会会議録（第3号）

招集年月日 平成28年6月6日（月曜日）

招集の場所 香美市議会議場

会議の日時 6月15日水曜日（会期第10日） 午前 9時00分宣告

出席の議員

1番	甲 藤 邦 廣	12番	山 崎 晃 子
2番	小 松 孝	13番	山 崎 龍太郎
3番	利 根 健 二	14番	大 岸 眞 弓
4番	山 崎 眞 幹	15番	織 田 秀 幸
5番	森 田 雄 介	16番	比与森 光 俊
6番	濱 田 百合子	17番	依 光 美代子
7番	村 田 珠 美	18番	山 本 芳 男
8番	小 松 紀 夫	19番	島 岡 信 彦
9番	爲 近 初 男	20番	石 川 彰 宏
11番	門 脇 二三夫		

欠席の議員

なし

説明のため会議に出席した者の職氏名

【市長部局】

市 長	法光院 晶 一	税務収納課収納担当参事	近 藤 浩 伸
副 市 長	今 田 博 明	ふれあい交流センター所長	横 谷 勝 正
総 務 課 長	山 崎 泰 広	福祉事務所長	西 本 恭 久
企画財政課長	山 中 俊 明	産業振興課長	佐々木 寿 幸
会計管理者兼会計課長	三 谷 由香理	建設課長	井 上 雅 之
管 財 課 長	柳 本 隆 司	環境上下水道課長	安 井 幸 一
定住推進課長	中 山 繁 美	《香北支所》	
防災対策課長	岡 本 博 章	支 所 長	野 島 惠 一
市民保険課長	高 橋 由 美	《物部支所》	
健康介護支援課長	前 田 哲 夫	支 所 長	舟 谷 益 夫
税務収納課長	秋 月 建 樹		

【教育委員会部局】

教 育 長	時 久 惠 子	教育振興課長	横 山 和 彦
教 育 次 長	小 松 美 公	生涯学習振興課長	久 保 和 昭

【消防部局】

消 防 長 寺 田 潔

【その他の部局】

な し

**職務のため会議に出席した者の職氏名**

議会事務局長 和田 隆 議会事務局書記 横田 恵子

議会事務局書記 一圓 まどか 議会事務局書記 山本 絵里

**市長提出議案の題目**

な し

**議員提出議案の題目**

な し

**議事日程**

平成28年第2回香美市議会定例会議事日程

(会期第10日目 日程第3号)

平成28年6月15日(水) 午前9時開議

日程第1 一般質問

- ① 6番 濱田 百合子
- ② 11番 門脇 二三夫
- ③ 8番 小松 紀夫
- ④ 5番 森田 雄介
- ⑤ 14番 大岸 眞弓

**会議録署名議員**

17番、依光美代子君、18番、山本芳男君(会期第1日目に会期を通じ指名)

## 議事の経過

(午前 9時00分 開議)

○議長（石川彰宏君） ただいまの出席議員は19人です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

議事日程は、お手元にお配りしたとおりです。

日程第1、一般質問を行います。通告順に従いまして順次質問を許します。

6番、濱田百合子君。

○6番（濱田百合子君） おはようございます。6番、濱田百合子です。通告に従いまして一問一答で質問をさせていただきます。今回の質問は2点です。

最初に、後期高齢者医療保険制度について、質問をいたします。

75歳以上の国民を後期高齢者と呼称し、後期高齢者をこれまでの健康保険制度から分離し、保険者を都道府県とする後期高齢者医療保険制度が発足してから8年が経過しました。平成20年の制度スタート時の対象者は約1,300万人でした。お手元に資料が配付されていると思いますけれども、資料1をごらんください。

これの②の表で見ますと、これは昨年の平成27年5月31日現在ですけれども、1,581万7,155人、約1,580万人となっています。

それでは、まず保険料について、質問をいたします。

同じく資料1の①の表ですが、被保険者1人当たり平均保険料額（月額）ですが、2年ごとの保険料の推移を見ますと、改定ごとに上がってきております。この制度は、病気になりがちで医療費がかかることが避けられない75歳以上を1つの制度にまとめ、高齢者人口がふえるたびに、加入高齢者の負担割合を増加させる仕組みとなっております。つまり、保険料の値上げを我慢するか、医療の縮小を我慢するかを選択に追い込んでいくような制度です。下流老人の著者は、現場の実態から「孤独死は医療中断死」とコメントしています。発足当時の厚労省幹部は、平成20年1月18日の石川県での広域連合主催の後期高齢者医療フォーラムで、医療費が際限なく上がり続ける痛みを高齢者が自分の感覚で感じ取っていただくことにしたと述べました。次年度から特例制限が廃止されようとしていますが、制度本来の狙いをむき出しにするものにほかなりません。高知県広域連合でも保険料は年々増加しており、平成28年度、29年度の被保険者均等割額は、5万1,793円から5万4,394円へ2,601円上がり、所得割額は10.3%から11.42%と上がっています。保険料滞納者には短期保険証が交付されており、保険料が負担になっている現状があります。現在、低所得者には、保険料軽減に加え特例軽減が予算措置で行われています。しかし、国は次年度より特例軽減を順次廃止する方向です。このことを受けまして、順次質問をさせていただきます。

①です。資料1をごらんください。

そこの②にありますように、高知県の部分を見ていただきますとわかりますが、昨年の被保険者12万1,860人中、滞納被保険者数は1,367人、短期被保険者証交付

者数は299人となっています。本市での平成26年度、平成27年度、平成28年度の被保険者数と滞納被保険者数、短期被保険者証交付数をお尋ねいたします。

○議長（石川彰宏君） 市民保険課長、高橋由美君。

○市民保険課長（高橋由美君） おはようございます。濱田百合子議員の質問にお答えをいたします。

被保険者数、滞納被保険者数、短期被保険者証交付者数を平成26年度、平成27年度、平成28年度の順にお答えをいたします。

被保険者数は、平成26年度から順に5,725人、5,754人、5,746人です。次に、滞納被保険者数は、平成26年度から順に98人、87人、54人です。次に、短期被保険者証交付者数は、平成26年度から順に17人、14人、14人となっております。

○議長（石川彰宏君） 6番、濱田百合子君。

○6番（濱田百合子君） それぞれの年度の数をお聞きいたしました。この中で滞納被保険者数、短期保険証を交付されるようになると思うんですけども、この短期被保険者証の交付の基準はどのようになっていますでしょうか。

それで、短期被保険者証を交付されて、その有効期限はどれくらいでしょうか。

○議長（石川彰宏君） 市民保険課長、高橋由美君。

○市民保険課長（高橋由美君） お答えいたします。

短期被保険者証が出る人ということ、前年度の納付が70%に満たない人、それから、複数年の滞納のある人、それから、前年度の納付は100%でありましても、過去に70%の納付に足りてない方というのが、短期被保険者証の交付の基準となっております。

それと、期間につきましては三月ごとに短期被保険者証を交付しております。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 6番、濱田百合子君。

○6番（濱田百合子君） それでは、有効期限が三月ということですので、3カ月たっても滞納が解消されないということであれば、短期証の有効期限は続けて延長されるということなのでしょうか。

○議長（石川彰宏君） 市民保険課長、高橋由美君。

○市民保険課長（高橋由美君） お答えいたします。

ご事情はお伺いをいたしますが、基本的にうちはとめ置きとかもしておりませんので、3カ月ごとに出しております。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 6番、濱田百合子君。

○6番（濱田百合子君） 3カ月ごとに出しているということ、そしたら、滞納分が例えば1期でも納付をされるような状況にあるときに、短期証から被保険者証に変更

するということになると思うんですが、それはそのように理解していいでしょうか。

○議長（石川彰宏君） 市民保険課長、高橋由美君。

○市民保険課長（高橋由美君） 先ほどお答えをいたしました短期証の該当から外れれば、順次、正規保険証に変更となります。

○議長（石川彰宏君） 6番、濱田百合子君。

○6番（濱田百合子君） ②に移ります。

このような数からどのような認識をお持ちでしょうか。また、このような短期保険証をお持ちの方、滞納の方、対象保険者への対応はどのようにされていますか。

○議長（石川彰宏君） 市民保険課長、高橋由美君。

○市民保険課長（高橋由美君） お答えいたします。

本市では、滞納被保険者につきましては年々減少してきております。短期被保険者証交付者につきましては、固定化をしてきているというようなことが言えると思います。滞納被保険者が短期被保険者にならないように、また新たな滞納者を生まないように、初期滞納者への対応をしっかりとしなければいけないと思っております。

現在の対応といたしましては、滞納者につきましては、年2回、未納額の通知をする際に、特別な事情で納付困難な場合はご相談をとかいう、通知文書を必ず入れることを行っております。また、短期証の交付者につきましては、短期証の交付の前に納付相談についての通知を差し上げております。

また、今後ともでございますけれども、税務収納課等とも連携をいたしまして、納付相談や納付計画を行うこと、また、ご事情を十分お聞きをした上で、ご相談によっては他の部署へおつなぎをするなどの対応をとっておりますし、今後もそういうふうにしていきたいと考えております。

○議長（石川彰宏君） 6番、濱田百合子君。

○6番（濱田百合子君） 香美市を見ますと、短期保険証が固定をしているということで17人、14人、14人ということなんですけれども、やはり短期被保険者証が手元にあるということは、やっぱり受診したくてもちょっと我慢しようかというような、受診抑制につながっているようには思うんですが、そのことについてはどうお考えでしょうか。

○議長（石川彰宏君） 市民保険課長、高橋由美君。

○市民保険課長（高橋由美君） そういうお気持ちになられるということはあるかもわかりませんが、短期証は通常の被保険者証と効力は一緒でございますので、必要があればかかっていたきたい、特に重症化にならないように、そういうふうにはしていただきたいとは考えております。

○議長（石川彰宏君） 6番、濱田百合子君。

○6番（濱田百合子君） この滞納されている多くの方は、恐らく保険料が天引きされない普通徴収の方ではないかと思うんですが、普通徴収の方は年金受給額が年

間18万円以下の低所得者であると思います。この短期証の交付をやはりなくしていく、滞納を生まないようなやはり軽減措置を続けていくということや、保険料を抑えるといえますか上がらないようにというように、払える保険料にするというようなことがまた必要だと思いますけれども、その辺はどういうお考えでしょうか。

○議長（石川彰宏君） 市民保険課長、高橋由美君。

○市民保険課長（高橋由美君） そのとおりだと思います。できるだけ滞納を生まないようなご相談、そういうものにつなげていけるように、市としては一生懸命頑張るというところでございます。

○議長（石川彰宏君） 6番、濱田百合子君。

○6番（濱田百合子君） それで、③のほうに移ります。

資料2をごらんください。裏に印刷していると思うんですけども、これは平成26年度をもとに作成した厚労省の資料です。図4と表示はされています。年金収入別の被保険者数の分布割合を示したものです。

後期高齢者の年金収入の現状は、ちょうど平均値というところがあると思うんですけども、平均値が127万円、点線のところですけども。それから、基礎年金満額の80万円以下、この点線で囲まれているところですけども、基礎年金満額の80万円以下が約4割というふうになっております。このような状況にあるわけですけども、本市の状況はいかがなんでしょうか。

○議長（石川彰宏君） 市民保険課長、高橋由美君。

○市民保険課長（高橋由美君） ご質問にお答えいたします。

被保険者の年金収入の平均についてのご質問なんですけども、被保険者ごとの年金収入は把握ができておりませんので、本市の後期高齢者全体の年金収入の平均は出すことができません。ただし、保険料の軽減を受けている被保険者のみについてであれば、収入が年金収入のみと仮定をし、9割軽減の方は年金収入が80万円以下、8.5割軽減の方は年金収入が81万円から168万円以下、5割軽減の方は年金収入が169万円から229万円以下、2割軽減の方は年金収入が221万円から262万円以下というような、それとかつ、各軽減の年金の収入がその上限として平均を試算をした場合には、本市の軽減のかかっている被保険者の平均年金収入は154万円以下となります。これは上限のところをとって計算をしていますので、これよりは低いと思われれます。それと、年金収入80万円以下の被保険者は、本市では約3割になっております。

○議長（石川彰宏君） 6番、濱田百合子君。

○6番（濱田百合子君） 減税措置をされている方の平均の年金額154万円以下、80万円以下の方が3割ということは、非常にやはり年金収入が80万円以下と申しますと、その方がほかに所得がないということになると、月5万円に満たない年金で暮らしているということになります。このような状況の方が本市でも3割ぐらいいらっしゃるというようなことですが、その辺をどのようにお考えでしょうか。本市の状況を見た

上での見解を伺います。

○議長（石川彰宏君） 市民保険課長、高橋由美君。

○市民保険課長（高橋由美君） 低所得者の方が多いという現状があると認識しております。

○議長（石川彰宏君） 6番、濱田百合子君。

○6番（濱田百合子君） それでは、④の項目に移ります。

特例軽減の廃止について伺います。

お手元の資料3をごらんください。

これは平成28年度予算ベースをもとにした厚労省の資料です。これを見ますと、全国的なデータですけれども、被保険者数が1,656万人のうち、軽減特例を受けている対象者が916万人で55%になっています。被保険者の半数以上がその対象ということです。その中で、その下段の左側のグラフですけれども、これが低所得者軽減の方、これが747万人で全体の45%を占めています。右側のグラフは、元被扶養者の軽減の方、169万円で全体の10%を占めています。

そこで伺います。

この7割軽減が廃止をされるようになった影響力をお伺いしたいのですけれども、現在8.5割軽減の方が7割軽減になった場合に保険料が2倍になると、そして、9割軽減の方が7割の軽減になりますと今より保険料が3倍になります。また、所得割額の中での被保険者の賦課のもとになる所得金額ですけれども、それが58万円以下、つまり年金収入で言うと、211万円以下の場合、今は5割軽減になっていますけれども、これが廃止をされる方向です。そして、右側になりますけれども、後期高齢者医療に加入する前日に被用者保険、つまり協会けんぽとか共済組合などの被扶養者であった方、これが今現在は9割軽減になっていますが、資格取得後2年間は5割軽減、3年目以降は軽減措置がなくなる方向になっております。このような中で、本市においてそれぞれこの4種類の特例軽減があるわけですけれども、この影響を受ける対象者の見込み数はどれくらいになりますでしょうか。

○議長（石川彰宏君） 市民保険課長、高橋由美君。

○市民保険課長（高橋由美君） お答えいたします。

特例軽減が廃止になった場合に影響を受ける8.5割、9割軽減対象者、この数字はちょっと平成28年度の見込みで、まだ押さえておりませんので平成27年度の数字ですが、8.5割軽減の対象者数が1,940人、9割軽減対象者が1,691人です。また、所得割額の5割軽減のかかる所得金額の58万円以下、年金収入のみの場合は収入額211万円以下の対象者は、これは平成28年度の見込み数が押さえてまして、平成28年度見込みで702人です。また、被用者保険の元被扶養者の軽減対象者につきましては、特例軽減で現在、期限なく9割軽減となっておりますが、対象者数は平成28年度見込みで153人となっています。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 6番、濱田百合子君。

○6番（濱田百合子君） 次の⑤に移ります。

それでは、このように特例軽減の影響を受ける対象者、今おっしゃっていただきましたけれども、これは被保険者の全体の何割になりますでしょうか。

○議長（石川彰宏君） 市民保険課長、高橋由美君。

○市民保険課長（高橋由美君） 約75%になります。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 6番、濱田百合子君。

○6番（濱田百合子君） 75%ということで大変な数かなと思うんですけども。

この実態から見て、この特例軽減が廃止されるとその影響はとて大きいのではないかなと思うところです。

おとしですけれども、高知県の全体で見ますと、やはり被保険者全体が12万9,000人、そのうち特例軽減に今対象とされている方が8万8,000人余りということで、やっぱり全体の、県下的にも7割ぐらいがこの対象になっているというデータがございました。本市も75%ということで、このような県下的な状況、そして、この本市の状況を見てからの、見解はどのようにお考えでしょうか。

○議長（石川彰宏君） 市民保険課長、高橋由美君。

○市民保険課長（高橋由美君） 先ほど申されました特例軽減が全て廃止をされると、2倍とか3倍とかいうような金額になってまいりますので、非常に大きい影響だと考えております。

○議長（石川彰宏君） 6番、濱田百合子君。

○6番（濱田百合子君） 高知県は医療機関も多いということもあると思いますけれども、医療費が高くて、この軽減前の保険料率が昨年度は10.35でしたけれども、これが全国的に見ると全国で3位ということになっています。1位が福岡県、2位が北海道です。その均等割ですけれども、冒頭に述べましたけれども5万1,793円、これも全国で3位ということになってまして、特例軽減があるので何とか納付できている状況があるのではないかと思います。滞納される方、やむなく短期証を交付される方がますますふえてくるのではないかと考えるわけでございますけれども、今現在、軽減をされた状況で全国のデータを見ますと、高知県は21位になっています。ということはこの差がありますので、3位から21位ということは、やはり高知県にとっては特例軽減があるということの影響が、本当にそれが大きいのではないかなというふうに感じるところです。その辺は課長、どのようにお考えでしょうか。

○議長（石川彰宏君） 市民保険課長、高橋由美君。

○市民保険課長（高橋由美君） 先ほど申されました被保険者の所得割率とか均等割率というのが、手元である資料で見ましても、やはり全国1、2位ということになって

おります。その形で21位ですか、そういう形になっておるということは、やはり軽減ということが大きな要因になっているのではないかと推測はしております。

○議長（石川彰宏君） 6番、濱田百合子君。

○6番（濱田百合子君） ⑥に移ります。

ぜひ県や全国の広域連合を通じまして、国に対して市民の暮らしが非常に厳しいと、特に後期高齢者の人は、本当に年金だけの収入の方も多くて大変だというようなその実態ですよ、その実態を具体的に示して、特例軽減の継続と早急な廃止をしないということ強く要望していくべきだと思いますけれども、見解をお尋ねします。

○議長（石川彰宏君） 市民保険課長、高橋由美君。

○市民保険課長（高橋由美君） お答えします。

特に現行の9割、8.5割軽減の特例軽減の対象の方は、賦課のもとになる所得金額が33万円以下、また年金収入のみで80万円以下や168万円以下の方であり、本市でも後期高齢者医療の被保険者の、この部分だけでも6割になっています。特例措置の廃止については、現在のところ国からどういう形で特例軽減を廃止をするかと、平成29年度から段階的に廃止ということのみの文書が出ておりますが、詳細については全く示されておりません。国も保険料軽減特例については段階的に縮小する、その実施に当たっては低所得者に対する介護保険料軽減の拡充や年金生活者支援給付金の支給と合わせて実施をすることにより、低所得者に配慮しつつ原則的に本則に戻すとともに、急激な負担増となる者については、きめ細やかな激変緩和措置を講ずると言っておりますので、低所得者の高齢者が大半を占めるという実態も考慮した上で、後期高齢者医療の面だけでなく、広くほかの部分も検討した結果の結論が出るのではないかと考えておりますが、要望につきましては、高知県、本市とも非常に深刻な状況でありますので、今後、後期高齢者連合との協議の機会もございますので、そういうところで話もしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 6番、濱田百合子君。

○6番（濱田百合子君） 課長がご答弁いただいたように、本当に厳しい実態が浮き彫りになっている現状があります。広域連合に直接、香美市では議員はいないと思うんですけども、やはり年に何回か会議もされているとお聞きいたしました。ぜひ要望して欲しいと思います。他県のほうではそれも積極的にされておりまして、広域連合の中でも多くのそういう声を、発言を上げて抑えていこうというような動きがあるようですので、そのほうにお願いをしたいと思います。

それでは、次の項目に移ります。

次に、健診についての質問をいたします。

後期高齢者医療の健診料が平成26年度から無料になっています。40歳から74歳までの特定健診と同じく、生活習慣病の早期発見と早期治療で重症化をするのを防ぐと

いうことが必要です。

本市のデータヘルス計画を見ますと、昨年の高齢化率が37.3%、10年後の平成37年には40.2%に上昇する見通しで、平均寿命と健康寿命を比べると、その差は男性の場合約14年、女性の場合19年です。健康問題を抱えた状態で生活をしていることがわかります。女性は平均寿命・健康寿命とも県内の市町村で最下位という結果がありました。そして、特定健診を受診している方が受診していない方より医療費が25%も少なくなっています。特定健診の受診が生活習慣病の重症化予防につながっていることがわかります。健康寿命を延ばし、高齢になっても住みなれた地域で安心して暮らせるために、高齢者を年齢で区別せず、ひとしく健診を受けられるようにすることが必要ではないかと思い、順次質問をいたします。

①です。

平成26年度、平成27年度、受診券を送付した対象者数と受診者数とその割合について伺います。

○議長（石川彰宏君） 市民保険課長、高橋由美君。

○市民保険課長（高橋由美君） お答えいたします。

平成26年度の受診券の発送数は1,104人で、受診者数247人、受診率22.37%、平成27年度の受診券発送数は1,087人で、受診者数275人、受診率25.3%となっています。

○議長（石川彰宏君） 6番、濱田百合子君。

○6番（濱田百合子君） それでは、その受診状況より見解を伺います。

○議長（石川彰宏君） 市民保険課長、高橋由美君。

○市民保険課長（高橋由美君） 後期高齢者の健康診査につきましては、平成20年度の制度開始以来、国庫補助の対象外となっています。長期の入院該当者、施設等の入所者、事業主健診の受診者に加え、広域連合では、生活習慣病で治療中の方を除外対象としてきました。というのは、後期高齢者につきましては健康診査は重要ですが、健康診査の目的であります生活習慣病の早期発見につながっても、生活習慣を改善することにより疾病を予防することが困難な場合が多いため、QOLの確保と申しますか自分の今の生活に満足をして、生きがいを保つことが重要と考えてきたためであります。そのため除外対象者が多く、受診者も少ない状況となってきておりました。

しかし、今年度より対象者の基準の見直しがされまして、生活習慣病で受診中の方も健診を希望される方につきましては健診を受けていただき、疾病の重症化を防いでいく方針と変更となりましたので、今後は対象者も受診者も増加するのではないかと考えております。

○議長（石川彰宏君） 濱田百合子君。

○6番（濱田百合子君） 平成26年度と平成27年度は、生活習慣病で治療されている方にはもちろん受診券の送付はなかった。今年からということをおっしゃいました

けれども。

それでは平成26年度、平成27年度の受診状況を見たときに、課長はQOLを生きがいをつくる、生きがいを持って生活することが後期高齢者には大事だということで、生活習慣を今さら改善というようなことに力を入れるよりもというふうなことをおっしゃったと思うんですけれども、やはり生活習慣病で治療されていない方に平成26年度、平成27年度は送っているわけですよね。そうしたときに、受診状況を見ますと、22.37%、25.3%、少しは伸びていますがけれども、何か市として啓発といいますか、何かされたんでしょうか。

○議長（石川彰宏君） 市民保険課長、高橋由美君。

○市民保険課長（高橋由美君） 済みません。平成26年、平成27年の受診の増加のご質問でよろしいでしょうか。

○6番（濱田百合子君） この平成26年度、平成27年度の数をお聞きしましたので、それについての健診への啓発をすべきではないかということです。結局受診をされていない方に送っているわけですので、ということは、そういう方の健診率をアップさせるということは大事なのかなと思いますので、その辺の啓発についてお伺いをします。

○議長（石川彰宏君） 市民保険課長、高橋由美君。

○市民保険課長（高橋由美君） 啓発につきましては、いろいろパンフレット、チラシ等を同封をしたりして、今までは受診をされている方には送られてきておりましたけど、受診をされていない方につきましては、そういうパンフレット等もなかなかお手元に届いていない状況でありましたので、いろんな場面を通じて、後期高齢者のほうも新聞等に載せたりとかいうことで、全体的な啓発をしてきたということでございます。

③の質問の答えにもあれですけれども、今年度からそういう状況ということもありますので、市としてもひとつ文章を入れるとか、広報で詳しい変更点を説明するとか、いろんな工夫をしていくようにしております。今までは積極的にというようなところとはちょっとあれでしたので、受診率が伸びているのはご本人の健康意識の高まりと申しますか、そういうことではなかったかと思われま。

○議長（石川彰宏君） 6番、濱田百合子君。

○6番（濱田百合子君） やはり啓発をすることによって、健康意識を高めるということが大事かなと思うところです。

それでは健診の方法ですけれども、このように22.37%、25.3%とデータが出てますけれども、この健診を個別健診だけとなっていると思うんですけれども、ほかの市町村を調べましたら、集団健診、集団巡回健診ですよね、それも特定健診者だけじゃなくて後期高齢の場合も集団健診もされておまして、結構集団健診での受診者はふえているんです。本市が個別健診だけとなっているように思いますけれども、その辺はどうしてでしょうか、その状況をお聞かせください。

○議長（石川彰宏君） 市民保険課長、高橋由美君。

○市民保険課長（高橋由美君）　　うちは個別健診、医療機関の受診のみとなっております。と申しますのが、集団健診の部分につきまして、なかなか場所、時間、手が回らないというところはございます。というのも、総合保健協会さんのほうに健診等を依頼してまして、なかなか日数等も確保が難しいということと、それから、やはり高齢者につきましては、ふだんから受診の機会が多いというか、かかりつけ医さんがいらっしゃったり、それから、いろんな他の病気で行きつけの病院等があるということで、ご相談もしやすいというようなところもあり、今、個別健診ということの対応とさせていただきます。

○議長（石川彰宏君）　　6番、濱田百合子君。

○6番（濱田百合子君）　　他の市町村も総合保健協会から来てくださっているのは同じ状況ではないかなと思うのですがですけれども。例えば、南国市のほうでしたら、個別健診が、これはおととの平成26年度の健診の状況なんですけれども、南国市は個別健診で105人、集団健診の場合は170人というふうになっておりまして、四万十市も個別が95人、集団の場合が221人というふうに、やっぱり集団健診のほうが受けやすい、対象者にとっては受けやすい状況ではないのかなと思うところです。確かに75歳以上ですと、どっかの医療機関にかかっていると、医療機関もすぐ行ける状況であるというふうなことはそうかもしれませんけども、やはり健診となると、ふだんのぐあいが悪くて診てもらうのとまたちょっと違うと思うので、特定健診で家族の者が受けていたら、後期高齢になっても一緒に受けてみようかと、集団健診だったら気軽に行けるといような方もいらっしゃると思うんですけれども、その点、今後また、先ほど課長がおっしゃいました生活習慣病でも、通院中でも希望すれば受診券が今年から発行できるとおっしゃいましたけれども、そういうふうにもなると、その機会が多いほうがいいのかと思いますけれど、その集団健診も今後検討するというようなことにはなりませんでしょうか。

○議長（石川彰宏君）　　市民保険課長、高橋由美君。

○市民保険課長（高橋由美君）　　今後につきましては、場所の問題とか人の確保の問題であるとか、いろんな条件がそろう場合にはそういう方法も考えていきたいとは思いますが。今ネックになっているようなところが改善ができれば、そういう方法も考えていきたいというふうには考えております。

○議長（石川彰宏君）　　6番、濱田百合子君。

○6番（濱田百合子君）　　③に移ります。

この③の項目については、課長が先ほどおっしゃっていただきました、今年から生活習慣病で、通院中でも希望すれば受診券の発行ができるようになったということですが、まだこれからですのでわからないかもしれませんが、本市として周知をどのようにされる予定がありますでしょうか。広域連合としては新聞等に掲載するというようなこともあろうかと思っておりますけれども。

○議長（石川彰宏君） 市民保険課長、高橋由美君。

○市民保険課長（高橋由美君） 周知の方法につきましては、平成28年度の今回の基準の見直しによりまして、健診を受診した方には翌年度以降は生活習慣病で治療中であっても、その手前に済みません。本年度からの受診券の一斉発送でございますけれども、受診券の一斉発送の対象者は、前年度中に75歳になった方全員と生活習慣病で受診をされていない方となっておりますが、治療中の方でも今年度からお申し込みをされた方は、随時に受診券が発行できるように変更となりました。この平成28年度の基準の見直しによって、健診を今年度受診された方につきましては、翌年度以降は生活習慣病で治療中であっても、受診券の一斉発送の対象になります。

こういうことの周知の方法としまして、高知県後期高齢者医療広域連合のほうから、6月5日の高知新聞に記事を掲載をしております。それと、本市では、7月から毎月新たに後期高齢者医療保険の該当になられた方に送付をします保険証と一緒に、特定健診の案内文書を同封をいたします。それと、8月号の広報香美に特定健診の受診券の変更点等々の周知について、詳しい内容の広報の記事を掲載する予定としております。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 6番、濱田百合子君。

○6番（濱田百合子君） 次の④に移ります。

健診の内容について伺いますが、特定健診では、必要があれば心電図、貧血検査、眼底検査を実施しています。75歳以上になっても継続して行うべきではないでしょうか、伺います。

○議長（石川彰宏君） 市民保険課長、高橋由美君。

○市民保険課長（高橋由美君） お答えいたします。

特定健診は75歳になるまでですが、医療機関において最近の検査結果が明らかで、再度検査を実施する必要がないと判断される者、または現に高血圧、心臓病、糖尿病、脂質異常症の疾患により医療機関において管理されている者については、基本的にこの詳細項目を実施する必要がないとされております。特に、また医師が個別に必要と判断した場合のみ実施をすると、75歳までもそういうことになっております。75歳以上の後期高齢者の健康検査につきましては、うちが個別健診ということでございますので、医療機関での健康診査において医師が必要と判断される方については、もう健診ではなく医療として早期に受診につなげていただくことが、疾病の重症化の予防にもつながるのではないかと考えておりますので、特定健診で詳細項目である貧血、心電図、眼底検査の実施は行うことは考えてはおりませんし、現在も実施をしております。

○議長（石川彰宏君） 6番、濱田百合子君。

○6番（濱田百合子君） 本市の場合は個別健診をしているので、健診のときに医師が必要であれば、もう健診ではなくてすぐに治療ができるように受診をするということをお聞きしたと思うんですけれども。やはり75歳で区切るってということに対してどう

なのかなという気がいたします。75歳以上でも元気な方はたくさんいらっしゃいますし、そういう意味で私が集団健診もしたらどうかと提案をしたわけでございます。本市の場合、個別健診でこの健診をしているということですが、やはり健診の中に心電図、貧血検査、眼底検査を入れることによって、その治療はしなくても、その検査をして、もうちょっと専門に診てもらったほうがいいよというアドバイスを医者からもらえるわけですね。その枠の中はやはり無料で、健診としてしていくべきじゃないかと思えます。特定健診の場合には、医者が判断すればこういう検査が無料でできるわけです。それが75歳以上になってそうではないという理由はないと思うんですけれども、ほかの病院を受診している方が後期高齢の場合は確かに多いです。けれども、それだからこそ、それは当たり前のことですよね、高齢になれば病気は皆さん1つや2つ必ず持っていますし、ぐあいの悪いときには病院に行っているわけです。けど、健診というのは、やはりお金があるなしにかかわらずみんなが平等に受けられるわけで、そして、貧血検査とかこの3つの項目につきましても、やっぱり75歳以上でも平等に自己負担なしで受けられるということが、一番求められるんじゃないかと思えます。実際、低所得で保険料もままならず、日々の食費を切り詰めてやっている方もいらっしゃいますし、健診はもう75歳で区切らずにということがやっぱり原点ではないかというふうに思いますけれども、再度見解をお伺いします。

○議長（石川彰宏君） 市民保険課長、高橋由美君。

○市民保険課長（高橋由美君） この詳細項目につきましては、後期高齢者医療制度の開始の際に、県の医師会、市の医師会、連合会、県などで構成する特定健康診査の実施検討会ということで、高知県の方針として、お医者さんも含めた中で決まっております。そういう考え方の中に先ほど香美市としては個別健診ということでお返事をしましたが、そういう医師の判断のもとによって、こういう詳細項目ということの特定健診の中に追加項目として入っていない、入れていないという現状があるので、やはりそういう医療的なことははっきり言うことはできませんけれども、この審査の中で医師会も入って検討してきた結果であると思えます。今後、そういう広域連合の中でまたこういう見直しが順次されてきた場合には、やはり取り組んでいきたいとは考えておりますが、今のところはその見解が変わっておりませんので、後期高齢者の追加項目がないという状況と同じように足並みをそろえて、香美市としては行く方向で考えております。

○議長（石川彰宏君） 6番、濱田百合子君。

○6番（濱田百合子君） 高知県の広域連合での医師会の方含めての県の方針でそれをしているということ、専門家がいての話の中でそうなったということですが、四国において愛媛県と香川県とかは、同じように3項目の検査項目を入れているわけですね、自己負担なしでできるというふうに明記されて、医師の診断によれば健診としてやれるというふうに他県でなっているところはたくさんあります。ぜひ、広域連合のほう

にまたそういう声も上げていってもらいたいと思うところです。

⑤に移ります。

健診項目の中で市が単独で行っているものがありますでしょうか。

○議長（石川彰宏君） 市民保険課長、高橋由美君。

○市民保険課長（高橋由美君） 現在のところ、市単独の追加項目はございません。

○議長（石川彰宏君） 6番、濱田百合子君。

○6番（濱田百合子君） それでは、⑥に行きます。

今後、健診項目がふえるような予定はありますでしょうか。また、貧血の検査を追加することを提案したいのですが、いかがでしょうか。

○議長（石川彰宏君） 市民保険課長、高橋由美君。

○市民保険課長（高橋由美君） 健診項目につきましては、厚生労働省令による特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準に基づく健診内容表のとおりで実施をしており、現在、健診項目がふえる予定はないのですが、先ほど濱田議員が申されました香川県とか愛媛県とかで追加項目をやっておいでるといような話もございましたので、またこういう追加項目を広域連合としてどうするかというようなことを、広域連合との話の中でも提案をしてみたいと思っております。

○議長（石川彰宏君） 6番、濱田百合子君。

○6番（濱田百合子君） 課長から広域連合のほうに提案をということで前向きなお返事をいただきましたけれども、私は貧血の検査については、やはり高齢者になりますと、体がちょっとしんどくて疲れやすくても、イコール貧血がないという自己判断がなかなか難しいということがあります。消化管の出血なんかは悪性腫瘍になる可能性もありますし、高齢者の貧血では非常に重要なことだと言われております。貧血を見逃さないためには、やはり便検査と血液検査の値が大事でして、便検査のほうは大腸がん検診とかやっていますので、そちらのほうで対処できると思うんですけれども、やはり血液検査の中での貧血の項目、3項目ぐらいあると思うんですけれども、これをぜひ広域連合、市町村と協議して検査項目に入れてほしいと思いますし、もし広域連合がしなくても、先ほど市が単独の負担で行っているものがないということでしたけれども、市単独でも貧血の3項目についてすべきではないかと思いますが、その辺の見解を伺います。

○議長（石川彰宏君） 市民保険課長、高橋由美君。

○市民保険課長（高橋由美君） 先ほど申しました広域連合とともに同じような形で動きたいというところはございますが、市単独ということにつきましては、県のほうでもいろんな血清のクレアチニンとか尿酸とか、その時々患者数というか、予防のために必要なものの追加項目は挙げてきておりますので、貧血につきましても、重要性とかいうことをまた一度は検討してみたいというふうには考えておりますが、大基本としては広域連合とともに同じ歩みをしたいというところには変わりがないところですので、また、広域連合のほうにも議員さんの提案のほうをつないで、そういう方向に動ける

ように話をしていきたいというふうに考えております。

○議長（石川彰宏君） 6番、濱田百合子君。

○6番（濱田百合子君） やはり高齢になれば医療費がかかることは本当に避けられません。お金の心配なく安心して医療が受けられるような医療制度が必要ですし、やはり幾つになっても、何歳になっても早期発見、早期治療でその人の生活の質を落とさないような支援をしていくことが重要だと思いますので、やはり市としてもその辺にご尽力をいただきたいと思いますが、そういうことを求めまして質問を終わります。

次の項目に移ります。

大宮小学校の児童クラブについて、質問をいたします。

大宮小学校の児童クラブは、平成28年度応募者が76人と例年以上となりました。この件につきましては3月議会でも同僚議員が質問をいたしましたけれども、少し重複するかと思いますが、質問をさせていただきます。

この待機児童が出たことに対しましては、50人を超えることがないだろうという計画で、建設に至ったというご答弁でした。対処方法として検討した結果、応募のあった家庭にアンケート調査を実施した上で調整をしたと、そして50人になったという答弁もございました。実際は9割の利用になっているから、平日は39名から43名程度になる見込みであるというご答弁でした。施設の児童1人当たりの面積も現状では常時39名は可能ということで、応募がふえた原因については、潜在的に需要があったのではないかというようなご答弁はいただいております。

その後、今日までの間にいろいろご相談を受けることになりまして、1年生の保護者からご相談がありました。児童クラブに行っている子どもさんですけれども、その子どもさんの親御さんですけれども、その子どもさんがゆっくりできない、きょうは行かないと言っているという声を聞きますと。また、児童クラブに行けなかった子どもの保護者からは、学校で5時半ぐらいまではってそういうのは聞いていないし、いていいかどうかわからないと。また、あったかふれあいセンター、これは社会福祉協議会がしますけれども、そちらのほうに通っているというような声も聞きました。

このような地域の保護者の声を聞く中で、やはり児童クラブに行けなかった子どものいる家庭、また児童クラブに行けていても、子どもからそういう話があるという現状を考えたときに、子どもたちの放課後、児童クラブでの過ごし方、その辺が本当に子どもにとって安心・安全な場所、居心地のいい場所になっているかということについてのこともありまして、その認識と対応についてお伺いをしたいと思います。

①です。

香美市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の第8条第2項では、専用区画の面積を明記しています。「児童1人につきおおむね1.65平方メートル以上でなければならない。」とあります。84平方メートルなら51名確保は可能だという前回のご答弁でした。それは最低限のもので、実際はそこで子どもたちが活

動するためには、それ以上やはり要るのではないのでしょうか。第2条の最低基準の目的等の第2項には、「市は、最低基準を常に向上させるように努めるものとする。」とあります。保護者が子どもから聞いた情報を又聞きなんですけれども聞きましたが、宿題をして終わる時間はまちまち、1部屋だから終わって遊んでいる子どもたちの声や動きが騒がしくてゆっくりできない。前のところは2部屋があったきよかったというような話だったそうです。第8条第1項には、「遊び及び生活の場としての機能並びに静養するための機能を備えた区画を設けるほか、支援の提供に必要な設備及び備品を備えなければならない。」とあります。学童保育の対象児童は6年生まで引き上げられています。どの年齢の子どもたちがいても遊びや生活の場としての機能を十分に果たすことができる広さが要るのではないのでしょうか。国の基準は児童1人当たり1.65平方メートル以上とあります。本市の条例を見ても、これは同僚議員も3月議会でも質問をされていますけれども、やはり現状に合っていないのではないかと思います。見解をお尋ねいたします。

○議長（石川彰宏君） 教育振興課長、横山和彦君。

○教育振興課長（横山和彦君） お答えいたします。

基準で示されているところの児童の数からしますと、面積基準は満たしていると考えております。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 6番、濱田百合子君。

○6番（濱田百合子君） 児童の数からいうと基準は満たしていると、あくまでも基準ですよ。でも、これはもう最低基準だと思うんですよ、1.65平方メートル以上というのは。実際1年生から6年生までが対象になったということは、それぞれの子どもたちのやはり発達年齢に応じたスペースっていうのがあるわけですよ、遊びも違うし、宿題の内容ももちろん違うと思いますけれども。やはりその辺で基準を上げていくということが必要ではないのでしょうか。実際、児童クラブのほうを回って、その状況を把握されていけば、その辺の現状がこれに合っていないのではないかとということがわかると思うんですけれども。私が調べました全国学童保育連絡協議会が昨年度実施しました学童保育の実施状況調査、これは全国の学童で調査している結果ですけれども、これによりますと、今の国基準では子どもの生活する環境としては狭過ぎることが挙げられています。提言によりますと、1人につき最低でも1.98平方メートル以上が必要ではないかという提言に至っております。このようなことも参考にされて、現状が基準どおりだからいいというのではなくて、もう少し実際の子どもの生活環境を見据えた上での方向を見出してもらいたいと思いますが、その辺の見解をお伺いします。

○議長（石川彰宏君） 教育振興課長、横山和彦君。

○教育振興課長（横山和彦君） お答えいたします。

先ほども申しましたが、一応児童の数からしますと、おおむね1.65平方メートル

以上というのは満たしておるところでございますけれども、今おっしゃられたように1.98平方メートル以上とかいう数字、その施設の面積の改善、面積以外についても改善できるところは常に改善を心がけていきたいと考えております。平成27年度の平均の利用人数というのは35名ということで、一定のゆとりはもっておりますけれども、今後の児童の数であるとか、そういった学習の状況とかも鑑みながら、常に改善は心がけていきたいと考えております。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 6番、濱田百合子君。

○6番（濱田百合子君） ②に移ります。

児童クラブに行けなかった児童の放課後の居場所は、安心・安全でしょうか。家族に無理な負担がかかっているのではないのでしょうか。昨年まで入れていた児童が今年はいれなかったとお聞きしました。1年生が多く1年生を優先的に入れたということですがけれども、3年生以上であっても要望があれば受け入れることが必要ではないのでしょうか。

また、学校では、5時半ごろまで待たせてもらうことになっているというご答弁でしたけれども、バスの時間までということになるかと思いますが、また、学校にも親が迎えにくることが原則だと思います。そうしますと、仕事をしている保護者が迎えに来れる時間ではないのじゃないかと思いますが、その現状をどのように認識をしているか、お伺いいたします。

○議長（石川彰宏君） 教育振興課長、横山和彦君。

○教育振興課長（横山和彦君） 児童クラブに行けなかったといいますか、児童の放課後の居場所ということでございますが。

学校にいてもいいのかわからないというお話も前段ございましたけれども、基本的に最終下校の時刻までは学校内にいてもよいということになっております。もちろん早く帰宅する児童もおりますし、最終下校まで学校にいる児童、遠距離通学でバスを待っている児童とか、中には学習塾等に行く児童もおるようでございます。基本的には安全な場所にいるものと考えております。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 6番、濱田百合子君。

○6番（濱田百合子君） 学校の中にいたら基本的には安全だというのは理解できますけれども、果たして児童クラブに行けなかった子どもたちが学校にいて、それで、その後、児童クラブは6時半ぐらいまでいることができると思うんですけれども、やはり学校は5時半になります。やはりその後親が迎えに学校まで来ないといけませんので、そのあたり、やはり仕事をしている者にとっては、なかなかその時間に迎えに行っているのかどうか、その辺のことを今後調査をするなり、行けていなかった子どもたちの現状がどうなのかということ調査するというのも必要ではないでしょうか。

○議長（石川彰宏君） 教育振興課長、横山和彦君。

○教育振興課長（横山和彦君） お答えいたします。

先ほどあったかふれあいセンターに行っている子どもさんもいらっしゃるということをお聞きしましたけれども、あったかふれあいセンターにつきましても、放課後の児童の居場所としての機能を有しておりますので、そちらの利用をしていただくことも結構だと思いますし、先ほども申しましたけれども、平成27年度の平均の利用人数が35人ということでございますので、一定のゆとりは常にあります。申し込みさえしておいていただければ、絶対に利用できないということはありませんので、どうしてもという場合には、積極的に利用いただいたらいいのではないかと思います。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 6番、濱田百合子君。

○6番（濱田百合子君） 35人の利用ということですが、これはやっぱり当初76人入りたいという要望があったわけです。それで、アンケート調査をした結果、保護者会のほうで決めてこういう形になっているわけです。ということはやっぱり、もともとは入らせたいという家庭が多いってところを、もう少し見ていくべきじゃないかなというふうに思います。アンケート調査がきたので、ちょっともうお兄ちゃんもおるし我慢しようか、お兄ちゃんが行かなかつたら下の子どもも何とかしようと、親もやっぱり、じゃあ迎えを誰が行くというふうに、すごい苦労されているわけです。その辺の本当に、子どもたちが安心しておれる場所として児童クラブを位置づける、本当に発達段階においた子どもたちが、学校から出て児童クラブに行ったらほっとする、そういう場所でなければならぬと思います、児童クラブは。だからそういう意味でも、やはり現状を再度調査するなり、考えていってもらいたいなというふうな思いはあります。そこで、③に移ります。

地域の実情に応じた子育てサービスを充実させるために、やはり今35人だから基準に合っているのか、このスペースだから大丈夫だということではなくて、今後、本当にこれでいいのかということの中での調査、そして、それによっては児童クラブの拡張や増設も含めて何らかの対応が必要ではないかと思っておりますけれども、そのあたりの認識はいかがでしょうか。

○議長（石川彰宏君） 教育振興課長、横山和彦君。

○教育振興課長（横山和彦君） 放課後児童健全育成事業としまして、放課後児童クラブの事業はもとより、放課後子ども教室推進事業とか、放課後等学習支援事業も実施しております。大宮小学校におきましても、平成27年度より放課後等学習支援事業を開始して、本年度はさらに拡充する計画となっております。児童クラブの拡張、増設等につきましても、利用者数の状況や学校などの距離なども考慮して、随時計画していきたいと考えております。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 6番、濱田百合子君。

○6番（濱田百合子君） 学校の中での放課後等学習支援とか、放課後子ども教室、今後またふえていくかもしれませんが、それは文科省がそういうことで、子どもたちの放課後に学習支援が必要やということ、そして、その居場所も要るし、子ども教室ですので、そういったもとの親の就労に関係なく、子どもたちが自由に参加できるということでは非常にいいことだと思うんです。けども、実際、児童クラブの目的とはまた違いますよね。

（教育振興課長、横山和彦君、自席にてうなずく）

○6番（濱田百合子君） 児童クラブと放課後子ども教室とは、また目的が違うと思うんですけれども。やはり、児童クラブには学校から帰ってきて、子どもたちがただいまと、家と同じようなただいまと帰ってきて、そして、指導員さんがおかえりと、そういうような生活の場であるということ、そして、子どもの発達を継続的に見ていけると、そういう指導員さんとの間の中で子どもの成長が育まれている、そういう場所なわけです。なので、放課後子ども教室とかというのとはまた違って来るんです、意味合いが。だから、そういう場所だからこそ預けたい親がいるんだと思います。今後調査も、3月議会ではご答弁がありましたが、状況を調査して今後の計画に反映していくということはおっしゃっていましたが、その方向で反映をさせていただくという方向で理解していいでしょうか。

○議長（石川彰宏君） 教育振興課長、横山和彦君。

○教育振興課長（横山和彦君） 指導者や保護者、役員等の声も聞きながら、改善すべき点は改善していきたいと考えております。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 6番、濱田百合子君。

○6番（濱田百合子君） 国として児童クラブの基準を省令で定めて、それに基づいて市町村が条例で基準を決めました。対象児童も新制度ではおおむね10歳未満から小学校の6年生までに引き上げられました。支援の単位を構成する児童の数はおおむね40人以下、40人以下に指導員2人以上というふうになっております。やはり条例に基づき、必要としている家庭が利用できるように、安心して利用できるように、市としてもたびたび情報の収集とか、こちらからの提供もそうですけども、指導員も大変ですので、助言をするなり、そういうことを行っていってもらうことを私のほうから求めたいと思います。

以上で私の質問を終わります。

○議長（石川彰宏君） 濱田百合子君の質問は終わりました。

次に、11番、門脇二三夫君。

○11番（門脇二三夫君） 議長の許しを得ましたので質問をさせていただきます。質問方式は総括でやらせていただきます。

2点ほどお聞きをしたいのですが、まず、市道・農道・林道の定期的な点検ができな

いかということでお伺いをいたします。

私の住む物部町神池槍水にある林道の側溝が土砂で埋まっていると住民の方から連絡を受けましたので、現地を確認をいたしました。そして、その土砂の取り除き作業について物部森林組合に依頼をしたところであります。本来なら自治会長をしている私が見回るべきかもしれませんが、神池は物部町内でも広い地域であること、昭和35年に500名以上いた人口が現在では40名台となって、集落内に目が届きにくくなっています。特に先ほど申しました槍水は、私が子どものころは15戸以上の人家があったのですが、現在は1戸もありません。そういうこともあって、何か変わったことがあれば私に連絡をいただくように集落の方をお願いをしているところであります。

30年ほど前に槍水では大雨のとき、降った雨が1カ所に集まって地中に流入し、消防団員の方が監視活動を行っています。その流入した水は、通称西ノ岡川の水源に噴き出して、現在では三面張りの砂防堰堤となっています。また、東にある土居の奥と言われる谷は大部分が砂防堰堤で、その上部にある水田と畑は一昨年だと記憶していますが、地割れを起こして段差が発生しています。私の住む集落の背後にある高板山は、1,427メートルあるにもかかわらず、大きな谷がないことなどから、伏流水となって集落の下を流れているのではないかと考えています。

こうしたこともあって、物部森林組合の作業計画を変更いただき、砂の取り除きをしていただいたところであります。5月16日に開催された物部町自治会長会でも、複数の自治会から路肩の危険性についての発言がありました。さきにも言いましたが、山間地域の集落では、過疎・高齢化から集落内に目が届かなくなっています。また、地域によっては、鹿によって樹林下の草木が食べられ裸地化し、大雨が降れば山腹が突然崩落し、通行不能となるなどが発生しています。

こうしたことから、市道・農道・林道の危険箇所をチェックできるような体制がとれないかお伺いをいたします。

2点目です。

森林や木の持つ効果をPRしてはということですが、①の森林の持つ効果、森林総合研究所では、森林の持つリラックス度について調査を行っており、ホルモン「コルチゾール」の減少やナチュラルキラー細胞が活性化するなどが確認をされています。そして、森林面積とがんの死亡率の関連性を林野庁、厚生労働省の統計データから解析をしています。森林率が84%の本県は乳がんの標準化死亡比、平均値100に対して79と低くなっていますが、森林率36%の東京都は132%、また、前立腺がんによる死亡率は森林率75%の徳島県では69に対し、東京都は109と大きな差が見られます。ただ、がんの種類や性別、統計数値にばらつきがあるため、死亡比に大きな影響を与える喫煙率と医療や経済などの地域格差を調整する人間開発指数という通常の統計で補正したところ、森林率ががんの死亡率に及ぼす影響度、相関係数1で寄与度100%は、乳がんで0.3、子宮がんで0.29、前立腺がんで0.35と3割の有意性

があると。逆に言いますと、森林によってがんの発生率は3割少なくなるということがあります。

樹木が放出する揮発成分のフィトンチッド、ロシア語で植物が殺すという意味のようですが、人間の免疫力を高める効果が実証されているところから、森林の多い本市でも森林の持つ効果についてもっとPRすべきと考えますが、所見についてお伺いをいたします。

次いで、②ですが、本市の木材の持つ特徴を生かせということでお伺いをいたします。

前段で申し上げましたが、森林、木材はナチュラルキラー細胞を活性化するとされています。現在、日本にある樹種でフィトンチッドが高いもの、すなわち消臭、脱臭、抗菌、防虫効果のある揮発性物質を多く含むものと理解していただければと思いますが、乾燥葉100グラム中濃度で、トドマツが8ミリリットル、次いで、シキミ4ミリリットル強、ヒノキ4ミリリットル、杉3ミリリットル、アスナロ、クスノキで2.0ミリリットル強となっており、この成分は雨上がりの午前中に多く発生するとされています。

以前、四国山の日に講演をいただいた大阪府在住の北山さんが興味深い提示があり、それは現在、建築用材として使用されている外国産材はシロアリの被害を受けやすいというものでありました。このことは、四季があって多種多様な病気や虫を防ぐために、自主防衛として木が発生していると考えられます。特に降雨量の多い高知県、和歌山県、三重県、奈良県、秋田県などの材はこのことが言えるのではと、ある公的機関の方にこの内容を投げかけてみました。すると、「それは言えます。高知県でも大正町を中心としたヒノキの赤味、魚梁瀬から本山にかけての杉はその最たるものです」という答えでありました。

現在、本市でも市産材の活用を進めていますが、前述のように本市も杉の優良産地として認められていますので、もっとその効果についてPRしてはどうかというふうに考えているところですが、その考え方についてお伺いをいたします。

以上で1回目の質問を終わります。

○議長（石川彰宏君） 建設課長、井上雅之君。

○建設課長（井上雅之君） 門脇二三夫議員からの1番の市道・農道・林道の定期的な点検をということにお答えいたします。

1級、2級の市道につきましては、平成25年度から国からの交付金事業にて道路ストック点検（橋梁、トンネル、舗装、その他路側や山留の構造物などの点検）を行っています。ただし、市道の大部分を占めますその他の市道及び農道、林道等については、国からの交付金もなく対応に苦慮しております。なお、橋梁、トンネルなどの重要施設、全ての道路につきましては、定期点検要領に基づく点検を実施し、あわせて長寿命化修繕計画を立て予防保全を行っています。

また、香北・物部地区におきましては、維持修繕管理につきまして定期の点検や緊急

時の対応を業者等に委託しております。ただ、広いもので路線もあるもので主要路線を決めており、全ての路線についての対応はできておりません。そのことにつきまして大変ご迷惑をかけています。

また、山田地区では、職員において1、2級及び重要路線のみとなりますが、路線のパトロールを年四、五回行っております。それも全ての路線についての対応はできておりません。

そのため、地域の方々には大変ご迷惑をおかけしておりますが、地域からの情報提供がスムーズな現地対応となることから、可能な範囲でのご協力を今後もお願いをしたいと思いますと考えております。

また、限られた予算の中で効率的で効果的、また透明性の高い道路管理を進め、命の道を計画管理しスピード感を持ち、今以上、地域との連携、連絡を密として事業を進めていきたいと考えていますので、どうかよろしくお願い申し上げます。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 産業振興課長、佐々木寿幸君。

○産業振興課長（佐々木寿幸君） 門協議員の森林や木の持つ効果について、答弁させていただきます。

まず、①の森林の持つ効果ということで、がんとの関係ということですが、森が人間に与える効果として知られておりますのが、ご質問の中でもありましたようにフィトンチッドであったり、それに代表されるリラックス効果、そして、気分の和らぎや快適感、安心感、また、ナチュラルキラー細胞の増加による抗がんたんぱく質等の増加等が知られておるといところでございます。ストレス過多の現代人にとって、この森林活用による健康維持というのは広く周知されているといところで、森林浴等がこれに該当するものでございます。ただ、この森林医学につきましては、その臨床効果を科学することはまだほとんど行われていないというふうな状況でございまして、その意味では、出発点に位置したばかりの総合科学であると言われておるといところでございます。

ご質問の森林率とがん発生率の低下につきましても、何ら臨床結果を得たものではなく、まだまだ研究段階であるといことから、自治体が責任を持ってPRできるような現状ではないと考えておるといところでございます。

次に、②のフィトンチッドについてでございます。

例えば、入浴剤として木から発生する成分を使って多くの製品がつくられておるといことは、もう皆さんご周知のとおりでございます。また、おすし屋さんのケース内に置かれておりますサワラやヒノキの葉、この上にネタを置くと、これはフィトンチッドの鮮度の保持、殺菌・防腐効果を利用しているという身近な例として知られておるといところでございます。県東部の杉がフィトンチッドの発生率が非常に優秀というデータが、うちのほうにはございませんので調べましたけれども、そこら辺のPRというのは非常に難しいかなと思ふところでございます。

ただ、何度もお話をさせていただいておりますけれども、林業は現在まで長く低迷してきました。やっと光が当たり始めたところでございますのはこの数年前からでございます。この林業が、例えばストックヤードの開設であるとか、さまざまな森林整備であるとか、そういうふうな事業の継続には、まだ国の事業として今後まだまだ予断を許さないというふうな状況下にあると考えておるところでございます。

担当課といたしましては、まず、この本業であります間伐等の森林整備による林業の活性化、こちらにまずは軸足を置いて、事業を推進していきたいと考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（石川彰宏君） 11番、門脇二三夫君。

○11番（門脇二三夫君） 市道・農道・林道の定期的な点検をというのは、私のほうも課長のほうから発言がありましたように、大栃、楮佐古、神池の路線を点検をしました。これは開設がかなり古いものですからやったんですが、カーブミラーのポールから向こうの景色が見えるんですよ。これは支所のほうに言うて点検をしてもらいましたけれども、やっぱり課長が言われたように地域からも上げんといけません、やっぱりある程度交通量の多いとかいうところは、定期点検をやらしてもらえればうんとありがたいがなと。特に県道が通行どめになって、平井から神池、楮佐古に大量の車が出てきています。交通事故が発生せんかったらえいなあと見させてもろうたがですけど、非常に危険があるということで、できたらお金の問題やなくて人命にかかわる問題もありますので、できるだけえいき定期点検をしていただいたらというふうに思っていますので、それについてお答えをいただきたいのと。

それから、もう一つは、産業振興課の課長さんにお伺いをしたいのですが、数字的なものが少ないというふうに言われましたけれども、例えば、ヒノキは4ミリリットルあるというがですよ。昔はクスノキからしょうのうをとってましたよね。これ2ミリリットル強ながですよ。高知県の西部、幡多地域にはしょうのうの産地がありました、大方町、今の黒潮町を中心に。やっぱりそういう数値を調べれば出てくると思うがですよ。そのあたりをもうちょっと確認をしていただいて、PRをすべきやないかなというふうに思います。

以上で2回目の質問を終わります。

○議長（石川彰宏君） 建設課長、井上雅之君。

○建設課長（井上雅之君） 門脇二三夫議員からのご指摘があったとおりに思います。また、先ほど門脇二三夫議員におきましては、地区長も兼ねちゃうという中で、そのようなご意見はありがたいと思います。やはり地区からの先ほどからのそういう意見、お話を聞いて、その中でうちのほうでどのように対応ができるのか、やはり現地のほうでお話をし、現地を見、私たちが行って、すっとわからないことを地域の方に聞くということが一番大事だと思います。これからも現地のほうへ行っての対応をしていきたい

と思いますので、定期点検の中で急に危ないところ、ここをといてところがあれば追加したり、また、常時の点検でなくても何カ月に1回とか、また急なこと、現地が変わったところ何でも構いません、言っていただければ現地のほうに出向きますので、今後とも地域との連携は密にとっていきたいと思いますので、どうかよろしく願いいたします。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 産業振興課長、佐々木寿幸君。

○産業振興課長（佐々木寿幸君） お答えいたします。

その幡多地域のほうの件も言われましたけれども、うちの例えば林業でやっておりますこの木材の事業でございますけれども、他市町村との優劣を言うものではございません。ぜひ香美市の木材を使っていたきたいというふうな形でのPRでございますので、香美市に住んでいただきたい、やはり他市はこうで他町はこうなので、うちをこう優秀ですよというふうな形でのPRは、うちのほうとしては考えておりません。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 11番、門脇二三夫君。

○11番（門脇二三夫君） 以上で私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（石川彰宏君） 門脇二三夫君の質問が終わりました。

暫時休憩いたします。

（午前10時31分 休憩）

（午前10時45分 再開）

○議長（石川彰宏君） 正場に復します。

休憩前に引き続き会議を行います。

次に、8番、小松紀夫君。

○8番（小松紀夫君） 8番、自由クラブの小松紀夫でございます。議長の許可をいただきましたので、通告に沿いまして一問一答方式で質問をいたします。

本年3月末をもちまして、ホテルピースフルセレネと日ノ御子キャンプ場が休業をいたしました。地元香北町の住民からは、ホテルが閉まって火が消えたみたいで寂しい、まさに火が消えております。再開はできるのだろうかとの声を多数お聞きをいたしました。また、日ノ御子キャンプ場につきましては、年間6,000人を超える人々が訪れる県内でも有数のキャンプ場でございます。リピーターの方も多く、早期の再開をとの声が多数ございます。私自身もそう願ひ、今回この質問をさせていただきます。

昨年秋、国の許可法人であります地域経済活性化支援機構、いわゆるREVICでございますが、このREVICと四国銀行との間で高知県観光活性化ファンドが設立をされました。このファンドの設立目的はまず、物部川流域に点在をする複数の目玉観光施設をてこ入れし、魅力のある周遊観光地域にするとともに、組織的に発信、集客を行うことで、さらなる観光消費額等の増大を目指すとされております。また、その後高知

県及び四国銀行との間で締結をした高知県における観光による地域活性化に関する連携協定、これに基づきまして、高知県とも密に連携、協力を行いながら、物部川地域とさらにその周辺地域の連携も視野に入れ、観光特性を最大限に生かした観光周遊活性化モデルを実現することとされております。

ファンドは、その一環といたしまして平成27年度までホテルピースフルセレネと日ノ御子キャンプ場の指定管理者でございました、株式会社香北ふるさと公社の株式取得による民営化を本年1月に本市に対し提案をされたところでございます。その後、ファンド側で香北ふるさと公社の経営、財務、そして、株式関係の調査を実施中でございまして、近日中に方向性が示されると、そういうふうにかけているところでございます。順次お伺いをいたします。

今申し上げましたとおり、ファンドは物部川流域に点在する目玉観光施設のてこ入れの一環として、香北ふるさと公社の株式取得による民営化を提案してきたわけでございます。本市は、それを受けてファンド側の調査に応じているところでございます。この流れからいたしまして、ファンド側が株式の取得を判断をし株式取得の申し入れがあった場合には、本市はそれに応じることが必然な流れであると、そういうふうにとらえておられるところでございますし、また、この機会を逃がすべきではないとそのように考えますが、見解をお伺いいたします。

○議長（石川彰宏君） 産業振興課長、佐々木寿幸君。

○産業振興課長（佐々木寿幸君） 小松議員のホテルピースフルセレネのご質問の件でお答えいたします。

昨年の公募によりまして、指定管理者選定に至らなかったということを受けまして、本年1月8日、ファンド側からこのエリアの観光活性化を目的といたしまして、第三セクターの民営化、すなわち株式会社香北ふるさと公社の株式取得による民営化案が提案されたところでございます。

庁内で検討の結果、平成21年6月、総務省から示されております第三セクター等の抜本的改革の推進、これに沿うものでありまして、当市でも平成22年度から財団法人香美市開発公社、香美市土地開発公社、財団法人奥物部開発公社と順次、公社の精算廃止が議決いただいております。そういうことも踏まえまして、今回を絶好の機会と捉え、調査に向けた同意を市長にさせていただいたところでございます。

以上でございます。

○議長（石川彰宏君） 8番、小松紀夫君。

○8番（小松紀夫君） 調査に向けた同意ということでございますので、これは先ほど自分が質問をいたしましたファンド側から取得の判断をして、取得の申し入れがあった場合には、それに応じていくというふうな認識でよろしいでしょうか。

○議長（石川彰宏君） 産業振興課長、佐々木寿幸君。

○産業振興課長（佐々木寿幸君） 今回を絶好の機会と捉えておられるというところでござ

ございます。

○議長（石川彰宏君） 8番、小松紀夫君。

○8番（小松紀夫君） わかりました。

そこで、ではファンド側ですけれども、その経営内容、また財務、株式関係の調査というのは結構長期間に及んでおります。長期間に及んでいるということは、ファンド側は取得に前向きに検討しているのではないかというふうに私は受け取っております。そうでなければこんなに時間はかけない。ファンド側の感触というのはどういうものでしょうか、お答えできる範囲でお願いいたします。

○議長（石川彰宏君） 産業振興課長、佐々木寿幸君。

○産業振興課長（佐々木寿幸君） 数々の案件につきまして細部まで調査をいたしておりますところから、期間を要しているところでございますけれども、ファンド側といたしましても、前向きに捉えてやっていただいておりますという判断をしております。

○議長（石川彰宏君） 8番、小松紀夫君。

○8番（小松紀夫君） ファンド側も前向きでありますし、香美市といたしましても絶好の機会ということ为前提として、次の質問に移らせていただきます。

ファンドが香北ふるさと公社の株式を取得した場合には、現在休業しているホテル及びキャンプ場の指定管理者となり、てこ入れをするということが前提であるというふうに考えるのが普通であろうと思っております。

そこで、ホテル及びキャンプ場の指定管理契約の方向性について、お伺いをいたします。

○議長（石川彰宏君） 産業振興課長、佐々木寿幸君。

○産業振興課長（佐々木寿幸君） このファンド側により民営化された場合、香美市ピースフルセレネの設置及び管理に関する条例第6条によりまして、管理業務等に相当な知識、経験を有する法人として、公募によらない選定をすることも可能と考えておるところでございます。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 8番、小松紀夫君。

○8番（小松紀夫君） そしたら公募によらないということが選択肢に入っているということで、以前ホテルとキャンプ場はもう分離して指定管理の契約、公募をかけようかと、平成28年度の当初予算には日ノ御子キャンプ場の指定管理料が計上されておりますけれども、これは方向転換をするということによろしいでしょうか。

○議長（石川彰宏君） 産業振興課長、佐々木寿幸君。

○産業振興課長（佐々木寿幸君） そのような形になろうかと考えておるところでございます。

○議長（石川彰宏君） 8番、小松紀夫君。

○8番（小松紀夫君） 次に、ファンド側と指定管理契約を締結するに当たっての本

市の考え方についてお伺いをいたします。

まず、過去に香北ふるさと公社との間で行ってきた指定管理料の精算払い、これは見直す必要があると考えます。少し古い話になりますけれども、平成24年度の当初予算には、ホテルの指定管理料は計上されておりません。ということは、前年の平成23年度の精算においては指定管理料が発生しなかったと、すなわち赤字は出ていなかったということでございます。ところが、翌平成25年度の当初予算には指定管理料984万円が計上されております。これは前年度の精算をしてみたらそれだけの赤字が出たと、だから、その分を補填しますという指定管理料であろうと思っております。続いて、平成26年度には2,000万円、平成27年度には1,944万円の計上、その後にホテル経営から撤退と、こういうことでございます。このような赤字補填といえる指定管理料のあり方がこのホテル経営に対しての危機感というものを薄めることにつながったのではないかと、そういう部分もあるのではないかと感じるところでございます。今後の指定管理料のあり方について、お伺いをいたします。

○議長（石川彰宏君） 産業振興課長、佐々木寿幸君。

○産業振興課長（佐々木寿幸君） 例えばべふ峡温泉と同様に、債務負担を含めました年額での指定管理契約というような形を考えておるところでございます。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 8番、小松紀夫君。

○8番（小松紀夫君） わかりました。それでは、次に移ります。

私の認識では、ホテルピースフルセレネはアンパンマンミュージアムの隣のホテルとして、お客様に満足していただけるようにというような方針のもと運営をされてきたものと思っております。ご存じのとおり、アンパンマンミュージアムは毎週火曜日が定休日でございますが、何も隣のホテルであるからといって同じように火曜日を定休日にする必要はないし、理由もないとそのように思います。ファンドは物部川流域を魅力ある周遊観光地域にすることを目指しております。周遊観光となりますと、どこかで1泊をして物部川流域を観光するようなことになるんだらうかというふうな想像をします。そんなとき、火曜日が定休日ですなんてことではお話になりませんし、第一、ホテルに定休日はないのが普通ではないでしょうか。見直すべきと考えますが、見解をお伺いします。

○議長（石川彰宏君） 産業振興課長、佐々木寿幸君。

○産業振興課長（佐々木寿幸君） 昨年の公募時にもお示しさせていただいたところでございますけれども、ご質問の方向で、当然定休日はないものという形になると考えておるところでございます。

○議長（石川彰宏君） 8番、小松紀夫君。

○8番（小松紀夫君） 次の質問です。

このたび、このホテルピースフルセレネが休業に至ったその経緯と要因、このことを

指定管理者、新たな指定管理者といってもよろしいですが、それと共有をして今後の方向性を協議していかなければならないと考えます。昨年度までがどうこういうこととございませんですけれども、やはり指定管理者側と良好な連携体制を構築することが、指定管理契約を結ぶ上で非常に大切なことであると考えます。見解をお伺いします。

○議長（石川彰宏君） 産業振興課長、佐々木寿幸君。

○産業振興課長（佐々木寿幸君） 現在、ファンド側で進めておりますふるさと公社への業務の調査の中で、既にこれらの要因等は一定把握ができておるものという報告を受けておるところでございます。当然、市の施設の指定管理でございますから、受託者とは将来にわたって情報の共有は、当然必要であると考えておるところでございます。以上です。

○議長（石川彰宏君） 8番、小松紀夫君。

○8番（小松紀夫君） やはり良好な連携体制という部分が非常に重要な部分であろうというふうに思います。答弁のとおり、どうぞよろしく願いをいたします。次の質問に移ります。

香北ふるさと公社が民営化をされましても、ホテル経営の現場が変わらなければ、これはもう過去の二の舞となるおそれがございます。やはりホテル経営の現場にはやはりホテル経営の専門家がいて、サービスや企画、データ等数字の分析などを専門的に行うことができる人材が必要であると、そのように考えます。次の次はもうないというような今の状況下で、どのようにお考えになっているのかお伺いします。

○議長（石川彰宏君） 産業振興課長、佐々木寿幸君。

○産業振興課長（佐々木寿幸君） お答えいたします。

民営化をされれば現在の体質はもう根本から変わると。また、民間企業として経営がされていくものと考えておるところでございます。当然ホテルにつきましては、REVICのほうにはその再生にかかわる専門家がたくさんおいでということとございますので、そちらからの派遣等もあると思われます。

また、あのエリアにつきましては、アンパンマンミュージアムや葦生の里、または健康センターセレネを含め、この全体での観光活性化がファンドの目的でございますので、ホテルのあり方を初めといたしまして、その方向性が今後決められていくものと考えておるところでございます。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 8番、小松紀夫君。

○8番（小松紀夫君） 根本から変えるということとございますので、いわゆる改革するということです。改革につきましては、自分なりに2つポイントがあるんじゃないかと思うんですけれども。まずは、1つ目はやっぱりスピード感が必要で、何年もかけて変えていたら改革とは言えないわけでございます。もう一つは、やはりこまごまとしたこと、今根本的に変えると言いましたからそれでいいんですけど、こまごまとしたと

ころを変えてもこれはなかなか改革にならないので、大きな決断と実行が必要だと、そういうふうに思います。この改革していく、変えていくということに対しまして、いま一度イメージを出していただくような答弁をいただければと思います。

○議長（石川彰宏君） 産業振興課長、佐々木寿幸君。

○産業振興課長（佐々木寿幸君） 今現在のところ、全てをお話しすることが、今のところまだ案の段階でございますけれども、昨日、山崎眞幹議員の答弁でも最終日の補正予算で一定の方向性を示させていただくというような形の中で、やはりアンパンマンミュージアム、ここを外してはこのエリアは考えられない。じゃあ、どうするのかと、当然そちらとのタイアップという方向性、ここまでの答弁にしたいと思います。

○議長（石川彰宏君） 8番、小松紀夫君。

○8番（小松紀夫君） 答弁しにくい部分であったのでしょうか。それでもアンパンマンミュージアムとのタイアップを考えてますと、最終日にそれに関連する補正が出てくるのではないかと考えております。

次の質問に移ります。

それで、指定管理契約を締結した後ですけれども、ホテルピースフルセレネ及び日ノ御子キャンプ場の再開時期、これがやはり地元の香北町の住民の方々も最も興味があるところでございます。これにつきましてお伺いをいたします。

○議長（石川彰宏君） 産業振興課長、佐々木寿幸君。

○産業振興課長（佐々木寿幸君） 現時点ではまだ民営化が決まっていない状況でございますので、具体的な時期についての答弁はできませんけれども、民営化をして、そのホテル等のあり方を初めとして検討していく中では、施設のリニューアルや、また、新たに雇用する従業員の方々への教育期間等も当然必要になってくると考えておるところでございます。これらをクリアした上で、順次再開ができていくものと考えておるところでございます。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 8番、小松紀夫君。

○8番（小松紀夫君） それでは、最後の質問でございます。

REVICと四国銀行の間で平成27年10月に設立をされましたこの高知県観光活性化ファンドは、その存続期間を約7年間としております。ですから、じゃあ7年後、高知県観光活性化ファンドが解散をした後の、香北ふるさと公社はどのような形で存続をするというふうに考えておられるのでしょうか、お伺いをいたします。

○議長（石川彰宏君） 産業振興課長、佐々木寿幸君。

○産業振興課長（佐々木寿幸君） 7年後でございますけれども、今回、例えば市の譲渡した株式は、民間企業へ株式譲渡がされていくものと思われるところでございます。それまでの運営、そこへ行くまでの運営というものが最も重要になってくると考えておるところでございます。この地域が今回の民営化によりまして活性化し、今以上の観光

の拠点となっておれば、この民間企業の買収をしたいという新たな企業も当然出てくるものと、おのずと道は開けるものと考えております。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 8番、小松紀夫君。

○8番（小松紀夫君） 若干時期尚早の質問に対しまして、懇切丁寧なご答弁をいただきましてありがとうございます。ホテルピースフルセレネと日ノ御子キャンプ場、これの早期の再スタート、また力強い再スタートを願ひまして、質問を終わります。

○議長（石川彰宏君） 小松紀夫君の質問が終わりました。

次に、5番、森田雄介君。

○5番（森田雄介君） 5番、森田雄介です。議長のお許しをいただきましたので、一問一答方式にて通告に従い質問をしていきたいと思ひます。

私の質問は今回2つであります。臨時職員の空白期間の解消についてと、それから、核廃棄物の最終処分地の自治体向けの説明会についてのこの2問であります。

まず、1問目であります。

この間、たくさんの議案が通常国会のほうで議論されました。中でも保育所の問題は記憶にあられるところではないかと思ひます。今回、私は資料として、各ニュースを私のほうで拾い上げた一覧表をつくらせていただきましたので、これに沿ってこの間の経過を少し振り返らせていただきたいと思ひます。

まず最初ですが、本年2月29日であります。「保育園落ちた日本死ね！」とちょっと過激な表現ではありましたが、このブログを取り上げた国会質問、これは民主党の山尾議員が取り上げられました。これに対して安倍首相は、本当かどうか確認のしようがないというような答弁もありまして、これに対する反発が広がったところであります。保育園落ちたのは私だという運動が広がりました。

この批判の高まりの中で、次は3月24日に野党5党の共同提出による保育士の処遇改善法案が出されております。これは保育士の給与を平均して1人当たり月額5万円引き上げるといふような内容でありました。

自公による与党案も翌3月25日に出されております。自公による与党案におきましては、給与を政府の予算で措置済みの1.9%分を含めて4%引き上げる。これは1万2,000円相当であるそうですが、また、小規模保育所の定員拡充、これを提案してあります。

これらを受けまして3月28日には、厚労省のほうですけれども、待機児童解消に向けての緊急的に対応する施策ということで、幾つかの提案が出てあります。ここに書いてあるもの以外でもたくさんあるんですけども、中身、一時預かりの事業拡充であったり、市町村の圏域を越える保育園の利用、そして、企業主導型の保育事業の積極的展開とこういったものであります。これらが実は既に規制の緩和によって、詰め込みによって、質の低下が懸念されるというようなことも取り上げられたところであります。

その後、国会のほうが続いていきますが、野党5党の共同提出による処遇改善法案のほうは、衆議院6月1日に終わりましたけれども、これで衆議院での閉会中審査のまま継続審査ということで保留になっております。

一方、6月2日には、国会論戦の後なんですけれども、ニッポン一億総活躍プランということで閣議決定がされております。この中身なんですけれども、保育士の給与を2017年度、来年度からですが2%、これは金額でいうと約6,000円、これは月給30万円の場合であります。それを引き上げる。特にベテラン保育士の給与は、最高月4万円程度上がるというふうなことが言われております。また、そのほかにも、月5万円の修学資金貸付制度、それから、20万円の再就職準備金貸付制度、こういったものも取り入れているということでもあります。

この政府が出したこの活躍プランなんですけれども、まずはこれについての率直な意見をお聞かせ願いたいと思います。

○議長（石川彰宏君） 教育次長、小松美公君。

○教育次長（小松美公君） 森田議員のご質問にお答えします。

一億総活躍プランの保育士処遇改善への見解ですが、民間保育園なども含む一般的な見解としてお答えさせていただきます。

この保育士処遇改善は、求められる保育サービスを支えるために必要な保育士を確保するための施策の1つであり、人材確保が困難な理由として、保育士の賃金が低いことが指摘されており、この賃金を上げることは今後ある一定の効果は見込めるのではないかと思います。根本的な保育士不足の解消までにはならないと思います。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 5番、森田雄介君。

○5番（森田雄介君） 一定賃金を上げるというのは確かにありましたが、野党が求めた金額には遠く及ばなかった部分もあります。また、根本的に保育園をふやすという立場がどれだけこの中で示されたのかというところには、少し裏づけのないままの法案であるということが見えます。

実際に国会の衆議院のほうでも継続審査ということになっておりまして、これだけ世論が盛り上がったにもかかわらず、継続ということであるということは少し議論を避けているのではないかと。これは、もともとこの問題を取り上げた山尾議員のコメントでもありますが、そのようにコメントをしておるということもつけ加えさせていただきたいと思います。

このように国の姿勢は少し逃げ腰ではないかというところで、次の質問に移りたいと思います。この保育士の専門性というところをどう認識をしているかというところでもあります。

この間の待機児童の増加の背景にあるのは、共働きでなければ生活が成り立たないことや、働く時間も多様化、長時間化していること、特別な配慮を必要とする子どもの増

加、そして、困難を抱える家庭への支援などが挙げられます。それらに対応する長時間保育のほかの対応がありまして、人の確保、そして、シフトづくりに多くの時間が割かれているのが現状であります。

私は先日、保育の専門性という講演も聞かせていただきました。子どもの行動の意味は見ただけではわからないことが潜んでおります。あるお子さんは、給食の時間になるとテーブルの上に乗っていつも邪魔をする、寝そべって邪魔をするというお子さんがおられたということですが、この子どもの状況に対して、保育園はいろんな仮説を立てていきます。給食で嫌いなものがあるのかなとか、また、活動が足りていないのではないかなとか、いろんな検証をしていきましたが、本人に話をして、そこら辺の話をしてもまたやめるように促してもなかなかやまらない。担任の先生は最後には、これは私を困らせたいがための行動なんだということで結論づけていたようでありました。しかし、あるとき、別の先生がその同じお子さんが砂場で遊ぶ姿を見たときに、頻りに教室の中を見ているのに気づいて、ひょっとしてみんなの中でこの時間遊びたいんじゃないかと、遊びに誘ってみたらというアドバイスをされました。担任の先生は、釈然としないながら、その子をみんなの遊びに誘ってみました。すると、それから後、その子はテーブルの上に乗って給食の準備を邪魔することはなくなったということでもあります。

保育の専門性、この現象ですが、子どもはなかなか自分の気持ちを言葉であらわすことが苦手であります。その思いを理解し、その気持ちをどう処理したらいいかを成長に合わせて返してあげること、ただ受けとめて甘やかすのとは違いますが、この子もみんなと遊びたいと言えるように成長してもらいたいから、その次のステップとして、どうやって促してあげようかということ、また保育士のほうが考えるわけであります。

これはほんの一例ですが、こうやって自分の気持ちを受けてもらう経験をした子は、今度別の子が困っているときに、その子の気持ちになって助けてあげようとする子に育つといいます。保育が充実をすれば、社会はやがて助け合いや相互理解が当たり前になっていくのではないのでしょうか。いずれは国同士も同じように話し合いで解決できる平和な世界が訪れるのではないのでしょうか。子どもを育てる仕事とはそれくらいとうい仕事と言えます。このように改めてこの年齢や発達の度合いに応じて受けとめや成長を促す保育士の専門性をどう認識をしているのか、本市の見解をお伺いしたいと思います。

○議長（石川彰宏君） 教育次長、小松美公君。

○教育次長（小松美公君） 専門的な知識と技術をもって子どもの保育と保護者への支援を適切に行うことは極めて重要であり、知識や技術、倫理観に裏づけされた状況に応じた判断をしていくことが保育士の専門性として欠かせないと考えています。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 5番、森田雄介君。

○5番（森田雄介君） 簡潔に答弁いただきました。本当に技術や倫理観、状況判断、非常に多岐にわたり、そしてまた子どもの成長というのは、1歳ごとどころか、日々、

月々成長して、それに合わせた、その子にとって今どういう段階であって、次のステップはどうだということをしかりと見きわめた上で適切な声かけ、かかわり方、こういったことをしていくというのが保育士の専門性ということでもあります。これは非常に高度な作業でありまして、経験にも裏うちをされてなければなかなかできることではありませんし、この例で挙げましたように、1人の保育士で全てが賄えるものではありません。こういった仕事をする保育士さんが正当に評価されるべきだと考えているところでもあります。この保育士さんのこういった経験もしっかりと生かせるような雇用の体制、これが必要であると考えておるところであります。

そこで、次の質問に移っていきたいと思います。③です。

3月の議会で、同僚議員に対する答弁でも詳しく述べられておるところであります。今年度に入っての職員の変動がありましたら、お聞きをしておきたいと思います。

○議長（石川彰宏君） 教育次長、小松美公君。

○教育次長（小松美公君） 職員確保状況の変動でございますが、平成28年4月の時点では待機児童はありませんでしたが、年度初めに自己都合で退職する保育士がいますので、ハローワークには常に臨時職員の募集を出していますが、現在も保育資格を持った保育士の確保は、今までと同様に難しい状況です。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 5番、森田雄介君。

○5番（森田雄介君） 本当に慢性的に保育士さんが足りないということは、本市だけに限らず全国で起こっているということがこの間にも明らかになりましたし、本市もそのようであるということでもあります。この年度初めに正規の保育士さんも雇われたということも聞いておりますが、そういったことも含めて次の質問にお移りしたいと思います。

本市の場合、保育士の確保であります。実際に非正規率、非正規の職員さんの比率で見ますと、ちょっと本市は高くなる傾向があります。これは、しかし、私の認識としましても、本市は必要な保育士の加配の部分を持っているということで、一概に比率では言えない部分があるということは認識しております。

その上でお聞きをしておきます。日本全体で非正規比率がついに40%を超えたということ、これは全産業であります、これも伝えられました。保育士に限った調査では50%を超えております。そして、臨時の方には雇用の空白期間といわれるものが存在をしております。このせいで保育現場でも子どもや保護者との関係づくりで困ったり、人の配置で困ったり、子どもも不安に感じます。これまでの認識を整理して関連法を少し改正すれば、この弊害は改善できるということを私も昨年9月の議会では一度提案を、質問をさせてもらったところでもあります。

あわせて、高知市であります。こちらのほうでも平成28年度中に臨時職員の空白期間の短縮を協議するという答弁がありまして、実際に方向性も示されているとい

うふうにはお聞きをしております。そういったこともあります。本市のほうもこういった周囲の状況に合わせて、判断はいかようにしていくのか、法解釈の懸案は前回の質問でも取り上げましたが、通達によって解消をしております。保育ニーズの充実を求める声や、そして、保育士の処遇改善と確保の機運は今、後戻りできる状況にはないということが言えます。ぜひとも、香美市からあらゆる力を結集するという気概を込めてのご答弁をいただきたいと思っております。

○議長（石川彰宏君） 総務課長、山崎泰広君。

○総務課長（山崎泰広君） 森田雄介議員の臨時職員の空白期間解消についての④のご質問にお答えいたします。

現在、本市では臨時的任用職員の任用期間は6カ月で、1回更新ができ最長11カ月の任用としております。同一の方が再度任用された場合でも、結果として1カ月間の空白期間が生じるようになっておるところでございます。以前にも申しましたが、この空白期間を短縮することには、やはり就職機会の減少、臨時的任用職員としての身分や処遇の固定化などの懸念が残ることから、空白期間を短縮することには慎重にならざるを得ないところがございます。

ご案内の高知市の運用状況などを今後見ながら、対応を検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 5番、森田雄介君。

○5番（森田雄介君） 1つ、あわせてお伺いをしたいと思います。

取り上げましたように高知市での運用、そして一定の回答が出てるとということで私のほうはお聞きしておりますが、課長のほうでこういった方向がある、高知市の方向性がどのようになったかということはお聞きになられてますでしょうか。

○議長（石川彰宏君） 総務課長、山崎泰広君。

○総務課長（山崎泰広君） このご質問をいただいてから高知市のほうに確認をしました。私のほうは人事課のほうに確認をしたものでございますので、保育の担当課とは若干違う部分があるかもしれませんが、一般論としてのお答えをいただいております。確かに、現在、高知市の運用としましても、1年、もしくは1カ月の空白期間というのを高知市は採用しております。保育現場のほうからそういった期間を短縮する方向で検討してはということで検討されたようです。この1カ月間を数日短縮していくという方向での検討に具体的に入って、森田議員がご指摘のように、本年度中に運用を始めたいということをお聞きしております。

ただ、高知市の運用は若干香美市とは違うところもありまして、再三申しております懸念材料を解消するまでには至っておらない点で、実際の運用状況というのを見て、判断をしていきたいというふうに思っております。もともとその運用面で、森田議員がおっしゃっているような利点があることも承知はしておりますが、逆に懸念材料について

も幾つかあるというところもありますので、その辺のバランスということも検討して、総合的に判断していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 5番、森田雄介君。

○5番（森田雄介君） 慎重な姿勢であられるということは十分伝わってきております。実際、高知市の場合は空白期間を1日か1カ月か選べるというような形で、ちょっと幅をもたせたというか、選択を広げれるというような形で判断をされたというふうに聞いております。それも十分ではないと言いながら、しかし、大きな一歩ではないかと私のほうは感じております。

そして、実際、保育現場のほうでは、これメリットはもう非常にあるということも認識をしていただいております。実態としましては、空白期間があっても現場にはその空白がないということで、かわりの臨時職員さんを充てておるという現状からしますと、今おる職員さんの空白期間をなくしたところで、むしろこの経験のある保育士さんに続けて現場を任せることができるとということも、メリットとして非常に大きいと思いますし、子どものほうも安心して保育園に通える。そして、何より園の運営としまして、常に保育士さんの補充をせないかんという状況から開放されるということは、その部分でも大きなメリットがあります。

そして、一方で懸念材料があると最後申されておりますが、懸念材料はどういったものがあるか、前にもお聞きをしたところではありますけれども、あえて今懸念されている点、ひとつお伺いをしたいと思います。

○議長（石川彰宏君） 総務課長、山崎泰広君。

○総務課長（山崎泰広君） 前回といいますか、前回のご質問のときにもお答えして、きょうも少し触れましたけれども。

繰り返しになると思いますが、この空白期間を短縮するということは、同じ方がずっと続いて採用されていくということになります。現状では保育士さんが不足している状況ですので、そういったことはあくまで懸念の1つということになりますが、仮に保育士さんが多くなったときには、同じ方が採用されてくるということは他の方の就職機会がなくなる、そういったことが1つでありますし、保育士さんとしての身分、処遇が固まってきます。その他、財政的な問題とか。香美市の保育の仕事は、森田議員もご存じのように非常に手厚い体制をとっているために、他の自治体よりも保育士の確保が必須になっております。そういったことを崩さずに、現行いろんなことにも対応できることで進めていきたいというふうに思っておりますので、先進的な事例、幾つかこの間ご紹介もいただきましたが、そういったところと香美市との違いであるとか状況とかいうのを検討しながら、対応を考えていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 5番、森田雄介君。

○5番（森田雄介君）　　こういった身分が固定してくるとか就職機会が減るといった、こういった懸念もあるということではありますが、そういった懸念をいかに解消するかという方向での協議、これをぜひとも、そこに踏み込んでもらいたいと思います。こういった懸念が少しでも薄らぐという方向が見えるのであれば、空白期間の解消に向けて踏み込んでいけるということになると思います。ぜひとも、まずは今すぐ解消せよというわけでは、それはできればベストなんではあります、ぜひ協議を始めていただきたいということでもあります。これは本市だけでの話だけではありませんので、周りの状況も見るといってもありますが、他市とも協議をしていくということも十分に考えられると思います。そういった意味でもぜひ、その協議という部分をもう一度何とかできないか、そこを最後にお聞かせください。

○議長（石川彰宏君）　　総務課長、山崎泰広君。

○総務課長（山崎泰広君）　　この状況については庁内で常に協議はしておりますし、そういった研究も重ねているところではございます。現在は先ほども申しましたように、まだゴーサインが出るまでには至っていないということで、ご理解いただきたいと思えます。

　　以上です。

○議長（石川彰宏君）　　5番、森田雄介君。

○5番（森田雄介君）　　庁内での協議が続いているということでお聞きいたしました。ぜひともいい方向に議論が進むようお願いをいたします。

　　それでは、この問題は終わりました、次の質問に移っていききたいと思います。

　　核廃棄物の最終処分地の説明会について、お聞きをしていききたいと思います。

　　この間、新聞の報道でもありました、原発から出る高レベルの放射線廃棄物の最終処分地について、経済産業省の資源エネルギー庁が先月の24日です、高知市内で県内自治体向けの説明会を開いております。本市を含む18市町村が説明会に参加したとありました。今までの公募方式から政府主導で科学的有望地を示し、自治体に調査協力を申し入れる方式に変わっております。

　　かつて本市も、繁藤地域に低レベルの放射線廃棄物処分場を誘致する動きがありました。有望地となれば、再び議論がされるのではないかと不安に思う市民の方もいらっしゃいます。本市がこの説明会に参加した経過と出席理由をお聞かせください。

○議長（石川彰宏君）　　環境上下水道課長、安井幸一君。

○環境上下水道課長（安井幸一君）　　森田雄介議員のご質問にお答えいたします。

　　初めに、参加した経過について説明をいたします。

　　4月22日に経済産業省資源エネルギー庁から、高知県内の市町村自治体宛てに原子力政策に関する自治体説明会の開催について案内メールがあり、関係課として環境上下水道課長と環境班長の2名が出席をしました。

　　次に、出席した理由についてですが、国の考え方をじかに聞き、正確な情報を把握す

ることを目的としたものです。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 5番、森田雄介君。

○5番（森田雄介君） 本市からは環境班、課長と班長の2名が参加ということでありました。実際に18市町村の中で、各市町村全てがわかるわけではないと思いますが、参加した他市も同様の2名ほどの参加であったのか、その点もう一度お伺いさせていただきます。

○議長（石川彰宏君） 環境上下水道課長、安井幸一君。

○環境上下水道課長（安井幸一君） 済みません、もう一度ご質問をお願いします。

○議長（石川彰宏君） 5番、森田雄介君。

○5番（森田雄介君） 参加された他市の職員の参加状況、2名程度の参加であったのかお聞かせください。

○議長（石川彰宏君） 環境上下水道課長、安井幸一君。

○環境上下水道課長（安井幸一君） お答えいたします。

5月25日の高知新聞朝刊にも掲載をされておりますが、県内の参加自治体は県も含めて18市町村になっております。人数につきましては約20名程度であったと記憶しております。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 5番、森田雄介君。

○5番（森田雄介君） 新聞記事によりましたら23人が出席したと、全体でということであります。本市は多かったんじゃないかなというふうに率直に思いましたので、ちょっと確認をさせていただきました。

この記事の中でも、東洋町などは過去に町が二分された経緯から誤解を招くおそれがあるということで、参加をしなかったということでありました。

このことも申し添えておきまして、次に移ります。②の質問であります。

今回の説明会で、どのような説明がなされたのかを具体的にお聞かせください。

○議長（石川彰宏君） 環境上下水道課長、安井幸一君。

○環境上下水道課長（安井幸一君） お答えいたします。

先ほど説明いたしました、5月25日の高知新聞朝刊には詳細が掲載されておりますが、最初に国のエネルギー行政の説明、次に、原子力核燃料サイクル政策の現状、最後に、高レベル放射性廃棄物の最終処分地選定の進め方について、説明が行われております。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 5番、森田雄介君。

○5番（森田雄介君） 高レベル放射性廃棄物最終処分地の選定の仕方が示されたということでありましたが、どのような場所が科学的有望地になるのか、本県の中では具

体的な場所が挙がったのか、そういうことがわかりましたらお聞かせをください。

○議長（石川彰宏君） 環境上下水道課長、安井幸一君。

○環境上下水道課長（安井幸一君） お答えいたします。

今回の説明会では、国のほうからの説明が主体になっております。具体的な説明については、資料をもとに説明があったわけですが、基本的には国が主導となって選定地を決めていくということになっております。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 5番、森田雄介君。

○5番（森田雄介君） そしたら、この手順のタイムスケジュール的なものは示されたのでしょうか、それもお聞かせください。

○議長（石川彰宏君） 環境上下水道課長、安井幸一君。

○環境上下水道課長（安井幸一君） お答えいたします。

説明会の中では平成28年度内に選定地を公表するというふうに聞いております。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 5番、森田雄介君。

○5番（森田雄介君） 今年度中に公表があるということでお聞きをしました。

それでは、③の質問に移らせていただきたいと思います。

こういう市民の注目も非常に高い施設であります。市民生活に影響も多い施設であります。こういう施設に対しての本市また市長の見解を、選定するしないにかかわらず、常にこの本市の立場をオープンにしておく必要があるのではないかと思うわけであり、この情報公開のあり方、そして本市のあり方、お聞かせを願いたいと思います。

○議長（石川彰宏君） 市長、法光院晶一君。

○市長（法光院晶一君） 森田議員のお尋ねにお答えしたいと思います。

説明会に出席をいたしましたので、その説明会の主催は国であるわけですので、国において資料を構えたわけであり、国において公開するものというふうに考えております。

本市におけるスタンスはどうなんだというお話でございますけれども、そのことについては、今私のほうからお答えするという事は控えさせていただきたいというふうに思います。

○議長（石川彰宏君） 5番、森田雄介君。

○5番（森田雄介君） 本当にこれが手順どおりに選定地が公表されて、その時点で初めて、それに対して市が住民にどのような説明をしていくのか、もう決まったから、これは何とかその方法で行かなければならないという態度になるのか。それとも、いやいや、実際住民の権利を守る立場であると、こういった基本的な方向性、これが必要になるんじゃないかなと思うわけであり、

情報公開を求めているわけであり、これもこういうご答弁になるのかわかりま

せんが、国におけるスタンスと本市のスタンス、こういったものを常に明らかにしていただきたいということと、できれば、これ本来は各地方自治体というのは住民の立場に立つべきものであるというふうに考えております。

この問題に対する、なかなかこうまだオープンにできないというものが、もし十分に熟成されてないというものがあるということではあるとは思いますが、基本的な地方自治に対する立場として、何か見解をいただきたいと思っております。

○議長（石川彰宏君） 市長、法光院晶一君。

○市長（法光院晶一君） 説明会に行きましたことは、行政としては当然のことだというふうに考えております。

森田議員から私の姿勢を問われていますけれども、森田議員からどのような立場という、どういう問題があつてというようなことのお話なされてないわけですので、私が立場を鮮明にしようも、しようがないんじゃないかなというふうに思っております。

○議長（石川彰宏君） 5番、森田雄介君。

○5番（森田雄介君） この問題の背景にありますのは、今、日本全国、いや世界の中でも、この高レベル核廃棄物の処分地がないということで長年懸念がされてきまして、そして、実際にこれは国主導でなければ解決しないというような議論までされてきた経過があります。これが最終的に国からの押しつけにならないようにというのが、一番懸念するところであります。

この核の問題というのは、地中に処分したからといって、その放射性物質がなくなるというわけではありません。実際に繁藤地域に廃棄物処分場を考えたときにも、地下の流水などによってその放射性廃棄物が流出するのではないかと、こういった懸念は払拭できなかったのであります。

そういった適地であるということが認定されても、それが本当に手順をとったからといって適地であるのかどうかということは、本市独自にも解明する立場であつていただきたいとは最低限思いますが、その点についてはいかがでありますでしょうか。

○議長（石川彰宏君） 市長、法光院晶一君。

○市長（法光院晶一君） 私は安心・安全なまちづくりを進めていく、そのような香美市をつくっていくということを皆様にお約束をしておるわけですので、そのような立場から、しっかり判断をさせていただくつもりでございます。

○議長（石川彰宏君） 5番、森田雄介君。

○5番（森田雄介君） ぜひとも、安心・安全のための香美市のために、最善を尽くしていただいている市長でありますから、なお今後もその立場で邁進していただくようお願いを申し上げます。

以上を申し上げまして、私の質問を終わらせていただきたいと思っております。

○議長（石川彰宏君） 森田雄介君の質問が終わりました。

暫時休憩いたします。

(午前 11時43分 休憩)

(午後 1時00分 再開)

○議長（石川彰宏君） 正場に復します。

休憩前に引き続き会議を行います。

次に、14番、大岸眞弓君。

○14番（大岸眞弓君） 14番、大岸眞弓です。一般質問、最後の日程となりました。お疲れのこととは思いますが、どうぞよろしく願いいたします。私は住民こそ主人公の立場で、一問一答方式で質問を行います。

まず、地震・防災対策からです。

昨日の夕刊には益城町で仮設住宅の入居が始まったとの記事が載っておりました。被災されました方々にお見舞いを改めて申し上げますとともに、被災された皆様の1日も早い復興を願っております。

さて、4月14日、16日と相次ぐ強い揺れを記録した「平成28年熊本地震」と命名されたそうですが、その地震は熊本、大分地方に甚大な被害をもたらしました。いまだに余震が続いていますが、九州地方に限らず、日本列島のいたるところで毎日のように地震が発生しています。地震はどこで発生するかわからず、揺れ方や立地条件などにより、被害の形もまたさまざまであることを今回の地震で学びました。

熊本の被災状況をテレビや新聞等で見聞きするたび、揺れへの備えがいかに重要であるかということを感じます。本市の備えにつきまして、何点かお聞きします。

4月16日の本震から1カ月経過した時点で、熊本県内15市町村のうち7市町村で、仮設住宅の建設候補地を決めていなかったとの新聞報道がありました。候補地の事前準備は、東日本大震災の教訓から2011年10月に、国が全国の市町村に促していたということです。阪神大震災では被災の3日後、新潟県中越地震では4日後、東日本大震災のときには8日後に、それぞれ第一弾が着工されたが、熊本では着工は13日後であったということです。

今回、車中泊をする方が多いとの印象を受けますが、二次被害を防ぐためにも、仮設住宅の事前準備は肝要と思われます。

そこで、①の質問です。

本市の場合、仮設住宅の建設候補地の事前準備はできているのでしょうか。この質問につきましては、昨日の同僚議員へのご答弁があり、応急期機能配置計画の中で用地や各施設の配置を県と協議するとのことでした。

そういうことですので、1点だけ、仮設住宅などの施設は、やはり市町村単位であったほうがいいのかと思いますが、今の時点でどのようにお考えでしょうか。

例えば、備蓄倉庫が今回、当初予算に載っておりましたが、物部川を渡って工科大学の近くに新たに配備される計画があるように、仮設住宅も拠点拠点に必要なと思いますがいかがでしょうか、お尋ねします。

○議長（石川彰宏君） 防災対策課長、岡本博章君。

○防災対策課長（岡本博章君） 大岸議員のご質問にお答えします。

仮設住宅の建設につきましては、生活の利便性や環境などを配慮して建設しなければなりませんので、議員が述べられました内容等も含め、今後の検討、協議の中で候補地を決定したいと考えております。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 14番、大岸眞弓君。

○14番（大岸眞弓君） 今のところは準備中ということで、全くその準備、事前準備をしていなかったということではなくて、これから取りかかっていくということですよ。

今、白紙状態かと思うんですが、その際には、先ほど申し上げましたようなことも配慮されるというご答弁でしたので、確認をいたしまして次の質問に移ります。

熊本では福祉避難所に一般の被災者が押し寄せ、要支援者がはみ出たとの報道がありました。また、被災者のレポートによると、福祉避難所そのものが圧倒的に不足し、全盲の方や寝たきりの方などが混み合う避難所の中で、たえ忍んでいたということです。

そこで、お聞きをいたします。

本市の場合、要支援者といいますか要配慮者、配慮必要者ですね、が行くことになる福祉避難所は、いざというとき福祉避難所としての適切な対応が可能になっているでしょうか。

もう1点、防災関連ということで、防災対策課長がお答えになるかと思いましたが福祉事務所長だということです。しかし、この情報は防災対策課や関連する各課、機関とも情報共有が必要と思いますが、いかがでしょうか、お伺いをいたします。

○議長（石川彰宏君） 福祉事務所長、西本恭久君。

○福祉事務所長（西本恭久君） 大岸議員の地震・防災対策の②の質問にお答えいたします。

南国市・香南市・香美市、そして大豊町との広域福祉避難所として協定を結んでおります香美市内4施設、南国市2施設の障害者施設等は、施設と4市町及び中央東福祉保健所とで年に数回、設置運営協議会を開催しまして、年1回は各施設持ち回りで福祉避難所開設運営訓練を、要支援者はもとより地域の住民を交えて実施しておりますので、災害時の要支援者に対する配慮はしていただけるものと考えております。

ただし、香美市におけます福祉避難所の数は十分ではありません。3月議会でも申し上げましたとおり、市内の高齢者関係の施設などに協力要請を行い、早急に福祉避難所の取り組みを進めていきます。

次に、情報共有に関しましては、広域福祉避難所は知的・発達障害者の受け入れが主になると思われまますので、今後協定を結ぶ予定の施設は、特性を勘案しまして、要支援者に適した福祉避難所が選択できるように、関係課と情報共有をしていきたいと考えて

おります。

また、避難行動要支援者名簿につきましては、防災対策課、健康介護支援課、香北・物部の両支所に情報を提供しておりますが、平成27年度に導入し、本年度から本稼働する災害時要配慮者避難支援システムのデータ整備を早急に行いまして、関係課とオンラインで情報が共有できるようにしていきます。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 14番、大岸眞弓君。

○14番（大岸眞弓君） 年数回の会議を地域住民も交えて行っているのですが、対応は可能ではないかというふうなご答弁だったかと思いますが。その数につきまして、今、香美市内で4カ所、南国市に2カ所、それで足りないのので、社会福祉施設にもこれから呼びかけていくということなんですが、大体何カ所ほどあれば充足するというふうになりますでしょうか。

それから、各課との連携も今ご答弁いただきました。当然必要と思います。

それで、その福祉避難所の状態ですが、施設のバリアフリー化、それから、マンパワーの確保、このようなことにつきましては、どういう協議ができておりますでしょうか。

○議長（石川彰宏君） 福祉事務所長、西本恭久君。

○福祉事務所長（西本恭久君） お答えいたします。

箇所数につきましては、現在、要支援者とみなされる方が800名ほどいらっしゃいますので、その方の避難できるだけの数というのと相当な数が必要かと思っておりますので、市内の高齢者施設はもとより、バリアフリー化された福祉避難所として対応ができそうな施設には、声をかけていきたいと考えております。

また、マンパワーにつきましては、なかなか施設を開設しても人手がないということが想定されておりますので、今後、各関係機関と協力して対応していきたいと考えております。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 14番、大岸眞弓君。

○14番（大岸眞弓君） 福祉避難所で手当てしなければならない方が約800人ということでしたが、例えば、香美市は津波被害がないというふうに想定されますので、津波被害があるかもしれない南国市とか香南市からも来られるのではないかという懸念もあると思うのですが、この800人の中に入っておりますか。

○議長（石川彰宏君） 福祉事務所長、西本恭久君。

○福祉事務所長（西本恭久君） お答えいたします。

800人は香美市の要支援者の人数ということになっておりますので、恐らく災害が起きれば南国市、香南市のほうから福祉避難所のほうへ避難して来る方が相当数いらっしゃると思っておりますので、香美市の方が避難できるだけの福祉避難所は何とか確保していきたいと考えております。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 14番、大岸眞弓君。

○14番（大岸眞弓君） では、次の質問に移ります。③です。

熊本で被災した方が2度目の揺れである本震の様子をこう述べておられます。

4月16日午前1時25分、床につこうと2階への階段を上がっていたとき、14日の揺れをはるかに上回るような激震に襲われた。左右の壁にたたきつけられ、本棚や家具が倒れる音が響き、電気が消えた。真っ暗闇の散乱した部屋の中で懐中電灯を探している間にも、震度4、5弱、6弱の余震に襲われ、不安と恐怖に体が震えたということです。この方がもし1階の部屋で寝ているときだったら、倒れた家具の下敷きになっていたかもしれません。益城町では本震と呼ばれる再びの激震で、家屋倒壊がさらに甚大な規模に拡大したということです。

揺れへの備えは市民も率先して行うことで被害を小さくし、身の安全を守り、家が無事なら避難所に行かなくても済むかもしれないし、その後の避難生活や復旧を大きく左右します。

住宅の耐震化、家具の固定などの実施について進捗状況をお聞きするものですが、住宅耐震についてはご答弁がありましたので、何か変動がありましたら結構です。

家具の固定について、お聞きをいたします。

○議長（石川彰宏君） 防災対策課長、岡本博章君。

○防災対策課長（岡本博章君） お答えします。

まず、やはり全体的な状況を述べさせていただきたいと思いますので、よろしく願いします。

住宅の耐震化につきましては、耐震診断では診断料を今年度から無料化したことなどにより、現時点で昨年度の1年分、86件に迫る84件の申請をいただいております。また、耐震設計の申請は12件、耐震改修工事の申請は14件となっており、いずれも昨年の同時期に比べて、約2倍の件数となっております。これは熊本地震の報道、情報等により、地震対策に対する関心、危機感が高まったことのアラわれであると考えております。

次に、家具の固定につきましては、現在、固定金具等の購入補助と取り付け補助の申請件数はともに2件となっております。

いずれも申請件数は例年並みのペースですが、問い合わせ件数は増加していますので、本年度の設置件数は確実に増加するものと考えております。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 14番、大岸眞弓君。

○14番（大岸眞弓君） 確認ですけれども、その家具の固定が昨年1年間で86件、今年に入り6月時点で84件、これでよろしいですか。

（防災対策課長、岡本博章君、自席から「よろしいです」と発言する）

○14番（大岸眞弓君） それでは、多分、耐震改修と何か混同して、私のほうが聞き間違ったのか、ちょっともう一度お願いします。

○議長（石川彰宏君） 防災対策課長、岡本博章君。

○防災対策課長（岡本博章君） お答えします。

耐震診断です。それが86件で、去年が。それで今年が84件と。ほんで、家具の固定につきましては、ともに2件ずつです。はい。

○議長（石川彰宏君） 14番、大岸眞弓君。

○14番（大岸眞弓君） 家具の固定につきましては、まだまだかなという思いがします。

毎年の決算書で、その家具固定の実績が少ないものですから、議会だよりで制度の紹介の特集記事を掲載したことがありました、2年ほど前になりますが。それでもふえませんでした。

家具の固定は本市は対象を全戸に広げましたね、途中で。それで、取りつけ費用も申請すればシルバー人材センターから来ていただけると、こんなことも案外知られておりません。

私の自治会では、防災会で話し合いまして、各班の役員が制度を紹介するチラシと家具固定の申請用紙を持って、戸別訪問をいたしました。取りまとめて市役所に申請する方法をとった班もありましたが、その際、市役所の防災の担当の方にわかりやすいチラシをつくっていただきまして、それを使わせていただきました。広報を見られない方もありますし、新たに申請された方がありましたので、こういった方法も促す1つの手かなと思います。

いずれにしても、我が家が安全であることが一番ですので、担当課におかれましては、家具固定の一層の普及啓発を行うように求めますが、いかがでしょうか。

○議長（石川彰宏君） 防災対策課長、岡本博章君。

○防災対策課長（岡本博章君） お答えします。

家具の固定につきましては、防災対策課の窓口で耐震診断の相談においでの方や、自主防災組織連絡協議会等におきまして制度の説明等を行い、推進をしております。

しかしながら、現時点で申請件数が伸び悩んでいる状況でありますので、耐震化の重要性と合わせまして、家具固定の重要性につきまして粘り強く広報等で周知を図り、設置率の向上につなげていきたいと考えております。

なお、広報等への掲載内容につきましては、先日、熊本に派遣された県職員の方より、被災地で難を逃れた方から、食器棚の家具転倒防止を行っていたので、倒れて来ずに助かったとのお話を伺いましたので、そうした体験された方の声を記事に掲載するなど、工夫を図りたいと考えております。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 14番、大岸眞弓君。

○14番（大岸眞弓君）                    それでは、次の質問に移ります。④です。

本市には透析のできる病院がありませんので、患者は病院の送迎バスなどで市外に通院をされております。また、酸素吸入ポンペを携行する必要のある方々がおられます。人数の把握と災害時、ライフラインや道路等が寸断されたときの輸送などはどのようなになるでしょうか。

透析患者の方に直接お尋ねしてみますと、一度かかっている病院から病院の水没等治療が不可能になったときに、希望する病院はどこかあるかというアンケートがあって、その方の思う病院を答えたことがあるそうです。あとは病院で避難訓練をやったぐらいであったということで、第2希望病院にどうやっていくのか、道路が寸断されていたらどうするのか、また、災害時はここの患者が行くのかというふうな連絡が病院から病院へ行くものだろうかというふうに聞きますと、アンケートに答えただけで、後のことは何も聞いていないとのことでした。

もし、この状態で今、大規模災害が起きましたら、混乱は免れません。透析患者や酸素ポンペが常時必要な方の把握や、輸送などの手順が確認をされているかお伺いをいたします。

○議長（石川彰宏君）                    健康介護支援課長、前田哲夫君。

○健康介護支援課長（前田哲夫君）                    大岸議員の質問にお答えします。

人工透析患者の把握につきましては、更生医療を利用していますので福祉事務所のほうで把握できており、86名となっております。

酸素ポンペを携行している人の把握につきましては、災害時への備えを目的に、高知県及び居住市町村への情報提供に同意した方については、医療機関取扱業者から県を通じて、市に患者情報として名簿等の情報提供をいただいております。現在80名の方が酸素ポンペを利用していると聞いております。

災害時にも人工透析、人工呼吸器や在宅酸素療法などで、継続した医療ケアが必要な方の生命維持のための医療救護については、高知県が中心となり、体制の構築が進められています。

その体制につきましては、県が今年3月に作成した、高知県南海トラフ地震時重点継続要医療者支援マニュアルによる説明が今月の6月1日にあり、市からも防災対策課、福祉事務所、健康介護支援課の職員が出席してきました。

この県のマニュアルは、東日本大震災の教訓を取り入れつくられています。今後はこのマニュアルを参考に市としても関係各課が協力して、体制の整備を進めていく予定です。

以上です。

○議長（石川彰宏君）                    14番、大岸眞弓君。

○14番（大岸眞弓君）                    今年3月に県のほうからマニュアルということで、まだこれからということだと思っておりますが、例えば、いつぐらいまでにこれを作成するのだと

というようなことが、そういう目標が決められておりましたらお願いをいたします。

それで、この質問に関しては、健康介護支援課だというふうに聞きまして行きましたら、2階の親子すこやか班の職員の方がおりてこられまして、説明をお伺いしました。

この人数は把握をされておりますが、透析を常時しなければいけない方とか、酸素ボンベを携行している方は、やはり要援護者、要配慮者ですね。ですので、そういう意味からしましても、これは防災対策課もつかんでいなければならないし、福祉事務所もつかんでいなければならないし、健康介護支援課もつかんでいなければならないというふうに思うわけですが。その辺の情報共有というか、どういうふうにお考えでしょうか。

災害時というのは道路の寸断とか予期せぬことが起こる、そういうことの連続で、そこにいる方が誰かが対応しなければなりません。これまでの大地震での教訓を生かしつつ、地域での把握、病院との連携、そして各課を横断しての連携、シミュレーションをして情報共有をしておく必要があるのではないのでしょうか。

そしてまた、そのことは患者自身も知っておく必要があると思いますが、いかがでしょうか。

○議長（石川彰宏君） 健康介護支援課長、前田哲夫君。

○健康介護支援課長（前田哲夫君） お答えします。

具体的な内容としてはまだ整理されていませんが、市町村では要配慮者リストは各課共有で持つようにはしております。

あと、個別支援計画を作成して、災害時、災害発生時には安否確認等、事情聴取が必要になってくると思います。

災害直後は患者とその家族の自助、地域での共助としての対応を前提とし、その特性に応じた緊急時の医療救護活動として、体制を整備していきたいと思っています。

○議長（石川彰宏君） 14番、大岸眞弓君。

○14番（大岸眞弓君） 事前に見せていただきました県のマニュアルの中に、場合によっては患者を県外で対応しなければならないとかいう場合もあるんですね。そうすると、着がえを常時準備しておくとか、そういうことも要るかと思いますので、患者の方がそれを十分に認識、把握しておることが要ると思うんですが、その点は確認できておりますか。

○議長（石川彰宏君） 健康介護支援課長、前田哲夫君。

○健康介護支援課長（前田哲夫君） 県が災害対応パンフレットを作成しております。

その中で、やはり透析者の対応、家で自分がする対応というものもありましたので、それをまた病院側から多分配布されるのか、また、病院でそういったチラシをつくって、対応されるのかということになるかと思われまます。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 14番、大岸眞弓君。

○14番（大岸眞弓君） では、次の質問に移ります。⑤です。

助かった命を守る対策として食料や飲料水、生活水の確保の重要性が改めて明らかになりました。阪神・淡路大震災のときでも、災害時に困ったことの第1位は生活水の確保、2位が電話が繋がらない、3位が飲料水や食料の確保でした。熊本地震では、車中泊の方がエコノミークラス症候群の肺血栓塞栓症などの身体的負担により、県内で11人の方が関連死をされたということです。

血液の流れが悪くなって血の塊が血管に詰まってしまうエコノミークラス症候群は、運動不足になりがちということもありますが、水分不足が大きく関係します。

国立国際医療研究センターの和田医師によれば、1人当たりの必要量は飲料水が1日3リットル、生活水が災害後の数日は最低でも1日3から7リットル、その後はできるだけ早期に15から20リットルの水を確保することが求められているそうです。

季節や家族構成などにもよることだと思いますが、備えがあれば飲料水をもらうために3時間並ぶというふうなことも避けられます。市においては、これは防災対策課長、たびたびおっしゃってますけれども、食料と水の備蓄を再度呼びかけていただくとともに、雨水の有効活用を検討されてはいかがでしょうか。

雨水利用で先進的な取り組みをしております東京墨田区の例をご紹介します（スクリーンを示しながら説明）。

これは路地尊といいまして、路地路地に井戸とは違いまして、雨水をためるタンクをこのように地下に掘りまして、それを手押し式のポンプでくみ上げるというものです。その目的は、①貴重な水資源である雨水を有効活用する。②災害時には初期消火やトイレの水に利用でき、煮沸やろ過をすることで飲料水にも使える。③ゲリラ豪雨などで雨水が一挙に下水道に流れ出すのを防ぎ、洪水を緩和するというふうに位置づけしまして、条例も制定をして、補助制度をつくって推進をしております。

この取り組みは、降雨量の多い本市に向いているのではないかと思います。もともと墨田区のほうでは、路地を大変大切にするといいですか、これが、（スクリーンを示しながら説明）その路地とかその雨水を大切にするといいまちづくりという意味で、こういうふうに路地尊のマップもつくりまして、ここに矢印が、ちょっと地図と同化してわかりにくいかもしれませんが、ここにこの矢印、黒いのが矢印ですが、ここに路地尊があるよと。それからもう1つ、どっか見えませんが、ここ、このあたりにも路地尊がありますよという、こういうマップをこしらえております。路地をきれいに清めて、いざというときに役に立つ消化器、ほうきとかのほか、雨水をためて、ふだんは草花の水やり、初期消火や災害時にも役立てるとして路地尊の位置を示す、これがマップです。まちづくりと一体化して、こういうふうに路地尊がやられているということです。地域の人も地域に愛着を持って、非常に大事にされていると思います。

少し長くなりましたけれども、食料、飲料水、生活水の備蓄と雨水の活用について、お聞きをいたします。

○議長（石川彰宏君） 防災対策課長、岡本博章君。

○防災対策課長（岡本博章君） お答えします。

議員ご指摘のとおり、地震発生時における食料や飲料水等の確保は大変重要であると認識しております。

香美市では、自助・共助・公助のそれぞれの観点から、それぞれの対策に向けた取り組みを行っています。

まず、自助につきましては、内閣府所管の中央防災会議が作成した防災基本計画に基づき、1週間分の水や食料を各家庭で備蓄していただくよう、ホームページ等を通じて住民の方に呼びかけを行っております。今後も各家庭での備蓄は、自分の身は自分で守る意識を高めていただくためにも、継続して呼びかけを行います。

次に、共助につきましては、平成26年度から自主防災組織が実施主体となって、災害時に共同利用する井戸の整備を行うことを目的とした、災害時協力井戸整備事業を開始し、これまでに6カ所の井戸が整備されております。なお、当該事業及び住宅の耐震化等の整備につきましては、先月開催しました自主防災組織連絡協議会の中で、参加者に事業の活用を呼びかけたところでございます。

また、公助につきましては、香美市地域防災計画に基づき、想定避難者数8,600人の3日分として、7万7,400食の食料を確保しております。また、飲料水につきましても、7万7,400リットルの備蓄目標に対して、本年度1万6,500リットルを備蓄する予定で、平成32年度には目標量を確保できるよう、計画的に備蓄を行います。

次に、雨水の有効活用につきましては、今後、調査・研究を行い、有効な先進事例が確認された場合、自主防災組織連絡協議会等の場を通じて、情報提供を行いたいと考えております。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 14番、大岸眞弓君。

○14番（大岸眞弓君） 路地尊につきましては研究をしていただいて、課長には条例規則もお渡しをしておりますので、ぜひ研究をしていただいて、有効活用できないか考えていただきたいと思います。

それでは、防災関連の質問は以上で終わります。

次に、国保について、お聞きをいたします。

国保の都道府県化の準備が進められております。都道府県単位化といたしましても完全に保険者が市町村から県に移行するのではなく、市町村と県が共同で運営する形になるようです。順次お伺いをしています。

まず、①です。

これまでも議会等でお聞きをしてきましたように、県が市町村ごとの医療水準、所得水準をもとに納付金を決定し、それを県に納めるようになるのですが、本市の医療費水準の推測はどうでしょうか、お聞きをいたします。

○議長（石川彰宏君） 市民保険課長、高橋由美君。

○市民保険課長（高橋由美君） 大岸議員の①の質問にお答えをいたします。

本市の医療費水準の推測はということですが、まず、国保事業費納付金ですが、現在、決定方法についても、これから県の事業運営検討協議会において、協議、検討されるというような段階です。ただ、納付金について基本的に決まっていることは、納付金総額は医療費分、後期高齢者支援金分、介護分に今と同様それぞれ分けて算定を行い、最後に合算した額が市町村の納付金総額となること、また、年齢調整後の医療費水準及び所得水準に応じて、納付金総額を市町村ごとに配分をするということが決まっております。

医療費水準につきましては、医療費の高い低い、高齢者の割合が多いなど年齢構成の差異がその原因であることが多いため、補正を行い、年齢構成の差異を調整した後の医療費水準を用いることになっております。指数が低い市町村は保険料負担が低く、高い市町村の保険料負担は高くなります。

ただし、激変緩和の観点から、医療費指数の納付金への反映を段階的に行うことも可能となっております、そのような協議、検討もこれからということになっております。

そのような段階での本市の医療費水準の推測はということですが、わからないところでございますけれども、平成25年度の数字を用いた医療費の年齢調整後の地域差指数というのが出ておまして、全国を1とすると高知県自体が1.121、本市が1.124となっておりますので、医療費水準が1を超えておりますので、保険料の負担は高くなると推測をしております。

○議長（石川彰宏君） 14番、大岸眞弓君。

○14番（大岸眞弓君） まだ県のほうでいろんな係数があって調整中ということですが、全国平均を1として高知県が1.121、本市の場合1.124、このままいくと保険料の値上げが避けられない、ここままいくと。年齢構成とか調整中ということなのですが、それがどれだけきくのかということと、所得水準につきましては勘案をされるのでしょうか、そのことが1点と。

その激変緩和というふうにおっしゃったのは、やはり急激な保険料の引き上げを抑制するためということ、やがては保険料は上がるというふうな想定のもの計算になるということでしょうか。

その2点について、お伺いをいたします。

○議長（石川彰宏君） 市民保険課長、高橋由美君。

○市民保険課長（高橋由美君） 所得水準につきましても、同じような形で調整がされるものと思います。

それと、先ほど激変緩和の観点からということですが、これ納付金のことですが、県全体納付金をどうするかという中で、基金を通じて激変緩和をすとかいろいろな方法が言われておりますので、この納付金自体の部分で県の決め

る段階で、激変緩和が入るとということと理解をしております。

○議長（石川彰宏君） 14番、大岸眞弓君。

○14番（大岸眞弓君） 国保の運営協議会なんかの資料では、香美市はいつも真ん中辺に位置してるので、真ん中辺でそんなに変動はないのかなと思いましたが、全国と比較をするということなんですね。

県の一本化で全国と比較というのも、ちょっとこうわからないところなんですけど、そもそもその国保の都道府県単位化というのは、国保の構造問題の解決のためにということもあったかと思うのですが、ぜひ県との協議の場がございましたら、香美市の実情、それから所得状況、きょう後期高齢医療者の所得状況の驚くような数値が出ておりましたけれども、本当に厳しい実態の中におられますので、そういうこともきちんと反映ができる算定になるように、課長、その協議の場などで発言をする機会がございましたでしょうか。

○議長（石川彰宏君） 市民保険課長、高橋由美君。

○市民保険課長（高橋由美君） 発言の機会というのはございません。これは作業部会と、それから、その上の幹事会等々で決まっていますし、その途中での情報提供というのはございます。

先ほどまだ何もわかってないので、全国平均、その中での高知県の状況、香美市の状況というふうにお答えをいたしましたけれども、県全体の中での状況は出ておまして、その中で指数的には出てないんですけど、基本的には香美市については高医療費・低所得の部類に入っているという、大体真ん中なんですけど、どちらかといえば、そういうところにいるという状況は出ております。

○議長（石川彰宏君） 14番、大岸眞弓君。

○14番（大岸眞弓君） 納付金と関係しますので、納付金の話が先に出てまいりましたが、次の質問に移ります。②です。

納付金額に応じまして、市町村が被保険者に保険料を賦課徴収をするようになりますが、その際、市の裁量はききますか。

○議長（石川彰宏君） 市民保険課長、高橋由美君。

○市民保険課長（高橋由美君） お答えをいたします。

標準保険料率に、これもまだ決めている段階ですが、標準保険料率に基づく事業費納付金の賦課決定は先ほど申しました県が行います。それに基づいて、市町村の保険料をどうするか、賦課・徴収につきましては、市の裁量ということになります。

○議長（石川彰宏君） 14番、大岸眞弓君。

○14番（大岸眞弓君） そうしますと、納付金の金額次第というところも裁量の部分についてはあろうかと思いますが、都道府県の国保運営方針ガイドライン案が今年の1月に公表されました。

それによりますと、県が2017年度中に国保運営方針を市町村と協議の上で策定す

るとあります。国保運営方針では、これまで市町村が独自裁量で実施をしてきました保険料の賦課、保険業務にかかわるルールを統一するのか、個別でいくのかを定める一番肝心の部分となっております。

ただ、このガイドライン案というのは、国の言うのには技術的助言であって、法的義務ではないとのことです。一定こう幅を持たせているというか、緩みを持たせているかと思いますが、できるだけ市の裁量がきき地域の実情が反映されるように、協議の場で県に言っていかななくてはならないと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（石川彰宏君） 市民保険課長、高橋由美君。

○市民保険課長（高橋由美君） 県のほうにつきましては、その決めるに当たっての方式であるとか、所得水準、医療費水準の率とかいうことにつきましては、一応、先ほど香美市に聞かれるかということで、そこの協議の場に入る入らないというところであれば、入らないということにはなるんですけども、市町村ごとにアンケートとかいうことで意見を求められてきますので、その中では、いろいろ県のほうに市の考え方とかいうことは、お伝えする方法はあると思います。

○議長（石川彰宏君） 14番、大岸眞弓君。

○14番（大岸眞弓君） 協議の場には入らないで、それでアンケートとかいうことで、きちんと届くかどうかというのはとても心配なところですが。そういうそのアンケートでもって出てきた意見も、きちんとこういうふうに勘案しますよとかいうことになっているということは、何かそういう通達とか確認とかできておりますか。

○議長（石川彰宏君） 市民保険課長、高橋由美君。

○市民保険課長（高橋由美君） 協議の場に入らないというのがちょっと言い方がよくなかったと思いますけれども。

市町村につきましては、いろいろな作業部会というのがありまして、そこで県下の状況とかいうことを協議をし、その上で市町村の代表のある各ブロックがありますので、ブロックの幹事会等々、それからまた上のほうへ上がっていきます。そのブロックの幹事会に出すに当たっては、市町村と協議はしていただけたらと思っておりますし、それから、作業部会のほうも、うちの入っている作業部会が税と財政のほうの作業部会に入っておりますので、そういうところで意見等を言っていけるものと思っております。うちが直接その幹事会とか決める場に入るわけではないですけども、その前段階の状況の中では、いろいろ意見を述べる機会がございますので、その決定に当たっての途中にはあるということです。

それから、決定をされましたら、こういう状況の経過の中で決定をされましたということは、随時報告がっております。

○議長（石川彰宏君） 14番、大岸眞弓君。

○14番（大岸眞弓君） 国保の都道府県化につきましては、当初、市町村のほうは賦課徴収なんかも全面的に県に移るというふうなことを想定をしていたこともあったか

と思うんですね。それが、こういうふうに県と市町村とで運営する方式になってしまった、財源的なものが県のほうにほとんど移管されたかと思うんですが。それで、市町村も一定裁量をきかせる部分も残ったわけですね。これとても大事なことで、例えば後期高齢者医療というふうに保険が分かれて県になりまして、もう全く、きょうは特例の軽減の質問がありましたけれども、ふだん国保の後期高齢の方の状況はどうとかいうふうなことは、とても遠いところに行ってしまいました。被保険者の方にしたらなおさらそうです。国保の場合はそういうふうに事務が残りましたので、市民の方もここに来ているんなことも言えることになっており、この残った部分をとても大事にして、地域の実情をできるだけ反映できる形に持って行っていただきたいと思いますが、課長、この点いかがですか。

○議長（石川彰宏君） 市民保険課長、高橋由美君。

○市民保険課長（高橋由美君） 市町村の裁量の生かされる部分は、十分にそういうことを考え、やっていきたいと考えております。

○議長（石川彰宏君） 14番、大岸眞弓君。

○14番（大岸眞弓君） 次の質問に移ります。③です。

国は国保の都道府県化に当たりまして、全国知事会らとの協議で国保の構造的問題解決のためとして、2014年に500億円、2015年に1,700億円を拠出、そして、2018年から毎年1,700億円の財政措置を行うとしています。

本市へのこれまでの財源措置されました額と、その運用についてお聞きをしたいと思います。まず、わかりにくくなりますので分けまして、最初のその2014年の500億円分、低所得者の保険料軽減対策に使われたことと思いますが、香美市に対して幾ら入りまして、どのように使われたのかをお聞きいたします。

○議長（石川彰宏君） 市民保険課長、高橋由美君。

○市民保険課長（高橋由美君） お答えします。

分けられたわけですがけれども、額自体500億円の部分と1,700億円の部分はお答えをできます。

それから、運用については両方とも同じ考え方でございますので、それぞれ一緒でございますけど、とりあえず影響額として、平成26年度の500億円に係る保険料軽減分は約900万円でございます。

○議長（石川彰宏君） 14番、大岸眞弓君。

○14番（大岸眞弓君） そうですね。かぶる部分もありますので、それでは、一緒になろうかと思いますが、2015年のその1,700億円分ですが、これ平成28年の国保特別会計の繰入金の中に保険基盤安定繰入金として入っております。それで、その基盤安定のほうは保険料軽減分に1億1,347万8,000円、そして、保険者支援分に6,009万7,517円計上されております。これそのまま特別会計の繰入金のところに入っておりますが、この分の使途、さっきの500億円も合わせてお伺いをい

たします。

○議長（石川彰宏君） 市民保険課長、高橋由美君。

○市民保険課長（高橋由美君） お答えします。

この部分につきましては、国保の構造的問題の解決のために国の財政措置が行われたもので、消費税8%の引き上げによる増収分を活用して、先ほど平成26年度分は保険基盤安定のうち保険料軽減分が、平成27年度の分につきましては、同じく保険基盤安定のうちの保険者支援分が拡充措置をされております。平成27年度の保険者支援分につきましては、約3,400万円になります。

運用についてでございますけれども、措置された額は本市では基金の中に保留している状態と言えらると思います。この財源措置は国保の構造的問題解決のために措置をされておきまして、国保会計の運営のため、今後必要に応じ医療費の伸びへ充てる。それから、できるだけ保険料を上げなければいけない場合、できるだけその保険料を改定しないように努力をするところに充てる。また、どうしても改定しなければいけない場合には、その改定幅を抑えるようにすることに活用することによって、保険負担軽減に生かした運用をしていきたいと考えております。

○議長（石川彰宏君） 14番、大岸眞弓君。

○14番（大岸眞弓君） ちょっと違うのではないかと思います。

その500億円分で900万円、これは2割、5割分に、これは国からこういうふうに出てきておきまして充当されたかと思っております。それと、おっしゃったように、その国保の構造的問題の解決のためにということなので、それはやはり十分に意図するところは使っていかなければならないというふうには私は考えます。

そして、その国のほうも、以前にも議会で申したかもしれませんが、国のほうは財源手当によって、被保険者1人当たり1万円の財政改善効果が見込まれるとしておきます。この国保の構造的問題の根本のところにあります低所得者が保険料が高過ぎて払えない、こういう問題の解決のために来ているお金かと思っておりますので、そのために充当されるべきと思っております。

この財政支援を使って保険料を引き下げた自治体も全国には幾つかあります。また、構造的問題の解決というのは、国の財政支援なしには解決しませんよね。これは課長もお認めになりますね。この交渉に当たりまして全国知事会は、協会けんぽ並みの保険料にするとしたら1兆円は必要というふうに出ておきます。国もだから一定それを認め、不十分ではありますが3,400億円を投入しました。

さっきも言いましたように、高い保険料を払っている被保険者の方々に還元される性質のものではないでしょうか。市も構造的問題解決のために保険基盤安定負担金を基金などにため置かないで、きちんと今使うべきではないでしょうか、お伺いをいたします。

○議長（石川彰宏君） 市民保険課長、高橋由美君。

○市民保険課長（高橋由美君） 香美市の国保の国保税につきましては、合併以来平成18年からずっと据え置いてきました。この平成26年、27年の形はちょっと違いますけれども保険者支援分、名前は違います。保険者支援分と保険料軽減という形で500億円、1,700億円分入ってまいりましたけれども。香美市の国保会計から言えば、平成30年度の広域化を待たず、広域化についても、今、先ほど申しましたように国保の保険料は上げなければいけないような状況が想定をされておりましたし、それから、平成27年度につきましては、もう既に平成29年まで国保税が、国保の会計がもつかどうかわからないという想定をされておりました。

なぜこの、今、保留のところにいるかと申しましたら、平成27年度に平成18年度からの地単カットの分、これは全く性質が別の分ですけれども、地単カットの分を平成27年度に10年間分繰り出していただきました、それが一億二千四、五百万円だったと思いますけれども。そのお金がなければ、既に平成28年、平成29年には、国保税を上げなければもたない状況が想定をされておりました。

ところが、その地単カットの分が繰り入れをされたために今回延命ということになったわけですけれども、それとなおかつ、平成30年度には国保税を上げなければいけないような状況になりますので、単年度単年度にそれを使うか、その平成30年度にそれを利用するかというような問題だと思いますけれども、今現在保険料もつついてきてないのが、平成30年度に改定幅が物すごい上がらないかんというような状況になるときに、それが調整して使えればいいというようなことで、うちは会計運営をしております。

単年度単年度にその来たお金を、その分を下げるというような運営はしておりませんので、今現在、基金の中に持っているという状況と理解をしておるといようなお答えをさせていただいたところです。

○議長（石川彰宏君） 14番、大岸眞弓君。

○14番（大岸眞弓君） 課長のお立場からそういうご答弁をいただきました。

今回のその都道府県化による国の財源措置、これはだんだんに申しておりますように、国保の構造的問題のためというのが大前提としてある、これは課長もお認めになると思いますが。その国保会計のことをおっしゃいました、課長の立場からそうかもしれませんけれども。厳しいときには、やはりこれまでずっと指摘をしております財政安定化支援事業費のその国の示すルール分、これもやっぱりそれであればきちんと入れなければならないし、今回の財政支援規模3,400億円は、全国のその市町村が独自に負担している法定外繰入3,500億円と同等程度の額です。

この法定外繰入につきましては、ペナルティー分も法定外と言えれば法定外になりますが、この財政支援をそういう法定外繰入の、さっき触れられましたけど解消に使うとしましたら、やっぱり被保険者には還元されないことになるんですね。

また、自治体の努力でやっております子どもの医療費無料化の政策に対するペナルティー分は、それはそういうことは間違いだと、国に姿勢を正すとともに、国が是正する

までは市が負担して当然のものだと、市が政策としてやっているわけですから。

また、収支が単年度の赤字というふうによくおっしゃるんですが、高齢者がふえて、高度医療などで医療給付費がふえますと、どうしてもそうなります。しかしそれは、被保険者の責めによるものでしょうか。

市は福祉的な観点、社会保障としての観点から、その用途についてはもう一度課長に考えていただきたいと思うのですが、その点につきましてお願いします。

○議長（石川彰宏君） 市民保険課長、高橋由美君。

○市民保険課長（高橋由美君） お答えします。

こここのところはどうしてもちょっと考え方が違うと思いますが、ペナルティー分については、確におっしゃられるとおりで。これは国のほうで決まっておりますけれども、市のほうで施策としてやっている分なので、繰り入れてもろうても当然やというようなお考えだと思います。それはそのとおりであるとは思いますが、けれども先ほど申しました、保険料軽減とかの構造問題について来る分につきましては、やっぱり長期的な観点でほかに使うわけではございません。やはり、被保険者の保険料の負担の部分にどう充てるかというところで使っていくようにはなると思っていますので、そここのところはやはり考え方のちょっと違いだと思いますけれども、うちはそういうふうに関の会計にとりましては、平成30年度の上がるであろう保険料の負担に、何とか使っていきたいというような考えをもって運用をしたいと考えておりますので、そここのところを使い道としては、おっしゃられていることと変わりはないと思っております。

○議長（石川彰宏君） 14番、大岸眞弓君。

○14番（大岸眞弓君） 恐らくそういうご答弁だとは思ってはおりましたけれども、国保の根本的なことに関して少し述べたいと思います。

三重短期大学の長友さんという国保のもう第一人者なんですが、この方が参議院の厚生労働委員会で国保の都道府県化の検討の場で、参考人としてこのような意見陳述をされています。

社会保険には2つの原理がある。1つは社会原理で、自己責任や相互扶助では対応できない病気・失業・老齢・障害などの問題に対して社会的な対応を行うもので、これは国庫負担や事業主の根拠となっている。もう一つは保険の原理、保険の技術的側面に注目したもので、保険料を納めた者のみにサービスを提供する。民間保険はこの原理で運営されている。昨今、保険原理のみを強調する動きが国保の現場で起きているが、これは医療の保障という公平性に欠け、著しく正確な認識を欠いたものである。皆保険制度の堅持という視点からも早急な是正が必要だと述べています。

国に対しもとの国庫負担率に戻すこと、これがもう根本なのですが、それを要求するとともに、市も国保は社会保障であるとの位置づけをしっかりと捉え直す必要があると思います。いかがでしょうか。

○議長（石川彰宏君） 市民保険課長、高橋由美君。

○市民保険課長（高橋由美君） その構造問題解決のために、今回国もお金を入れてきていると認識をしております。

○議長（石川彰宏君） 14番、大岸眞弓君。

○14番（大岸眞弓君） それでは、次の質問に移ります。

香美市のデータヘルス計画が市の広報誌の6月号に掲載をされております。

その中で、中長期的な目標として掲げられておりますのが3点、①医療費の伸びを抑える。②入院者数の増加を抑える。③80万円以上の高額レセプトの脳血管疾患件数を抑えるとありますが、具体的にどのような計画でいくのか、数値目標などが設定されるのかをお聞きをいたします。

○議長（石川彰宏君） 市民保険課長、高橋由美君。

○市民保険課長（高橋由美君） お答えいたします。

今回のデータヘルス計画のデータ分析から、香美市の健康課題につきましては、この広報に載せさせていただいたとおり、虚血性心疾患、脳血管疾患、糖尿病性腎症による死亡を減らし、健康格差を縮小するという健康課題を掲げております。

これらの疾患は医療費が高額で死亡率が高く、要介護の最大の原因疾患となりまして、健康寿命に影響を及ぼすことから、重症化を予防するために、このデータヘルスの計画の中に特に取り上げて掲げたものでございます。

①の医療費の、①というのが広報香美の6月号のうちのデータヘルスの中長期的な目標の①だと思いますが、この①は医療費の伸びを抑えるというふうに載せてございます。

本市では医療費を削るとかいうことではなく、本市では入院の件数や1件当たりの在院日数が多いために、早期に外来を受診をしていただくことで、入院につながらないようにして重症化を防いでいき、ひいては医療費の伸びを抑えるというところを目的にしております。

数値目標としましては、その早期に発見をするということから、要精密検査及び要医療対象者の医療機関の受診率を現在の41%から70%と設定をしております。

②につきましては、入院者数の増加を抑えると載せてございます。

これにつきましては、入院数の増加を抑える数値目標としては設定をしておりますませんが、現状で医療費の外来の割合が53.6%、入院割合が46.4%となっている率を、これをどちらがどうということはないんですけれども、外来が伸びて、できるだけ入院の割合が現状から減ることを目標としております。

③につきましては、80万円以上の高額レセプトの脳血管疾患件数を抑えるということを掲げています。

これにつきましても、特に数値目標を掲げることができませんけれども、さっきの②と同様に、早期治療、重症化予防ということで、②と同様に外来の割合が伸びて、入院割合が減るという全体的なことを目標としております。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 14番、大岸眞弓君。

○14番（大岸眞弓君） お答えいただきました。

本当にその予防医療の観点がすごく大事で、課長がおっしゃったように、①の医療費の伸びを抑えるは、これは医療費を削減するという意味でなくて、早期に病院にかかっていただいてということで、そのとおりだと思います。

医療介護の相互確保法で、療養病床の削減とかそういうのが出てくるんですが、ぜひその入院者数の増加を抑えるというのが、病床を削減するためのもの、それが最終目的とならないような取り組みに、心配ないと思いますけれども、何かそのそういうのがちょっと心配をされますので、入院に至らずに外来で、入院しなくて済むようにということで、今のご説明ではそうだったかと思えます。

本当に予防医療が大事です。早期に病院にかかれたら重症化しなくて済むというのはそのとおりでありますし、今その市内の病院でお聞きをしましたら、その経済的なことが理由で治療を中断される、それから、保険証がなくなって病院にかかれずに、もういよいよ重症になってかかって、やっとかかったけれども数日して亡くなったと、もうちょっと早ければ助かったのにといいふうな、保険証のあるなしが外来診療に早くかかれるかかかれないかという、すごくそれがあると思うんですが、後期高齢医療で所得状況から、初め資格者証を発行するような構想もあったんですけども、それはできないだろうということで短期証に、後期高齢者の場合なってるわけですね。ぜひともその早期に外来受診ができるように、本市のその資格者証ですが、これを暫定的にでも短期証に切りかえて対応すると、健康づくりをしていくというふうなことは構想にありませんでしょうか。

○議長（石川彰宏君） 市民保険課長、高橋由美君。

○市民保険課長（高橋由美君） お答えします。

負担の原則とかいうことを言うとまたあれかもわかりませんが、重症化を予防するというので、資格者証の方につきましても、ご相談に応じて短期の保険証は出すようにしております。ご相談によりということにはなっておりますけれども、その重症化に発展するような病気とかであれば、今現在も状況をお聞きして、短期証はお出しをしております。

○議長（石川彰宏君） 14番、大岸眞弓君。

○14番（大岸眞弓君） それでは、次の質問に移ります。

小児科の誘致と地域医療体制の強化について、お聞きをいたします。①です。

市内の子育てボランティアグループの方々から、アレルギー対応のできる小児科の医師を誘致してほしいとの請願が議会に対してありました。議会はこれを全会一致で採択いたしました。

教育厚生常任委員会での参考人として招致されました請願者は、それまでは議会を傍聴すらしたことがないという方でしたが、子育てサークルに集まってこられるお母さん

たちの積年の思いを述べられ、非常に説得力のあるものでした。大人の病院はあるのに、子ども専門の病院がないのはおかしい、アレルギー対応してくれるところが身近にあれば助かる、子育てする中でのこの率直な願いをどのようにまず受けとめられるでしょうか。

また、請願採択を受けてのこれまでの市の取り組みについて、お聞きをいたします。

○議長（石川彰宏君） 健康介護支援課長、前田哲夫君。

○健康介護支援課長（前田哲夫君） 大岸議員の質問にお答えしたいと思います。

香美市には、以前、旧土佐山田町に小児科がありましたが、平成18年7月から小児科病院がないという状態が続いています。市内に小児科がないという状況につきましては、香美市の重要な課題であり、その認識は当時から変わっておりません。今回の子育て支援サークルの方々からの請願書につきましても真摯に受けとめ、香美市としましても、子どもを生み育てやすい環境をつくるには、安心して医療を受けられる体制づくりが必要と考えています。

請願採択後の市の取り組みとしましては、平成27年12月以降、市長を初め上層部での方針の検討、県福祉保健所、香美郡医師会の先生方への相談を重ねてまいりました。また、南国市内の小児科医への個別の相談に加え、香美市内で小児科を併設していただけないような機関には直接ご相談させていただきましたが、残念ながら有効な情報はなく、現在のところ小児科誘致については至っておりません。

小児科医は、急病による夜間・緊急時の対応などにより、医師1人での勤務体制では過酷な勤務状態になることもあり、全国的にも県下的にも医師不足は続いています。

このことから、高知県では県下的なシステムとして休日・夜間の救急医療については、高知県救急医療情報センターや平日・夜間小児急患センターで対応するよう、体制を整えています。

大変厳しい状況ではありますが、今後も県や医師会などのご意見をいただき、関係機関と相談・連携しながら情報を収集し、小児科医の確保に努めていきたいと考えています。

○議長（石川彰宏君） 14番、大岸眞弓君。

○14番（大岸眞弓君） いろいろご尽力をいただいているということで、ありがたいことだと思います。言いますのは、これまでも小児科の誘致につきましては、議会の委員会などでたびたび出ておりました。まちづくり推進特別委員会でも出ました。小児科があったら、乳児健診で今現在、香北とか物部の方たちは、山田の八王子プラザまで来なくてははいけませんね。そういう不便があったりするわけです。

そして、小児科のお医者さんがいらっしゃったら、そういう対応も可能になります。十分おわかりと思いますが。

それからもう一つ、災害時に津波のない本市に小児科があるということの意味は、本当に今大きいと思います。

これまでこの小児科の誘致の問題で、議会等で発言をしましたら、医師に個別に頼んでみたけれども、出生率が低くて経営が成り立たないのでだめだったと、そういう答弁がずっと何年も続いてきておりましたので、具体的に市長以下こういうふうにアクションを起こしていただいているということについては、心強く思います。ぜひ引き続き、小児科の医師確保に尽力されるよう求めまして、次の質問に移ります。

議会報告会の物部地域の会場で、物部診療所の入院受け入れがなくなることについて、また、医師の高齢化で外来もなくなるのではないかという不安の声が口々に出されました。会場で出ました意見につきましては、昨日、同僚議員から紹介がありましたので省きますけれども、本当に地域の方は危機感に満ちておりました。

ちょっとしたときにかかれて必要なら専門医を紹介してもらえる、このような総合医的役割を果たす身近な病院、これが自分たちのその身边から消えるのではないかという不安の声でした。そして、この声をぜひ市に伝えてくれということでしたので、今この場で発言をさせていただきます。

昨日お伺いをしましたら、随分ご尽力をいただいていることは承知をいたしました。そのように動かれているとは思いますが、現医師が外来診療もできなくなったときの対応も考えておかななくてはならないと思います。

また、香美市の医療環境ですが、ここに来まして別の議会報告会の会場では、産婦人科に関する質問も上がっていたようです。

ほかにもありますが、地域医療がやせていくと心細い限りです。地域で住み続ける安心が損なわれます。今、市民の医療環境が変化してきています。市民に必要な医療をどう保障するか、地域で医療が完結するような市としての構想を持つ必要があると思いますが、いかがでしょうか。

○議長（石川彰宏君） 健康介護支援課長、前田哲夫君。

○健康介護支援課長（前田哲夫君） 大柘診療所の入院についての、その診療所については、昨日答弁しましたので省きますが。

中山間地域の医療機関は、市民にとってなくてはならないものであり、市としましても切れ目ない医療体制を確保し、継続に向けて力を尽くしたいと考えています。市だけでなく、県や香美郡医師会との連携が必要となってきますので、さらに連携を強化し、医師確保に努めてまいります。

香美市内の医療構想につきましては、市民の健康づくりの支援や健診等の保健サービスの向上に努め、長寿社会に向けて、市民が地域で安心して暮らすことのできることを基本に進めています。また、医療体制については、大岸議員の質問にあったように、各関係機関と協議・連携しながら、身近で適切な医療を受けられるようにするとともに、地域全体で患者さんをサポートする地域完結型医療も必要ではないかなと思っております。

市内にない診療科目については、近隣自治体にあります医療機関との連携も、協力も

進めています。

市民が必要なときに、地域で適切な医療が受けられるように、高知県保健医療計画に基づきながら、今後も現在地域で開業されている先生方のコンセンサスを得ながら、香美郡医師会との連携を強め、香美市の医療体制維持に努めたいと思います。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 14番、大岸眞弓君。

○14番（大岸眞弓君） 切れ目のない医療体制ということが、念頭におありということをお伺いしました。ただ、その第1はやっぱり医師確保なんですね、そのために必要なことはね。

私はこの質問をつくりましたときに、例えば今、県の地域医療構想が今年の前半に策定をするということになっていますが、これもその医療介護の確保法により、国が数値を示してきております。

2025年の高知県の必要病床数を現在より4割少ない4,260というベッド数を示しておりまして、これでやるようにということで県に計画を迫っているのですが、地域の実情を反映しない計画は成り立たないと思います。

それで、私の言うのは医療費削減を最終目標にしたこのような構想ではなく、今、課長おっしゃったように、切れ目のない医療の提供、小児科から療養病床まで、香美市の必要数に対してどれぐらいの病院があったら、それがニーズに応えられるかという構想のもとに医師確保に乗り出す。

それから、例えば、物部診療所を拠点に包括ケアも考えていけますね、物部診療所が残れば。それで、小児科があれば育児の相談もできる。それから、子どもの成長発達に関する早期発見もできる。そういう相談ができる。歯科では、徹底した口腔ケアで虫歯の出現率を抑える。これは実際に、山形県の酒田市で実現をしているわけですが。

こういうふうな市民を丸ごと健康にする、そういう構想のもとにやっぱりやっていく必要があると思いますが、この点に関しましては課長、同意見でしょうか。

○議長（石川彰宏君） 健康介護支援課長、前田哲夫君。

○健康介護支援課長（前田哲夫君） 自分が先ほど言いましたように、地域完結型医療と言いまして、やはりその地域で完結する形のものを、やはり香美市としても確保しなければならないというのはあります。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 14番、大岸眞弓君。

○14番（大岸眞弓君） それでは、次の質問に移ります。

県も奨学金制度とか、さまざまな医師確保策に具体策を打っております。

また、昨日紹介がございましたけれども、私たち日本共産党の議員団、そして、くらしと福祉を守る会の議員で、医師確保に熱心に取り組んでいる徳島県那賀町を訪ねました。担当課長にお話を伺ったわけですが、那賀町は平成17年の3月に町村合併した町

です。人口は9,890人と少ないですが、広い面積の9割以上が森林ということで、本市と地理的条件が似ております。住民も高齢化率がすごく高いわけですが、その高くなる中で、医師の確保は住民の最大の関心事です。

那賀町は健康福祉課の中に医療対策室というのを設けて、町長を先頭に医師確保に熱心に取り組んでいます。

合併後、透析のできる診療所が閉鎖しまして住民が大変困ったときに、議員の友人の医師を交渉の末誘致して、透析を引き続きできるようになりました。それで、住民の流出を防ぐことができたということでした。町長を先頭に議会も行政も医師の確保に熱心なところだという印象を受けました。

医師確保の具体的な取り組みとしましては、昨日紹介もありましたので省きますが、ここでちょっとスクリーンをごらんいただきたいと思います（スクリーンを示しながら説明）。

これ、こういうパンフレットをつくりまして、お医者さん向けのパンフレットです。中身はちょっと厚いので、表紙だけ。このような冊子をつくって、それから、町立です。町長のご挨拶があって、開けましたら、各診療所のお医者さんが、こういう医療をしております、ぜひ来てくださいという実績とかも載せまして、これで医師誘致をツアーとかいろいろやってるわけですね。それから、ケーブルテレビでも放映しているということでした。

担当課長のお話によりますと、医師は通常はその治療に加えて、やっぱり自分の業績を残したいというふうに熱意を持っておられるという実感を述べておられました。交渉の際には、今言いましたように我が町の医療構想を示して、市のできる支援策を構えて、交渉に当たることもまた一案ではないかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（石川彰宏君） 健康介護支援課長、前田哲夫君。

○健康介護支援課長（前田哲夫君） この那賀町の医師募集、すごく参考になると思います。

ただ、この那賀町につきましては、町立で直営で診療しているようです。ですから、うちのほうは直営となっていないので、若干また体制が違うのかなと思っております。

独自の医師募集についても、県や医師会とも相談をしながら、ほかの自治体を参考に取り組んでいきたいなと思っております。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 14番、大岸眞弓君。

○14番（大岸眞弓君） 1点お伺いしますけれども、那賀町は同時に僻地医療の指定を受けております。自治医科大学から医師を、派遣を2名してもらっているということなんですが、そういう時期があったということなんですが。物部のほうの診療所も僻地医療の指定にはなっていないんじゃないかと思うんですが、どうでしょうか。

○議長（石川彰宏君） 健康介護支援課長、前田哲夫君。

○健康介護支援課長（前田哲夫君） お答えします。

大柘診療所は、高知県僻地診療所には指定されています。しかし、高知県へき地地域医療協議会へ加入していないため、僻地医療拠点病院からの医師派遣は会員内で優先して派遣されることとなりますので、医師の数が少ないため医師を回せるかどうか不明ということです。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 14番、大岸眞弓君。

○14番（大岸眞弓君） 残念なことですね。なぜその会員に入っていないのか、ちょっと経過があるのか知りませんが、今から入るということもできないのですか。それであれば、自治医科大学のほうから医師も派遣してもらえと思うのですが、それはいかがでしょうか。

○議長（石川彰宏君） 健康介護支援課長、前田哲夫君。

○健康介護支援課長（前田哲夫君） 加入については、医師の派遣がなくても、毎年、医師の研修費、学生医師の研修費、そして、協議会の運営費などの負担金が必要になるため、慎重にしなければならないかと思っています。負担金が発生するというので、入ることは可能だとは聞いておりますが、ちょっとそこまでは。

○議長（石川彰宏君） 14番、大岸眞弓君。

○14番（大岸眞弓君） 負担金がいかにどのものかわかりませんが、そんなに莫大なお金がかかるものですか。そうでなければ入られて、これだけ医師確保をしたいときに、こういう方向もやっぱり道をつけておくということは大事と思いますが、いかがでしょうか。

○議長（石川彰宏君） 健康介護支援課長、前田哲夫君。

○健康介護支援課長（前田哲夫君） この負担金というのは、やはり医師の研修費、派遣がなくても医師を育てるという意味でその負担金が発生しますので、かなりの金額になると思います。

○議長（石川彰宏君） 14番、大岸眞弓君。

○14番（大岸眞弓君） それをどう考えるかですけれども、ぜひこれが利用できないかなということを申し上げまして、次の質問に移ります。

最後、児童クラブの施設について、お伺いをいたします。

今、本市では児童クラブの施設を順次建てる計画を進めていっております。せんだっての行財政改革推進特別委員会での説明を受けまして、お聞きをいたします。

片地小学校の児童クラブは、現在、片地多目的集会所のホールをお借りして運営をされております。専用施設ではありませんので、体調のすぐれない子が休息するスペースもなく、また、ホールの隣の部屋では他団体の方が事務をとっておられ、子どもたちが帰ってくると声も響き、業務に支障を来している状態です。必然的に子どもたちの活動も制約されるようにならざるを得ず、放課後児童の居場所としては適していないと考え

ます。双方が困っております。保護者の方からも専用施設どうなっていますかとお電話も、この間複数の方からたびたびいただきました。

保護者、指導員の切実な思いを酌み取っていただきまして、また何より、放課後児童の生活の場として、早期に施設建設のめどを立てていただきたいと思いますと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（石川彰宏君） 教育振興課長、横山和彦君。

○教育振興課長（横山和彦君） かたじ児童クラブのご質問について、お答えいたします。

かたじ児童クラブにつきましては、ご質問にもありましたように、片地小学校に隣接する片地地区多目的集会所施設を使用しており、専用施設でないことから、使い勝手などの点で課題があることは認識しております。

ご承知のとおり、ほかにも課題を抱える児童クラブが多数ございます。専用施設でない児童クラブがほかにもございますし、老朽化や学校から離れていることなどから、建てかえ、移転の必要性のある施設がございます。

施設ごとの優先順位と財政状況とを考慮しつつ、かたじ児童クラブも含めて、学校の施設内を利用した児童クラブ施設整備を計画していきたいと考えております。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 14番、大岸眞弓君。

○14番（大岸眞弓君） 私は他の児童クラブさんの実情もよく知っておりますし、本当にどこも急いでおります。それはよくわかるんです。それで、財政的な問題もありますので、優先順位もあろうかと思いますが、だから、ほかよりこっちを優先してねということとは言えないですし、そうではありません、思いとしましては。全児童の児童クラブの専用施設を、子どもたちが健全に成長発達できる場として、早く設置をさせていただきたいと思うものですが、その優先する順位といたしますか、その整備計画は今のようになっていますか。

○議長（石川彰宏君） 教育振興課長、横山和彦君。

○教育振興課長（横山和彦君） 先般の行財政改革推進特別委員会でも、各児童クラブの実情等についてご説明させていただき、委員長からも報告あったところですが、専用施設でない児童クラブ、かたじ児童クラブのほかに、香長小の香長児童クラブと舟入小、山田小のたけのこ児童クラブがございます。たけのこ児童クラブについては、利用児童の大半が舟入小学校の児童であります。舟入小学校区ではなく、学校からも距離が離れている状況です。

状況はご存じだと思いますが、山田小学校のくじら・めだか児童クラブにつきましては、施設が古いということで建てかえの検討が必要であること、小学校から離れていることから、小学校もしくは小学校の近隣の施設に移転を望む声が多数寄せられております。

優先順位につきましては、特別委員会のほうでも一応ご報告させていただきましたけれども、やはりたけのこと、くじら・めだか児童クラブがどうしても急ぐと。施設そのものが、かたじ児童クラブの場合は比較的建物自体は新しくて、耐震性についても今のところ問題がないということと、学校施設から近いという部分からしますと、どうしてもその学校施設から離れておる、それから老朽化といった分が先に、どうしても優先が高くなっていくという状況で、かたじ児童クラブのその切実な状況も理解して、できるだけ早い段階で計画をしていきたいと考えております。

○議長（石川彰宏君） 14番、大岸眞弓君。

○14番（大岸眞弓君） 課長、各児童クラブを、今その課題をいっぱい抱えている各児童クラブをごらんになったことはありますか。現場に行かれたことがありますか。

○議長（石川彰宏君） 教育振興課長、横山和彦君。

○教育振興課長（横山和彦君） 今年度になって4月からこちらでございますが、外から見たことはあります。現場、現状、活動している間にまだ訪問したことはございませんので、また今後施設を見ていきたいと考えております。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 14番、大岸眞弓君。

○14番（大岸眞弓君） 今年ね、課長かわられたところですので、無理もないかと思いますが。ぜひ、そのやっておる指導員さんとか保護者の方に、どこがどういうふう困っておるか聞かせてくださいということで、お話を一度聞いてあげていただきたいと思っております。それはできますか。その全部の児童クラブです。多分いろんな悩みをあちこち持っていると思っております。それで、聞いていただきたいということが1つと。

私が2年前の改選後の議会で、市民の方から要望されまして、かたじ児童クラブの建設について質問をしたことがあります。そのときの教育次長の答弁を読み上げます。

「大柘のもんべえ児童クラブにつきましては、来年度の着工の計画で今進めております。」ちょっと中略しまして、「放課後子ども総合プランと全体図の中で、学校施設の利用というのが明確に打ち出されております。ただ、香美市の小学校のほうには、余裕がある空き教室というのがなかなかございません。ですから、今後につきましては、敷地内での建設というふうに検討していきたいというふうに考えております。まず、それを前提に、かたじ児童クラブは、今現在ご存じのように片地小学校に隣接する片地地区多目的集会所の施設を利用して、これはご存じのように他団体と共同で使っております。この部分につきましては最近になりましてちょっとにぎやか過ぎるとか、子どもの元気があり過ぎるとかというような苦情が出てきております。その中で、先ほど申しましたように大宮小、もんべえというふうに順次しておりますので、現在のところ、かたじにつきましても、それからもう一つ専用でない2カ所、香長、たけのこにつきましても、専用施設化を図りたいという整備計画を現在計画中でございます。これにつきましては、毎年11月ごろに手を挙げて2月、3月ごろに本申請して、翌年建設というふうになりま

すので、現在2,300万円程度の国の補助金がございます。そのうち3分の2が補助対象になりますので、これを利用したものでいけば、近い将来代替専用施設が進んでいくんじゃないかというふうに考えておりますので、よろしく申し上げます。」これが、教育次長の答弁です。

このご答弁によりますと、私は大宮小学校・もんべえ児童クラブが建てば、かたじ児童クラブのほうの施設に取りかかっていただけなのか、そういう整備計画なのかなというふうに思いました。

この答弁との整合性といいますか、今、課長のおっしゃっている答弁と、どういうふうに受けとめられますか。

○議長（石川彰宏君） 教育振興課長、横山和彦君。

○教育振興課長（横山和彦君） お答えいたします。

大宮小学校・もんべえ児童クラブが済んだらということでもございましたけれども、先ほど挙げた中ではかたじが一番先に、最優先でということでもなかったのではないかと思います。優先度といいますか老朽化と距離の問題等で、どうしても優先度合いが変わってくると思います。その点につきましては、現場も見ながら計画をしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 14番、大岸眞弓君。

○14番（大岸眞弓君） 私はこのときに、かたじ児童クラブの問題に特化して質問をしましたので、それへのご答弁でしたので、そういう受けとめをしておりました。

これから、夏休みに入りますと児童数もふえますね、1日になるんですよ、午後だけじゃなくて。それから、災害時の指定の避難所になっておりますので、何かあったときには子どもたちはそこを使えないということですね。困難が重なっていきます。

現場も十分に見られて、お話も聞かれて、整備計画につきまして、もう一度庁内で検討をしていただけるように求めますが、それについてのご答弁をお願いします。

○議長（石川彰宏君） 教育振興課長、横山和彦君。

○教育振興課長（横山和彦君） 課内でも十分協議をして、調整していきたいと考えております。

○議長（石川彰宏君） 14番、大岸眞弓君。

○14番（大岸眞弓君） それでは、最後の質問になります。この質問は前回に引き続き2回目です。

今議会、議案の繰越明許で、大栃小の児童クラブの新築工事が入札不調で再び工事が延期されました。無事6月9日には落札したという報告がありましたけれども、大宮小学校も随分かかりました。建設がおくれたわけです。入札不調が慢性化しているように思いますが、いかがでしょうか。

子どもの専用施設です。子どもの1年は大人の1年とは違います。もう今、児童クラ

ブに入っている子が、建つとしたら、このままの計画でいったら、二十歳になってしま  
うんじゃないかと思うようなそういう進捗状況ですが、順調な建築に向けまして、この  
入札不調とかの手だてを研究する余地があるのではないのでしょうか、お聞きをいたしま  
す。

○議長（石川彰宏君） 管財課長、柳本隆司君。

○管財課長（柳本隆司君） 大岸議員の児童クラブ入札不調に対して研究の余地があ  
るのではというご質問に、管財課の視点から発注業務全般の入札不調について説明いた  
します。

入札不調につきましては、数々の要因が組み合わされて発生していると思われま  
す。原因として次の要因が考えられます。

1 番目として、施工・現場条件が厳しい。例えば、施工時期に制約がある工事、工事  
現場に工事車両が入らない工事、人力施工による工事などが考えられます。2 番目とし  
て、価格が折り合わない。市場価格や実勢価格に合わない工事や少額工事が考えられま  
す。3 番目として、技術者が不足する。年度末など工事発生が集中することにより、技  
術者や作業員が不足することが考えられます。4 番目として、工事の規模及び工期が短  
い。工事規模の小さい工事は、利益率が低く、敬遠されやすいことが考えられます。

以上のような要因が、入札不調の原因の一部と考えます。

これに対する対策ですが、1 つの対策のみでは解決できない問題と思いますが、対  
策としまして、1 番目として、最新単価適用の徹底、2 番目として、適切な施工条件等  
の設定、3 番目として、工事発注時期の平準化、4 番目として、歩切りの根絶、5 番目  
として、現場代理人等技術者の兼務要件の緩和などが対策として考えられます。

この対策をもとに、平成27年度の入札不調について検証してみたいと思います。土  
木・建築工事で不調の要因が異なると考えますので、個々に検証します。

まず、土木工事の場合、不調は災害復旧工事がほとんどです。災害復旧工事の特殊性  
として、災害は国の査定を受検した後、発注となりますので、発注時期が年度後半に偏  
ります。また、施工条件の非常に悪い現場も多く見受けられます。発注時期の年度末に  
は、業者も手持ちの工事を多く抱えていますので、当然、工事の選別も行おうと思いま  
す。そのため、年度末には多くの工事が入札不調という結果になると考えます。

次に建築工事です。建築工事の場合は、上半期に設計会社に設計監理業務を発注し、  
下半期に建築工事を発注する工程と考えます。建築工事は分業による施工が一般的で  
すので、工種ごとに見積もりを徴し、それをもとに設計書を作成します。発注時期にな  
りますと、分業先の下請業者が既に業務を受注している場合には人手不足も懸念されま  
す。さらに、見積もり徴収から時間が経過するにつれ見積価格が上昇し、設計価格と実勢  
価格が乖離するという事象も見受けられます。

また、教育施設は施工条件、施工時期に制約も見受けられ、業者が敬遠することも十  
分考えられます。

以上が香美市における入札不調の主要なものと考えます。

この要因に基づき、入札不調を減らす対策として、どのようなことが考えられるかと申しますと、先ほども述べましたが、最新単価適用の徹底、適切な施工条件の設定、工事発注時期の平準化という対策が考えられます。

工事発注の平準化につきましては、事業課は年度内に工事を完成するように努めますので、年度末に工事が集中します。そのため翌年度当初の時期には、工事の発注量が少なく空白となります。あえてこの時期に前年度の工事を発注することにより、年間を通じて発注量の平準化を図るものです。

事業課は年度内完成を目指し使命を持って業務を遂行していますので、抵抗があるとは思いますが、繰り越し、債務負担行為の手続を踏んで、平準化に対応していただきたいと考えます。

管財課としても対策の一環として、平成26年10月から歩切りの廃止、平成26年12月には現場代理人の兼務についての要件の緩和を行い、技術者不足に対応する対策を講じています。

最後に、平成27年度建設工事入札で起きた入札不調の報告ですが、不落・不調が延べ48件ありました。そのうち既に工事が完成しているもの実数で15件、発注して施工中であるもの24件、うち20件につきましては、平成28年度に発注しております。なお、今後発注予定は3件です。

大岸議員から看過できないという厳しいお言葉をいただきました。このご時世、入札不調は香美市だけの問題ではありません。発注側と受注者側の全ての条件が折り合って、初めて落札という形になります。

職員は最善を尽くして業務に取り組んでおります。議員の皆様、市民の皆様も事業の推進にはご理解よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（石川彰宏君） 14番、大岸眞弓君。

○14番（大岸眞弓君） 今、大変ご丁寧なご答弁をいただきました。

もちろん、私はその看過できないというのは、子どもたちの施設であるので早くやってあげたいなという思いがあるものですから、この入札不調続きが何とかならないだろうかという思いがあったものですから、そういうふうに言いよったわけですが。今でもお伺いしますと、市のほうもいろんな努力、工夫をされまして、今の課長のご答弁でいきますと、発注時期をちょっと工夫すれば、年度末に集中しないよう到来年度にやれば、入札率は上がるんじゃないかというふうにお聞きをしたと思うのですが。それでいくと、今2年前のこの教育次長のご答弁、毎年11月ごろに手を挙げて、二、三月ごろに本申請してというこのやり方であれば、不落不落というふうには、それだけが要因ではないでしょうけれど、そういうのは回避できるかなと思うのですが、その点いかがですか。

○議長（石川彰宏君） 市長、法光院晶一君。

○市長（法光院晶一君） 大岸議員の入札の件について、お答えをしたいと思います。

管財課長のほうからは、空白時期に発注すれば受けられるんじゃないかというお話がありましたけれども、これはもう前提として、2年間で想定したやり方でありまして、行政としてはなじまないやり方だと私は思っております。

そして、こういうことが当たり前に行われると、大変危険だというふうに思っております。それは、現在国はトップランナー方式をとりまして、自治体に対する交付金については抑えようとしているわけです。前年度において繰り越す、あるいは未契約の工事を持っている自治体に対しては、必ずこれは抑えていきます。

本年度も新町西町線は、本年度の要望額に対して18%です。前年度の繰り越しがあったことが、非常に大きな要因になっているのではないかと危惧しておりますので、この点については、1つの考え方であるというふうにご理解をいただきたいというふうに思います。

○議長（石川彰宏君） 14番、大岸眞弓君。

○14番（大岸眞弓君） 市長からご指摘がありました、それももったもな事だと思いたしますが。

では、このこういう子どもの施設、どの施設も急がれるわけですがけれども、こういう入札不調を防ぐ方法、市のできる限りの努力というのは、どういう方法がありますでしょうか。どなたがお答えいただけますでしょうか。

○議長（石川彰宏君） 市長、法光院晶一君。

○市長（法光院晶一君） 工事につきましては、やはり当初から計画をしていくという、原則的にやるべきだというふうに考えております。

今、入札がなかなか不調になってできないということで、それを当て込んでいろんな方法をとった結果、さらに不調になるということもあるわけでありましてから、私は原則的に物事は進めていくべきと、とりわけ行政ではそうあるべきだと私は考えております。

○議長（石川彰宏君） 14番、大岸眞弓君。

○14番（大岸眞弓君） その当初から計画をして、その順調に、不調という形に終わらない保障といいますか、今こういうふうになってきておるにはいろいろな要因があるかと思いますが、こんなふうに必要なとされる施設が延び延びにならない方法をやっぱりみんなで知恵を出して合って、考えていかなければならないと思いますが、原則的に物事を進めていく、それで、やった結果いかなければ、また来年というふうになるのでしょうか。入札不調にならない方法ということについて、その国の補助金との関係もあるんですが、その点、児童クラブの施設に関しては、課長いかがですか、どのようにお考えなんですか。

○議長（石川彰宏君） 教育振興課長、横山和彦君。

○教育振興課長（横山和彦君） お答えいたします。

入札不調が続いたということで、教育施設の時期的な問題とかいったことも先ほど発

言もあったところなのですが、この発注に当たっては管財課等とも協議して、その発注時期とかいったことの調整ができるものであれば、そういったこともあるのかもしれませんが。

事業を発注、計画する側としては、その時期的なものとか、どうしても申請の時期とか設計の時期とかがありますので、その順番、平準化とかいった部分が調整しづらい部分があるかと思えますけれども、それはやはり香美市内といいますか、公共工事の発注の際のその時期的なものは、また管財課とも調整をできる部分があれば調整していくというようなことしか言えないと思えます。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 14番、大岸眞弓君。

○14番（大岸眞弓君） いずれにしましても、子どもたちのこういう教育施設が順調に建築をされていきますように願ひまして、私の全ての質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（石川彰宏君） 大岸眞弓君の質問が終わりました。

以上で一般質問を終わります。

本日の日程は全て終わりました。本日はこれで散会します。

お諮りします。一般質問が全て終わりましたので、6月16日は休会にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（石川彰宏君） 異議なしと認めます。よって、6月16日は休会とすることに決定しました。

次の会議は6月17日午前9時から開会します。

（午後 2時50分 散会）

地方自治法第123条第2項の規定による署名者

議 長

署名議員

署名議員

平成 2 8 年 第 2 回

香美市議会定例会会議録（第 4 号）

平成 2 8 年 6 月 1 7 日 金曜日

平成28年第2回香美市議会定例会会議録（第4号）

招集年月日 平成28年6月6日（月曜日）

招集の場所 香美市議会議場

会議の日時 6月17日月曜日（会期第12日） 午前 9時00分宣告

出席の議員

1番	甲 藤 邦 廣	12番	山 崎 晃 子
2番	小 松 孝	13番	山 崎 龍太郎
3番	利 根 健 二	14番	大 岸 眞 弓
4番	山 崎 眞 幹	15番	織 田 秀 幸
5番	森 田 雄 介	16番	比与森 光 俊
6番	濱 田 百合子	17番	依 光 美代子
7番	村 田 珠 美	18番	山 本 芳 男
8番	小 松 紀 夫	19番	島 岡 信 彦
9番	爲 近 初 男	20番	石 川 彰 宏
11番	門 脇 二三夫		

欠席の議員

なし

説明のため会議に出席した者の職氏名

【市長部局】

市 長	法光院 晶 一	税務収納課収納担当参事	近 藤 浩 伸
副 市 長	今 田 博 明	ふれあい交流センター所長	横 谷 勝 正
総 務 課 長	山 崎 泰 広	福祉事務所長	西 本 恭 久
企画財政課長	山 中 俊 明	産業振興課長	佐々木 寿 幸
会計管理者兼会計課長	三 谷 由香理	建設課長	井 上 雅 之
管 財 課 長	柳 本 隆 司	環境上下水道課長	安 井 幸 一
定住推進課長	中 山 繁 美	《香北支所》	
防災対策課長	岡 本 博 章	支 所 長	野 島 惠 一
市民保険課長	高 橋 由 美	《物部支所》	
健康介護支援課長	前 田 哲 夫	支 所 長	舟 谷 益 夫
税務収納課長	秋 月 建 樹		

【教育委員会部局】

教 育 長	時 久 惠 子	教育振興課長	横 山 和 彦
教 育 次 長	小 松 美 公	生涯学習振興課長	久 保 和 昭

【消防部局】

消 防 長 寺 田 潔

【その他の部局】

な し

#### 職務のため会議に出席した者の職氏名

議会事務局長	和田 隆	議会事務局書記	横田 恵子
議会事務局書記	一圓 まどか	議会事務局書記	山本 絵里

#### 市長提出議案の題目

- 承認第 2号 専決処分事項の承認を求めることについて  
平成27年度香美市一般会計補正予算（第8号）
- 承認第 3号 専決処分事項の承認を求めることについて  
平成27年度香美市簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）
- 承認第 4号 専決処分事項の承認を求めることについて  
平成27年度香美市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 承認第 5号 専決処分事項の承認を求めることについて  
平成27年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第4号）
- 承認第 6号 専決処分事項の承認を求めることについて  
平成27年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第4号）
- 承認第 7号 専決処分事項の承認を求めることについて  
香美市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 承認第 8号 専決処分事項の承認を求めることについて  
香美市税条例等の一部を改正する条例の制定について
- 承認第 9号 専決処分事項の承認を求めることについて  
香美市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 承認第 10号 専決処分事項の承認を求めることについて  
行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 45号 平成28年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第1号）
- 議案第 46号 香美市地域公共交通事業に関する条例の一部を改正する条例の制定について

#### 議員提出議案の題目

な し

#### 議事日程

平成28年第2回香美市議会定例会議事日程

（会期第12日目 日程第4号）

平成28年6月17日（金） 午前9時開議

- |       |     |     |   |
|-------|-----|-----|---|
| 日程第1  | 承認第 | 2号  | 専決処分事項の承認を求めることについて<br>平成27年度香美市一般会計補正予算（第8号）                           |
| 日程第2  | 承認第 | 3号  | 専決処分事項の承認を求めることについて<br>平成27年度香美市簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）                     |
| 日程第3  | 承認第 | 4号  | 専決処分事項の承認を求めることについて<br>平成27年度香美市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）                    |
| 日程第4  | 承認第 | 5号  | 専決処分事項の承認を求めることについて<br>平成27年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第4号）               |
| 日程第5  | 承認第 | 6号  | 専決処分事項の承認を求めることについて<br>平成27年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第4号）               |
| 日程第6  | 承認第 | 7号  | 専決処分事項の承認を求めることについて<br>香美市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について                    |
| 日程第7  | 承認第 | 8号  | 専決処分事項の承認を求めることについて<br>香美市税条例等の一部を改正する条例の制定について                         |
| 日程第8  | 承認第 | 9号  | 専決処分事項の承認を求めることについて<br>香美市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第9  | 承認第 | 10号 | 専決処分事項の承認を求めることについて<br>行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正する条例の制定について      |
| 日程第10 | 議案第 | 45号 | 平成28年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第1号）                                      |
| 日程第11 | 議案第 | 46号 | 香美市地域公共交通事業に関する条例の一部を改正する条例の制定について                                      |

#### 会議録署名議員

17番、依光美代子君、18番、山本芳男君（会期第1日目に会期を通じ指名）

## 議事の経過

(午前 9時00分 開議)

○議長（石川彰宏君） おはようございます。ただいまの出席議員は19人です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

議事日程は、お手元にお配りしたとおりです。

これから議案質疑を行います。

日程第1、承認第2号、専決処分事項の承認を求めることについて、平成27年度香美市一般会計補正予算（第8号）、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（石川彰宏君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第2、承認第3号、専決処分事項の承認を求めることについて、平成27年度香美市簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（石川彰宏君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第3、承認第4号、専決処分事項の承認を求めることについて、平成27年度香美市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（石川彰宏君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第4、承認第5号、専決処分事項の承認を求めることについて、平成27年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第4号）、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（石川彰宏君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第5、承認第6号、専決処分事項の承認を求めることについて、平成27年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第4号）、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（石川彰宏君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第6、承認第7号、専決処分事項の承認を求めることについて、香美市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（石川彰宏君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第7、承認第8号、専決処分事項の承認を求めることについて、香美市税条例等

の一部を改正する条例の制定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 13番。細部説明書に基づいて質疑を行います。

これ承認第8号の細部説明書の頭に、「専決処分事項の承認を求めることについて」の一文が欠落しているということと、「香美市税条例等」が「等」が抜けてるということとをまず指摘しておいて中身に入っていきたいと思いますが、これ自体は3つのポイント、①法人税割の税率の改正というものと、②軽自動車税の環境性能割の課税標準、税率、徴収の方法についての規定云々ということと、③グリーン化特例というものの1年延長ということがポイントとなっております。ただ、平成29年、来年の4月1日の施行ということでありませう。

そこで、消費税10%の当初話が出てまして、実際昨今の状況では見送りというふうなこともなっていますが、そこら辺の部分との関連性があると考えてところであります。まず背景を伺いたいということと。

まず、法人税割の税率が100分の9.7から100分の6に下がるということは、中小企業にとってはありがたいことと思いますが、片一方でこの市にとっては減収分ですわね。その部分は消費税の地方消費税分で充てられるものなのかという部分と。

それから、新たなこの軽自動車税の環境性能割という部分についての中身を、もう少し具体的にお示しいただけたらと思います。

○議長（石川彰宏君） 税務収納課長、秋月たてお（後に「建樹」と訂正あり）君。

○税務収納課長（秋月建樹君） 山崎龍太郎議員のご質問にお答えいたします。

まず、その一文が抜かっていたこととお詫びいたします。

消費税の10%の引き上げ時においてというご質問ですが、法人税割の税率の改正については承知してないところなんです、軽自動車税の環境性能割については、大もとが自動車取得税が環境性能割に変わるということで、自動車取得税については消費税10%の引き上げ時に廃止するという形になっておりますので、流動的なことになろうかとは思いますが、現在のところ条例等、地方税等は改正の見込みで進んでおります。

法人税割については、法人市民税の法人税額に掛けております税率が9.7から6.0%に下がるということで、おっしゃるとおり、税率が下がるということは税収が下がってくるということになります、それが消費税の一部が充て込まれるとかいう話は、ちょっと私承知をしてないところなんです。

軽自動車税の環境性能割については、もう少し詳しくということでご質問がありましたが、自動車取得税が変わるということで、今まで県が自動車取得税については徴収していただいていたのですが、市のほうにおいてくるという形の条例改正になっております、しばらくの間は県が全て徴収していただけるという形になっております。

また、その環境性能割については、環境性能に応じて100分の1とか100分の2

とか100分の3の税率を掛けるということは、細部説明書のとおりでございます。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 13番。

そしたらちょっと具体的に聞きますが、その法人税割で9.7から6ということになると約3分の2弱ということですが、当初の予算と比較した場合はどれぐらい市として減収になるのかということと。

この環境性能割の免税点50万円ということは、価値が50万円以上の車やったら対象になると、まあ中古でもね、ということなのかと。

そしてもう1点、その背景もお示しいただいたところですが、来年4月1日施行のやつをもう今地方税法改正で出てきたわけですが、これまた以前もあったように国の動向を鑑みて、またもとに戻すというふうな条例が出てくる可能性もあるという認識でいいのか、その部分を3点伺います。

○議長（石川彰宏君） 税務収納課長、秋月たてお（後に「建樹」と訂正あり）君。

○税務収納課長（秋月建樹君） 法人市民税の税額なんですが、平成28年度の当初予算には法人市民税の法人税割が約6,900万円になっておりまして、仮にその国の法人税の金額が来年も変わらないとすれば、6,900万円の9.7分の6.0ということで、約3分の2で4,600万円ぐらいになるんじゃないかと想定されます。

また、免税点50万円というのは、計算に基づいて、販売額が50万円というわけではないと思いますけど、免税点が50万円を超える金額の車はかかるという形になります。

また、国の動向でこの条例が取り下げとかなるんじゃないかというお話ですが、その可能性も否定できないということが言えると思います。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 先ほど、答弁者の「税務収納課長、秋月たてお君」と申しましたが、訂正します。「税務収納課長、秋月建樹君」でございます。

13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 最後ですが、課長最後に取り下げと言いましたけど、今回これ自体を取り下げることじゃないですわね。実際、再度これに基づいて一旦は可決をされておいても、再度これをもとへ戻すような条例の改正が出て来るという認識でよろしいのか。

○議長（石川彰宏君） 税務収納課長、秋月建樹君。

○税務収納課長（秋月建樹君） 済みません。そのとおりでございます。

○議長（石川彰宏君） ほかに質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（石川彰宏君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第 8、承認第 9 号、専決処分事項の承認を求めることについて、香美市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（石川彰宏君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第 9、承認第 10 号、専決処分事項の承認を求めることについて、行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正する条例の制定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（石川彰宏君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第 10、議案第 45 号、平成 28 年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第 1 号）、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（石川彰宏君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第 11、議案第 46 号、香美市地域公共交通事業に関する条例の一部を改正する条例の制定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

○議長（石川彰宏君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

以上で日程第 1、承認第 2 号から日程第 11、議案第 46 号までの質疑は全て終わりました。各案件は、お手元にお配りしました議案審査付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託します。

お諮りします。付託しました各案件は 6 月 23 日までに審査を終えるよう期限をつけることにしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（石川彰宏君） 異議なしと認めます。よって、付託の案件は、6 月 23 日までに審査を終えるよう期限をつけることに決定しました。

以上で本日の日程は全て終わりました。

本日はこれで散会します。

次の本会議は 6 月 24 日午前 9 時から開会します。

（午前 9 時 14 分 散会）

地方自治法第123条第2項の規定による署名者

議 長

署名議員

署名議員

平成 2 8 年 第 2 回

香美市議会定例会会議録（第 5 号）

平成 2 8 年 6 月 2 4 日 金曜日

平成28年第2回香美市議会定例会会議録（第5号）

招集年月日 平成28年6月6日（月曜日）

招集の場所 香美市議会議場

会議の日時 6月24日金曜日（会期第19日） 午前 9時00分宣告

出席の議員

1番	甲 藤 邦 廣	12番	山 崎 晃 子
2番	小 松 孝	13番	山 崎 龍太郎
3番	利 根 健 二	14番	大 岸 眞 弓
4番	山 崎 眞 幹	15番	織 田 秀 幸
5番	森 田 雄 介	16番	比与森 光 俊
6番	濱 田 百合子	17番	依 光 美代子
7番	村 田 珠 美	18番	山 本 芳 男
8番	小 松 紀 夫	19番	島 岡 信 彦
9番	爲 近 初 男	20番	石 川 彰 宏
11番	門 脇 二三夫		

欠席の議員

なし

説明のため会議に出席した者の職氏名

【市長部局】

市 長	法光院 晶 一	税務収納課収納担当参事	近 藤 浩 伸
副 市 長	今 田 博 明	ふれあい交流センター所長	横 谷 勝 正
総 務 課 長	山 崎 泰 広	福祉事務所長	西 本 恭 久
企画財政課長	山 中 俊 明	産業振興課長	佐々木 寿 幸
会計管理者兼会計課長	三 谷 由 香 理	建設課長	井 上 雅 之
管 財 課 長	柳 本 隆 司	環境上下水道課長	安 井 幸 一
定住推進課長	中 山 繁 美	《香北支所》	
防災対策課長	岡 本 博 章	支 所 長	野 島 惠 一
市民保険課長	高 橋 由 美	《物部支所》	
健康介護支援課長	前 田 哲 夫	支 所 長	舟 谷 益 夫
税務収納課長	秋 月 建 樹		

【教育委員会部局】

教 育 長	時 久 惠 子	教 育 次 長	小 松 美 公
教育振興課長	横 山 和 彦	生涯学習振興課長	久 保 和 昭

【消防部局】

消 防 長 寺 田 潔

【その他の部局】

な し

**職務のため会議に出席した者の職氏名**

議会事務局長	和田 隆	議会事務局書記	横田 恵子
議会事務局書記	一圓 まどか	議会事務局書記	山本 絵里

**市長提出議案の題目**

- 承認第 2号 専決処分事項の承認を求めることについて  
平成27年度香美市一般会計補正予算（第8号）
- 承認第 3号 専決処分事項の承認を求めることについて  
平成27年度香美市簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）
- 承認第 4号 専決処分事項の承認を求めることについて  
平成27年度香美市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 承認第 5号 専決処分事項の承認を求めることについて  
平成27年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第4号）
- 承認第 6号 専決処分事項の承認を求めることについて  
平成27年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第4号）
- 承認第 7号 専決処分事項の承認を求めることについて  
香美市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 承認第 8号 専決処分事項の承認を求めることについて  
香美市税条例等の一部を改正する条例の制定について
- 承認第 9号 専決処分事項の承認を求めることについて  
香美市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 承認第 10号 専決処分事項の承認を求めることについて  
行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 45号 平成28年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第1号）
- 議案第 46号 香美市地域公共交通事業に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 47号 香美市立老人憩いの家の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 48号 平成28年度香美市一般会計補正予算（第2号）
- 議案第 49号 香美市防災行政無線デジタルシステム（同報系）整備工事の請負契約の締結について

## 議員提出議案の題目

- 発議第 5号 香美市産業振興条例の一部を改正する条例の制定について
- 意見書案第 6号 核兵器なき世界に向けて政府の主体的行動を求める意見書の提出について
- 意見書案第 7号 地方財政の拡充を求める意見書の提出について
- 意見書案第 8号 国の教育予算を増やして「高校無償化」を復活し、給付制奨学金の確立を求める意見書の提出について

## 議事日程

平成28年第2回香美市議会定例会議事日程

(会期第19日目 日程第5号)

平成28年6月24日(金) 午前9時開議

- 日程第1 諸般の報告
- 報告第 7号 専決処分事項の報告について  
損害賠償の額の決定及び和解について
- 日程第2 承認第 2号 専決処分事項の承認を求めることについて  
平成27年度香美市一般会計補正予算(第8号)
- 日程第3 承認第 3号 専決処分事項の承認を求めることについて  
平成27年度香美市簡易水道事業特別会計補正予算(第4号)
- 日程第4 承認第 4号 専決処分事項の承認を求めることについて  
平成27年度香美市公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)
- 日程第5 承認第 5号 専決処分事項の承認を求めることについて  
平成27年度香美市国民健康保険特別会計(事業勘定)補正予算(第4号)
- 日程第6 承認第 6号 専決処分事項の承認を求めることについて  
平成27年度香美市介護保険特別会計(保険事業勘定)補正予算(第4号)
- 日程第7 承認第 7号 専決処分事項の承認を求めることについて  
香美市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第8 承認第 8号 専決処分事項の承認を求めることについて  
香美市税条例等の一部を改正する条例の制定について
- 日程第9 承認第 9号 専決処分事項の承認を求めることについて  
香美市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

- 日程第10 承認第 10号 専決処分事項の承認を求めることについて  
行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例  
の一部を改正する条例の制定について
- 日程第11 議案第 45号 平成28年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）補  
正予算（第1号）
- 日程第12 議案第 46号 香美市地域公共交通事業に関する条例の一部を改正する条  
例の制定について
- 日程第13 議案第 47号 香美市立老人憩の家の設置及び管理に関する条例の一部を  
改正する条例の制定について
- 日程第14 議案第 48号 平成28年度香美市一般会計補正予算（第2号）
- 日程第15 議案第 49号 香美市防災行政無線デジタルシステム（同報系）整備工事  
の請負契約の締結について
- 日程第16 発議第 5号 香美市産業振興条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第17 意見書案第 6号 核兵器なき世界に向けて政府の主体的行動を求める意見  
書の提出について
- 日程第18 意見書案第 7号 地方財政の拡充を求める意見書の提出について
- 日程第19 意見書案第 8号 国の教育予算を増やして「高校無償化」を復活し、給付  
制奨学金の確立を求める意見書の提出について
- 日程第20 閉会中の所管事務の調査について
- 日程第21 議員派遣の件

#### 会議録署名議員

17番、依光美代子君、18番、山本芳男君（会期第1日目に会期を通じ指名）

## 議事の経過

(午前 9時00分 開議)

○議長(石川彰宏君) 皆さん、おはようございます。ただいまの出席議員は19人です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

議事日程に入る前に、本日、議会運営委員会が開催されておりますので、議会運営委員会の報告を願います。議会運営委員会委員長、比与森光俊君。

○議会運営委員会委員長(比与森光俊君) おはようございます。16番、比与森です。本日の会議の運営等につきまして、議会運営委員会を開催しましたので、協議の結果をご報告いたします。

まず、追加議案等については、議案第47号から第49号までの議案3件、発議第5号、意見書案第6号から第8号までの3件の意見書案を追加議題とし、委員会付託を省略し、提案説明から採決まで行いたいと思います。また、報告第7号が1件提出されております。

続きまして、9月定例会の会期日程及び会議の予定につきまして、協議の結果、別紙のとおり決定しましたので、予定表をお手元に配付してありますのでよろしく願いいたします。

以上、議会運営委員会の報告を終わります。

○議長(石川彰宏君) 議会運営委員会委員長の報告を終わります。

議事日程は、お手元にお配りしたとおりです。

日程第1、諸般の報告を行います。

市長から、地方自治法第180条第1項の規定による専決処分事項について、報告第7号のとおり報告がありました。

これから、報告第7号の専決処分事項の報告について、質疑を受けたいと思います。質疑はありませんか。

12番、山崎晃子君。

○12番(山崎晃子君) 12番、山崎です。

この報告第7号ですが、走行中に衝突されたということですがけれども、乗客とかそういった方にけがはなかったのか。また、車の破損状況についてお聞きいたします。

○議長(石川彰宏君) 定住推進課長、中山繁美君。

○定住推進課長(中山繁美君) お答えいたします。

乗客は乗っていませんでしたので大丈夫でした。あと、車は右の後ろのほうがちよっと破損はしておりますが、物損ということで大きい事故にはなっておりません。

以上です。

○議長(石川彰宏君) ほかに質疑はございませんか。

○議長(石川彰宏君) 質疑なしと認めます。

以上で報告に対する質疑を終わります。

日程第 2、承認第 2 号、専決処分事項の承認を求めることについて、平成 27 年度香美市一般会計補正予算（第 8 号）から日程第 12、議案第 46 号、香美市地域公共交通事業に関する条例の一部を改正する条例の制定についてまで、以上 11 件を一括議題とします。

これから、各常任委員会の委員長の報告を求めます。総務常任委員会委員長、大岸眞弓君。

○総務常任委員会委員長（大岸眞弓君） 皆さん、おはようございます。14 番、大岸眞弓です。

6 月 17 日に開会されました総務常任委員会の報告を行います。

総務常任委員会が今期定例会で付託を受けました案件は、承認第 2 号、8 号、9 号、10 号と議案第 46 号です。

議案審査に先立ち、香美市の私債権放棄についての報告を環境上下水道課より受けたことを報告します。

以下、順次ご報告いたします。

まず、承認第 2 号、専決処分事項の承認を求めることについて、平成 27 年度香美市一般会計補正予算（第 8 号）です。承認第 2 号については、連合審査会で既に質疑を終えており討論に入りました。討論はなく、採決の結果、承認第 2 号は、全員賛成で原案どおり承認すべきものと決定しました。

次に、承認第 8 号、専決処分事項の承認を求めることについて、香美市税条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題としましたが、特段の質疑、討論はなく、採決の結果、承認第 8 号は、全員賛成で原案のとおり承認すべきものと決定しました。

次に、承認第 9 号、専決処分事項の承認を求めることについて、香美市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題としました。産業医や学校医等の報酬の引き上げであるが額が少額である、もう少し引き上げてもよいのではとの質疑に対し、毎年、人事院勧告に基づく額で香美郡医師会のほうから申し出があり、香南市と合わせて引き上げるもので、額については評価しにくい。また、香南市と歩調を合わせるところもあり、医師会のほうからの申し出であるので、額を引き上げることについては考えていないとの答弁がありました。また、本市にかかわっている医師数を問う質問については、健診・予防接種医は、小児科医が 4 名、健診歯科医が 16 名、産業医が 1 名、学校医は、内科医が 9 名、耳鼻科医 1 名、学校歯科医が 7 名との答弁がありました。以上の質疑を終え、討論に入りました。討論はなく、採決の結果、承認第 9 号は、全員賛成で原案のとおり承認すべきものと決定しました。

次に、承認第 10 号、専決処分事項の承認を求めることについて、行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題としました。質疑、討論はなく、採決の結果、承認第 10 号は、全員賛成で原案のとおり

承認すべきものと決定しました。

次に、議案第46号、香美市地域公共交通事業に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題としました。本案の質疑、討論はなく、採決の結果、議案第46号は、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で総務常任委員会の報告を終わります。

○議長（石川彰宏君） 総務常任委員会委員長の報告が終わりました。

次に、教育厚生常任委員会委員長、依光美代子君。

○教育厚生常任委員会委員長（依光美代子君） ただいまから教育厚生常任委員会の報告を行います。

第2回定例会において教育厚生常任委員会が付託をされた案件は、承認第5号、承認第6号、承認第7号、議案第45号の以上4件であります。

以下、審査の経過と結果を報告いたします。

承認第5号、専決処分事項の承認を求めることについて、平成27年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第5号）（後に「補正予算（第4号）」と訂正あり）を議題とし、審査に入りました。最初に、共同事業交付金の高額医療費共同事業の入りと出を比べると違いがある。他市町村と比べ利用者が多いと理解してよいかとの問いに、この交付金は80万円を超えるレセプト分の合計額に100分の59を乗じた交付額が入ってくるので、入と出の差はあります。他市とは人数について比べたことがないのでわからないと答弁でした。次に、現在の基金残高はどのぐらいになっているかとの問いに、基金残高は平成26年の末で約2億1,500万円でした。平成27年度の取り崩し予定額は約1,500万円ですので、年度末には約2億円の予定ですと答弁でした。次に、一般質問の中で500億円分を基金に積み立てたと答弁でしたが、この中に入っているのかとの問いに、そういう解釈になると思うとの答弁でした。最後に、一般被保険者第三者納付金は何件分か、また、この請求漏れは本市ではないのかとの問いに、平成26年度は13件、平成27年度は9件です。請求漏れについては、ないとは言えないが、国保連合会ではレセプトの疑義、市では月を越えてのレセプトの縦覧の中で交通事故に由来するものはないかなど注意してレセプト点検を行い、気づけば請求をしている。また、今年度から損保と契約して情報を共有するようになっていると答弁でした。以上で質疑を終え、討論もなく、採決の結果、承認第5号は、全員賛成をもって原案どおり承認すべきものと決定しました。

次に、承認第6号、専決処分事項の承認を求めることについて、平成27年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第4号）を議題とし、審査に入りました。最初に、保険料収納額の増加の要因についての問いに、平成27年度より介護保険料基準額が5万6,400円から6万4,300円と14%アップしたからであると答弁でした。次に、14ページの各サービスへの保険給付費の減の要因はどの問いに、当初、伸び率を見込み計上したが利用者が少なく減の要因はわからないとの答弁でした。以上で

質疑を終え、討論もなく、採決の結果、承認第6号は、全員賛成をもって原案どおり承認すべきものと決定しました。

次に、承認第7号、専決処分事項の承認を求めることについて、香美市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、審査に入りましたが、質疑、討論ともになく、採決の結果、承認第7号は、全員賛成（後に「賛成多数」と訂正あり）をもって原案どおり承認すべきものと決定しました。

最後に、議案第45号、平成28年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第1号）を議題とし、審査に入りました。最初に、国民健康保険制度関係事務準備事業補助金300万円とはどういうものかとの問いに、この補助金は国保の広域化に伴う納付金の算定に係るシステム分です。納付金の算定については2つの選択肢があり、1つは本市の既存システムから県の納付金システムへの連携、もう一つは国から配付される標準システムから県の納付金システムへの連携する2つの方法があります。本市のシステムは香南・南国・香美の3市による共同運営です。秋ごろまでに県のシステムに連携さす必要があり、3市の話し合いの結果、既存システムから情報連携する方向になりました。補助金については、この時点では連携改修により全額入ってくるのか、また人口割りなのか、そういった詳細について定かでないため、国の発表による上限額の300万円を計上していますとの答弁でした。次に、その委託先はどこかとの問いに、本市の既存システムの業者にお願いしなくてはならないと考えると答弁でした。以上で質疑を終え、討論もなく、採決の結果、議案第45号は、全員賛成をもって原案どおり可決すべきものと決定しました。

以上で教育厚生常任委員会の報告を終わります。

○議長（石川彰宏君） 教育厚生常任委員会委員長の報告が終わりました。

次に、産業建設常任委員会委員長、織田秀幸君。

○産業建設常任委員会委員長（織田秀幸君） おはようございます。15番、織田でございます。

今期定例会において、産業建設常任委員会が付託を受けた案件は、承認第3号、承認第4号の2件であります。審査の経過と結果を報告いたします。

承認第3号の専決処分事項の承認を求めることについて、平成27年度香美市簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）では、特段の質疑、討論もなく、採決の結果、承認第3号は、全員賛成にて可決すべきものと決定しました。

次に、承認第4号の専決処分事項の承認を求めることについては、平成27年度香美市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）については、質疑、そして討論もなく、採決の結果、承認第4号は、全員賛成にて可決すべきものと決定しました。

以上で産業建設常任委員会の報告を終わります。

○議長（石川彰宏君） 産業建設常任委員会委員長の報告が終わりました。

ただいま教育厚生常任委員長から発言の訂正があるようですので、これを許可します。

教育厚生常任委員会委員長、依光美代子君。

- 教育厚生常任委員会委員長（依光美代子君） 先ほど報告しました教育厚生常任委員会報告の中で間違いがありましたので訂正をいたします。

承認第7号の採決の結果、「全員賛成」をもってと申しましたが、済みません。私の誤りでございます。「賛成多数」をもって原案のとおり承認すべきものと決定しましたので、よろしくお願ひします。

- 議長（石川彰宏君） ただいま教育厚生常任委員長より一部訂正がありました。これを許可します。

これから、各常任委員会委員長に対する質疑を行います。質疑はありますか。

- 議長（石川彰宏君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

- 議長（石川彰宏君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

日程第2、承認第2号、専決処分事項の承認を求めることについて、平成27年度香美市一般会計補正予算（第8号）を採決します。

本案についての委員長の報告は承認であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願ひます。

（賛成者起立）

- 議長（石川彰宏君） 全員起立であります。よって、承認第2号は、委員長報告のとおり承認されました。

日程第3、承認第3号、専決処分事項の承認を求めることについて、平成27年度香美市簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）を採決します。

本案についての委員長の報告は承認であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願ひます。

（賛成者起立）

- 議長（石川彰宏君） 全員起立であります。よって、承認第3号は、委員長報告のとおり承認されました。

日程第4、承認第4号、専決処分事項の承認を求めることについて、平成27年度香美市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）を採決します。

本案についての委員長の報告は承認であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願ひます。

（賛成者起立）

- 議長（石川彰宏君） 全員起立であります。よって、承認第4号は、委員長報告のとおり承認されました。

日程第5、承認第5号、専決処分事項の承認を求めることについて、平成27年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第4号）を採決します。

本案についての委員長の報告は承認であります。本案を委員長報告のとおり決定する

ことに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

- 議長(石川彰宏君) 全員起立であります。よって、承認第5号は、委員長報告のとおり承認されました。

日程第6、承認第6号、専決処分事項の承認を求めることについて、平成27年度香美市介護保険特別会計(保険事業勘定)補正予算(第4号)を採決します。

本案についての委員長の報告は承認であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

- 議長(石川彰宏君) 全員起立であります。よって、承認第6号は、委員長報告のとおり承認されました。

日程第7、承認第7号、専決処分事項の承認を求めることについて、香美市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本案についての委員長の報告は承認であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

- 議長(石川彰宏君) 起立多数です。よって、承認第7号は、委員長報告のとおり承認されました。

日程第8、承認第8号、専決処分事項の承認を求めることについて、香美市税条例等の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本案についての委員長の報告は承認であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

- 議長(石川彰宏君) 全員起立であります。よって、承認第8号は、委員長報告のとおり承認されました。

日程第9、承認第9号、専決処分事項の承認を求めることについて、香美市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本案についての委員長の報告は承認であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

- 議長(石川彰宏君) 全員起立であります。よって、承認第9号は、委員長報告のとおり承認されました。

日程第10、承認第10号、専決処分事項の承認を求めることについて、行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本案についての委員長の報告は承認であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(石川彰宏君) 全員起立であります。よって、承認第10号は、委員長報告のとおり承認されました。

日程第11、議案第45号、平成28年度香美市国民健康保険特別会計(事業勘定)補正予算(第1号)を採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(石川彰宏君) 全員起立であります。よって、議案第45号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第12、議案第46号、香美市地域公共交通事業に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(石川彰宏君) 全員起立であります。よって、議案第46号は、委員長報告のとおり可決されました。

お諮りします。日程第13、議案第47号、香美市立老人憩の家の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてから日程第19、意見書案第8号、国の教育予算を増やして「高校無償化」を復活し、給付制奨学金の確立を求める意見書の提出についてまでは追加の案件であります。

会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

「異議なし」という声あり

○議長(石川彰宏君) 異議なしと認めます。よって、日程第13、議案第47号から日程第19、意見書案第8号までの案件は委員会の付託を省略することに決定しました。

日程第13、議案第47号、香美市立老人憩の家の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

まず、執行部から提案理由の説明を求めます。健康介護支援課長、前田哲夫君。

○健康介護支援課長(前田哲夫君) おはようございます。

議案第47号、香美市立老人憩の家の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

平成28年6月24日提出、香美市長 法光院晶一

香美市立老人憩の家の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

香美市立老人憩の家の設置及び管理に関する条例（平成18年香美市条例第133号）の一部を次のように改正する。

第2条の表香美市立逆川老人憩の家の項を削る。

附則

この条例は、平成28年7月11日から施行する。

提案理由等につきましては、お手元の細部説明書をごらんください。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

15番、織田秀幸君。

○15番（織田秀幸君） これは、私は一般質問でも取り上げさせていただきました。今後の対応、現時点でわかる範囲内でお答えください。

○議長（石川彰宏君） 管財課長、柳本隆司君。

○管財課長（柳本隆司君） お答えします。

逆川地区が集会所建設に向け、跡地を利用する予定でございます。

○議長（石川彰宏君） ほかに質疑はありませんか。

13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 集会所建設に逆川地区が方向でやっているということはいいんですが、逆川の老人憩の家のこの機能というのは、その集会所が今後持つ可能性はあるのか。実際のところ、逆川については、一部を改正する条例ということで老人憩の家としてはなくなるわけですが、その点を今後どうなるのかお尋ねします。

○議長（石川彰宏君） 健康介護支援課長、前田哲夫君。

○健康介護支援課長（前田哲夫君） お答えします。

逆川の自治会のほうにもうお任せしていますので、老人憩の家としての機能はもうありません。

以上です。

○議長（石川彰宏君） ほかに質疑はありませんか。

○議長（石川彰宏君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

○議長（石川彰宏君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第47号を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（石川彰宏君） 全員起立であります。よって、議案第47号は、原案のとおり可決されました。

日程第14、議案第48号、平成28年度香美市一般会計補正予算（第2号）を議題とします。

まず、執行部から提案理由の説明を求めます。企画財政課長、山中俊明君。

○企画財政課長（山中俊明君） おはようございます。

それでは、議案第48号、平成28年度香美市一般会計補正予算（第2号）について、説明をいたします。

平成28年度香美市一般会計補正予算（第2号）

平成28年度香美市の一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,193万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ181億7,927万2,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

平成28年6月24日提出、香美市長 法光院晶一

今回の補正予算は、農業振興費、観光費、林業施設災害復旧費の追加のほか、地方債の補正を行うものです。

なお、第1表、歳入歳出予算補正、3ページから9ページ、歳入歳出補正予算事項別明細書、11ページから13ページ、款項目節の内訳、14、15ページにつきましては、議案細部説明書の中で概要をお示ししておりますので省略させていただきます。

次に、10ページの第2表、地方債補正につきましては、1事業を変更し、限度額を23億8,022万8,000円としました。なお、本年度の一般会計に係る市債の内訳資料につきましては、議案細部説明書の別紙資料にお示ししておいております。また、記載の方法、利率、償還の方法につきましては、補正前と同じでございます。

以上で補足説明を終わります。ご審議よろしくお願いいたします。

○議長（石川彰宏君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○議長（石川彰宏君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 13番。

15ページの商工費で観光費で組まれてるんですけども、一般質問等の課長答弁では、最終日をお楽しみくださいということでしたが、どう楽しんだらいいのかちょっとお聞かせください。

○議長（石川彰宏君） 産業振興課長、佐々木寿幸君。

○産業振興課長（佐々木寿幸君） お答えいたします。

高知県観光活性化ファンド（REVIC）によります株式会社香北ふるさと公社、民

営化後の経営におきまして、アンパンマンミュージアムと新しいホテル、新しくなりますホテルが連携し、お互いに補完し合うことにより、エリアを訪れる人たちにさまざまな滞在空間を提供することを目指しておると。これによりまして、著作権保有者との協議に必要な旅費の補正でございます。

以上でございます。

○議長（石川彰宏君） ほかに質疑はありませんか。

13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 関連です。

ということは、さまざまこの間の経緯から議員からもさまざま提案された中ですが、REVICとの関係では、もうこれが推進していく以上はホテルとして推進していくということで、現時点では間違いないということでしょうか。

○議長（石川彰宏君） 産業振興課長、佐々木寿幸君。

○産業振興課長（佐々木寿幸君） お答えいたします。

民営化をしていくことのいわゆる核になる部分でございますので、ここがかちっとしないと民営化にはやはり移行できないというような部分でございますので、最も大切な部分を今現在詰めておるところというふうにご理解いただければと思います。

以上です。

○議長（石川彰宏君） ほかに質疑はありませんか。

17番、依光美代子君。

○17番（依光美代子君） 同じく15ページですが、3目の農業振興費の中の産地パワーアップ事業補助金ということで、細部説明書にも水圧式ニラ洗浄そぐり機を2台ということで書かれてますが、これは個人の農家へ、それとも何人かの共同体があつて、そこへ利用するようになるのか。

それと、わかれば3町の中でどの地域で使われるのかを説明をお願いします。

○議長（石川彰宏君） 産業振興課長、佐々木寿幸君。

○産業振興課長（佐々木寿幸君） お答えいたします。

個人の分でございます。ちょっと町名につきましては手元に資料ございませんけれども、たしか土佐山田町内だったと記憶しております。

以上です。

○議長（石川彰宏君） ほかに質疑はありませんか。

○議長（石川彰宏君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

○議長（石川彰宏君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第48号を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（石川彰宏君） 全員起立であります。よって、議案第48号は、原案のとおり可決されました。

日程第15、議案第49号、香美市防災行政無線デジタルシステム（同報系）整備工事の請負契約の締結についてを議題とします。

まず、執行部から提案理由の説明を求めます。管財課長、柳本隆司君。

○管財課長（柳本隆司君） おはようございます。提案させていただきます。

議案第49号、香美市防災行政無線デジタルシステム（同報系）整備工事の請負契約の締結について

平成28年6月13日付けで制限付一般競争入札に付した標記の工事に係る請負契約の締結について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号の規定に基づき、次のとおり議会の議決を求める。

平成28年6月24日提出、香美市長 法光院晶一

- 1 契約の目的 香美市防災行政無線デジタルシステム（同報系）整備工事
- 2 契約の方法 制限付一般競争入札
- 3 契約金額 金1,202,102,640円
- 4 契約の相手方 株式会社日立国際電気 四国支社  
支社長 吉田 茂
- 5 支出科目 平成28年度香美市一般会計予算  
9款 消防費 1項 消防費 5目 災害対策費

議案の詳細につきましては、お手元の議案細部説明書をご参照ください。ご審議をよろしくお願いいたします。

○議長（石川彰宏君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 1点伺います。

この制限付一般競争入札になった背景ですわね、指名じゃなくて、その点を確認します。

○議長（石川彰宏君） 管財課長、柳本隆司君。

○管財課長（柳本隆司君） 一般競争入札のメリットとしまして、公正、機会均等、透明性、低価格入札によることを目的として、制限付一般競争入札にいたしました。

○議長（石川彰宏君） ほかに質疑はありませんか。

13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 中で低価格ということで失格が2者ほど出てるということですが、その目的は達せられたということによろしいでしょうか。

○議長（石川彰宏君） 管財課長、柳本隆司君。

○管財課長（柳本隆司君） 結果を見ますと達成されたと考えております。

○議長（石川彰宏君） ほかに質疑はありませんか。

○議長（石川彰宏君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

○議長（石川彰宏君） 討論なしと認めます。

これから、議案第49号を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（石川彰宏君） 全員起立であります。よって、議案第49号は、原案のとおり可決されました。

これから、日程第16、発議第5号、香美市産業振興条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

まず、提出者から提案理由の説明を求めます。15番、織田秀幸君。

○15番（織田秀幸君） 15番、織田でございます。

発議第5号、香美市産業振興条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び香美市議会会議規則第14条の規定により提出します。

平成28年6月24日提出、香美市議会議長 石川彰宏殿、提出者 香美市議会議員 織田秀幸、賛成者 同 山本芳男、賛成者 同 山崎龍太郎、賛成者 同 小松 孝、賛成者 同 甲藤邦廣、賛成者 同 小松紀夫

香美市産業振興条例の一部を改正する条例

香美市産業振興条例（平成28年香美市条例第24号）の一部を次のように改正する。

第10条の見出し中「産業振興推進審議会」を「産業振興推進委員会」に改め、同条第1項中「香美市産業振興推進審議会（以下「審議会」という。）」を「香美市産業振興推進委員会（以下「委員会」という。）」に改め、同条第2項中「審議会」を「委員会」に改め、同条第3項中「審議会」を「委員会」に、「評価検証を行い改善に努めるとともに、その内容を議会に報告するものとする」を「評価及び検証を行い、改善に努める」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由といたしまして、産業振興推進審議会の名称等の変更であります。

以上でございます。

【発議第5号 巻末に掲載】

○議長（石川彰宏君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○議長（石川彰宏君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

○議長（石川彰宏君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、発議第5号を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（石川彰宏君） 全員起立であります。よって、発議第5号は、原案のとおり可決されました。

ここで休憩いたします。

（午前 9時44分 休憩）

（午前 9時55分 再開）

○議長（石川彰宏君） 休憩前に引き続き会議を行います。

ここで教育厚生常任委員長から発言を求められておりますので、許可いたします。

○教育厚生常任委員会委員長（依光美代子君） たびたび恐れ入ります。

先ほど教育厚生常任委員会の報告の承認第5号の名称の中で、補正予算（第4号）というところを（第5号）と間違えましたので正しくは、「補正予算（第4号）」ですので、訂正をお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（石川彰宏君） ただいま教育厚生常任委員長から訂正の旨の発言がありました。これを許可することにご異議ありませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（石川彰宏君） 異議なしと認めます。よって、訂正を許可することに決定いたしました。

次に、日程第17、意見書案第6号、核兵器なき世界に向けて政府の主体的行動を求める意見書の提出についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。14番、大岸眞弓君。

○14番（大岸眞弓君） 14番、大岸眞弓です。

意見書案第6号、核兵器なき世界に向けて政府の主体的行動を求める意見書の提出について

地方自治法第99条の規定により、衆・参両議院議長及び内閣総理大臣並びに関係各大臣に対し下記の意見書を提出します。

平成28年6月24日提出、香美市議会議長 石川彰宏殿、提出者 香美市議会議員 大岸眞弓、賛成者 同 依光美代子、賛成者 同 織田秀幸

案文を朗読して提案理由にかえさせていただきます。

核兵器なき世界に向けて政府の主体的行動を求める意見書（案）

「核兵器を使用したことのある唯一の核兵器保有国として、米国は行動する道義的責任がある」としたオバマ米大統領が、現役大統領として初めて広島を訪問しました。

「核兵器のない世界」へと進む特筆すべき出来事です。

核兵器は人道的立場からも廃絶されるべきもので、核保有国は核抑止力の論理から脱

却しなければなりません。

近年、核兵器の小型化やテロ組織への核拡散なども懸念され、国際社会はこれ以上の核の広がりを阻止すべく、すべての国が参加しての法的枠組みの成立を望んでいます。

よって政府は、国際社会に対して、核兵器廃絶に向けた機運の醸成と国際条約締結を目指して、主体的な努力をすることを強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成28年6月24日、衆議院議長 大島理森殿、参議院議長 山崎正昭殿、内閣総理大臣 安倍晋三殿、総務大臣 高市早苗殿、外務大臣 岸田文雄殿、防衛大臣 中谷元殿

高知県香美市議会議長 石川彰宏

同僚議員の皆様のご賛同よろしく申し上げます。

【意見書案第6号 巻末に掲載】

○議長（石川彰宏君） 説明が終わりました。

これから、本案の質疑を行います。質疑はありませんか。

○議長（石川彰宏君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

○議長（石川彰宏君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、意見書案第6号を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（石川彰宏君） 全員起立であります。よって、意見書案第6号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第18、意見書案第7号、地方財政の拡充を求める意見書の提出についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。14番、大岸眞弓君。

○14番（大岸眞弓君） 14番、大岸眞弓です。

意見書案第7号、地方財政の拡充を求める意見書の提出について

地方自治法第99条の規定により、衆・参両議院議長及び内閣総理大臣並びに関係各大臣に対し、下記の意見書を提出します。

平成28年6月24日提出、香美市議会議長 石川彰宏殿、提出者 香美市議会議員 大岸眞弓、賛成者 同 依光美代子、賛成者 同 織田秀幸

案文を朗読して提案理由といたします。

地方財政の拡充を求める意見書（案）

人口減少社会の中でも、地方自治体が住民福祉の増進という本来の使命を果たし、安定的に行政サービスを提供するためには、持続的な財政基盤の構築と、地方財政の健全化を図ることが重要です。しかし、地方財政計画における過去10年間の歳出の推移を

見ると、子育てや高齢化、雇用や防災などの行政需要や社会保障経費の増大にも関わらず、歳出総額の伸びは抑制されています。

地方財政審議会において「社会保障等の対人サービスの適切な提供にはマンパワーの確保が重要である。今後、少子高齢化への対応や社会的に支援が必要な人々へのきめ細かな対応がますます求められる」、「地方公務員の数を減らすことは限界にきている」との意見があるように、少子高齢化が加速度的に進行する本市にとっても、マンパワーの確保は、とりわけ重要な問題です。

よって、地方財政については「総額で前年度と同水準を確保する」にとどまらず、地方の歳出の拡大が可能となるような措置が必要です。

しかしながら地方交付税を算定する単位費用を、民間委託を進める低コスト団体に合わせる「トップランナー方式」の導入、「まち・ひと・しごと創生事業費」に「行革」努力を反映する地方交付税の算定を継続しようとしています。地方交付税は地方共有の固有財産であり、算定は「標準的条件を備えた地方団体、合理的かつ妥当な水準において地方行政を行う場合、または標準的な施設を維持する場合に要する経費を基準」として行うものです。コスト削減を進める自治体の経費を基準にするのは、小規模市町村の実態を踏まえないものです。

よって国におかれては、住民と地域の安心・安全を支えている地方自治体はその使命を十分に果たせるよう、下記の事項の実現を強く要望します。

#### 記

1. 地方交付税の法定率の引き上げなど地方財政の拡充をはかること。
2. 地方交付税の財源保障機能・財政調整機能を堅持し、国の政策誘導の手段として用いることは行わないこと。人口減少団体にも配慮した算定方法とすること。
3. 地方の状況を考慮し自治体職員の削減や、アウトソーシングを押し付けないこと。
4. 教職員等の定数改善、人材と財源の充実・確保を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成28年6月24日、衆議院議長 大島理森殿、参議院議長 山崎正昭殿、内閣総理大臣 安倍晋三殿、財務大臣 麻生太郎殿、総務大臣 高市早苗殿

高知県香美市議会議長 石川彰宏

以上でございます。どうぞよろしくお願いたします。

#### 【意見書案第7号 巻末に掲載】

○議長（石川彰宏君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑はありませんか。

○議長（石川彰宏君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

○議長（石川彰宏君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、意見書案第7号を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(石川彰宏君) 全員起立であります。よって、意見書案第7号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第19、意見書案第8号、国の教育予算を増やして「高校無償化」を復活し、給付制奨学金の確立を求める意見書の提出についてを議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。6番、濱田百合子君。

○6番(濱田百合子君) 6番、濱田百合子です。

意見書案第8号、国の教育予算を増やして「高校無償化」を復活し、給付制奨学金の確立を求める意見書の提出について

地方自治法第99条の規定により、衆・参両議院議長及び内閣総理大臣並びに関係各大臣に対し、下記の意見書を提出します。

平成28年6月24日提出、香美市議会議長 石川彰宏殿、提出者 香美市議会議員 濱田百合子、賛成者 同 大岸眞弓、賛成者 同 山崎晃子

案文を朗読し、提案理由といたします。

国の教育予算を増やして「高校無償化」を復活し、給付制奨学金の確立を求める意見書(案)

「高校無償化」への所得制限を導入する「高等学校等就学支援金制度」が3年目を迎えました。高校授業料に所得制限を設けることは、教育の機会均等に反するものであり廃止すべきものです。それが実現するまでは、少なくとも、所得制限によって徴収された財源は、高校生の教育費負担軽減のために活用されなければならないと考えます。

非課税世帯の高校生に支給される「就学給付金」については、第2子と同額にならなかったものの、第1子の給付額、国公立3万7,400円が5万9,500円、私立3万9,800円が6万7,200円へと増額されました。実質的な給付制奨学金となっておりますが、その財源は、年収910万円以上程度の世帯の高校生から徴収した授業料です。

学ぶ権利を保障するため、世界でも例のない「高校授業料への所得制限導入」は直ちに中止し、教育予算を増やした上で、「高校無償化」を復活し、「奨学給付金」を拡充して給付制奨学金を確立していくことが求められます。

よって、国におかれては、以下の事項について取り組んでいただくよう強く要望します。

#### 記

1. 国は、教育予算を増やして「高等学校等就学支援金」への所得制限をやめて「高校無償化」を復活させること

2. 国は、教育予算を増やして「奨学給付金」を拡充して、高校生への給付制奨学金を確立すること

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成28年6月24日、衆議院議長 大島理森殿、参議院議長 山崎正昭殿、内閣総理大臣 安倍晋三殿、財務大臣 麻生太郎殿、総務大臣 高市早苗殿、文部科学大臣 馳 浩殿

高知県香美市議会議長、石川彰宏

同僚議員のご賛同よろしく申し上げます。

【意見書案第8号 巻末に掲載】

○議長（石川彰宏君） 説明が終わりました。

これから本案の質疑を行います。質疑はありませんか。

4番、山崎眞幹君。

○4番（山崎眞幹君） 提出案に1点お伺いしたいと思います。

案文の上から2行目ですが、高校授業料に所得制限を設けることは、教育の機会均等に反するものだというふうにこう言っておりますが、このロジックが僕よくわからないんで説明してください。

○議長（石川彰宏君） 6番、濱田百合子君。

○6番（濱田百合子君） 教育の機会均等に反するものとそこに書いてありますが、憲法第26条の文言の中でこのように文言が書かれていると思います。どの子ども教育を均等に受ける権利を有するということに対しまして、これについては所得制限を設けること自体が、所得制限を設けることでそれに差をつけるということは、反するものではないかと理解をしております。

○議長（石川彰宏君） 4番、山崎眞幹君。

○4番（山崎眞幹君） 憲法第26条をもとに、教育に関しては教育基本法というのが定められまして、教育基本法をもとに学校教育法というのがあられるわけです。その中で、教育基本法の中に憲法をもとにして、現在の考え方としての教育の機会均等という定義づけがありますけれども、その中で4つあるわけですが、直接関係あるところは第4条第3項なんです。「国及び地方公共団体は、能力があるにもかかわらず、経済的理由によって修学が困難な者に対して、奨学の措置を講じなければならない。」とこのようになってますけれども、奨学の措置ということで所得制限を設けることが、これ機会均等に反するという意味がよくわからない、私には。言ってることわかりますかね。

○議長（石川彰宏君） 6番、濱田百合子君。

○6番（濱田百合子君） 教育基本法は確かにそうでありますけれども、その上位法は憲法だと思っております。高等学校に修学する子どもたちの学びを保障する。そして、どの子ども豊かに高校での授業を受けられるという点においては、所得制限を設けること自体がこの憲法に反すると私は思っているところです。そのもとでの教育基本法であると思っておりますので、そのことをもとにこの文書をつくっております。

○議長（石川彰宏君） 4番、山崎眞幹君。

○4番（山崎眞幹君） 3回目なんでもう最後にしますけれども。

今の提出者のお話によりますと、記の1番と記の2番というのは、何か若干矛盾しているのかなということがありますし、そして、その上位法の憲法でございますけれども、憲法第12条にはこのように書いてございます。「この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によつて、これを保持しなければならない。又、国民は、これを濫用してはならないのであつて、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負ふ。」とこのように書いてございます。

私は、この第12条というものが一定の現在の教育の機会均等に対する教育基本法の考えについて一定の反映をしてるといふふうに思ってるんですけども、その点についてはどうでしょうか。

○議長（石川彰宏君） 6番、濱田百合子君。

○6番（濱田百合子君） 国民の不断の努力をとという部分を憲法の中であるといふふうにおっしゃいましたけれども、どの子も教育を受ける権利があり、そして、高等学校の進学、そして高等学校での学びについては、国として豊かな教育を保障するという観点から、私はこの所得制限を設けるといふこと自体を反していると考えているところです。

国民の不断の努力といふ部分に対しましては、各家庭で子どもたちの希望する学校に行かせてあげたい。それに対して親が努力するといふところでありますけれども、やはり所得の差はありまして、貧富の差が今、非常に広がっています。その中におきまして、教育費は国が予算をふやして、豊かな学びを保障するために所得制限を設けること、この記の1、2に書いてることをやはり国が教育費を、教育予算をふやして実現をしていっていただきたいと思うところです。

○議長（石川彰宏君） ほかに質疑は。

8番、小松紀夫君。

○8番（小松紀夫君） 先ほどの山崎議員と関連といふか同じことなのかもしれないんですけども、授業料については、高所得の方からは授業料をいただいて、それを財源にして低所得の方の授業料を無償化すると。これは所得の再分配であつて、格差是正の一環であつて、教育の機会均等のために資するといふふうに思うんですけども、このことが教育の機会均等に反するといふのは、ちょっとわかりにくいんですけども。そのあたりの説明をお願いします。

○議長（石川彰宏君） 6番、濱田百合子君。

○6番（濱田百合子君） 私どもが1と2で述べている内容は、教育予算をふやして、そしてふやすことによつて所得制限をしなくても高校の無償化が実現できると、その方向でこういう制度をつくってもらいたいといふこと。そして、その中でも教育費は授業料以外にたくさんの教育費がかかります。それに対しては、国が教育予算をふやして奨学給付金を拡充して、給付制の奨学金を確立してほしいといふ旨の意見書でございます。

○議長（石川彰宏君） ほかに質疑はありませんか。

15番、織田秀幸君。

○15番（織田秀幸君） 15番です。

先ほど憲法第26条の話が出ましたが、この第26条第2項には、義務教育の無償化ということが明記されております。これは高等教育、これも無償化にするのであれば、憲法改正、そういったことも必要ではないかと思いますが、共産党さんはどのような対応をされるのですか。そこをちょっとお聞きいたします。

○議長（石川彰宏君） 6番、濱田百合子君。

○6番（濱田百合子君） 義務教育は中学3年までを今、義務教育にしておりますけれども、高校の進学率が今98%以上に達している現状がございます。やはり国民的な教育機関として高等学校があるわけです。高等学校の学び、教育に係る費用につきましては、社会全体で負担をしていくということが要請されていると考えています。

○議長（石川彰宏君） ほかに質疑はありませんか。

15番、織田秀幸君。

○15番（織田秀幸君） 私は、憲法の改正に対する見解をちょっと聞いたわけですが、変えるか変えないか、そのことに対しての共産党のスタンスをお聞かせください。

○議長（石川彰宏君） 6番、濱田百合子君。

○6番（濱田百合子君） 私どもがここに提案をした理由、そして記の1、2の中には、憲法のことについては明記をしておりません。

○議長（石川彰宏君） ほかに質疑はありませんか。

15番、織田秀幸君。

○15番（織田秀幸君） これは当然、現憲法には入っていないわけですが、共産党さんの見解はどういうことですかいう、その答弁をお願いします。

○議長（石川彰宏君） 休憩にします。

（午前10時21分 休憩）

（午前10時21分 再開）

○議長（石川彰宏君） 正場に復します。

ほかに質疑はございませんか。

4番、山崎眞幹君。

○4番（山崎眞幹君） 済みません。議長さんで裁定ですけれども、憲法のお話というのは…。

○議長（石川彰宏君） 休憩にします。

（午前10時22分 休憩）

（午前10時22分 再開）

○議長（石川彰宏君） 正場に復します。

ほかに質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（石川彰宏君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

討論がありますので、初めに原案に反対の方の発言を許します。討論はありませんか。  
次に、原案に賛成の方の発言を許します。5番、森田雄介君。

○5番（森田雄介君） 5番、森田雄介です。

日本共産党を代表し、意見書第8号、国の教育予算を増やして「高校無償化」を復活し、給付制奨学金の確立を求める意見書案に賛成の対場で討論をいたします。

2014年の4月から高校無償化への所得制限が導入されました。これは、あなたの学びを社会全体で支えますという高校無償化制度の理念を根本から覆し、原則無償から原則有償へと大きく後退をさせるものです。そして、政府が2012年に留保を撤回した中等教育の漸進的無償化を定めた国際人権規約に違反をしています。憲法に定められた教育の機会均等の実現を目指し、努力するのが本来の政治の姿ではないでしょうか。

2013年度の公立高校生の教育費の負担状況調査では、授業料負担はないものの入学金、修学旅行積立金、学年費、PTA会費などの学校納付金や教科書、副教材、制服、実習用具などの各自購入費の負担があり、学校納付金については滞納者も出ているという結果でした。学校納付金と各自購入品の合計は、全日制男子が約18万7,000円、女子が約19万7,000円、定時制が男女とも約8万4,000円となっています。学区の拡大で遠距離通学者がふえ、通学費も高くなっています。高校無償化への所得制限の導入については、約95%が所得制限に反対、疑問と回答をしています。

非課税世帯の高校生に支給されている奨学給付金は増額されていますが、それ以上の自己負担があり、家計を圧迫している状況があります。母子家庭の平均年収は181万円、貧困率は54.6%です。

子どもの貧困が広がる中で、経済的な理由で学ぶ権利がおびやかされています。子どもたちが安心して学び、自分が希望する道に進学できる教育環境を整えることが急がれるのではないのでしょうか。

現在、OECD加盟国30カ国のうち、授業料無償が高校までが26カ国、給付制奨学金が26カ国で既に実施をされています。教育費無償化という世界の流れに合流し、教育を受ける権利を保障することが求められます。

以上の立場から、本意見書に賛成の意を表明し、討論とさせていただきます。

○議長（石川彰宏君） 討論はありませんか。

○議長（石川彰宏君） これで討論を終わります。

これから、意見書案第8号を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（石川彰宏君） 起立少数であります。よって、意見書案第8号は、否決されました。

次に、日程第20、閉会中の所管事務の調査についてを議題とします。

議会運営委員会、各常任委員会及び特別委員会から会議規則第112条の規定によって、お手元にお配りしました所管事務の調査事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。議会運営委員会、各常任委員会及び特別委員会から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（石川彰宏君） 異議なしと認めます。よって、議会運営委員会、各常任委員会及び特別委員会からの申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定しました。

日程第21、議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。議員派遣の件について、お手元にお配りしましたとおり議員の派遣をすることにしたいと思えます。ご異議ありませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（石川彰宏君） 異議なしと認めます。よって、議員派遣の件は、お手元にお配りしましたとおり派遣することに決定しました。

この際お諮りします。ただいま決定しました議員派遣の内容につきましては、諸般の事情により変更が生じる場合には議長に一任をお願いしたいと思えますが、これにご異議ございませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（石川彰宏君） 異議なしと認めます。そのように決定しました。

以上で今期定例会に付された事件は全て議了しました。

それでは、閉会に当たり一言ご挨拶申し上げます。

6月6日に開会いたしました平成28年第2回香美市議会定例会は、本日までの19日間でありましたが、議事運営に対しましては議員各位の格段のご協力を賜り、まことにありがとうございました。提出されておりました全議案等に対し慎重な審査と審議の結果を踏まえ、それぞれ適切な議決がなされ、予定の日程どおり議会が閉会することができましたことを厚く御礼申し上げます。

6月19日の午前0時に18歳選挙権が施行され、全国で240万人が新たに有権者になられ、6月22日公示、投開票7月10日の参議院選挙が初の投票になるわけであり、どれくらいの方が投票に行かれるかが気になるころでもございます。

また、1票の格差是正のため、隣県選挙区を統合した初の合区で行われる高知県と徳島県の選挙区の投票率の低下が懸念されるころでもあります。

九州地方には梅雨前線が停滞し、震災地に追い打ちをかけるように豪雨があり、被害が拡大しており、またお亡くなりになられた方もおいでになることとでございます。謹んでお見舞いを申し上げます。

本県も梅雨の真ただ中で、まだまだ梅雨は明けそうなものではございません。梅雨

明けと同時に暑い夏がやってきます。本年の夏は非常に暑いとの予報が出ておりますので、議員各位、執行部の皆さんには体には十分に注意していただき、今夏を乗り切っていただきたいと思っております。

これをおもひまして平成28年第2回香美市議会定例会の閉会のご挨拶といたします。どうもありがとうございました。

次に、市長から発言を求められておりますので、これを許します。市長、法光院晶一君。

○市長（法光院晶一君） 平成28年第2回香美市議会定例会閉会に臨み、ご挨拶を申し上げます。

6月6日に開会いたしました本定例会も、議長の円滑なる議会運営のもと本日をもって閉会の運びとなりました。

本定例会に上程いたしました報告7件、承認9件、議案6件につきましては、議員各位におかれましては、慎重なるご審議、適切なるご決定を賜りました。ここに厚く御礼を申し上げます。

また、一般質問では12名の議員の皆さんが立たれ、行政の姿勢をただされました。熊本地震の直後の議会でもあったことから、地震対策や防災対策などに関するご質問が多くありました。香美市におけるこれらの対策につきましては、残念ながらまだまだであるとの思いを強くいたしました。今後におきましては、被災地の実情、実態からよく学び、日ごろから実践的な取り組みに努め、点検を強化してまいりたいというふう存じます。

物部川流域観光活性化については、議会への情報提供に努め、積極的な姿勢で進めてまいりたいというふうにご存じますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

議会中でありましたけれども、6月7日、8日に第86回の全国市長会が開催され出席をいたしました。会議の終わりに多世代交流、共生のまちづくりに関する特別提言が決議されました。人口構造のゆがみと偏在化がある中、今後一気に高齢化が進むことによる困難な社会の到来を前提に暮らしやすい地域をつくる、活躍しやすい地域をつくるとの視点から、地方自治体の役割と責任を明確にした重要な決議で、提言であるというふうにご存じます。このような立場において議会の皆様と力を合わせ、積極的なまちづくりを推進してまいりたいと考えてるところでございます。

ところで、7月10日投票の参議院選挙がスタートいたしました。重要な国政選挙にもかかわらず、いまいち盛り上がり欠けるところから、さまざまな立場から危惧する声が聞かれます。合区の一有権者として、もっともっと政治を身近に感じられる選挙制度となることを強く求めるものであります。

梅雨明けはまだ少し先のようでありまして、議員の皆様にはくれぐれも体調を崩さないように十分に気をつけられまして、引き続き市民の皆さんの福祉の向上、地域振興のためにご尽力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。平成28年第2回香美市議会定例

会閉会に当たりましての私からのご挨拶とさせていただきます。

皆様どうもありがとうございました。

○議長（石川彰宏君）           ありがとうございました。

これをもって平成28年第2回香美市議会定例会を閉会いたします。

（午前10時34分 閉会）

地方自治法第123条第2項の規定による署名者

議 長

署名議員

署名議員

平成 2 8 年 第 2 回

香美市議会定例会会議録

卷 末 掲 載 文 書

平成28年第2回香美市議会定例会会期及び会議（審査）の予定表

会 期	月日(曜日)	会 議 等	
第1日	6日(月)	本会議	会議録署名議員の指名、会期の決定、 諸般の報告・議長の報告・特別委員長の報告 市長の行政の報告及び議案提案・提案理由の説明まで ただし、議案第44号は本会議方式で採決まで (議員協議会、森林・林業・林産業活性化推進香美市議会議員連盟総会)
第2日	7日(火)	休 会	【一般質問通告期限(午前10時)】 議案精査のため
第3日	8日(水)	休 会	〃
第4日	9日(木)	休 会	〃
第5日	10日(金)	休 会	〃
第6日	11日(土)	休 会	休日、議案精査のため
第7日	12日(日)	休 会	〃 〃
第8日	13日(月)	休 会	議案精査のため
第9日	14日(火)	本会議	一般質問① (行財政改革推進特別委員会)
第10日	15日(水)	本会議	一般質問② (定住人口増加促進特別委員会)
第11日	16日(木)	本会議	一般質問③ (会派代表者会議)
第12日	17日(金)	本会議	議案質疑～委員会付託 連合審査会(承認第2号) 総務常任委員会の審査 (承認第2・8・9・10号、議案第46号)
第13日	18日(土)	休 会	休日、議案精査のため
第14日	19日(日)	休 会	〃 〃
第15日	20日(月)	休 会	教育厚生常任委員会の審査(承認第5・6・7号、議案第45号)
第16日	21日(火)	休 会	産業建設常任委員会の審査(承認第3・4号)
第17日	22日(水)	休 会	議案審査整理のため
第18日	23日(木)	休 会	〃
第19日	24日(金)	本会議	議案採決(付託議案の報告～採決) 追加議案の提案(委員会付託を省略し、提案説明から採決まで)

## 委員会審査結果一覧表

### 1. 議案関係

事件の番号	件名	所管委員会	審査結果	備考
承認第2号	専決処分事項の承認を定めることについて 平成27年度香美市一般会計補正予算（第8号）	総務常任委員会	原案承認	全員賛成
承認第3号	専決処分事項の承認を定めることについて 平成27年度香美市簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）	産業建設常任委員会	原案承認	全員賛成
承認第4号	専決処分事項の承認を定めることについて 平成27年度香美市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）	産業建設常任委員会	原案承認	全員賛成
承認第5号	専決処分事項の承認を定めることについて 平成27年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第4号）	教育厚生常任委員会	原案承認	全員賛成
承認第6号	専決処分事項の承認を定めることについて 平成27年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第4号）	教育厚生常任委員会	原案承認	全員賛成
承認第7号	専決処分事項の承認を定めることについて 香美市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について	教育厚生常任委員会	原案承認	賛成多数
承認第8号	専決処分事項の承認を定めることについて 香美市税条例等の一部を改正する条例の制定について	総務常任委員会	原案承認	全員賛成
承認第9号	専決処分事項の承認を定めることについて 香美市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について	総務常任委員会	原案承認	全員賛成
承認第10号	専決処分事項の承認を定めることについて 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正する条例の制定について	総務常任委員会	原案承認	全員賛成

事件の番号	件名	所管委員会	審査結果	備考
議案第45号	平成28年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第1号）	教育厚生常任委員会	原案可決	全員賛成
議案第46号	香美市地域公共交通事業に関する条例の一部を改正する条例の制定について	総務常任委員会	原案可決	全員賛成

発議第 5 号

香美市産業振興条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第 1 1 2 条及び香美市議会会議規則第 1 4 条の規定により提出します。

平成 2 8 年 6 月 2 4 日提出

香美市議会議長 石 川 彰 宏 殿

提出者 香美市議会議員 織 田 秀 幸

賛成者 " 山 本 芳 男

賛成者 " 山 崎 龍太郎

賛成者 " 小 松 孝

賛成者 " 甲 藤 邦 廣

賛成者 " 小 松 紀 夫

## 香美市産業振興条例の一部を改正する条例

香美市産業振興条例（平成28年香美市条例第24号）の一部を次のように改正する。

第10条の見出し中「産業振興推進審議会」を「産業振興推進委員会」に改め、同条第1項中「香美市産業振興推進審議会（以下「審議会」という。）」を「香美市産業振興推進委員会（以下「委員会」という。）」に改め、同条第2項中「審議会」を「委員会」に改め、同条第3項中「審議会」を「委員会」に、「評価検証を行い改善に努めるとともに、その内容を議会に報告するものとする」を「評価及び検証を行い、改善に努める」に改める。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

### 提案理由

産業振興推進審議会の名称等の変更。

意見書案第 6 号

核兵器なき世界に向けて政府の主体的行動を求める意見書の提出について

地方自治法第 99 条の規定により、衆・参両議院議長及び内閣総理大臣並びに関係各大臣に対し下記の意見書を提出します。

平成 28 年 6 月 24 日提出

香美市議会議員 石川 彰 宏 殿

提出者 香美市議会議員 大 岸 眞 弓

賛成者                   "                   依 光 美代子

賛成者                   "                   織 田 秀 幸

核兵器なき世界に向けて政府の主体的行動を求める意見書（案）

「核兵器を使用したことのある唯一の核兵器保有国として、米国は行動する道義的責任がある」としたオバマ米大統領が、現役大統領として初めて広島を訪問しました。「核兵器のない世界」へと進む特筆すべき出来事です。

核兵器は人道的立場からも廃絶されるべきもので、核保有国は核抑止力の論理から脱却しなければなりません。

近年、核兵器の小型化やテロ組織への核拡散なども懸念され、国際社会はこれ以上の核の広がりや増強を阻止すべく、すべての国が参加しての法的枠組みの成立を望んでいます。

よって政府は、国際社会に対して、核兵器廃絶に向けた機運の醸成と国際条約締結を目指して、主体的な努力をすることを強く要望します。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出します。

平成28年6月24日

衆議院議長	大島理森	殿
参議院議長	山崎正昭	殿
内閣総理大臣	安倍晋三	殿
総務大臣	高市早苗	殿
外務大臣	岸田文雄	殿
防衛大臣	中谷元	殿

高知県香美市議会議長 石川彰宏

## 意見書案第7号

### 地方財政の拡充を求める意見書の提出について

地方自治法第99条の規定により、衆・参両議院議長及び内閣総理大臣並びに関係各大臣に対し、下記の意見書を提出します。

平成28年6月24日提出

香美市議会議長 石川彰宏 殿

提出者	香美市議会議員	大岸真弓
賛成者	〃	依光美代子
賛成者	〃	織田秀幸

### 地方財政の拡充を求める意見書（案）

人口減少社会の中でも、地方自治体が住民福祉の増進という本来の使命を果たし、安定的に行政サービスを提供するためには、持続的な財政基盤の構築と、地方財政の健全化を図ることが重要です。しかし、地方財政計画における過去10年間の歳出の推移を見ると、子育てや高齢化、雇用や防災などの行政需要や社会保障経費の増大にも関わらず、歳出総額の伸びは抑制されています。

地方財政審議会において「社会保障等の対人サービスの適切な提供にはマンパワーの確保が重要である。今後、少子高齢化への対応や社会的に支援が必要な人々へのきめ細かな対応がますます求められる」、「地方公務員の数を減らすことは限界にきている」との意見があるように、少子高齢化が加速度的に進行する本市にとっても、マンパワーの確保は、とりわけ重要な問題です。

よって、地方財政については「総額で前年度と同水準を確保する」にとどまらず、地方の歳出の拡大が可能となるような措置が必要です。

しかしながら地方交付税を算定する単位費用を、民間委託を進める低コスト団体に

合わせる「トップランナー方式」の導入、「まち・ひと・しごと創生事業費」に「行革」努力を反映する地方交付税の算定を継続しようとしています。地方交付税は地方共有の固有財産であり、算定は「標準的条件を備えた地方団体、合理的かつ妥当な水準において地方行政を行う場合、または標準的な施設を維持する場合に要する経費を基準」として行うものです。コスト削減を進める自治体の経費を基準にするのは、小規模市町村の実態を踏まえないものです。

よって国におかれては、住民と地域の安心・安全を支えている地方自治体はその使命を十分に果たせるよう、下記の事項の実現を強く要望します。

## 記

1. 地方交付税の法定率の引き上げなど地方財政の拡充をはかること。
2. 地方交付税の財源保障機能・財政調整機能を堅持し、国の政策誘導の手段として用いることは行わないこと。人口減少団体にも配慮した算定方法とすること。
3. 地方の状況を考慮し自治体職員の削減や、アウトソーシングを押し付けないこと。
4. 教職員等の定数改善、人材と財源の充実・確保を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成28年6月24日

衆議院議長	大島理森	殿
参議院議長	山崎正昭	殿
内閣総理大臣	安倍晋三	殿
財務大臣	麻生太郎	殿
総務大臣	高市早苗	殿

高知県香美市議会議長 石川彰宏

意見書案第 8 号

国の教育予算を増やして「高校無償化」を復活し、  
給付制奨学金の確立を求める意見書の提出について

地方自治法第 99 条の規定により、衆・参両議院議長及び内閣総理大臣並びに関係  
各大臣に対し、下記の意見書を提出します。

平成 28 年 6 月 24 日提出

香美市議会議長 石川 彰 宏 殿

提出者	香美市議会議員	濱 田 百合子
賛成者	〃	大 岸 眞 弓
賛成者	〃	山 崎 晃 子

国の教育予算を増やして「高校無償化」を復活し、  
給付制奨学金の確立を求める意見書（案）

「高校無償化」への所得制限を導入する「高等学校等就学支援金制度」が 3 年目を  
迎えました。高校授業料に所得制限を設けることは、教育の機会均等に反するもので  
あり廃止すべきものです。それが実現するまでは、少なくとも、所得制限によって徴  
収された財源は、高校生の教育費負担軽減のために活用されなければならないと考え  
ます。

非課税世帯の高校生に支給される「就学給付金」については、第 2 子と同額になら  
なかったものの、第 1 子の給付額、国公立 3 万 7, 4 0 0 円が 5 万 9, 5 0 0 円、私立  
3 万 9, 8 0 0 円が 6 万 7, 2 0 0 円へと増額されました。実質的な給付制奨学金とな  
っていますが、その財源は、年収 9 1 0 万円以上程度の世帯の高校生から徴収した授  
業料です。

学ぶ権利を保障するため、世界でも例のない「高校授業料への所得制限導入」は直ちに中止し、教育予算を増やした上で、「高校無償化」を復活し、「奨学給付金」を拡充して給付制奨学金を確立していくことが求められます。

よって、国におかれては、以下の事項について取り組んでいただくよう強く要望します。

## 記

1. 国は、教育予算を増やして「高等学校等就学支援金」への所得制限をやめて「高校無償化」を復活させること
2. 国は、教育予算を増やして「奨学給付金」を拡充して、高校生への給付制奨学金を確立すること

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成28年6月24日

衆議院議長	大島理森	殿
参議院議長	山崎正昭	殿
内閣総理大臣	安倍晋三	殿
財務大臣	麻生太郎	殿
総務大臣	高市早苗	殿
文部科学大臣	馳	浩殿

高知県香美市議会議長 石川彰宏

平成28年6月香美市議会定例会議決一覧表

1. 議案関係

事件の番号	件名	議決結果	議決年月日
承認第2号	専決処分事項の承認を求めることについて 平成27年度香美市一般会計補正予算(第8号)	原案承認	28. 6. 24
承認第3号	専決処分事項の承認を求めることについて 平成27年度香美市簡易水道事業特別会計補正予算(第4号)	原案承認	28. 6. 24
承認第4号	専決処分事項の承認を求めることについて 平成27年度香美市公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)	原案承認	28. 6. 24
承認第5号	専決処分事項の承認を求めることについて 平成27年度香美市国民健康保険特別会計(事業勘定)補正予算(第4号)	原案承認	28. 6. 24
承認第6号	専決処分事項の承認を求めることについて 平成27年度香美市介護保険特別会計(保険事業勘定)補正予算(第4号)	原案承認	28. 6. 24
承認第7号	専決処分事項の承認を求めることについて 香美市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について	原案承認	28. 6. 24
承認第8号	専決処分事項の承認を求めることについて 香美市税条例等の一部を改正する条例の制定について	原案承認	28. 6. 24
承認第9号	専決処分事項の承認を求めることについて 香美市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案承認	28. 6. 24
承認第10号	専決処分事項の承認を求めることについて 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案承認	28. 6. 24
議案第44号	平成28年度香美市一般会計補正予算(第1号)	原案可決	28. 6. 6
議案第45号	平成28年度香美市国民健康保険特別会計(事業勘定)補正予算(第1号)	原案可決	28. 6. 24
議案第46号	香美市地域公共交通事業に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	28. 6. 24
議案第47号	香美市立老人憩いの家の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	28. 6. 24
議案第48号	平成28年度香美市一般会計補正予算(第2号)	原案可決	28. 6. 24
議案第49号	香美市防災行政無線デジタルシステム(同報系)整備工事に係る請負契約の締結について	原案可決	28. 6. 24
発議第5号	香美市産業振興条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	28. 6. 24
意見書案第6号	核兵器なき世界に向けて政府の主体的行動を求める意見書の提出について	原案可決	28. 6. 24
意見書案第7号	地方財政の拡充を求める意見書の提出について	原案可決	28. 6. 24

事 件 の 番 号	件 名	議 決 結 果	議 決 年 月 日
意見書案 第 8 号	国の教育予算を増やして「高校無償化」を復活し、給付制奨学金の確立を求める意見書の提出について	原案否決	28. 6. 24